

放送大学審査学位論文（博士）

無形文化遺産保護条約と国内法に関する研究
—同条約第2条の「無形文化遺産」定義規定
の分析を踏まえて—

放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻
博士後期課程社会経営科学プログラム
2019年度入学

石野 利和
2022年3月 授与

目 次

序章 本研究の意義と方法	6
第1節 本研究の背景と目的	6
第1款 本研究の背景	6
第2款 本研究の目的	10
第2節 先行研究と問題の所在	11
第1款 先行研究	11
第2款 問題の所在	12
第3款 法的論点	13
第3節 本研究の方法と構成	14
第1款 本研究の方法	14
第2款 本研究の構成	17
第1章 無形文化遺産保護条約における「無形文化遺産」	20
第1節 ユネスコ等における「無形文化遺産」等の定義の変遷	20
第1款 はじめに	20
第2款 フォークロア (folklore) の保護	20
第3款 総合的な観点からのフォークロアの保護	23
第4款 無形文化遺産保護の議論に影響を与えた国際的な動き	26
第5款 ユネスコ・スミソニアン国際会議	30
第6款 無形文化遺産保護条約に向けた動き	31
第2節 無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する先行研究	41
第1款 はじめに	41
第2款 日本政府の解釈	41
第3款 第2条1に関する先行研究	44
第4款 「コミュニティ」に関する先行研究	48
第5款 第2条2に関する先行研究	52
第6款 我が国の国内法との関係に関する先行研究	56
第3節 無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する考察	57
第2章 我が国の文化財保護法における「無形の文化財」	62
第1節 文化財保護法における「無形の文化財」	62
第1款 はじめに	62
第2款 文化財保護法に三類型が規定された経緯	62
第3款 文化財保護法に規定する三類型	71

第4款	三類型の具体的な分野	75
第5款	「民俗文化財の手びき—調査・収集・保存・活用のために—」	77
第2節	「和食：日本人の伝統的な食文化」について	82
第1款	代表一覧表記載の経緯	82
第2款	「和食：日本人の伝統的な食文化—正月を例として—」の概要	83
第3款	「和食」が代表一覧表に記載された背景	85
第3節	文化財保護法における「無形の文化財」に関する考察	88
第1款	「無形の文化財」の範囲について	88
第2款	「無形の文化財」の保持者について	89
第3款	代表一覧表への我が国からの提案について	90
第4款	「無形の文化財」に関する検討結果の要点	91
第3章	無形文化遺産保護条約に基づく代表一覧表	
	記載案件の分析	93
第1節	はじめに	93
第2節	研究方法	94
第1款	分析方法	94
第2款	分析に当たっての問題意識	95
第3節	無形文化遺産の「分野」の範囲について	96
第1款	概要	96
第2款	生活文化関係	97
第3款	文化財保護法に規定する文化財関係	98
第4節	無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲について	105
第1款	「コミュニティ」について	105
第2款	代表一覧表の分析結果	106
第5節	考察	110
第1款	無形文化遺産の「分野」の範囲	110
第2款	無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲	112
第4章	外国法の比較研究	115
第1節	はじめに	115
第2節	韓国における無形文化遺産保護法制	117
第1款	はじめに	117
第2款	文化遺産保護法制の変遷	118
第3款	無形文化遺産保護振興法の制定	121
第4款	無形振興法制定の背景	125

第5款	考察	127
第3節	中国における無形文化遺産保護法制	130
第1款	はじめに	130
第2款	無形文化遺産法に至る経緯	131
第3款	無形文化遺産法の概要	133
第4款	無形文化遺産法の評価と考察	137
第4節	フィンランドにおける無形文化遺産保護	140
第1款	はじめに	140
第2款	フィンランド施行法令の概要	141
第3款	無形文化遺産に関する他の法律及び施策	141
第4款	考察	142
第5節	先行研究	142
第1款	Åbelle(2020)論文	142
第2款	Petrillo(2019)論文	147
第3款	考察	150
第6節	「無形文化遺産」の定義と「コミュニティ」に関する考察	151
第5章	無形文化遺産保護条約と国内法との抵触関係	153
第1節	国内法秩序における国際法	153
第1款	はじめに	153
第2款	国際法の国内的効力	153
第3款	国際法の直接適用可能性及び間接適用	155
第4款	国際法の国内的秩序	160
第5款	国内法秩序における国際法に関する主な要点	165
第2節	無形条約と国内法との抵触関係について	166
第1款	はじめに	166
第2款	無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の 「無形の文化財」の範囲の違い	168
第3款	無形条約の「無形文化遺産」の定義が幅広いことに 起因する法的課題	170
第4款	無形条約の間接適用	171
第5款	無形条約と国内法の抵触関係	176
第6款	抵触関係を解消するための法的整備	179
終章	結論	187
第1節	本研究の成果	187

第1款	本研究の法的論点	187
第2款	無形条約の「無形文化遺産」の定義規定	187
第3款	我が国の文化財保護法における「無形の文化財」	189
第4款	無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の 「無形の文化財」との比較	191
第5款	外国法の比較研究	193
第6款	無形条約と国内法との関係	194
第2節	今後の研究課題	197
謝辞		199

附録

代表一覧表リスト(2009年～2019年)

引用・参考文献

序章 本研究の意義と方法

第1節 本研究の背景と目的

第1款 本研究の背景

1. ユネスコと世界遺産条約

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)は、教育、科学、文化、コミュニケーションを所掌分野とする国連の専門機関であり、本部はフランス・パリにある。我が国は1951(昭和26)年にユネスコに加盟したが、これは我が国にとって戦後最初の国際機関への加盟である¹。

ユネスコの文化分野の事業の中で最も有名であり、成功したとされる事業が、世界遺産条約(世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約²)である。世界遺産条約は、1972(昭和47)年11月の第17回ユネスコ総会において採択され、1975(昭和50)年12月に発効した。2020年10月時点の締約国数は194か国で、我が国は1992(平成4)年6月に批准した。

同条約は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊から保護し、保存するために国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としている。保護の対象となる文化遺産は、記念工作物、建造物群及び遺跡であり、有形の文化遺産である。同条約の中心となる事業は、世界遺産一覧表の作成であり、「顕著な普遍的価値(OUV、Outstanding Universal Value)³」を有する文化遺産及び自然遺産を対象に世界遺産一覧表を作成している。世界遺産一覧表記載案件数は、2021(令和3)年11月現在で1154件(文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件)であり、我が国の記載案件数は25件(文化遺産20件⁴、自然遺産5件)である。

しかしながら世界遺産一覧表の記載案件数⁵は欧米に偏重しており、また開発途上国において無形文化遺産が急速に失われつつあることから、「無形」に

¹ 七海(2012、p.18)、我が国が国際連合に加盟したのは1956(昭和31)年。

² Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (1972.11.6採択)

³ 世界遺産一覧表への記載条件は、他に「真正性(Authenticity)」、「完全性(Integrity)」及び適切な保護管理体制である。(世界遺産条約履行のための作業指針(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention))

⁴ 最新の記載案件は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」(2021(令和3)年記載)である。

⁵ 文化庁「世界遺産に関する基礎データ集(令和2年3月)」によれば、2019(令和元)年7月現在、欧州・北米諸国531件、アジア・太平洋諸国269件、ラ米・カリブ諸国143件、アフリカ諸国96件、アラブ諸国86件である。

については開発途上国に存在する豊かな文化遺産を世界的に認知させるべきという考え方に後押しされ、ユネスコにおいて無形文化遺産保護条約の交渉が開始された⁶。

2. 無形文化遺産保護条約の概要

「無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)」(略称「無形文化遺産保護条約」、以下「無形条約」という)は、2003(平成15)年10月17日にパリのユネスコ本部で開催された第32回ユネスコ総会において採択され、2006(平成18)年4月20日に発効した。我が国は同条約の作成に当たって、すでに「文化財保護法」をもち無形文化財の保護に努めてきた先進的な国として、条約推進派の中心となって交渉をリードしたと指摘されている⁷。我が国は、2004(平成16)年5月19日に無形条約批准の国会承認がなされ、6月15日に受託書をユネスコに寄託した。2006(平成18)年4月14日に無形条約は公布及び告示された。我が国は世界で3番目の批准国であり、2020(令和2)年12月現在の締約国数は180か国である。

無形条約は、前文において「文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮し」、さらにコミュニティ等が無形文化遺産の創出、保護等に重要な役割を果たすことにより「文化の多様性及び人類の創造性を高めることに役立っていることを認識」と述べ、第1条では条約の目的として以下の4点を挙げている。

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会⁸、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保す

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/4_02/pdf/92581401_11.pdf) (2021.11.1 最終確認、以下同じ)

⁶ 「CONVENTION FOR THE SAFEGURADING OF THE INTANGIBLE CULTURAL HERITAGE 無形文化遺産の保護に関する条約 (平成16年5月) 外務省」(以下「外務省(2004)」という。p.7)

⁷ 河野(2004、p.39)、岩崎(2012、p.93)

⁸ 政府仮訳では”communities”を「社会」と訳しているが、七海(2012、p.159)、俵木(2018、p.285)などの先行研究は、「コミュニティ」と訳しており、本論文においても以下「コミュニティ」とする。

ることの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
(d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

本研究の研究対象とする無形条約第 2 条に規定する「無形文化遺産」の定義は、以下のとおり(政府仮訳による)である。

第 2 条 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1 に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

第 2 条 1 に規定する「無形文化遺産」の定義において重要な要素は、「社会(コミュニティ)、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」という点であり、無形文化遺産の認定及び保護に当たり、コミュニティが重要な役割を果たすとされる¹⁰。

具体的な保護措置としては、国内における保護措置と国際的な保護措置を規定している。国内における保護措置としては、締約国は、①無形文化遺産の認定(第 11 条)及び目録の作成(第 12 条)が義務づけられているほか、②無形文化遺産の保護に責任を有する当局の指定及び調査・研究(第 13 条)並びに人材育成及び国民の意識の向上(第 14 条)等、無形文化遺産の保護のための措置をとるよう努めることが規定されている。また国際的な保護措置としては、①締約国の代表からなる政府間委員会を設置(第 5 条)し、「人類の無形文化遺産の代

¹⁰ Blake(2006、p.35)、七海(2012、pp.159-161)

表一覧表（以下「代表一覧表」という）」（第 16 条）及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産一覧表」（第 17 条）を作成すること、②専門家の派遣、必要な人材の訓練、機材及びノウハウの提供等の国際的援助（第 21 条）を行うため、締約国の分担金及び拠出金からなる無形文化遺産の保護のための基金を設立（第 25 条）すること、などが規定されている。

無形条約の主要な事業の一つは、無形文化遺産の代表一覧表の作成である。代表一覧表は、「無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励する」（無形条約第 16 条 1）ことを目的として、各国の提案に基づき作成される。2013（平成 25）年に「和食：日本人の伝統的な食文化」が代表一覧表に記載された際に大きく報道されたように、我が国の一般の人びとにも強い関心もたれている。2021（令和 3）年 4 月時点で、我が国の代表一覧表記載案件は 22 件¹¹、世界全体では 492 件である。

3. 無形条約と国内法との関係

我が国においては、条約は国家の国内的手続きを経て公布されると条約そのものがその時点から国内的効力をもつとみなされる一般的受容の方式を取っている¹²。また憲法第 98 条第 2 項が、条約及び確立された国際法規の誠実遵守義務を規定しており、国会承認条約の場合、国内法の秩序の中で法律よりも上位にあるとされている¹³。このため、条約を批准する際には、既存の国内法の調査を徹底的に行い、当該条約に違反するような国内法規がある場合には、事前にそれを改廃するのが一般的であるとされる¹⁴。

無形条約は国会承認条約である。同条約の批准に当たり国内法規の改廃がなされたどうかを確認するために、筆者は 2019（平成 31）年 1 月 7 日付で外務省に対して、「第 159 国会（平成 16 年）において『無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承諾を求める件』（条約第 5 号）を提出し国会審議を受けるにあたり、審議に備えて外務省において事前に作成された質疑応答に関する文書」に関し、行政文書の開示請求を行った。同開示請求に対し、2019（平成 31）年 3 月 8 日付で開示された行政文書は、「外務省（2004）」（全 255 ページ）である。外務省（2004、p. 60）は、「この条約の実施のための国内措置如何。」と

¹¹ 最新の記載案件は、「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」（2020（令和 2）年記載）である。

¹² 柳原（2019、pp.56-57）

¹³ 柳原（2019、p.61）

¹⁴ 柳原（2019、pp.61-62）

の間に対し、「この条約が定める国内措置については、我が国においては、文化財保護法及び文化芸術振興基本法、独立行政法人文化財研究所法、独立行政法人日本芸術文化振興会法により確保されているので、この条約の締結にあたって新たな国内立法措置は必要としない。」と記している。

筆者は、上記行政文書の開示請求を行った際に別の行政文書についても外務省に対して開示請求を行った。すなわち「第 159 国会(平成 16 年)において、無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承諾を求めるの件(条約第 5 号)を提出するに当たり、『無形文化遺産の保護に関する条約の説明書¹⁵』(平成 16 年 2 月、外務省)が作成されている。同説明書三(1)において、『この条約の実施のためには、新たな立法措置は必要としない。』と記載されている。このような記載をする際は、事前に内閣法制局にその記載理由を説明されるのが通例であるが、外務省が内閣法制局に説明する際に使用された文書」である。同開示請求に対し、上記文書と同日付で開示された行政文書は、『無形文化遺産の保護に関する条約』の締結について(法制局説明資料)(平成 16 年 5 月 21 日)(全 5 ページ)であり、同説明文書「4. 国内措置」において、「この条約を実施するために新たな立法措置の必要はない。」と記している。ただし、なぜ新たな立法措置の必要はないのかについての記述はない。上記に述べた外務省(2004、p. 60)に基づいた説明がなされたと推測される。

以上のように、2004(平成 16)年に我が国の批准に当たって国会承認を求めた際には、無形条約を実施するために新たな立法措置の必要はなく、当時の国内法、すなわち文化財保護法、文化芸術振興基本法、独立行政法人文化財研究所法及び独立行政法人日本芸術文化振興法により必要な国内措置は担保されているというのが政府の見解であった。また新たな立法措置の必要はないとの政府見解に疑問を呈する先行研究は見当たらない。

第 2 款 本研究の目的

外務省(2004、p. 38)は、無形条約の「無形文化遺産」について、我が国では文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」が該当すると記している。

無形文化遺産代表一覧表への記載は、2008 年から開始された。ただし、2008 年に記載された 90 件は、無形条約の効力が発生する前に、2001 年、2003 年及び 2005 年の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作¹⁶」として宣言された案件が、無形条約第 31 条 1 の規定に基づき、代表一覧表に記載されたものである。

¹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5b.pdf

¹⁶ 第 3 章第 1 節において詳しく述べる。

このため、無形条約の規定に基づく記載基準を満たした無形文化遺産が代表一覧表に記載されるのは、2009年からである。

代表一覧表への記載など無形条約の運用が進展する中で、無形条約の「無形文化遺産」に関する定義の広がりが見受けられるとの指摘が、国の審議会においてなされるようになった。すなわち、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会資料「ユネスコ無形文化遺産への当面の対応—『来訪神』以降の対応について—」¹⁷(2017(平成29)年2月22日、以下「来訪神以降の対応」という)は、以下のように述べている。

「茶道や華道、書道、和裁、盆栽などの生活文化にかかる案件については、これまで明確な対象としてこなかったが、条約の運用がなされていく中で、『無形文化遺産』に関する定義の広がりも見受けられる。そのため、今後は、文化財保護法上の文化財等に加えて、これらの案件についても、我が国の文化の中で共有され、受け継がれてきた無形文化遺産として位置づけるための調査研究を行い、提案対象とすることを検討すべきである。」

上記のように無形条約の無形文化遺産に関する定義の広がりが見受けられるとの指摘がなされたが、具体的にどのように定義の広がりが見られるのか、さらには無形文化遺産の定義の広がりが見られる場合、「新たな立法措置の必要はない」との政府見解に影響を及ぼすような無形条約と国内法との間に抵触関係が生じていることはないのか、との問題意識をもち、本研究を進めた。本研究の目的は、これらの問題を検討し、明らかにすることである。

第2節 先行研究と問題の所在

第1款 先行研究

上記のように外務省(2004, p. 38)は、無形条約の「無形文化遺産」について、我が国では文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」が該当すると記している。しかしながら、無形条約の無形文化遺産の定義は、我が国の文化財制度による無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術より広範な範囲を含んでいると指摘する先行研究は多い。

¹⁷ 「ユネスコ無形文化遺産への当面の対応—『来訪神』以降の対応について—」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/mukeitokubetsu/5_02/pdf/r1393168_02.pdf)

例えば、七海(2013、pp. 73-75)は、条約の無形文化遺産は我が国の文化財の範囲をはるかに超えて幅広く、たとえば、代表リストには「鷹狩」や「中国の書道」が記載されているが、鷹狩も書道も、日本の制度上では文化財には当たらないと述べている。さらに我が国では文化財の範疇に入らない領域、例えば農林水産、教育、スポーツ、環境と資源、医療、天文・気候、料理に関する伝統、自然に関する知識も無形条約では無形文化遺産としてカバーされ得ると指摘している。

また Akagawa (2015、p. 134)は、無形条約の無形文化遺産の定義は、我が国の制度下の3つの分類(無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術)よりも幅広い分野をカバーしていると指摘し、無形条約と我が国の制度の違いは我が国が条約を実施していくうえで課題を投げかけていると述べている。

俵木(2018b、p. 15)は、我が国では行政的には無形条約の無形文化遺産と国内の文化財(無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術)をほぼ同一視し、一連のものとして対応しているが、それぞれの概念や目的とすることに大きな違いがあるという認識が重要であると指摘している。俵木は、とくに顕著な相違点として「日本の無形の文化財が、伝統的に形成されたわざや、個々のわざが集合したものとしての行事や芸能の様式を可能な限り保存するというアイデアが根底にあるのに対し、ユネスコの無形文化遺産保護では今世紀に入って、様式の変化も含めてコミュニティの人びとが伝統文化を、世代を超えて伝えていくというプロセスそのものを保護するというアイデアを採用しているということである。」と述べている。

さらに宮田(2008a、p. 9)も、我が国の無形文化遺産はかなり幅広い範囲を含んでいるが、条約の中で無形文化遺産と定義されているものとはかなり広さにおいて違いがあると指摘し、条約の無形文化遺産の定義には、日本の無形文化遺産の三種類(無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術)は当然含まれるが、我が国が今まで実績として手を付けていなかった部分も、世界においては非常に幅広く無形文化遺産として考えられていると述べている。

なお Cang(2007、p. 47)は、我が国の場合、無形文化遺産は、少なくとも公式には無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術が該当すると述べている。

これらの先行研究は、七海を除いて、抽象的に違いを指摘しているが、具体的・実証的にどのように違い、どのように無形条約の無形文化遺産の方が我が国の無形の文化財(無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術)と比べて幅広い分野をカバーしているのかは、明確ではない。

第2款 問題の所在

上記のように先行研究の多くは、無形条約の無形文化遺産の定義は、我が国の文化財制度による無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術より広範な範囲を含んでいると指摘するが、これらの先行研究の多くは抽象的に論じるのみであり、必ずしも具体的・実証的に無形条約の無形文化遺産と我が国の文化財制度による無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術を比較して、無形条約の無形文化遺産がどのように違い、どのように幅広い分野を含んでいるのかを明らかにしてはいない。なお七海は具体的な領域の違いを指摘しているが、第2章第3節で述べるように、我が国の文化財保護法に規定する文化財はかなり広い範囲を包含しており、七海が指摘する領域も概ね我が国の文化財に含まれるものであり、七海の指摘は必ずしも正確とは言えない。

また無形条約の無形文化遺産の定義が、我が国の文化財制度による無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術より広範な範囲を含んでいるのであれば、そのことに起因して無形条約と国内法との抵触関係の問題が生じるのではないかと考えられる。すなわち我が国では文化財保護法が、無形条約により求められる国内措置の基本となる法律であるが、文化財保護法に規定する文化財の範囲が、無形条約に規定する無形文化遺産の範囲より狭い場合、必要となる国内措置を満たしていないことになると考えられる。

しなしながら、無形条約の無形文化遺産の定義が、我が国の文化財より広範な範囲を含んでいると述べる先行研究の中で、そのことに起因して、現行の国内法は無形条約によって求められる必要な国内措置を担保していないではないか、との論点に言及した先行研究は見当たらない。すなわち、我が国が無形条約を批准した際には、当時の国内法で必要な国内措置は担保されており、新しい立法措置は必要としないというのが政府見解であったが、この見解の見直しが必要ではないのかという論点が、筆者が考える問題の所在である。

第3款 法的論点

以上述べたことをまとめると筆者が考える法的論点は、次の2点である。

第1点は、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義は、文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術と比較して、具体的にどのように範囲が広いのか、という点である。範囲の広さを分析するに当たり、「分野」の観点に加え、「無形文化遺産」の特定及び保護に当たり重要な役割を果たす「コミュニティ」の観点に着目する。すなわちどのような「分野」が「無形文化遺産」に含まれるのか、どのような「コミュニティ」が「無形文化遺産」の定義に含まれるのか、という点である。

第2点は、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義が、文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術よりも範囲が広い

場合、我が国の国内法は無形条約が求める締約国の国内措置の義務を満たしていないのではないか、満たしていない場合どのような法的整備が必要になるのか、という点である。

第3節 本研究の方法と構成

第1款 本研究の方法

1. 代表一覧表記載案件の分析

第1章第2節で述べるように、Scovazzi (2015, p. 106)は、無形条約に基づく代表一覧表等の分析作業によって、無形条約第2条1に規定する「無形文化遺産」の定義の解釈を明確化できると述べている。またこの分析作業は、条約法に関するウィーン条約(以下「条約法条約」という。)第31条3(b)の規定、すなわち「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」との条約の解釈に関する一般的な原則にも沿うものであると指摘している。

このことを踏まえ、筆者も代表一覧表記載案の分析作業を行うことにしたい。代表一覧表への記載については、無形条約第16条2に基づく基準、すなわち「無形文化遺産保護条約の実施のための運用指示書¹⁸(以下「運用指示書」という。)に規定する5項目の記載基準を全て満たしていることが求められる。同記載基準の一つは、「R1:申請案件が無形条約第2条に定義された『無形文化遺産』に該当すること。」である。このため、代表一覧表に記載されている案件を分析することは、無形条約第2条に規定する無形文化遺産の定義の内容を具体化・明確化することに寄与すると考えられる。

具体的な分析に当たっては、代表一覧表記載案件に関し各国から提案された申請書¹⁹の中で、無形文化遺産の定義に関係すると考えられる項目(「B. 案件の名称」、「C. コミュニティ、集団等の名称」、「D. 案件の地理情報」、「1. 案件の分野、案件の概要、案件の擁護者(bearer)及び実行者(practitioner)」)を整理する。筆者の分析方法の特徴は、我が国の文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術との比較を実証的に行うため、代表一覧表記載案件のそれぞれに関し、我が国の文化財保護法にあてはめた場合に無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術のいずれの文化財に該当するか、あるいはこれらに該当しない案件があるのか、について分析を行い、整理する点にある。この分析作業により、具体的・実証的に無形条約に規定す

¹⁸ Operational Directives for the Implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (<https://ich.unesco.org/en/directives>)

¹⁹ ユネスコ HP(<https://ich.unesco.org/en/lists>)より入手した。

る無形文化遺産がどのように範囲が広いのかを、我が国文化財保護法に規定する無形文化財等と比較して明確化しようとするものである

本研究の分析対象をした案件は、代表一覧表記載案件のうち、2009(平成21)年から2019(令和元)年までに記載された373件である。

2. 本研究の理論的枠組み

(1) 法的論点の第2点、すなわち、無形条約に規定する無形文化遺産の定義が、文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術よりも範囲が広い場合、我が国の国内法は無形条約が求める締約国の国内措置の義務を満たしていないのではないか、満たしていない場合どのような法的整備が必要になるのか、という点は、国際法と国内法の関係に関する研究分野の課題である。特に国内法秩序における国際法の問題に関する課題である。

国内法秩序における国際法の問題は、次の3つの問題に分けて説明されるのが現状では一般的とされる²⁰。すなわち①国際法の国内的効力の問題、②国際法の直接適用可能性の問題、③国際法の国内的秩序の問題、である。本研究においては学説及び判例を整理した上で、我が国の国内法が、無形条約が求める国内措置の義務を満たしているかどうかについて分析し、満たしていない場合の法的整備の内容について具体的に提言を行う。

本研究は次の2点の特徴を有していると考えている。

第1に条約の国内実施に関し既存法を国内実施法と位置付けた場合に生じ得る「ずれ」の問題である。増沢(2010、p.218)は、国際環境条約の国内実施に関し、「既存法を国内実施法と位置付ける場合、既存国内法は国内環境保全等を目的として固有の問題意識や必要性に応じて制定されたものであるから、『後から』登場した条約とその意図や規制の考え方が完全に一致することは期待しにくい。条約と国内実施法との間に目的のずれや視点の違いが存在する場合、国内法の運用過程において異なる視点間で摩擦が生じる、あるいは国内法の従来解釈運用が条約の視点によって何らかの影響を受ける、といった可能性があるように思われる。」と述べている。無形条約と国内法の間についても、文化財保護法等の既存国内法が無形条約の国内実施法と位置付けられたものであり、同じ問題が生じる可能性がある²¹。

²⁰ 柳原(2019、pp.55-56)

²¹ 「ずれ」の問題について、菅(2015、p.304)は次のように述べている。「ユネスコの『遺産』制度が世界を席卷する以前に、すでに日本には『文化財』制度が存在した。そのため日本政府は、国内の伝統文化の保護政策においては、文化財保護法(1950年施行)に基づく既存の文化財制度と『遺産』制度を二重構造的に接ぎ木するという苦肉の策に出た。一方、

ここで代表一覧表への申請に関連して発生した「ずれ」の具体例について述べてみたい。我が国においては、文化庁「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について²²⁾」(2008(平成20)年7月30日、以下「条約への対応」という)が基本方針を定め、「代表一覧表」への記載に係る我が国の提案候補は、「日本の文化の多様性を示すため、(文化財保護法に基づき国による指定等が行われた)『重要無形文化財』、『重要無形民俗文化財』及び『選定保存技術』のそれぞれから選定し、文化財の特徴等に基づき区分ごとに指定の時期の早いものから順に選定する。」との方針が取られていた。しかしながら2013年に代表一覧表に記載された「和食：日本の代表的な食文化―正月を例として―」については、「条約への対応」の基本方針とは異なり、文化財保護法に基づき国による指定等がなされていない案件であり、無形条約と国内法との「ずれ」が見られた例である。本件は、無形条約と国内法との関係について課題を残した案件であり、第2章第2節において詳述したい。また我が国においては、書道や日本酒等について代表一覧表への記載を目指す動きがあり、これらについても従来の文化財保護法では対応が困難であったが、2021年文化財保護法改正により新たに設けられた登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を活用することにより、文化財保護法の保護対象とすることが可能になり、これらに関しては、無形条約と国内法の「ずれ」の問題は解消されることになった²³⁾。また第4章第2節において詳述するが、韓国における「キムチ」と「アリラン」の問題も無形条約と韓国国内法との「ずれ」が問題になった案件であり、韓国においては2015年に無形文化遺産保護振興法を制定することにより「ずれ」の問題を解消した。

第2に条約の義務内容が事後的に変化した場合の問題²⁴⁾である。条約を批准する際には既存の国内法の調査を徹底的に行い、当該条約に違反するような国

中国の場合、ユネスコの『遺産』概念や制度が中国的に読み換えられながらも、相対的に外形上は日本以上にユネスコの制度との連続性が高い。このように国ごとに『遺産』制度の受容のあり方に相違があるため、『遺産』概念の意味内容や制度のあり方に、『ずれ』が生じている。このずれは、日中両国間だけに限られたことではなく、他の国々の間においても同様に見られる現象である。」

²²⁾ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogojoyaku/unesco/>

²³⁾ 企画調査会報告書(2021、p.5)。2021(令和3)年10月15日、文化審議会から「書道」(保持団体「日本書道文化協会」)及び「伝統的酒造り」(保持団体「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」)の2件を登録無形文化財に登録との答申が出された。(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93480101.html)

²⁴⁾ この問題は、条約法条約第31条(b)の「事後の慣行(subsequent practice)」に関する論点

内法規がある場合には、事前にそれを改廃するのが一般的であり²⁵、国内法規の改廃等の必要性については内閣法制局が最終的に審査する²⁶。しかしながら内閣法制局の審査は事前審査であり、条約の義務内容が事後的に変化した場合は、内閣法制局の審査の対象とならない²⁷。無形条約の無形文化遺産については、同条約の運用が進む中で、前に述べたように国においても、「条約の運用がなされていく中で、『無形文化遺産』に関する定義の広がりも見受けられる。」との認識が示されたところである。このため、無形条約の義務内容の範囲が事後的に変化しており、改めて国内法が条約の求める国内措置の義務を満たしているかを検証する必要があると考えられる。

第2款 本研究の構成

1. 第1章では、第1節において、ユネスコ等における無形条約の制定経緯について、「無形文化遺産」の定義に焦点を当てつつ述べる。次に第2節において、無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する先行研究について日本政府の解釈も含め分析する。最後に第3節において、無形条約の「無形文化遺産」の定義に関して考察する。
2. 第2章では、第1節は、我が国の文化財保護法において、無形条約の「無形文化遺産」に相当するとされる「無形の文化財²⁸」、すなわち無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術に焦点を当てて、文化財保護法の制定及び改正経緯並びにそれぞれの制度の内容について述べる。さらに無形民俗文化財の範囲を理解する上で参考になる資料として、文化庁が1979(昭和54)年に作成した「民俗文化財の手びき」の概要を紹介する。第2節では、我が国の代表一覧表記載案件の中で唯一文化財保護法に基づく指定・選定がなされていない案件である「和食：日本人の伝統的な食文化について」を取り上げ、分析を行う。次に第3節において、登録無形文化財制度等を創設する2021年文化財保護法改正にも言及しつつ、文化財保護法における「無形の文化財」に関し、考察す

である。「事後の慣行」については、岩沢(2020, pp.109-110)、阿部(2017)及び植木(2019)。

「事後の慣行」が論点の一つになった「南極海捕鯨事件に関するICJ判決」については、高島(2016a)及び高島(2016b)。

²⁵ 柳原(2019, p.61)

²⁶ 柳井(1991, p.94)

²⁷ 松田(2020, pp.177-178)

²⁸ 「無形の文化財」の用語は、文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術を包含するものとして用いる。

る。最後に第3節第4款において、文化財保護法の「無形の文化財」に関する検討結果の要点をまとめる。

3. 第3章では、無形条約に基づく代表一覧表記載案件の分析を行う。まず第1節で分析対象について述べ、第2節で代表一覧表記載案件の分析方法及び問題意識について述べる。第3節において、無形文化遺産の「分野」の範囲についての分析結果を述べる。分析対象373件のうち、①325件は我が国の文化財保護法の「無形の文化財」のいずれかに分類できること、②20件は「生活文化」に分類されること、③28件は、文化財保護法の「無形の文化財」のいずれかに該当する可能性があるが、精査が必要と考えられること、が分析結果である、このうち③に分類される無形文化遺産については、個別に精査を行う。第4節において、無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲について分析結果を述べる。分析対象373件のうち、①323件は、我が国の文化財保護法に基づく国指定等の場合の保持団体等と同様に、特定の団体、地域等に限定したコミュニティである案件、②50件は、「当該国の国民全体」のようにコミュニティの範囲が広い案件、が分析結果である。最後に第5節において、分析結果を踏まえ、無形文化遺産の「分野」の範囲及び「コミュニティ」の範囲について、それぞれ考察する。

4. 第4章では、無形条約に対応した外国法の比較研究を行う。具体的には、第1節で条約の国内的効力に関し我が国と同じ一般的受容方式を採用する国として韓国及び中国、さらに変型方式²⁹を採用する国としてフィンランドを取り上げ、それらに関する先行研究も含め分析することを述べる。第2節は韓国の無形条約についての対応を論じる。韓国は1962年に有形及び無形文化遺産等を保護対象とする文化遺産保護法を制定していたが、無形条約の批准後に同法から無形文化遺産に関連する条文を独立させて、2015年に新たに無形文化遺産保護振興法を制定した。同法は、「キムチ」と「アリラン」の無形文化遺産代表一覧表への申請に当たり、それぞれ一般的に実践されており、特定の個人・団体を保有者として認定することができないことが申請の障害になっていたことから、その問題の解決も含め制定された。第3節は、中国について論じる。中国では有形文化遺産を対象とした法制度のみで無形文化遺産を対象とした法制度がなかったことから、無形条約の批准を契機に新たに無形文化遺産法が

²⁹ 条約の内容を国内法の中に移し替えることが必要な方式でイギリスやスカンジナビア諸国などが変型方式をとっている(柳原(2019、p.57))。

2011年に制定された。第4節は、フィンランドについて論じる。フィンランドは無形条約の批准にあたり、2013年に「無形文化遺産保護条約の施行に関するフィンランド政府法令」を制定した。同法令は、無形条約全文を掲げる方法をとっている。第5節は、無形条約に対応した外国法比較研究の先行研究二編を取り上げる。中国、スペイン、ラトビア及びマダガスカルの4か国の比較研究を行ったÅbele(2020)論文並びに我が国を含め9か国の比較研究を行ったPetrillo(2019)論文である。最後に第6節で外国法比較研究について考察を述べる。「無形文化遺産」の定義については、我が国以外の各国では、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義を踏まえた定義規定を定め、分野の例示については、各国の独自性を踏まえた例示がなされていることを明らかにする。このため、他国においては、無形条約の「無形文化遺産」の定義と国内法の定義との間に「ずれ」の問題は生じないと考えられる。また「コミュニティ」の問題に関しては、韓国及び中国は、無形文化遺産の性格によっては保有団体等の認定は不要との規定を定めている。また他の国の多くは、無形条約の規定を踏まえた国内法の規定になっていることを明らかにする。

5. 第5章では、第1節において、国内法秩序における国際法に関する学説及び判例について述べる。すなわち、国際法の国内的効力、国際法の直接適用可能性及び間接適用、国際法の国内的秩序、の3点である。第2節では、無形条約と国内法との抵触関係について論じる。無形条約の「無形文化遺産」の「分野」の範囲及び「コミュニティ」の範囲に関する第3章の分析結果に基づき、無形条約の「無形文化遺産」の定義は、文化財保護法の「無形の文化財」よりも幅広い内容を含んでいることを明らかにし、そのことに起因する法的課題を明らかにする。次に、無形条約の直接適用可能性及び間接適用を論じる。最後に文化財保護法と無形条約が抵触関係にあると考えられる課題、すなわち「無形文化財」及び「文化財の保存技術」の「コミュニティ」の問題、並びに適合解釈は可能であるが、より明確に法令上の手当が必要と考えられる「生活文化」の問題について、2021年の文化財保護法改正も踏まえて、法的整備の具体的方法の検討を行う。

最後の終章では、結論として本研究の成果と今後の研究課題について述べる。

第1章 無形文化遺産保護条約における「無形文化遺産」

第1節 ユネスコ等における「無形文化遺産」等の定義の変遷

第1款 はじめに

本章では、無形条約第2条に規定する「無形文化遺産(intangible cultural heritage)」の定義の内容を検討するために、ユネスコにおける無形条約の作成に至る経緯について「無形文化遺産」等の定義の変遷を中心に整理する。

第2款 フォークロア(folklore)の保護

1. 1960年代後半から80年代においては、ユネスコ及びWIPO（世界知的著作権機関）において、著作権等の知的財産権の手法で「フォークロア(folklore)」の保護を推進する方向で検討が行われた³⁰。

まず1967年に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が改正され、第15条第4項(a)³¹が新設された。同項は、フォークロアの用語を用いず、「著作者が明らかでないが、著作者がいずれか一の締約国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について」、当該国が国内法により、著作者を代表し並びに著作者の権利を保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定することができる、と規定している。

次に、1972年に採択された世界遺産条約がフォークロアや他の先住民遺産を保護対象としなかったことを受けて1973年にボリビア政府がユネスコに対して、フォークロア保護のために万国著作権条約にプロトコルを追加するよう要請を行った³²。

ボリビア政府からの要請に対して、ユネスコは1975年12月にジュネーブで開催された万国著作権条約政府間著作権委員会及びベルヌ条約執行委員会に対して「フォークロアの保護のための国際的法的文書の確立の可能性についての考察³³」の文書を提出した。同文書は、フォークロアが著作権保護の要件

³⁰ Aikawa (2004, p.138)は「1970年代から80年代」と述べているが、1967年にフォークロアを想定して「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が改正されているので、本論文においては「1960年代後半から80年代」とした。

³¹ 第15条(4)(a)「著作者が明らかでないが、著作者がいずれか一の同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各加盟国において保全し及び行使することを認められる権能のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。」

(https://www.cric.or.jp/db/treaty/t1_index.html)

³² Lixinski(2013, p.30)

³³ Consideration of the Possibility of Establishing an International Instrument for the

を満たすかどうかを検証している。同文書では、「著作権保護のためには、『著作者(author)』及び『独創性(original)』が必要である。フォークロアは、芸術的創作物(creation)ではあるが、徐々に伝統的に伝承された匿名性(anonymous)の“共有資源(common fund)”であり、創作が“独創性(original)”であるかどうかの判断は難しい。著作権は本質的に個人的であり集団的なものは除外される。」と述べ、フォークロアは著作権保護の案件を満たさないとしている。

2. また、フォークロアの保護に関するモデル規定が策定された。

まず1976年2～3月にチュニスでユネスコ及びWIPOの支援によりチュニジア政府が主催した政府専門家委員会において、「著作権に関するチュニスモデル法³⁴」が採択された。同モデル法では、当該国のフォークロアに関する著作権財産権及び著作人格権は、政府によって指名された機関が、時の制約なしに行使できると規定している。同モデル法第18条(iv)で規定するフォークロアの定義は以下の通りである。

‘ “folklore” means all literary, artistic and scientific works created on national territory by authors presumed to be nationals of such countries or by ethnic communities, passed from generation to generation and constituting one of basic elements of the traditional cultural heritage’

[「フォークロア」は、当該国の国民と推定される著作者又は少数民族によって当該国の領域において創作された文学的、芸術的及び科学的著作物であって、

Protection of Folklore(B/EC/IX/11-IGC/WR.1(1971)15)。なお同文書がいつ作成されたのかについては意見が分かれる。俵木(2018a, p.237)の注(4)では、「この文書が1971年に作成されたという点(佐藤 2003)については疑問が残る。現在確認できる限り、この文書は後述する1975年の万国著作権条約の政府間著作権委員会およびベルヌ条約の執行委員会の合同委員会の記録にみられるのが最初であり、その内容は1973年のボリビア政府の要請を受けたものと考えられるからである。」としている。他方、Aikawa(2004, p.137)は1971年作成文書とし、Sherkin(2001, p.45)も事務局で1971年に作成していた文書を1975年の合同委員会に提出したとしている。

³⁴ Tunis Model Law on Copyright

(https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/copyright/120/wipo_pub_120_1976_07-8.pdf)

世代から世代に継承され、伝統的な文化遺産の基本要素の一つを構成するものをいう。^{35]}

さらに 1982 年 6～7 月にジュネーブでユネスコ及び WIPO 共催で開催された政府専門家委員会において、「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する各国国内法のためのモデル規定^{36]}」が採択された。

同モデル規定は、フォークロアの表現に関する保護を知的財産権分野で対応する場合、著作権及び著作隣接権で対応することは困難であり、*sui generis* (特殊)な権利を設定し、利益目的で伝統的若しくは慣習的な利用以外の利用を行う場合には、権限ある機関又は関係コミュニティの許諾が必要であると規定している。同モデル規定第 2 条で規定する「保護されるフォークロアの表現(Protected Expressions of Folklore)」の定義は以下のとおりである。

‘For the purpose of this [law], “expressions of folklore” means productions consisting of characteristic elements of the traditional artistic heritage developed and maintained by a community of [name of the country] or by individuals reflecting the traditional artistic expectations of such a community, in particular

- (i) verbal expressions, such as folk tales, folk poetry and riddles;
- (ii) musical expressions, such as folk songs and instrumental music;
- (iii) expressions by action, such as folk dances, plays and artistic forms or rituals;

whether or not reduced to a material form; and

- (iv) tangible expressions, such as:
 - (a) productions of folk art, in particular, drawing, paintings, carvings, sculptures, pottery, terracotta, mosaic, woodwork, metalware, jewellery, basket weaving, needlework, textiles, carpets, costumes;、
 - (b) musical instruments;
 - {(c) architectural forms}.’

[この(法律)においては、「フォークロアの表現」とは、(国名)のコミュニティ又は個人によって発展及び維持されてきた伝統的な芸術遺産の特徴的な要素

³⁵ 日本語訳は、明示ない場合は筆者訳による。

³⁶ Model Provisions for National Laws on the Protection of Expressions of Folklore Against Illicit Exploitation and other Prejudicial Actions (UNESCO/WIPO/FOLK/CGE/ I /4)

から構成される制作物であって、コミュニティの伝統的な芸術的期待を反映するものをいう。特に、

(i) 民話、民俗詩、なぞなぞなどの言語表現

(ii) 民謡、楽器音楽などの音楽表現

(iii) 民俗舞踊、劇、芸術的慣習などの身体表現

(i)～(iii)は有形化されるかどうかにかかわらない

(iv) 次のような有形表現

(a) 民芸制作、特にデッサン、絵画、彫刻、陶器、テラコッタ、モザイク、木工、金工、宝石細工、かご織、刺繍、織物、絨毯、衣服

(b) 音楽楽器

((c) 建築)

]

第3款 総合的な観点からのフォークロアの保護

1. 1982年2月ユネスコは「フォークロアの保護に関する政府専門家会合³⁷」を本部で開催した。同会合においては、フォークロアの保護に関し、知的財産権分野での保護ではなく総合的な観点からの保護が検討された。同会合において、フォークロアの定義が初めて確立されたとされる³⁸。

同会合の勧告³⁹に定めるフォークロアの定義は以下のとおりである。

‘II. Definition of Folklore

Folklore (in a broader sense, traditional culture) is a group-oriented and tradition-based creation of groups or individuals reflecting the expectations of the community as an adequate expression of its cultural and social identity; the standards and values are transmitted orally, by imitation or by other means’

[II. フォークロアの定義

フォークロア(広義では伝統的文化)は、集団又は個人の集団指向であり伝統を基礎とする創作品であって、コミュニティの文化的及び社会的アイデンティティの適切な表現であるとしてコミュニティの期待を表しているものをいう。その標準及び価値は口承、模倣又は他の手段によって伝承される。]

³⁷ UNESCO: Committee of Governmental Experts on the Safeguarding of Folklore (Paris, 22-26 February 1982)

³⁸ Sherkin (2001, p.47)

³⁹ Recommendations (UNESCO/CPY/TPC/ I /4 Annex I)

‘Ⅲ. Recommendations concerning the Identification of Folklore

Folklores, as intellectual property must be safeguarded by and for the group (familial, occupational, national, regional, religious, ethnic, etc.) whose identity it expresses. Its forms include: language, literature, music, dance, other arts. The identification of each traditional forms requires appropriate research methodology.’

[Ⅲ. フォークロアの同定に関する勧告

フォークロアは、知的財産として、そのアイデンティティを表現している集団（家族、職業、国家、地域、宗教、民族など）によって、またその集団のために保護されなければならない。フォークロアの形態は、言語、文学、音楽、舞踊及び他の芸術を含む。それぞれの伝統的な形態の同定には、適切な研究方法が必要である。]

2. 1984年11月にユネスコ本部において「非物質遺産の定義に関する専門家会合⁴⁰」が開催され、デュナウェイから「非物質遺産の世界⁴¹」レポートが提出された。同レポートは、「非物質遺産(Non-physical heritage)」、「民間伝統(popular tradition)」及び「フォークロア」は、以下の4点が共通していると指摘している。

- ①the collective and spontaneous participation in the traditions by the community (コミュニティの伝統に集団及び自発的に参加)
- ②the impersonal or anonymous origin of the traditions (伝統の非個人的及び匿名の起源)
- ③the noncommercial and largely unwritten means of transmission (非営利で多くは口承による伝承)
- ④the tradition's core structure and techniques which have passed across generations (世代間で継承された伝統の中核となる構成と技術)

3. さらにユネスコは同月に本部において、新たに設けられた非物質遺産の事業計画を作成するために、「非物質遺産に関する将来事業策定専門家委員会⁴²」を

⁴⁰ UNESCO: Consultation of Experts to Define the Non-Physical Heritage (Paris, 27-30 November 1984)

⁴¹ Dunaway (1984)

⁴² UNESCO: Meeting of Experts to draw up a Future Programme concerning the Non-Physical Heritage (Paris, 28-30 November 1984)

開催した。同委員会の最終報告⁴³においては、“Non-Physical Heritage or cultural traditions”（非物質遺産又は文化的伝統）の定義に関し以下の4つの基準が明記された。

- ① a core structure traditional to a certain genre and group
- ② an informal, formulaic and largely unwritten transmission
- ③ collective knowledge and majority participation in the traditions
- ④ a critical, inseparable linkage to the social life to the community

[①一定の種類又は集団にとって伝統的な中核的構成

②非公式かつ定型的で、大部分は口承による伝承

③集団知及び伝統への大多数の参加

④コミュニティの社会生活との不可欠・不可分な結びつき]

4. 1985年1月にユネスコ本部において開催された「フォークロアの保護に関する第2回政府専門家会合⁴⁴」結論⁴⁵において、1982年の第1回政府間専門家会合で定められたフォークロアの定義を、以下のとおり定義しなおした。

‘Folklore (in a broader sense, traditional and popular folk culture) is a group-oriented and tradition-based creation of groups or individuals reflecting the expectations of the community as an adequate expression of its cultural and social identity; its standards and values are transmitted orally, by imitation or by other means. Its forms include, among others, language, literature, music, dance, games, mythology, rituals, customs, handicrafts, architecture and other arts.’

[フォークロア(広義では伝統的及び民間伝承の民俗文化)は、集団又は個人の集団指向であり伝統を基礎とする創作品であって、コミュニティの文化的及び社会的アイデンティティの適切な表現であるとしてコミュニティの期待を表しているものをいう。その標準及び価値は、口承、模倣又は他の手段によって伝承される。その形態としては、例えば、言語、文学、音楽、舞踊、競技、神話、儀礼、慣習、工芸、建築及び他の芸術がある。]

⁴³ Final Report (CLT-84/CONF.603/COL.2)

⁴⁴ UNESCO: Second Committee of Governmental Experts on the Safeguarding of Folklore (Paris, 14-18 January 1985)

⁴⁵ Conclusions (23C/32 Appendix II)

5. ユネスコにおける総合的な観点からのフォークロアの保護に関する取り組みの集大成として、1989年11月にユネスコ本部で開催された第25回ユネスコ総会において、「伝統文化及びフォークロアの保護に関する勧告⁴⁶」（以下「1989勧告」という）が採択された。1989勧告は、フォークロア等無形文化遺産の保護に関する最初の国際規范文書である。

同勧告におけるフォークロアの定義は以下のとおりである。

‘Folklore (or traditional and popular culture) is the totality of tradition-based creations of a cultural community, expressed by a group or individuals and recognized as reflecting the expectations of a community in so far as they reflect its cultural and social identity, its standards and values are transmitted orally, by imitation or by other means. Its forms are, among others, language, literature, music, dance, games, mythology, rituals, customs, handicrafts, architecture and other arts.’

[フォークロア(あるいは伝統的及び民間伝承文化)は、文化コミュニティの伝統を基礎とする創作物の総体をいう。集団又は個人によって表現され、コミュニティの文化的・社会的アイデンティティを表している限りにおいてコミュニティの期待を表しているとみなされる。その標準及び価値は、口承、模倣又は他の手段によって伝承される。その形態としては、例えば、言語、文学、音楽、舞踊、競技、神話、儀礼、慣習、工芸、建築及び他の芸術がある。]

同勧告におけるフォークロアの定義に関し、Blake(2006、p. 32)は評価する点と批判する点に関し、以下のように記している。

- ①評価する点は、フォークロアが伝統的文化からかつ特定の文化コミュニティの中で発展すること、社会的・文化的アイデンティティにとってのフォークロアの重要性、伝承方法への言及、の3点である。
- ②批判点としては、焦点が狭すぎる点、フォークロアの創造・維持に関する社会的・文化的・知的コンテクストを考慮できていないこと、伝統的知識や先住民文化遺産への言及が限定的であること、の3点である。

第4款 無形文化遺産保護の議論に影響を与えた国際的な動き

1. ユネスコの無形文化遺産保護の議論に影響を与えた議論が、国際的に展開さ

⁴⁶ Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore (25C/Resolutions)

れた。

まず1982年にユネスコの「文化政策に関する世界会議⁴⁷」がメキシコで開催され、「メキシコシティ文化政策宣言⁴⁸」が出された。同宣言において非常に範囲が広い文化概念⁴⁹が打ち出された。同宣言は、さらに文化が開発プロセスの基本的な要素を構成すること、文化遺産には有形と無形の作品(tangible and intangible works)が含まれること、にも言及している。

また1987年には「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」から報告書『われら共通の未来⁵⁰』が公表された。同報告書で提案された持続可能な開発に関し、環境や経済以外にも社会的、文化的側面があるという議論がなされるようになった⁵¹。

さらに1992年には、国連で「生物の多様性に関する条約⁵²」が採択された。同条約第8条(j)においては、先住民社会及び地域社会の伝統的知識等の保全等に関する締約国の義務が以下のとおり規定された。

「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の(indigenous)社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保全し及び維持すること。そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。」⁵³

⁴⁷ World Conference on Cultural Policies, Mexico, 26 July-6 August 1982

⁴⁸ Mexico City Declaration on Cultural Policies (6, August 1982)

(<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000052505>)

⁴⁹ “in its wider sense, culture may now be said to be the whole complex of distinctive spiritual, material, intellectual and emotional features and characterize a society or social group. It includes not only the arts and letters, but also modes of life, the fundamental rights of the human being, value systems, traditions and beliefs.” (広い意味で、文化は、精神的、物質的、知性的、感情的性質の総合体であり、社会又は社会集団を性格づけるものと言える。文化は、芸術や文学だけでなく、生活様式、人間の基本的権利、価値体系、伝統及び信条を含む。)

⁵⁰ The World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford, 1987

⁵¹ 西海(2017、p.102)

⁵² Convention on Biological Diversity (UN, 1992)

⁵³ 国際条約集(2021、p.621)

2. WIPO(世界知的所有権機関)においては、1996年に「WIPO 実演・レコード条約⁵⁴」が採択された。同条約第2条(a)の「実演家」の定義に関し、従来の「文学的若しくは美術的著作物(literary or artistic works)⁵⁵」の実演を行う者に加え、新たに「フォークロアの表現(expressions of folklore)」の実演を行う者も含まれた⁵⁶。

3. ユネスコにおいても、無形文化遺産保護に関する取組みの進展がみられた。1992年にユネスコは、伝統文化の分野における過去20年にわたる全活動の評価を実施し、事業名称を「非物質文化遺産 (Non-Physical Cultural Heritage)」から「無形文化遺産 (Intangible Cultural Heritage)」に変更⁵⁷した。

1995年には、ユネスコ「文化と開発に関する世界委員会」の報告書『私たちの創造的多様性⁵⁸』が公表された。同報告書は、「有形は無形を通じてのみ解釈しうるとするのは、人類学者や民俗学者により、そして多くの人々の間で無意識のうちに長い間認識されてきたが、国際的な議論や実践の場において、『遺産』概念はあまりに長く有形に限定されてきた。」(同報告書 pp. 194-195)と述べている。また同報告書において、文化は開発の基盤とみなされ、文化の概念は文化多元主義(Cultural Pluralism)と社会結合(social cohesion)を発展させるように拡大する必要があるとされている⁵⁹。

さらに1998年に、ユネスコ「開発のための文化政策に関する政府間会議⁶⁰」が以下の目標を含む『開発のための文化政策に関する行動計画⁶¹』を採択した。

①文化政策を開発戦略の重要な要素の一つとすること。

⁵⁴ WIPO Performances and Phonograms Treaty (<https://wipolex.wipo.int/en/text/295578>)

⁵⁵ 著作権法の保護対象となる著作物(work)は個人の創作性の表現であることが必要であるが、フォークロアの表現は、非個人的に継続的に行われる創作活動の結果であり著作者概念が欠落しているため、著作物には該当しないとされている。(WIPO (1997, p.5))

⁵⁶ 石野(1999, p.39)。さらに2012年には「視聴覚的実演に関する北京条約(Beijing Treaty on Audiovisual Performance)」が採択され、同条約第2条(a)の「実演家」の定義においても「フォークロアの表現(expressions of folklore)」の実演を行う者も含まれた。

⁵⁷ Aikawa (2001, p.14)

⁵⁸ World Commission on Culture and Development, *Our Creative Diversity*, UNESCO, 1995

⁵⁹ Blake(2002, p.4)、Blake(2006, p.8)

⁶⁰ UNESCO: Intergovernmental Conference on Cultural Policies for Development (Stockholm, 30 March-2 April 1998)

⁶¹ Action Plan on Cultural Policies for Development (CLT-98/CONF.210/4/Rev.)

②文化遺産に関し、有形・無形、動産・不動産を問わずに保護政策及び実践を強化すること。

4. 1998年11月には、無形文化遺産保護に関する国際的な意識向上に寄与⁶²したユネスコ事業「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言⁶³(以下「傑作宣言」という)」に関する規約⁶⁴が制定された。同規約における「口承及び無形遺産(oral and intangible heritage)」の定義⁶⁵に関しては、1989勧告に従い以下のように規定している。

‘The term “oral and intangible heritage” is defined in accordance with the Recommendation mentioned above (注：1989 勧告を指す), as follows:

“Folklore (or traditional and popular culture) is the totality of tradition-based creations of a cultural community, expressed by a group or individuals and recognized as reflecting the expectations of a community in so far as they reflect its cultural and social identity; its standards and values are transmitted orally, by imitation or by other means. Its forms are, among others, language, literature, music, dance, games, mythology, rituals, customs, handicrafts, architecture and other arts.” ’

[「口承及び無形遺産」の用語は、1989 勧告に従い以下のとおり規定する。

フォークロア(あるいは伝統的及び民間伝承文化)は、文化コミュニティの伝統を基礎とする創作物の総体をいう。集団又は個人によって表現され、コミュニティの文化的・社会的アイデンティティを表している限りにおいてコミュニ

⁶² 国末(2012、p.137)

⁶³ Lixinski(2019、p.47)は、傑作宣言の選考基準は、顕著な普遍的価値及びコミュニティの参加等の体制の2点であるが、顕著な普遍的価値については批判があったため、審査員は、保護コミュニティ及び文化多様性にとっての顕著な価値、長く継承されてきた実践並びに特定の文化空間に結びついた特定の創作物、の3点の基準を提案したと述べている。

⁶⁴ Regulations relating to the proclamation by UNESCO of masterpieces of the oral and intangible heritage of humanity (155EX/Decision 3.5.5)

⁶⁵ 同規約7. は、「口承及び無形遺産」の類型として「文化的表現(cultural expression)」及び「文化的空間(cultural space)」の二つを挙げている。

ティの期待を表しているともみなされる。その標準及び価値は、口承、模倣又は他の手段によって伝承される。その形態としては、例えば、言語、文学、音楽、舞踊、競技、神話、儀礼、慣習、工芸、建築及び他の芸術がある。]

第5款 ユネスコ・スミソニアン国際会議

1. 1999年6月にワシントンにおいて、ユネスコとスミソニアン協会の共催で「伝統文化及びフォークロアに関する1989勧告の全体評価：地方のエンパワメントと国際協力」に関する国際会議⁶⁶（以下「スミソニアン国際会議」という）が開催され、同会議の報告書「伝統文化の保護：全体評価⁶⁷」は2001年に公表された。同会議は、ユネスコにおける無形文化遺産保護の方向性に大きな影響を与えた。

報告書では以下のような指摘がなされている。

- (ア) 1989勧告は対象が限定的すぎており、拡大が必要である。‘artistic products (tales, songs, decorative designs, traditional medicines)’ [芸術的創作品(物語、歌、装飾デザイン、伝統医療)] だけでなく、‘knowledge and values that enable their production, the living act that brings these products into existence, and the modes of interaction with which the products are appropriately received and appreciatively acknowledged’ [創作を可能にする知識や価値、創作品を生活にもたらし生活行動、創作品が適切に受け入れ正しく認識される相互作用の形態] も含めるべきである⁶⁸。
- (イ) 現在の人類学者の研究では、価値ある創作物の継続的な創造を確保するために保護されるべきは、創作された個々の創作物ではなく、社会プロセスであると強調されている。無形遺産としては次の15項目があげられる⁷⁰。
 - ①Language (言語), ②Oral History (口承歴史), ③Traditional Religion and Ritual (伝統的な宗教及び儀礼), ④Sacred Images and Themes (神聖な像画及び主題), ⑤Non-Sacred Designs, Artistic Themes and Handicrafts (世俗の図案、芸術主題及び工芸), ⑥Traditional Textile Skills (伝統的な

⁶⁶ International Conference: A Global Assessment of the 1989 Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore: Local Empowerment and International Cooperation’ (Washington, 27-30 June, 1999)

⁶⁷ Seitel (2001)

⁶⁸ McCann (2001, p.57)

⁷⁰ Prott (2001, p.104)

織物技術), ⑦Traditional Skills Related to Tangible Cultural Heritage (有形文化遺産に関連する伝統技術), ⑧Traditional Music (伝統音楽), ⑨Traditional Dance (伝統舞踊), ⑩Cuisine (料理), ⑪Tracking and Hunting Skills (狩猟技術), ⑫Traditional Practices of Husbanding Nature (伝統的な家政業務), ⑬Traditional Medical Knowledge (伝統医療知識), ⑭Traditional Method of Conflict Resolution (伝統的な紛争解決手段), ⑮Traditional Relationships between Different Ages in the Community (コミュニティにおける異年齢間の伝統的な関係)

- (ウ) 幾つかの地域セミナーでは、「フォークロア(Folklore)」の用語は、当該地域では軽蔑的な意味を持っているので、より包括的な他の用語に変更することが勧められた⁷¹。
- (エ) より基本的なことは、1989 勧告で使用されている用語と先住民の間の議論で使用されている用語に不一致があることである。先住民に係る宣言はどれも「フォークロア」という用語を使っていない。用語の使用に関する第2の問題は、1989 勧告が「現在生きているフォークロア」保護の困難さを認識し、主としてもともとのコンテクストから切り離されたフォークロアを対象にしていることである⁷²。
- (オ) ユネスコ加盟国は、伝統文化及びフォークロアの保護に関する新しい規範文書の可能性に関する調査をユネスコに求める決議案を、ユネスコ総会に対し提出することを検討すべきである。

2. スミソニアン国際会議の結果を受けて、1999年10月～11月にユネスコ本部で開催された第30回ユネスコ総会において、「伝統文化とフォークロア(traditional culture and folklore)」の保護に関し、新しい規範文書により国際的に規定化する可能性についての予備調査を実施することを認める決議⁷³が採択された。

第6款 無形文化遺産保護条約に向けた動き

1. 2001年3月にユネスコ「『無形文化遺産—実用的な定義』に関する国際円

⁷¹ Seeger (2001, p.39),

⁷² Simon (2001, p.117)

⁷³ 30C/Resolution25

卓会議⁷⁴」(以下「トリノ会合」という)がトリノで開催された。最終報告⁷⁵の行動計画において、「無形文化遺産(intangible cultural heritage)」の定義が以下のとおり規定された。なお、「無形文化遺産」の用語を用いることについては、多くの文化で有形と無形の二分法を取っていないとの意見もあり、「無形文化遺産」がどのようなものであるかをユネスコが十分説明することが必要であるとの指摘がなされた。

‘People’ s learned processes along with the knowledge, skills and creativity that inform and are developed by them, the products they create and the resources, spaces and other aspects of social and natural context necessary to their sustainability; these processes provide living communities with a sense of continuity with previous generations and are important to cultural identity, as well as to the safeguarding of cultural diversity and creativity of humanity.’
[人々によって伝えられそして発展された知識、技術及び創造性、人々が創造する産物並びにそれらの持続可能性に必要な資源、空間及び社会的・自然的文脈とともにある人々の学習プロセス。これらのプロセスは現在のコミュニティに過去の世代との継続性の感覚をもたらし、文化的アイデンティティにとって重要であり、また文化的多様性及び人類の創造性の保護にとっても重要である。]

2. 2001年10月～11月にユネスコ本部で開催された第31回ユネスコ総会において、ユネスコ「文化的多様性に関する世界宣言⁷⁶」が採択された。同世界宣言の第7項においてあらゆる形態の文化遺産の保護継承が必要なことが規定され、さらに行動計画13において、特に口承及び無形文化遺産の保護に関する政策を進めることが定められた。

また同総会において、無形文化遺産保護は国際条約の手段によって規定すること、次の第32回ユネスコ総会に国際条約予備草案(preliminary draft)を提出するよう事務局長に求める決議⁷⁷が採択された。

さらに、無形文化遺産保護を国際条約の手段によって規定するにあたって

⁷⁴ UNESCO: International Round Table on ‘Intangible Cultural Heritage – Working Definitions’ (Turin, Italy, 14-17March, 2001)

⁷⁵ Final Report (<https://ich.unesco.org/doc/src/00077-EN.pdf>)

⁷⁶ UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity (31C/Resolution25)

⁷⁷ 31C/Resolution30

は、世界遺産条約モデルを無形文化遺産及びそれを創造し維持するコミュニティに適合する方向で作成することとされた⁷⁸。その理由として、ユネスコの文化遺産分野で最も成功している条約であること、各国の保護制度は無形文化遺産にとっても重要であること、国際協力・援助制度を設けていること、世界遺産基金を通じた財政手段を有すること、常勤の条約担当事務局があること並びに条約の政府間委員会を設置していることが挙げられた。

3. 2002年1月にユネスコは「無形文化遺産：国際条約のための優先分野」に関する国際専門家会合⁷⁹をリオデジャネイロで開催した。同会合の勧告⁸⁰において、以下の指摘がなされた。
 - ①国際条約においては、トリノ会合で作成された無形文化遺産の定義を使用すること。
 - ②各国で無形文化遺産を特定するに当たっては、トリノ会合で提案された分野の範囲（oral cultural heritage; languages; performing arts and festive events; social rituals and practices; cosmologies and knowledge system; beliefs and practices about nature）（口承文化遺産、言語、芸能及び祭礼行事、社会的儀礼及び慣習、宇宙論及び知識制度、信条及び自然慣習）を考慮すること。
 - ③傑作宣言で使用される「口承及び無形遺産(oral and intangible heritage)」の定義は、トリノ会合で採択された定義に変更すること。
4. 2002年3月にユネスコ本部において第1回限定ドラフト会合⁸¹が開催され、無形文化遺産の定義については、基本的にトリノ会合の定義が支持された⁸²。
5. 2002年6月にユネスコ本部において「無形文化遺産：語彙集の制定」に関

⁷⁸ Blake(2015、pp.164-165)

⁷⁹ UNESCO: International Expert Meeting 'Intangible Cultural Heritage: Priority Domains for an International Convention' (22-24 January 2002, Rio de Janeiro)

⁸⁰ Recommendations (RIO/ITH/2002/WD/10).

⁸¹ UNESCO: First meeting on the Restricted Drafting Group (Paris, 20-22 March 2002) Final Report (GRR2/CH/2002/WD/6)

⁸² Lixinski(2019、p.48)は、同会合において①無形遺産の分野はどのようなものであれ余りに広くなりすぎること、②逆にリスト化は余りに特定的かつ制限的になること、③何が無形文化遺産であるかに関する各国の異なる概念に関して調和を図る必要があること、の3つの困難さが明らかにされたと指摘している。

する国際専門家会合⁸³が開催された。同専門家会合で Glossary (2002)⁸⁴が作成された。同 Glossary (2002)において定められた無形文化遺産(Intangible cultural heritage) の定義は以下の通りである。

- ‘1. For the purposes of the present Convention, intangible cultural heritage means the practices and representations - together with their knowledge, skills, instruments, objects, artefacts and places - that are recognized as such by communities and individuals, and are consistent with universally accepted principles of human rights, equity, sustainability, and mutual respect between cultural communities. This heritage is constantly recreated by communities in response to their environment and historical conditions of existence, and provides them with a sense of continuity and identity, thus promoting cultural diversity and the creativity of humankind.
2. Intangible cultural heritage, as defined in paragraph 1 above, covers the following domains:
 - (i) Oral expressions
 - (ii) Performing arts
 - (iii) Social practices, rituals and festive events
 - (iv) Knowledge and practices about nature ‘

[1. 本条約の適用上、「無形文化遺産」とは、コミュニティ及び個人によって無形文化遺産として認識される慣習及び表現（その知識、技術、道具、物品、加工品及び場所も併せて）であって、普遍的に認められている人権の原則、公平、持続可能性及び文化的コミュニティ間の相互尊重と整合性があるものをいう。この文化遺産は、環境及び歴史的な存在状況に応じて常にコミュニティによって再現されるものであり、コミュニティに継続性と同一性をもたらし、文化多様性と人類の創造性を増進させる。

2. 上記に定義される「無形文化遺産」は以下の分野を含む。
 - (i) 口承表現
 - (ii) 芸能
 - (iii) 社会的慣習、儀礼及び祭礼行事

⁸³ UNESCO: International meeting of experts on intangible cultural heritage- Establishment a glossary (10-12 June 2002, Paris)

⁸⁴ Zanten(ed.)(2002) : *Glossary on Intangible Cultural Heritage*, UNESCO (<https://ich.unesco.org/doc/src/00265.pdf>)

6. 2002年6月にユネスコ本部において第2回限定ドラフト会合⁸⁵が開催された。同会合において、無形文化遺産の定義は、Glossary(2002)で定められた定義を使い、さらに4分野の解釈を容易にするために以下の具体例のリストを附属文書(Annex)として追加することが提案された。

‘1) Oral expressions (口承表現)

- Performances and public expressions of poetry, history, myths, legends, and other kinds of narratives of significance for cultural communities.

[文化コミュニティにとって重要な詩、歴史、神話、伝説及び他の種類の物語の上演及び公の表現]

2) Performing arts (芸能)

- Performing arts in festive or ceremonial events of cultural communities involving, among other expressions, body language, music, drama, puppetry, songs, dances.

[文化コミュニティの祭礼及び儀式行事での芸能で、ボディランゲージ、音楽、劇、人形劇、歌、舞踊などを伴うもの]

3) Social practices, rituals and festive events (社会慣習、儀礼及び祭礼行事)

- Life-cycle rituals - birth, rites of passage, wedding, divorce and funerary rituals-, games and sports, kinship and ritual kinship ceremonies, settlement patterns, culinary arts, designation of status and prestige ceremonies, seasonal ceremonies, gender-specific social practices, hunting, fishing and gathering practices, geonymic and patronymic nomenclature, silculture (fabrication, sewing, dyeing, cloth designs), wood carving, textiles, body-art (tattoo, piercing, painting)

[人の一生の儀礼(誕生、通過儀礼、結婚、離婚及び葬儀)、競技及びスポーツ、親族及び親族儀礼、定住の種類、料理、地位や権威の指名行事、季節行事、性に特有な社会慣習、狩猟、漁猟及び採集、ユダヤ教や父祖による命名

⁸⁵ UNESCO: Second meeting of the Select Drafting Group (Paris, 13-15, June 2002), Meeting Report (<https://ich.unesco.org/doc/src/05152-EN.doc>)

法、織物文化(製造、裁縫、染色、衣服図案)、木工、布地、ボディアート(刺青、ピアス、彩色)]

4) Knowledge and practices about nature (自然に関する知識及び慣習)

- Conceptions related to natural environment such as temporal and spatial frameworks, agricultural activities and knowledge, ecological knowledge and practices, medical pharmacopeia and therapeutic practices, cosmologies, navigational knowledge, prophecies and oracles, magical, spiritual, prophetic, cosmological and religious beliefs and practices about nature, oceanography, volcanology, environmental conservation, practices, astronomy and meteorology, metallurgical knowledge, numeral and counting systems, animal husbandry, aquaculture, food preservation, preparation, processing and fermentation, floral arts, textile knowledge and arts.

[自然環境に関する概念、例えば、時間と空間の枠組み、農業活動と知識、生態の知識と実践、医薬と治療、宇宙論、航海知識、預言と神託、自然に関する魔術的・霊的・預言的・宇宙的・宗教的信条と実践、海洋学、火山学、環境保存・慣習、天文学と気象学、冶金知識、数字と計算制度、動物飼育、水産養殖、食料保存・準備・加工・発酵、花の芸術、織物知識と芸術]

7. 2002年9月に第3回ユネスコ文化大臣円卓会議「無形文化遺産—文化多様性の鏡⁸⁶」がイスタンブールで開催された。同会議で採択されたイスタンブール宣言⁸⁷において、以下の点が指摘された。

①真の持続可能な開発の基礎を築くためには、無形文化遺産に含まれる価値と実践の充実に基づいた開発の統合ビジョンが必要である。文化多様性と同様に、無形文化遺産は、持続可能な開発と平和のための保証となるものである。

②適切な国際条約は、本宣言の目的を実現するための積極的な取り組みである。

8. 2002年9月にユネスコ本部において、ユネスコ第1回無形文化遺産保護条約予備草案に関する政府間専門家会合⁸⁸が開催された。同会合では無形文化遺

⁸⁶ Third Round Table of Ministers of Culture “The intangible cultural heritage: a mirror of cultural diversity” (Istanbul, 16-17 September 2002)

⁸⁷ Istanbul Declaration (<https://ich.unesco.org/doc/src/00072-EN.pdf>)

⁸⁸ First session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft

産について、以下のような指摘がなされた。

- ①無形文化遺産の動的かつ常に変化する性質を考慮しつつ、その定義を限定すること。
- ②定義と附属文書の範囲が広すぎるので、適用の範囲を狭くすること。
- ③定義が時間のテストを経た無形文化遺産だけを含むように、定義の中に世代から世代への継承の概念を含めること。
- ④無形文化遺産の定義と傑作宣言で使われている定義を調和させること。

9、2003年2～3月にユネスコ本部において、第2回無形文化遺産保護条約予備草案に関する政府間専門家会合⁸⁹が開催された。

無形文化遺産の定義については、以下のような指摘がなされ、その結果、下記のような定義案が承認された。

①幅広い定義が必要と一部の意見はあったが、多くは余りに一般的で不正確な定義は、拡大しすぎかつ不正確な解釈をもたらし、条約の厳密な実施という目的を損なうとの意見が出された。

(ア)人権については、一般的に認識されている法的文書に言及することで明確化が図られた。

(イ) “communities” と “social groups” については、文化ごとに異なる意味を持っていることが指摘され、“social” を削除した上で幅広い意味で両方の用語を用いることとされた。

(ウ) “cultural space” が、“site” よりも広くより適切であるとされた。

(エ)無形文化遺産が生きている存在であることを踏まえ、“transmission from generation to generation” が追加された。

③第2項関係

(ア)(a)言語に関しては様々な意見が出され、妥協案として “oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage” の文言が採用された。

(イ)(c)宗教への言及はせずに、原案のとおりとされた。

(ウ)(d)万物(universe)についての知識及び慣習が追加された。

Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 23-27 September 2002) Report (CLT-2002/CONF.203/5)

⁸⁹ Second session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 24 February – 1 March 2003) Secretariat Report (CLT-2003/CONF.205/6)

(エ)新たに職人の技が追加された。

(オ)無形文化遺産の例を含んだ附属文書の扱いについては結論が出なかった

(承認された定義案)

‘Articles2 - Definitions

For the purpose of this convention,

1. The “intangible cultural heritage” means the practices, representations, expressions, knowledge, skills - as well as instruments, objects, artefacts and cultural spaces associated with them - that communities, groups and, where appropriate, individuals recognize as part of their cultural heritage. This intangible cultural heritage, transmitted from generation to generation, is constantly recreated by communities and groups in response to their environment, their interaction with nature and their historical conditions of existence, and provides them with a sense of identity and continuity, thus promoting the respect of cultural diversity and human creativity.

For the purpose of this convention, only relevant is the intangible cultural heritage that is consistent with universally recognized human rights international instrument, as well as with the principles of justice and equity, sustainability, and mutual respect between communities, groups and individuals.

2. The “intangible cultural heritage”, as defined in paragraph 1 above, covers the following (see the Annex [delete “see the Annex”]):

(a) oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage;

(b) the performing arts;

(c) social practices, rituals, festive events;

(d) knowledge and practices about nature and the universe; and

(e) traditional craftsmanship’

[第二条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代で伝承され、コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史的な生活状況に対応して絶えず再現し、かつ、当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人間の創造性に対する尊重を助長するものである。

この条約の適用上、無形文化遺産については、普遍的に認識されている人権に関する国際文書並びに正義と公平の原則、持続可能性及びコミュニティ、集団及び個人間の相互尊重と整合性がとれるもののみに対応する。

2. 1 に定義する「無形文化遺産」は、次の分野を包含する。(附属文書の添付は未定)

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

10. 2003年6月にユネスコ本部において、第3回無形文化遺産保護条約予備草案に関する政府間専門家会合⁹⁰が開催された。

附属文書については、社会学及び人類学の用語に照らしてより明確化が必要であり、文書案を作成するためには相当の仕事量が必要であることを踏まえ、条約案からは削除することとされた。しかし有益な内容を含むことから、ユネスコが加盟国のためのマニュアルを作成する際に含めることとされた。

無形文化遺産の定義については、字句を微修正したうえで承認された。

11. 2003年10月17日にユネスコ本部で開催された第32回ユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約⁹¹」が採択された。同条約第2条に規定

⁹⁰ Third session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 2 – 14 June 2003), Secretariat Report (CLT-2003/CONF.206/4)

⁹¹ UNESCO: Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (32C/Resolution 32)

された無形文化遺産の定義は以下のとおりである。

‘Article2 - Definitions

For the purpose of this Convention,

1. The “intangible cultural heritage” means the practices, representations, expressions, knowledge, skills - as well as instruments, objects, artefacts and cultural spaces associated with therewith - that communities, groups and, in some cases, individuals recognize as part of their cultural heritage. This intangible cultural heritage, transmitted from generation to generation, is constantly recreated by communities and groups in response to their environment, their interaction with nature and their history, and provides them with a sense of identity and continuity, thus promoting respect for cultural diversity and human creativity. For the purposes of this Convention, consideration will be given solely to such intangible cultural heritage as is compatible with existing international human rights instruments, as well as with the requirements of mutual respect among communities, groups and individuals, and sustainable development.
2. The “intangible cultural heritage” , as defined in paragraph 1 above, is manifested *inter alia* in the following domains:
 - (a) oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage;
 - (b) performing arts;
 - (c) social practices, rituals and festive events;
 - (d) knowledge and practices concerning nature and the universe;
 - (e) traditional craftsmanship’

[(政府仮訳)

第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代で伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然と

の相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人間の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

- 2 1 に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
 - (b) 芸能
 - (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
 - (e) 伝統工芸技術

]

第2節 無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する先行研究

第1款 はじめに

前節において、無形条約第2条に規定する「無形文化遺産」の定義が決定されるまでのユネスコなどにおける取組みの変遷を整理した。本節においては、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義規定に関する日本政府の解釈⁹²及び先行研究のそれぞれについて、①第2条1の規定、②コミュニティ、③第2条2の規定、及び④我が国の国内法との関係、の4項目に分けて整理する。

第2款 日本政府の解釈

1. 第2条1について

- (1) 「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間」に関し、外務省(2004、p. 97)は「交渉過程において個々のアイテムが何を指すのかについては議論されていないが、それはそもそも無形文化遺産は非常に幅広い概念であること、また、様々な要素から構成されるものであることから、個々の要素を具体化することは困難だからである。」としたうえで、「敢えて言えば、個々のアイテムの具体例として、我が国では、以下のようなものがあると思われる。」として、具体例を以下の通り列挙している。

⁹² 外務省(2004)による。

慣習：小正月・盆行事などの年中行事、元服式などの人生儀礼

描写：上絵付（参考（世界）：バヌアツの砂絵）

表現：能楽、歌舞伎、古典落語、講談

知識：観天望気（民間の天気占い）、民間暦、民間薬（薬草）、漁撈習俗

技術：陶芸のわざ

器具：笛、小鼓

物品：おみこし、農具

加工品：面、人形

文化的空間：登拝行事における山、市立（市を立てたときの全体の空間）

(2) 「この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。」の趣旨に関し、外務省(2004、p. 102)は、「無形文化遺産は、有形の美術工芸品や建築物と全く異なり、人々から人々へ受け継がれるものであり、環境や人々の生活様式の変化等、時代の流れとともに変化し発展するものであるところ、無形文化遺産の中核的部分を消滅させることもなく未来へ継承することは、将来の文化を多様で豊かなものにし、人類の創造性に対する尊重を助長することにつながる」と記している。

(3) また「無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びにコミュニティ、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。」の趣旨に関し、外務省(2004、p. 96)は、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言の実務で、人権の観点から問題のあるものが推薦されてきた経験からそれらを排除するため、及び無形文化遺産の保護が宗教や民族の不寛容・排他性の助長につながるようなことにならないようにするために挿入された背景がある。例えば、コミュニティで根強く残る女性差別などの要素を含む伝統的文化、またナチスや KKK のような民族主義的な要素を含む文化など他者に対して不寛容な文化は本条約の保護の対象にならない。」と記している。さらに「持続可能な開発と調和しない無形文化遺産としては、過剰な原材料の搾取等を伴う伝統芸能、社会的慣行、儀式等が想定され、このようなものも本条約の対象とはならない。」と記している。

2. コミュニティについて

外務省(2004)には、コミュニティ(政府仮訳では「社会」)について明確に記

したものは見当たらない。外務省(2004、p. 128)において、無形条約第 11 条(b)「(締約国は) 第 2 条 3 に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。」の規定に関して、「我が国では、文化財保護法に基づき、種々の無形文化『遺産』を認定(指定、選定、選択)している」が、「認定(指定、選定、選択)する際には、文化審議会に諮問することを義務づけており、右審議会⁹³は、社会、集団及び関連のある民間団体に属する委員及び専門委員で形成されていることから、本条の義務は既に確保されていると考えられる」と記しているのみである。

3. 第 2 条 2 について

第 2 条 2 に明示された各分野については、外務省(2004、pp. 102-109)は以下のように記している。

- (a)「口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)」とは、説話、伝説、格言、謎々、口承文学、話語り、詩、物語等と解される。例えば、我が国では、古典落語が該当すると考えられる。言語そのものは条約の対象にならないが、講談、万歳、古典落語等については、その伝達手段である言語も含めて保護されることはあり得る。
- (b)「芸能」とは、仕種、身振り表現、音楽、芝居、人形劇、歌謡、舞踊等と解される。例えば、我が国では、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎等が該当すると考えられる。
- (c)「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」とは、風俗、慣習、人生節目の儀式、祭り等と解される。我が国では、山・鉾・屋台を中心とする祭り行事等が挙げられる。
- (d)「自然及び万物に関する知識及び慣習」とは、象徴、農耕活動・知識、医学・治療、宇宙論等と解される。例えば、我が国の漁撈習俗、ボリビアのカリャワヤのアンデスに関する宇宙観⁹⁴等が挙げられる。

⁹³ 国の無形文化財及び文化財の保存技術に関することは文化審議会文化財分科会第四専門調査会で、無形民俗文化財に関することは同第五専門調査会で、それぞれ審議される。外務省(2004、pp.133-134)に掲載されている 2004(平成 16)年 2 月 19 日現在の委員名簿によれば、第四専門調査会 28 名(大学教員 22 名、美術館関係 4 名、評論家 2 名)、第五専門調査会 20 名(大学教員 16 名、民俗文化関係団体 2 名、歴史資料館等 2 名)の構成になっている。

⁹⁴ カリャワヤのアンデスの世界観 (Andean cosmovision of the Kallawayaya)は、2003 年に第 2 回「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」に宣言され、2008 年に無形条約に基づく代表一覧

(e)「伝統工芸技術」とは、手仕事を中心とする伝統的なものづくりの技術であり、焼物、織物、塗物、指物等と解される。我が国では、磁器製作、陶器製作、緋製作、邦楽器の製作等が挙げられる。

4. 我が国の国内法との関係について

無形条約の実施のための国内措置について、外務省(2004、p.60)は、「我が国においては、文化財保護法及び文化芸術振興基本法(現在は文化芸術基本法)、独立行政法人文化財研究所法(現在は独立行政法人国立文化財機構法)、独立行政法人日本芸術文化振興会法により確保されているので、この条約の締結にあたって新たな国内立法措置は必要としない。」と記している。

また無形条約第2条1・2に規定する無形文化遺産について、外務省(2004、p.38)は、「我が国では、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを『無形文化財』、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを『無形の民俗文化財⁹⁵』、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを『文化財の保存技術』として、それぞれ指定、選択、選定し、その保護を図っている。」と記しており、これらの3種類の無形の文化財が無形条約の無形文化遺産に対応していると考えていることがわかる。

第3款 第2条1に関する先行研究

1. Scovazzi⁹⁶(2019、p.6)は、第2条1に規定する無形文化遺産の定義の基本的な構成要素は、慣習(practice)(客観的要素)、人々のコミュニティ

表に記載された。アンデス山岳部の少数民族であるカリャワヤの祭司兼医師の活動により形作られており、動物、鉱物、植物に係る薬物類や宗教的信仰に深く関係する儀式の知識の集大成を含む。

⁹⁵ 2004(平成16)年の文化財保護法改正により、「無形の民俗文化財」に民俗技術が追加されている。

⁹⁶ Scovazzi(2012、p.180)及びScovazzi(2015、p.106)は、無形条約に基づく代表一覧表等の分析作業によって、無形条約第2条1の定義規定の解釈を明確化することができると述べ、条約法条約第31条3(b)の規定を引用している。同規定は、条約の解釈に関する一般的な原則を規定しており、条約の解釈上、文脈とともに「(b)条約の適用につき後に生じた慣行(subsequent practice)であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」を考慮すると規定している。

(community of people) (主観的又は社会的要素) 及び文化的環境(cultural environment) (空間的要素) の3点⁹⁷であると述べている。

2. 客観的要素である「文化的慣習(cultural practice)」に関し、Francioni (2020、p. 54)は、無形文化遺産は「慣習、描写、表現、知識及び技術」として外に表わされることが必要であり、コミュニティの心や精神に閉じ込められていては認識されないと述べている。さらに無形文化遺産が広く公開される必要があるかどうかに関しては、第2条1の定義からは必ずしもその必要はなく、慣習⁹⁸や宗教的理由でアクセスを制限することも考慮されていると述べている。また「慣習」は、「アゼルバイジャンの絨毯」や「シチリアの人形劇」のように有形の物品、産物あるいは器具⁹⁹と不可分な場合があると述べている。

文化的慣習に関する課題として Francioni (2020、p. 55)は「真正性(authenticity)」の問題を指摘している。真正性問題は、無形文化遺産の「再活性化(revitalization)」や「商業化(commercialization)」に関連して議論になる。両者とも無形文化遺産の歪曲や矮小化のリスクがあるが、他方で持続的な経済発展の要因として無形文化遺産を活用する必要もある。真正性については、無形文化遺産の演技や伝承を行う際に文化的コミュニティが如何にコントロールできるかにかかってくる、と述べている。この点については、Scovazzi (2019、p. 8)も、無形文化遺産が過度の商業化にさらされると、伝統的な文化表現を毀損する可能性があるため、営利企業ではなく関係コミュニティの管理下にあることを確保することが必要であると述べている。

また Scovazzi (2015、pp. 122-123) 及び Scovazzi (2019、pp. 9-10)は、一度伝承されなくなった無形文化遺産を復興させることができるのかという難しい問題があるが、この点については、無形条約の目的は生きた無形文化遺産を保護することであり、現代社会において、もはや社会的機能を有しない歴史的慣習を復活させることは避けるべきとの意見があると述べている。

⁹⁷ Scovazzi(2012、p.180) 及び Scovazzi(2015、p.107)では、無形文化遺産の表現(manifestation of intangible cultural heritage)(客観的要素)、人々のコミュニティ(community of people)(主観的又は社会的要素)及び文化的空間(cultural space)(空間的要素)の3点を挙げている。

⁹⁸ Scovazzi(2012、p.180-181) 及び Scovazzi(2015、p.107)は、無形条約13条(d)(ii)「無形文化遺産の特定の側面へのアクセスを規律する慣行を尊重した上で無形文化遺産へのアクセスを確保すること。」の規定を根拠として挙げている。

⁹⁹ Scovazzi(2012、p.189) 及び Scovazzi(2015、p.115)は、器具、物品及び加工品は無形文化遺産の産品もしくは実演の道具のいずれかであると述べている。

3. Blake(2006、p. 35)は、Scovazzi が挙げる第 2 の要素である「人々のコミュニティ」に関し、コミュニティや世代間の伝承に関する規定について、以下のように述べている。

- (a) 「コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」の規定により、無形文化遺産の保護にとってコミュニティ及び集団が中心であることが明確化されている。このことは人権の保護を含意しているが、国際的な人権基準では個人の権利と理解されているので、集団的な文化権と解釈することは適当でない。
- (b) 「世代から世代へと伝承¹⁰⁰され」の規定は、無形文化遺産が静的で変化しない文化ではなく、世代間で伝承される知識と経験の上に構築されることを明確化し、さらに「コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し」の規定により、無形文化遺産が生きた伝統(living traditions)¹⁰¹であり、常に新しい状況に対応して動的に変化していく性格を有することを表している。
- (c) 「当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与える」との規定は、コミュニティの同一性や継続性にとっての無形文化遺産の重要性を示している。さらに「文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長する」との規定によって、無形文化遺産保護の人権の側面を表している。また人類の創造性に言及することにより、知的財産権も尊重されるべきことを示している。

世代間の伝承に関して、Scovazzi (2019、p. 9)は、無形文化遺産の伝承に当たっては絶えず再現及び再解釈がなされるため、どの範囲まで無形文化遺産の内容の変化が認められるのかという困難な問題があるが、無形文化遺産は常に変化する性格を有しており、自然な変化は問題視されないと述べている。

4. 次に第 2 条 1 の規定のうち、人権や持続可能な開発との関係に関する部分の先行研究について論じることにはしたい。

まず Blake(2006、p. 36)は、以下のように述べている。

¹⁰⁰ Scovazzi(2012、p.194)は、伝承の方法には、家庭内での親から子への伝承、仕事場での親方から徒弟への伝送、学校での先生から生徒への伝承など様々な方法があると述べている。

¹⁰¹ Linxinski(2013、pp.8-10)は、無形文化遺産はコミュニティの継続に必要な生きた文化(living culture)を保護するという前向きであることを指摘している。

「無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びにコミュニティ、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。」との規定は二つの部分に分かれる。「既存の人権に関する国際文書と両立するもの」と「コミュニティ、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもの」の二つの部分である。人権に関しては、陰部封鎖など国際的な人権基準に反するものは本条約の対象にしないことが明確である¹⁰²。一方、コミュニティ間等の相互尊重及び持続可能な開発に関しては、それらの「要請」と両立するものと規定し、内容が弱くまた曖昧になっており、これはむしろコミュニティ間等の相互尊重や持続可能な開発を促進する無形文化遺産を積極的に推進する目的があると解することができる。

また Scovazzi (2019, pp. 11-12) も、女性器切除のような伝統は、基本的人権に反しており、無形条約の下で保護されることはないと述べ、さらに、2010年の無形条約政府間委員会における議論を以下のように紹介している。

2010年の政府間委員会で人権問題が提起された。「人間の塔 (Human towers)」がスペインから代表一覧表に提案された件に関し、スペインの NGO から子どもの人権、特に健康の権利に反しているとの提起がなされたが、政府間委員会では議論されずに、代表一覧表への記載が決定された。

また2010年の政府間委員会では、コミュニティ間の相互尊重の条件についても議論がなされ、戦争、紛争あるいは特定の歴史的事案と関連する無形文化遺産を提案する場合にはコミュニティ間の誤解を招くようなことは避け、コミュニティ、集団及び個人間の対話と相互尊重を奨励すべく最大限の注意を払うべきとされた。

5. 第3の要素である「文化的環境」に関し、Scovazzi (2019, pp. 10-11) は、地理的空間としてではなく社会的文脈としてとらえる必要があり、同環境は人々が社会的慣習や考えを実施、共有、交換するために出会う物理的又は象徴的な空間であると述べている。さらに、文化的環境は、固定の場所ではなくど

¹⁰² Kono (2009, pp.26-28) は、歌舞伎も男女平等原則からは異議が唱えられる可能性があり、女性役者の売春問題で数百年男性だけで演じられてきたが、今日では女性歌舞伎を阻む理由は何もないと述べている。

こにでも移動しうるものであり、国家の主権が及ぶ法的な領域概念とは殆ど関係がなく、無形文化遺産が複数の国に属することがあると述べている¹⁰³。

また、第2条1の規定中の「文化的空間(cultural space)」に関し、Francioni(2020、p.56)は、以下のように述べている。

無形文化遺産は、特定の風景や農業活動、海岸地域に根ざし発展しており、これらは文化的景観¹⁰⁴と深く結びついている。文化的空間については、傑作宣言¹⁰⁵に関して導入された「集中(concentration)」の考え方に基づいている。

「集中」は時間的及び物理的なものとして理解され、象徴的な例は、マラケシュの「ジャマ・エル・フナ広場の文化的空間」(モロッコ)である。しかし代表一覧表に記載されている文化的空間の事案は、全て無形条約第31条に基づいて傑作宣言事案が代表一覧表に移行されたものである。無形条約政府間委員会は、無形条約に基づく記載に関しては、文化的空間を無形文化遺産とみなすことを望んでいないと考えられる。

第4款 「コミュニティ」に関する先行研究

1. Glossary(2002)は、コミュニティ及び文化的コミュニティの定義を次のように記している。

- ①「コミュニティ¹⁰⁶」：関係性の自己帰属意識を共有する人々。このことは、例えば、活動や地域においてと同様に、同一性の感覚や共通の行動においても現れる。個人は複数のコミュニティ¹⁰⁷に属しうる。

¹⁰³ Scovazzi(2012、pp.197-198)及び Scovazzi(2015、pp.123-124)では、文化的空間(cultural space)を空間的要素とし、同じことを述べている。

¹⁰⁴ Akagawa(2015、p.126)は、「文化的空間」は世界遺産条約(1972年)の「文化的景観(cultural landscape)」の範疇に分類されると述べている。

¹⁰⁵ 傑作宣言事業では、「口承及び無形遺産」には文化的表現(cultural expression)と文化的空間(cultural space)の二つのタイプがあり、文化的空間は「大衆的・伝統的文化活動が集中(concentration)する場所であり、かつ通常定期的に行事が行われる時間」として定義されている。

¹⁰⁶ 無形条約において、前文を除いた条文中に「コミュニティ」が規定されているのは、第1条(条約の目的)(b)、第2条(定義)1、第11条(締約国の役割)(b)、第15条(「コミュニティ」の参加)の各規定である。

¹⁰⁷ Lixinski(2003、p.4)は、「コミュニティ、集団及び個人」は唯一の同一性だけに密接な関係を持つだけではなく、多様な同一性と密接な関係を持ちうることを認識する必要があると指摘している。

- ②「文化的コミュニティ」：コミュニティ自身の文化や文化設計、あるいはさまざまな文化によって、他のコミュニティと区別されるコミュニティ。拡張の可能性として、一国が文化的コミュニティ¹⁰⁸になりうる。

また2006年に東京で開催された専門家会合¹⁰⁹において作成されたコミュニティ、集団及び個人の定義は以下のとおりである。

- ①「コミュニティ」：無形文化遺産の慣習と伝承、あるいはそれへの関与に根付いた歴史的関係性の共有から生じる同一性、あるいは関係性の認識を持つ人々のネットワーク
- ②「集団」：技術、経験及び特別の知識のような特徴を共有し、そのために例えば文化的保護者、実践者あるいは徒弟として無形文化遺産の現在あるいは将来の実践、再現及び伝承に特別の役割を演じるコミュニティ内あるいはコミュニティ間の人々で構成される¹¹⁰
- ③「個人」：明確な技術、知識、経験などを持ち、例えば文化的保護者、実践者、徒弟として、無形文化遺産の現在及び将来の実践、再現、伝承に特別の役割を演じるコミュニティ内あるいはコミュニティ間の人々

これらのコミュニティの定義の取組みについて、Urbinati(2015、p.138)¹¹¹は全て役に立っていないと指摘している。またNegri(2020、p.51)は、コミュニティ概念の各国国内法への影響は弱いと述べている。

2. Blake(2019、p.35)は、無形条約第2条1の無形文化遺産の定義は、文化的コミュニティ及び集団(並びに場合によっては個人)が無形文化遺産の認定、

¹⁰⁸ Urbinati(2012、p.207)は、代表一覧表記載の「中国書道」(中国、2009年記載)や「フランスの美食術」(フランス、2010年記載)のように無形文化遺産は国全体のような大きなコミュニティに属することがあると述べている。またScovazzi(2015、p.118)は、国全体あるいは複数の国にも広がりうると述べている。

¹⁰⁹ UNESCO-ACCU Expert Meeting on Community Involvement in Safeguarding Intangible Cultural Heritage(13-15, March,2006, Tokyo) (<https://ich.unesco.org/doc/src/00034-EN.pdf>)

¹¹⁰ Urbinati(2012、p.205)は、2006年専門家会合では集団はネットワークであるコミュニティの一部として考えることで概ね合意されていたと指摘している。

¹¹¹ Urbinati(2015、pp.138-139)は、無形条約はその実施にあたり中心的な役割をコミュニティの参加に付与している点で特に注視すべき条約であると述べ、またコミュニティの定義がないことを否定的に解する必要はなく、先住民族、少数民族、地域コミュニティなど、通常は周辺部に位置づけられる人々を含むことが可能であると述べている。

保護及び管理並びにその継続的な存続を確保する上で、中心的な役割を果たすことを明確にしていると述べている。

さらに無形文化遺産の関係者として、①当該文化遺産を守り継承する人々である「起源となるコミュニティ(source communities)」、②当該文化遺産を自分たちのコミュニティの生活の中心的な部分であると認識しているが、積極的に創造や実施、実演には関与しないコミュニティや個人、③当該文化遺産を評価する際に関わる科学者、専門家、芸術家及び一般大衆、④地域集団及び国際コミュニティなどの区分が考えられると述べている¹¹²。

3. また Francioni(2020、pp.53-54)は、文化的コミュニティ(cultural community)の重要性を指摘しつつ、その特徴について以下のように地域や時間を越えていると述べている。

無形文化遺産は、創作、実践、維持、伝承するコミュニティ、集団又は個人なしにはありえない。この点が伝統的な有形文化遺産と区別される人的側面であり社会的構成要素である¹¹³。文化的コミュニティの重要な役割は、定義規定以外にも第1条(b)(条約の目的)、第11条(b)(締約国の役割)、第15条(コミュニティ、集団及び個人の参加)の各規定にも明記されている。

文化的コミュニティの考え方は、地域や時間を越えている。地域を越えている点は、国の領域を越えて複数の国に関連した無形文化遺産に示されている。

¹¹² 筆者は、無形条約の条文を踏まえると「コミュニティ」は無形文化遺産の保有者又はその保存及び伝承に直接関わる人々が中心であるものの、「コミュニティ」には、①無形文化遺産の保有者又は保存会等の直接的に関わりを有する者の「コミュニティ」、並びに②無形文化遺産を自己の文化遺産として感じ、見学者等として参加する者の「コミュニティ」があるのではないかと考える。例えば、「早池峰神楽」(2009年代表一覧表記載)の申請ファイルでは「コミュニティ」は「早池峰神楽保存会」が記載されている。これは①のケースである。ただし「早池峰神楽」を自己の文化遺産として感じているのは、花巻市大迫地区の人びとであると考えられ、この場合の「コミュニティ」は②のケースである。また2016年に代表一覧表に記載された「日本の山・鉾・屋台行事」の申請ファイルでは、33の山・鉾・屋台行事が行われる33市町のそれぞれの住民が「コミュニティ」と記載されており、これは上記の②のケースである。さらにコミュニティの中核としてそれぞれの保存会をあげている。これは上記①の「コミュニティ」である。「京都祇園祭の山鉾行事」を例にあげると、「コミュニティ」は京都市民、コミュニティの中核は公益財団法人祇園祭山鉾連合会である。

¹¹³ Scovazzi(2012、pp.189-190)も同旨。

時間を越えている点は、定義中の「世代から世代へ伝承され、コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対して絶えず再現し、かつ、当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与える」との箇所に示されている。

無形条約が先住民に代表される特定の文化的コミュニティを殆ど無視したことは残念である。「先住民の(indigenous)」の用語が注意深く避けられ、前文に1箇所見られるだけである¹¹⁴。同箇所においても、より強くそして現在では一般的に認められている「人々(peoples)」ではなく「コミュニティ(communities)」の用語が用いられている。このため、無形条約は2007年国連先住民族権利宣言(国連総会決議61/295¹¹⁵)に照らすと不十分である。

4. Kono(2009, p. 30)は、コミュニティを無形文化遺産の保有者¹¹⁶(holder)としてとらえることが重要であると述べ、さらに Kono(2019, p. 64)は、日本の無形文化遺産との関係について以下のように述べている。

無形条約第2条1では「コミュニティ(communities)」と「集団(groups)」を併記している。無形条約はそれぞれの定義を示していないが、この併記の関係は「集団」は内部の関係性がないか若しくは弱い人々であることを意味している。日本の無形文化遺産の場合、それぞれの集団的保有者の内部の関係性は強いものがあるので、日本語の「団体」は無形条約の文脈では「コミュニティ(communities)」として理解すべきである。無形条約における「コミュニティ」と「集団」の明確化¹¹⁷は喫緊の研究テーマである。

¹¹⁴ Scovazzi(2012, p.191)及び Scovazzi(2015, pp.116-117)も先住民コミュニティが無形条約前文にのみ記述されているのは残念としつつ、コミュニティに先住民コミュニティが含まれることは疑いないことを指摘している。

¹¹⁵ United Nations Declaration on the Rights of Indigenous People (UN Res. 61/295, 2007/9/13)

¹¹⁶ Hazucha(2009, pp.228-230)は、無形文化遺産の保有者としてのコミュニティを定義するに当たり、普遍的な定義はなく、広範囲で複雑な「関係網(webs of connection(s))」をコミュニティの定義とし、またコミュニティの核となる要素あるいは特徴として次の3点を挙げている。第1にコミュニティは、歴史、文化、価値、興味さらには時と場所と社会的結合の感覚を与える観点によって結ばれている。第2に個人と集団の人々はコミュニティの内外で社会的結束を認識している。第3にコミュニティの多様性と重層性は様々なコミュニティ間の共存の感覚をもたらす。すなわち個人は複数のコミュニティに属しうる。

¹¹⁷ Scovazzi(2012, p.190) 及び Scovazzi(2015, p.116)は、「コミュニティ(community)」と「集

第5款 第2条2に関する先行研究

1. 第2条2について、Ubertazzi (2020, pp. 58-59) は次の4点を明らかにしている
と述べている。

第1に無形文化遺産は外部の世界や他者に対して表現される必要がある。但し全ての人に公開しなければならないということではない。第2に第2条2は無形文化遺産の具体的な分野を示しており、優先度が高い分野であると認識できる。第3にそれぞれの無形文化遺産は各単独の分野に限定されるものではなく複数の分野にまたがりうるものである。第4に各締約国は無形文化遺産の分野に関し異なる制度¹¹⁸を設けてもよく、また新たな分野を設けることもできる。

次に第2条2で挙げられている5分野について、Ubertazzi (2020) を基にしつつそれぞれ述べる。

2. 「口承による伝統及び表現 (Oral Traditions and Expressions)」について、Ubertazzi (2020, pp. 60-64) は、以下のように述べている。

Glossary (2002) では、「口承による伝統 (Oral traditions)」は「口からの言葉で伝えられ、過去からの情報を記憶すること」とされ、「口承による表現 (oral expressions)」は「話ことば又は歌によって表現される無形文化遺産の側面」とされている。口承による伝統及び表現は、口承による伝承が無形文化遺産の最も一般的な伝承形態であることを示している。

団(group)」は殆ど違いがなく、これらの二つの用語は類義語(synonym)であるとみなすことができる
と述べている。Scovazzi は「コミュニティ」が「関係性の自己帰属意識を共有する人々」であるとの
Glossary(2002)の定義を引用しているため、「コミュニティ」に関しては Scovazzi と Kono の認識に
共通性が見られるが、Scovazzi は「集団」の内容については全く触れていないため、なぜ類義語と
みなせるのかについては不明である。また,Urbinati(2012, p.206)は「コミュニティ」等の定義を
明確化する取組みは、それらの定義が無形条約の効果的な実施に当たり必要との前提に立っ
ているが、定義なしに無形条約を適用することに利点があると論じることもできると述べて
いる。すなわち「コミュニティ」等の用語は一般的 (general)であるので、先住民族や少数
民族なども含みうると述べている。

¹¹⁸ Ubertazzi(2020, p.59)は、異なる分野を設けている例として日本を挙げ、日本の文化財保護法では、「無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で日本にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの)」及び「民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で日本国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの)」の分野に分けていと述べている。

無形条約に言語を含めるかどうかは議論になった。多くの国は、口承による伝統で言語を十分に含んでおり、言語への言及は自国の少数言語に関し困難な状況になるとした。他方、スペイン、ペルー、バヌアツに加え、主にアフリカ諸国は明確に言語を含めることを主張した。妥協として「無形文化遺産の伝承手段としての言語を含む」とされた。個々の言語¹¹⁹の保護・保存は、無形条約の対象を超えている。

言語の取り扱いについては、Blake(2006、p. 37)も、国内の少数言語の取扱いの困難さを避けたい国々があり意見の対立があったが、妥協の結果として「無形文化遺産の伝承手段」としての役割に限定した形で言語は含められたと述べている。また「口承による表現」に「伝統」が追加されたが、特に意味の変化はなく、むしろ、「言説、ノウハウ、子どもの詩など」世代から世代に伝承されることを強調し、また口承による伝承が無形文化遺産の伝承の最も一般的な形式であることを想起することに役立っていると述べている。

3. 「芸能(Performing Arts)」について、Ubertazzi(2020、pp. 64-66)は以下のように述べている。

Glossary(2002)では、「芸能」は「コミュニティの創造性を表わす器楽・声楽音楽、舞踊、演劇、語り、朗詠、パントマイム及び他の見世物演技」を含んでいる。儀礼や行事の一環としての芸能は、「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」の分野に属するとされる。西洋の伝統では、無形文化遺産とハイ・アート(high art)は、芸術文化の相互に相容れない側面だと認識されるが、日本、ベトナム、インドなどのアジア太平洋諸国は、大衆的・世俗的な実演だけでなく歌劇のようなハイ・アートも無形文化遺産の対象であると主張する¹²⁰など、芸能分野の理解は様々である。

芸能分野は、有名で人気のある無形文化遺産の多くを含んでいるため、結果として、無許諾録音・録画¹²¹や観光用見世物に墮するなど、無形文化遺産が悪用される側面を示している。

¹¹⁹ Scovazzi(2012、p.183)及び Scovazzi(2015、p.109)は、「ゴメラ島(カナリア諸島)の口笛言語、シルボ・ゴメロ」(スペイン、2009 年代表一覧表記載)のようにスペイン語は対象外であるが口笛言語は対象となると述べている。

¹²⁰ Blake(2006、p.38)同旨。

¹²¹ WIPO 実演・レコード条約(1996,WIPO Performances and Phonograms Treaty)は、「フォークロアの表現」の実演家に、人格権並びに実演に関する経済的権利の許諾権を付与している

4. 「社会的慣習、儀礼及び祭礼行事(Social Practice, Rituals and Festive Events)」について、Ubertazzi(2020、pp. 66-73)は以下のように述べている。

Glossary(2002)では、「社会的慣習及び儀礼」は「特に社会関係、地位、意思決定方法、紛争解決及び集団の願望に関係し、常に変化する考え、知識及び技術を表わす活動」とされる。また「祭礼行事」は「文化的コミュニティにとって重要な行事が、舞踊、音楽や他の実演も含みながら、宣言され、祝いがなされ、記念となり、ハイライトとなる集団的な集い」である。社会的慣習は日常的に行われ、祭礼行事は一年の特定の日又は時期と結びついている。

本分野は多様な形態を含んでいる。礼拝儀式、通過儀礼、誕生・結婚・葬式儀礼、忠誠の宣誓、紛争解決の伝統的法及び慣習制度、伝統競技・スポーツ、親族及び親族儀礼、住居の形態、料理の伝統、季節の行事、男性又は女性に特有な慣習、狩猟、漁猟、集いなどが含まれる。さらに特別な身振り・言葉・朗唱・歌唱・舞踊や、特別な衣類、動物の生贄、特別な食物などの食習慣なども含まれる。

本分野は、関係コミュニティが文化的同一性を維持・発展させる権利や構成員個人の社会的・経済的権利の保護も含んでいる。また「儀礼」が含まれることは、結社の自由やプライバシーの保護、信教の自由などの人権の意味も有している。

宗教は、その神学的・道徳的側面は無形文化遺産の概念の外になるが、聖なる行進や舞踊などの宗教に関連する儀礼は含まれる¹²²。また伝統競技・スポーツは、無形文化遺産の概念に含まれるが、プロスポーツは対象外である。関係コミュニティにとっての文化的重要性の有無が区別の基準となる。

無形文化遺産に社会的慣習を含むことについて、Blake(2006、p. 38)は、ユネスコの「文化政策に関する世界会議(1982年)¹²³」で定義された、非常に範囲が広い「人類学上の」文化の概念¹²⁴に結びついており、この文化の見方は、ユ

(Blake(2006、p.37))。視聴覚的実演に関する北京条約(2021、Beijing Treaty on Audiovisual Performances)も同様。

¹²² Scovazzi(2012、p.187)及び Scovazzi(2015、p.113)同旨。

¹²³ World Conference on Cultural Policies, Mexico, 26 July-6 August 1982

¹²⁴ Mexico City Declaration on Cultural Policies “in its wider sense, culture may now be said to be the whole complex of distinctive spiritual, material, intellectual and emotional features and characterize a society or social group. It includes not only the arts and letters, but also modes of

ネスコの「文化と開発に関する世界委員会(1995年)¹²⁵」によって確認され、文化は開発の重要な原動力であり、さらに社会的慣習が示すように、無形文化遺産は開発のための最も重要な文化遺産とされたと述べている。

また Blake (2006, p. 38) は、祭礼行事は地域への観光や経済効果があるため、各国により奨励される無形文化遺産の代表であるが、過度に制度化されると無形文化遺産が歪曲される危険性があると指摘している。

5. 「自然及び万物に関する知識及び慣習 (Knowledge and Practices Concerning Nature and the Universe)」について、Ubertazzi (2020, pp. 73-76) は以下のように述べている。

本分野には、伝統的な生態知識、先住民知識、地域の動物相・植物相の知識、伝統的治療制度、儀式、信条、入会儀礼、宇宙論、シャーマニズム、憑依儀礼、社会組織化、祭り、言語、視覚芸術などの領域が含まれる。

無形文化遺産は、自然を再解釈、再創造する人類の創造性の明示だけでなく、具体的な人類の必要性を満足させるために自然を利用することも含んでいる¹²⁶。本分野は、自然資源の持続可能な管理や使用を通じて持続可能な発展に貢献している。

また Blake (2006, pp. 38-39) も、本分野は、無形文化遺産が自然資源の持続可能な管理と利用を通じて持続可能な開発に最も明確に貢献する分野であると述べている。さらに「万物」に関しては、2002年9月にユネスコ本部で開催された第1回政府専門家会合において、ベナンから提案があったものであるが、「万物に関する知識及び慣習」は、先住民コミュニティの生活様式が展開し、また周囲の環境と相互作用する上で中心となる無形文化遺産である、と述べている。

life, the fundamental rights of the human being, value systems, traditions and beliefs.” (メキシコシティ文化政策宣言「広い意味で、文化は、精神的、物質的、知性的、感情的性質の総合体であり、社会又は社会集団を性格づけるものと言える。文化は、芸術や文学だけでなく、生活様式、人間の基本的権利、価値体系、伝統及び信条を含む。」)

¹²⁵ World Commission on Culture and Development. 同委員会の報告書は、“Our Creative Diversity”(私たちの創造的多様性)1995, UNESCO として出版されている。

¹²⁶ Scovazzi(2015, p.114)も、自然に関する深い知識に基づいたり、具体的な人類の必要性を満足させるために自然を利用する目的で行われる人類の創造性の発現も含まれると述べている。

6. 「伝統工芸技術(Traditional Craftsmanship)」について、Ubertazzi(2020、pp. 76-79)は、本分野は交渉過程でイタリアから提案されたものであり、本分野は無形文化遺産の中で最も有形的に現れるものであるが、無形条約では工芸品そのものよりも工芸技術に含まれる技術及び知識を対象としていると述べている。

伝統工芸技術に関係する分野として、Blake(2006、p. 39)は、織物（縫製、染色、刺繍、図柄）、木工、金工、紙細工、陶磁器、細密細工、料理、醸造酒などを挙げている。

第6款 我が国の国内法との関係に関する先行研究

1. 無形条約の無形文化遺産の定義は、我が国の文化財制度による無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術より広範な範囲を含んでいると指摘する先行研究は多い。

例えば、七海(2013、pp. 73-75)は、条約の無形文化遺産は我が国の文化財の範囲をはるかに超えて幅広く、たとえば、代表リストには「鷹狩」や「中国の書道」が記載されているが、鷹狩も書道も、日本の制度上では文化財には当たらないと述べている。さらに我が国では文化財の範疇に入らない領域、例えば農林水産、教育、スポーツ、環境と資源、医療、天文・気候、料理に関する伝統、自然に関する知識も無形条約では無形文化遺産としてカバーされ得ると指摘している。

また Akagawa(2015、p. 134)は、無形条約の無形文化遺産の定義は、我が国の制度下の3つの分類（無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術）よりも幅広い分野をカバーしていると指摘し、無形条約と我が国の制度の違いは我が国が条約を実施していくうえで課題を投げかけていると述べている。

俵木(2018b、p. 15)は、我が国では行政的には無形条約の無形文化遺産と国内の文化財(無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術)をほぼ同一視し、一連のものとして対応しているが、それぞれの概念や目的とすることに大きな違いがあるという認識が重要であると指摘している。俵木は、とくに顕著な相違点として「日本の無形の文化財が、伝統的に形成されたわざや、個々のわざが集合したものとしての行事や芸能の様式を可能な限り保存するというアイデアが根底にあるのに対し、ユネスコの無形文化遺産保護では今世紀に入って、様式の変化も含めてコミュニティの人びとが伝統文化を、世代を超えて伝えていくというプロセスそのものを保護するというアイデアを採用しているということである。」と述べている。

菅(2017、pp. 72-73)も、「無形文化遺産と無形文化財・無形民俗文化財という概念は相同ではないが、『無形』の点を重視する点で類似するため、無形文

化遺産保護条約に対応するにあたり日本政府は、既存の文化財制度を無形文化遺産制度とを二重構造的に接ぎ木する方策を採った。」と述べ、さらに「無形文化遺産と重要無形文化財、重要無形民俗文化財等との異同を詳細に対照することは控えるが、理念や具体的内容において異なる部分があることは指摘しておきたい。」と述べている。

さらに宮田(2008a, p. 9)は、我が国の無形文化遺産はかなり幅広い範囲を含んでいるが、条約の中で無形文化遺産と定義されているものとはかなり広さにおいて違いがあると指摘し、条約の無形文化遺産の定義には、日本の無形文化遺産の3種類(無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術)は当然含まれるが、我が国が今まで実績として手を付けていなかった部分も、世界においては非常に幅広く無形文化遺産として考えられていると述べている

2. 無形条約の「コミュニティ」と我が国の国内法との関係に関する先行研究は少ない。上記で述べたように、Kono(2009, p. 30)は、日本語の「団体」は無形条約の文脈では「コミュニティ」として理解すべきであると述べている。また七海(2012, p. 166)は、「日本の場合、条約のコミュニティ¹²⁷は極めて限定的に捉え、無形文化財や選定保存技術の保持者や保存団体、それに無形民俗文化財の保存会(地域社会)としている」が、「これは条約でカバーされうる可能性のあるコミュニティの一部」にすぎないと述べている。さらに七海(2012, p. 164)は、「コミュニティについては起草会合での合意が難しかったため、条文の中では定義されませんでした。条文に定義がない以上、コミュニティの具体的な内容は運用上の解釈に委ねられる」と述べている。

岩崎(2021, p. 7)は、「文化財保護法」のもとで、特定の無形文化財等の継承者たちが「保存会」を組織して、様々な継承の取組みを行い、「保存会」が継承者たちの「コミュニティ」となっていることに触れ、「実質的な保護活動を担う『保存会』を継承者のコミュニティとして扱うことは、一方で、限定的すぎるという問題をはらんでいる。」と指摘している。さらに「日本だけではなく、多くの締約国が『コミュニティ』の扱いに苦慮していることがうかがわれる。」と述べている。

第3節 無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する考察

¹²⁷ 七海(2012, p.159)は、「コミュニティ」を「社会、集団、場合によっては個人」の3点セットの表現を1つにまとめて指す語として、もう1つは特定の意味がこめられた条約の用語として、用いると述べている。

1. 第1節「ユネスコ等における『無形文化遺産』等の定義の変遷」及び第2節「無形条約の『無形文化遺産』の定義に関する先行研究」を踏まえて、本節においては、無形条約の「無形文化遺産」の定義について考察したい。

2. 無形条約の作成に至る経緯を見ると、1960年代後半からユネスコとWIPOが協力して著作権等の知的財産権の手法でフォークロアを保護する取組みを進めたものの、著作権等の手法での保護は難しいことから、1980年代に入り、ユネスコは総合的な観点からフォークロアの保護の取組みを進めた。その取組みの集大成となったのが1989年にユネスコ総会で採択された1989勧告である。

1980年代には、ユネスコにおける無形文化遺産の議論に影響を与える議論が国際的に展開されていた。一つは1982年のメキシコシティ文化政策宣言であり、「芸術や文学だけでなく、生活様式、人間の基本的権利、価値体系、伝統、信条を含む」広い意味での文化概念が打ち出された。もう一つは1987年に出された「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」の報告書『われら共通の未来』であり、持続可能な開発に関する文化的側面の議論が打ち出された。

このような動きの中で1999年にユネスコとスミソニアン協会の共催で開催されたスミソニアン国際会議は、ユネスコの取組みにおいて大きな分岐点になっている。同国際会議の報告書『伝統文化の保護:全体評価』は2001年に公表されたが、その中で、1989勧告の対象は限定すぎており拡大が必要なこと、保護すべきは創作物ではなく社会プロセスであること、フォークロアの用語はより包括的な用語に変更すべきこと、などが提案されていた。

スミソニアン国際会議の結果を受けて、1999年のユネスコ第30回総会において、伝統文化とフォークロアの保護に関して新しい規范文書の作成に向けて取組みを進めることが決定された。その後ユネスコにおいては、「無形文化遺産」の用語を用いて条約化に向けた議論が積み重ねられた。「無形文化遺産」の定義に関しては、①コミュニティ等が自己の文化遺産の一部として認めること、世代から世代へ伝承されること、環境等に対応して絶えず再現されること、コミュニティ等に同一性及び継続性の認識を与えること、人権に関する国際文書や持続可能な開発の要請等と両立すること、などの定性的な内容と②5つの分野の明示、の二つの部分で構成することとされ、無形条約は、2003年の第32回ユネスコ総会で採択された。

以上の経緯を振り返ると、メキシコシティ文化政策宣言で打ち出された広い意味での文化概念及びブルントラント委員会で打ち出された持続可能な開

発概念の影響を踏まえて議論が展開され、社会的慣習等を含む幅広い「無形文化遺産」の定義が構築されてきたと理解することができる。

3. 無形条約の「無形文化遺産」の定義に関する先行研究については、Scovazzi が指摘する 3 点の基本的な構成要素、すなわち①無形文化遺産の現れとしての慣習 (practice) (客観的要素)、②人々のコミュニティ (community of people) (主観的又は社会的要素)、③文化的環境 (cultural environment) (空間的環境)、に分けて評価したい。

(1) 無形文化遺産の現れとしての慣習 (客観的要素)

無形文化遺産は「慣習、描写、表現、知識及び技術」として現わされる必要がある。また無形文化遺産の産品若しくはその実演の道具として、器具、物品及び加工品も含まれる。無形文化遺産の分野は、第 2 条 2 で 5 分野が明示されているが、必ずしもこれらの 5 分野に限定されていない。

河野 (2004, p. 40) は、「条約上の無形遺産の定義はオープンエンドなものであり、今後運用方針等によってより具体的されなければならないものである。この点、世界遺産条約第 1 条¹²⁸が、建造物、建造物群、史跡を挙げて、きわめて明快に文化遺産を定義しているのとは対照的である。」と述べている。しかしながら、最新の運用指示書¹²⁹においても無形文化遺産の定義がより具体化されたとは言えない。

また無形文化遺産は、既存の人権に関する国際文書と両立する必要がある、さらにコミュニティ等の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものであることが求められている。

¹²⁸ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 1 条は、条約の適用上、「文化遺産」とは次のものをいうと定めている。

記念工作物：建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構築物、金石文、洞窟住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群：独立し又は連続した建造物の群であって、その建造様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡：人工の所産(自然と結合したものを含む。)及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

¹²⁹ ‘Operational Directives for the Implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, 2018 edition’ (<https://ich.unesco.org/en/directives>)

(2) 人々のコミュニティ(主観的又は社会的要素)

無形文化遺産の保護にとってコミュニティが中心であり、コミュニティにおいて世代から世代へ伝承され、また環境等に対応して絶えず再現される「生きた伝統」が無形文化遺産であるとされている。

しかしながら、何が「コミュニティ」であるかについては、先行研究において確立した定義は得られていない。ただ、コミュニティが一国の国全体あるいは複数の国に広がる可能性がある点については、共通理解があると考えられる。

(3) 文化的環境(空間的要素)

文化的環境は、人々が社会的慣習等を共有、交換するための空間であり、地理的空間ではなく社会的文脈の中でとらえる必要があるとされている。また文化的環境は固定の場所ではなく移動しうるものであり、法的な領域概念とは殆ど関係がないとされる。他国への移住者が、自らが同一性を共有する無形文化遺産に関する文化的環境を移住先で構築することなどが想定される。

4. 我が国の国内法との関係については、無形条約批准時の日本政府の解釈によれば、無形条約の「無形文化遺産」は、文化財保護法の「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の三類型が対応しており、新たな国内立法措置は必要としないとしていた¹³⁰。

これに対して多くの先行研究は、無形条約の無形文化遺産の定義は、これらの三類型より広範囲な範囲を含んでいると指摘している。特に七海は、無形条約上の無形文化遺産ではあるが我が国では文化財の範疇に入らない領域として、鷹狩、書道、農林水産、教育、スポーツ、環境と資源、医療、天文・気候、料理に関する伝統、自然に関する知識などの領域を挙げている。しかしながら、第2章で述べるように、我が国の文化財、特に無形民俗文化財は七海が挙げている領域の多くを含んでいる可能性が高く、七海の指摘は必ずしも正確ではないと考える。また七海以外の先行研究では、具体的にどのように範囲が広いかについては明確化されていない。

また河野は、我が国の無形文化遺産に関する日本語の「団体」は無形条約の文脈では「コミュニティ」として理解すべきであると指摘しており、これは無形条約の「コミュニティ」を理解する上での手助けになると思われる。しかしながら、先行研究では、無形条約のコミュニティは、一国全体等の広範囲のコミュニティも含まれることが明らかにされており、我が国の国内法がそのよう

¹³⁰ 外務省(2004、p.60)

な広範囲の「コミュニティ」を想定しているかについては、検証が必要ではないかと考える。

5. これまでの先行研究では、無形条約の「無形文化遺産」の定義について、具体的な「範囲」が明確に確定されているとは言えず、具体的な「範囲」を明確化するためには、Scovazzi (2012, p. 180 及び 2015, p. 106) が述べているように、無形条約の運用結果として作成された代表一覧表等の分析作業を行うことが必要ではないかと考える。この分析作業は、条約法条約第 31 条 3 (b) に規定する条約の解釈に関する一般的な原則にも沿うものと考ええる。

また我が国の国内法との関係についても、無形条約の「無形文化遺産」の方が我が国の無形文化財等と比較して、具体的にどのように範囲が広いのかを明確化した先行研究は見当たらない。

これらのことを踏まえ、本論文においては、無形条約第 16 条に基づく代表的な一覧表に記載された案件を分析する。その際には、当該案件が我が国の無形文化財等にあてはめた場合にどの類型に該当しうるかについて分析することによって、無形条約の「無形文化遺産」の方が我が国の無形文化財等と比較してどのように範囲が広いのかを明確化するように努める。このような比較研究を行うことによって、無形条約の「無形文化遺産」の定義の特徴を明確化することができるのではないかと考えている。

本比較分析作業を行う前提として、第 2 章において我が国の文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の内容を明らかにしたい。

第2章 我が国の文化財保護法における「無形の文化財」

第1節 文化財保護法における「無形の文化財」

第1款 はじめに

無形条約第2条第1項に定義する「無形文化遺産」について、我が国においては、文化財保護法¹³¹に規定している「無形の文化財」、すなわち「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の三類型が該当すると解されている¹³²。

本章においては、まずこれら三類型が文化財保護法において定められた経緯を明らかにし、その上で三類型のそれぞれの内容を明らかにする。さらに三類型には該当しないが、無形条約の「無形文化遺産」に該当するとして、我が国から無形条約第16条に基づく代表一覧表に提案し、2013年に記載された「和食：日本人の伝統的な食文化」の案件について論じる。

第2款 文化財保護法に三類型が規定された経緯

1. 文化財保護法制定(1950(昭和25)年)

(1) 概要

第二次世界大戦後、文化財の散逸や海外流出が続いている中で、1949(昭和24)年1月に法隆寺金堂火災による壁画焼失を契機として文化財保護のための立法化の機運が高まり、議員立法により1950(昭和25)年5月に文化財保護法が制定され、同年8月から施行された。

文化財保護法は、戦前の国宝保存法(美術工芸品及び建造物が対象)や史跡名勝天然記念物保存法などにより保護されていた文化財を統一的な保護法制の下で規定するとともに、新たに無形文化財を保護対象に加えた。また、同法により文化財保護推進の専門的な行政機関として、文部省の外局として文化財

¹³¹ Vaivade(2020、p.22)は、20世紀半ばで「無形文化遺産」類似の文化遺産に関する国内法を有していたのは、日本や韓国など少数の国であったと述べている。Petrillo(2019、pp.235-236)は、日本と韓国において、それぞれ1950年、1962年に、当該コミュニティの文化的権利を確認する方法の1つとして無形文化遺産の法的保護が設けられたのは、歴史的理由があると述べている。すなわち日本においては、第二次世界大戦後の荒廃の中で、日本社会の価値を再興し、米国占領軍に対して自らのアイデンティティを再確認するための法的手段として1950年に無形文化遺産に関する法律が制定された。また韓国においては、朝鮮戦争のあと世代間で継承されてきた知識、伝統及び慣習を消散させることなく朝鮮半島のアイデンティティを保持するために1962年に無形文化遺産に関する法制度が設けられた。

¹³² 外務省(2004、p.38)

保護推進委員会が設置された。

国会における文化財保護法案の検討においては、有形文化財（美術工芸品及び建造物）及び無形文化財を対象とする参議院案と美術工芸品、建造物及び史跡名勝天然記念物を対象とする衆議院案が構想された。最終的には、これら参議院案と衆議院案を合わせた上に、さらに有形文化財として民俗資料と考古資料を加えた法案が文化財保護法として制定された¹³³。中村(2013、p. 73)は、この「拡大・拡充」のベクトルが「文化財保護法」成立時の特徴のひとつであり、ひいてはそれがその後の文化財カテゴリーの拡充強化につながるのではないかと指摘している。

(2) 無形文化財保護

美術工芸品、建造物及び史跡名勝天然記念物については、戦前と同様に保護のための指定制度を維持するものの、重点保護を講ずるための施策として、①美術工芸品と建造物については、国宝と重要文化財、②史跡名勝天然記念物については、特別史跡名勝天然記念物と史跡名勝天然記念物、の2段階に分ける2段階指定制度が設けられた。これに対し、無形文化財については指定制度を設けずに、特に価値が高いもので国が保護しなければ衰亡する虞があるものについて、助成の措置を講ずることとされた。1950(昭和 25)年制定の文化財保護法では、民俗芸能は無形文化財に含まれると解されていた¹³⁴。また修理に関する技術や工具の制作技術は、無形文化財の中の工芸技術の一分野としてとらえられていた¹³⁵。

文化財保護法の対象に無形文化財を加えることについて、1950(昭和 25)年4月25日の参議院文部委員会において、鈴木憲一委員は提案理由について「演劇音楽工芸技術等わが国の古典的芸術のうち其の高い芸術的価値にも拘わらず衰亡に瀕しているものが多い。本法案はこれ等の無形文化財について助成・公開等について規定を新設し、其の保存等の方途及び活用をはかることとした。」と述べている。

また無形文化財の保護方法について、1949(昭和 24)年5月22日の衆議院文部委員会において、受田新吉委員は、「国宝その他の重要文化財については非常に強力な力を持つように規定されており、また無形の文化財は非常に自由な立場で助成のような軽い意味の立場でこれが生かされておる。」と述べている。

¹³³ 中村(2013、pp.72-73)

¹³⁴ 俵木(2013、p.216)

¹³⁵ 文化庁(2001、p.297)

さらに議員立法の検討に国会事務局として携わった竹内・岸田¹³⁶(1950、p. 198)は、有形文化財と無形文化財の保護方法の違いについて、「有形文化財がその創造者から付与された価値を固定的にそれ自体のうちに具現した状態で長く存続するのに対し、寿命に限りある人から人への伝承により保存される無形文化財の保存が前者に比し一層困難であり、その保護の措置もおのずから異なった方法によらなければならない理由もここにある。」と述べている。

文化財保護法の対象に無形文化財を加えた立法形式については、一部の意見ではあるが、同法の成立過程において、無形と有形の保護を同一の法律で行おうとすることに対して危惧する動き¹³⁷も見られた¹³⁸。

1950(昭和 25)年 4 月 30 日の衆議院文部委員会において、渡部義通委員は「わが党(筆者注: 日本共産党)もこの法案については賛成。私たちはなお多くの点で修正されなければならぬし、今後改変されなければならないものを見出すわけであり。たとえば私たちの考えでは無形文化財というものは、やがて別個な法案になさるべきであると考え。」と述べている。

2. 文化財保護法の 1954 年改正¹³⁹(1954(昭和 29)年)

(1) 無形の文化財に関する改正概要

従来は、無形文化財のうち価値が高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについて、助成の措置を講ずべきものとしていたのに対し、新たに重要無形文化財の指定制度を設け、状況に応じて助成措置を講ずることができるように改正された。また指定は無形のわざそのものであることから、指定に当たってわざを体現している自然人である保持者の認定制度が設けられた。さらに重要無形文化財以外の無形文化財について記録選択の制度¹⁴⁰が設けられた。

有形文化財に含まれていた民俗資料について、無形のものを含めて民俗資

¹³⁶ 竹内敏夫(参議院文部委員会専門員(当時))、岸田実(参議院法制局第二部長(当時))

¹³⁷ 1949(昭和 24)年 11 月 28 日、衆議院文部委員会に対し「無形文化財保護に関しては有形文化財と同一機構内で取り扱うことはむりがあるから、別法を設けること」との文化財保護法案の改正に関する請願が提出された。

¹³⁸ 大島(2007b、pp.90-93)

¹³⁹ 1954 年改正では重要文化財の管理団体制度の創設や埋蔵文化財の保護の強化なども措置された。

¹⁴⁰ 国が特に必要があるものを選択して、国自ら記録の作成、保存、公開を行い、または適当な者による公開の援助もしくは記録の作成、保存、公開の援助を行うもの。

料として独立した文化財の類型として規定された。有形の民俗資料については、重要民俗資料の指定制度を新設し、無形の民俗資料については記録選択の制度が設けられた。

1954(昭和 29)年 4 月 14 日の衆議院文部委員会において、森田説明員¹⁴¹は提案理由の補足説明の中で、「重要無形文化財の指定制度の新設に関して、従来の助成の措置を講ずべき無形文化財の選定には、その無形文化財の価値以外の判断が加わっていたため、有形文化財の場合と同様に、価値の見地から判断して重要無形文化財を指定し、必要のあるものについて適切な助成措置を講ずることの方が客観的である。」と説明している。また無形文化財の記録選択制度の導入に関して、森田説明員は、「無形文化財のうちには、重要無形文化財に指定して、そのままの形で存続のための措置を講ずることは、社会情勢その他の関係でとうてい不可能と認められるものでも、資料的価値が高く、将来の無形文化財の発展に寄与し得るものも相当数認められるので、これらを選択して新たに記録の作成・保存の措置を講ずることができるようにした。」と述べている。さらに無形の民俗資料について、無形文化財の場合と同様の趣旨で資料的価値のあるもの等、特に必要のあるものを選択して記録の作成等の措置を講ずることができるように規定された。

無形の文化財に関する改正趣旨について、1954(昭和 29)年 6 月 22 日付文化財保護委員会事務局長通達「文化財保護法の一部改正について」は、「第四民俗資料関係 注(3)」において、次のように記している。

「無形文化財は、芸能、工芸技術等の如く、特定の型や技術を特定の個人が相伝し、体現しているものであって、いわば洗練されたわざとすることができる。無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのものをそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多い。

無形の民俗資料は、国民の生活様式や慣習そのものであって、社会一般の人々が伝承しているものといえることができる。無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意味のないことである。これらは、記録保存の措置をもって足りる。」

(2) 1954 年改正に対する先行研究の評価

¹⁴¹ 森田孝（文化財保護委員会事務局長(当時)）

① 無形文化財の指定制度の新設について、濱田(2013、p. 252)は、文化財保護法制定当初に定められていた「衰亡する虞のあるもの」への助成措置では、記録に止り、保護としては如何にも力弱いものであるため、重要文化財等の場合と同様に価値の観点からする指定制度を導入することで、より積極的な運用が可能ではないかと評価している。

一方、内田(1984b、p. 156)は、「無形文化財の継承とは、伝統的定型と云いうるもので伝承であるが、長年にわたり、かつ、多数の伝承者により伝承される過程で変化するものであり、変化の活力を喪失すると衰亡するといえる。このため、重要無形文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定は、歴史上の価値・伝統性の許容限度をどのように理解するかにかかってくる。」と述べている。

また佐藤(2007、pp. 353-355)は、「衰亡の危機」と入れ替わるようにして、芸術的価値や歴史上の重要性等の要素が導入され、現行の重要無形文化財の指定・認定の制度が始まったが、同制度は、すべての無形文化遺産が平等であることを前提とした無形条約の精神にそぐわないという指摘もあると述べている。

② 無形の民俗資料に記録選択制度が新設されたことに対しては、先行研究は概ね評価している。

大島(2007b、p. 136)は、日本の文化財保護法は、歴史学・美術史学などの強い主導の基に、歴史的、芸術的な価値に基づいた優品主義、厳選主義の原則に拠って作られたが、その後、民俗学及び民俗への理解が深まって、1954年改正で新たに民俗資料が独自の文化財の分野として追加され、特定個人による伝承形態を中心とする無形文化財と地域集団などの不特定多数の人びとによって伝承される民俗文化財との性格の違いに応じた保護体制が実現されることになったと評価している。

また岩本(1998、p. 222)は、民俗資料が別個の体系の下に独立し、無形の民俗資料には「価値の高い」という条項が排除されて、指定制度が導入されなかったことを評価している。さらに無形の民俗資料は、指定ではなく選択として記録化が進められ、生活の推移の理解のための資料として位置づけられたと述べている。

一方、内田(1984b、p. 173)は、民俗資料の保護制度は「資料」とされることによって、有形文化財や無形文化財より劣位にあるとされる傾向があり、システムとして欠陥を有すると指摘している。また俵木(2013、p. 223)は、法改正により国の制度として無形の文化財に「無形文化財」と「無形の民俗資料」という二つのカテゴリーが成立したが、個人的意識を原則として無視

する民俗芸能が、個人の創意が基本とされる芸能の一種として無形文化財の類型に位置づけられたのは適切でなかったと指摘している。

3. 文化財保護法の 1975 年改正¹⁴² (1975 (昭和 50) 年)

(1) 無形の文化財に関する改正概要

重要無形文化財の保持者は自然人に限られていたが、集団的な性格のものに対応するために、新たに社団法人や任意団体を保持団体として認定することができることとされた。

民俗資料の名称を民俗文化財に改め、重要民俗資料と同様に重要有形民俗文化財の指定制度を設けるとともに、新たに重要無形民俗文化財の指定制度が設けられた。また民俗芸能が民俗文化財に含まれることが明確化された。

さらに有形文化財の修理等の技術や芸能用具等の製作・修理等の技術が、無形文化財から切り離され、文化財の保存技術として独立した。保護の必要性のあるわざを選定して保護措置を講ずる選定保存技術制度が設けられた。

重要無形民俗文化財の指定制度の新設に関し、国会における参考人質疑で賛同する意見が述べられている。

まず、1975 (昭和 50) 年 3 月 4 日の衆議院文教委員会・文化財保護に関する小委員会において、本田保次参考人¹⁴³は以下のように述べている。

「無形の民俗文化財は、重要なものでもこれは記録のための選択になっている。生活様式まで指定してストップさせるわけにはいかない。衣食住は生きているから、時代によって変化する。その古風な形は精細に記録しておけばよい。問題になるのは、信仰、習俗に関するもの、祭礼行事、それから法会、習俗などその重要なものもただ記録をとっただけでよいのか。習俗は、重要な部分は、衣食住が時代とともに変化するようには変化しないし、少なくとも変化させない方が望ましい。価値の高い祭りは指定して保存の措置を講ずべきだと思います。」

また 1975 (昭和 50) 年 6 月 10 日の参議院文教委員会において、宗知信参考人¹⁴⁴は、無形の民俗文化財の指定制度を加えて、民俗文化財としての整備を図っ

¹⁴² 1975 年改正では、高度経済成長に伴う社会情勢の変化や、文化財に係る開発事業の増加に伴い、議員立法により、埋蔵文化財の制度の整備や伝統的建造物群保存地区制度の新設などの改正が行われた。

¹⁴³ 早稲田大学教授(当時)

¹⁴⁴ 静岡県教育長(当時)

たことは、時代の推移により消滅の危機にさらされているこの種の文化財を保護する方策として、まことに当を得たものであると述べている。

(2) 1975年改正に対する先行研究の評価

① 無形民俗文化財の指定制度の導入については、評価が分かれている。

まず、内田(1984c, p. 174)は次のように述べている。

「無形民俗文化財、特に風俗慣習は、その性質上変容し、又は衰亡することを免れないものが多いのであり、伝承の担い手として集団を特定して永続的保存を図る方法を一般的な手法として法定することはできないと考えられ、その多くは記録による保存の措置の対象となる。しかし、一部のものについては、特定の伝承者の集団による永続的保存を期待できる。」

また大島(2007b, p. 36, p. 44, pp. 144-145)は、次のように指定制度の導入を評価しつつ、その負の影響を指摘している。

無形の民俗文化財の保護は、記録保存の手法が基本である。無形民俗文化財の記録選択の考え方は、不可避的に変化・変容を免れない無形の文化財の保護を考える上で重要な見解であり、指定制度とは全く別の手法として位置づけられている。無形民俗文化財の指定は、特定の伝承者集団による永続的保存を期待できると考えられる民俗芸能及び風俗慣習のうちの一部のものについて限って行われる行為であり、それまでの伝承者の信仰心や祈願の意義などの「心の伝承」を対象に保護を図ってきた民俗の世界に、芸態やしきたりなどの「型の伝承」の保護の意識を加えたものということができる。無形民俗文化財の指定制度導入によって、指定・記録選択という二段階保護態勢は所与の事柄として受け止められ、結果、民俗文化財において指定・選択・未指定といった価値の序列化を引き起こしている。

一方、岩本は、以下のように無形民俗文化財の指定制度の導入を厳しく批判している。

無形の民俗資料に指定制度が導入され、有形とは性質の異なる重要無形民俗文化財の指定にあつて、価値の観点を導入せざるを得なくなった。モノとは違い行為である無形の場合、指定は、ある型に固定化するが、指定された段階での形式・形態が規範化し、それは変化を阻止し継続を強要する性格を帯びざるを得ず、変化の前提とその理念は崩された。これは民俗学的態度や理念とは大

きくずれたものである。有形の文化財と違って、なぜそれを保存しなければならないのか、理念もその学問的整合性も問わぬまま、民俗文化財は創出された。保護ではなく、権威づけのシステムに、現在の民俗文化財は陥っているのではないか¹⁴⁵。

日本では無形の保護は不可能であり、かつ歪めるものとして、「記録」に留める「選択」で処理されていた1975年改訂以前の「無形の民俗資料」という扱いの方に、合理的かつ学術的見地が映出されていたといえる。しかし、無形を1975年から「指定」制度に変更したにも拘わらず、その技能継承に関しては制度的に無策である。無形の文化財の「保護」とは何かという本質的な問題が、棚上げされたまま追及もされていない¹⁴⁶。

本件について筆者の見解を述べたい。有形文化財である重要文化財については文化財保護法第43条第1項の現状変更等の制限規定が適用されているが、同規定は重要無形民俗文化財には適用されていない。但し、重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は重要無形民俗文化財の指定を解除することができることとされている¹⁴⁷。これは、和田(2002、pp. 98-99)が「無形の民俗文化財は、本来的に、人々の生活の発展・変遷に従って内容・形態や存在する地域的範囲等が変化していくものである。」「無形の民俗文化財の基本的性格から重要無形民俗文化財に指定されたものであってもその変容・変化を押しとどめることはできず、その必要もない。但し、変容・変化が一定の範囲を超えた場合は、国民の生活の推移を理解する上での資料的価値を失い、指定を継続する必要がないものとなる。」と述べているように、重要無形民俗文化財の指定制度は、ある型に固定化し、変化を阻止し継続を強要する制度ではなく、一定の範囲の変容・変化は想定されていると考える。このため指定制度は、重要無形民俗文化財の性格を踏まえた保護制度であると考えられる。

- ② 民俗芸能が無形民俗文化財として明確に位置付けられたことについては、法改正前は無形文化財に位置づけられていたと考えられるものの、法文解釈上、民俗芸能の帰属は曖昧であり、長く国の文化財として指定も選択もされなかったとして法改正は評価されている¹⁴⁸。また民俗芸能を無形文化財から民俗

¹⁴⁵ 岩本(1998、p.223, pp.228-229)

¹⁴⁶ 岩本(2013、p.24)

¹⁴⁷ 文化財保護法第79条。重要無形文化財についても同様(同法第72条)。

¹⁴⁸ 俵木(2013、p.216)

文化財へ移管したことに関して、大島(2007a, p. 11)によれば、風俗慣習等の従来の無形の民俗文化財の中にも、「特定の型」の存在を認め、その保持にあたる団体を特定することで永続的な保存が可能になるという認識が持ち込まれ、それが民俗文化財の分野の全般に拡大されて、祭り・行事などの風俗慣習の一部を含めた、重要無形民俗文化財の指定制度が設けられたとされている。

4. 文化財保護法の2004年改正¹⁴⁹(2004(平成16)年)

鍛冶、船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術を保護するために、新たに「民俗技術」が、従来の風俗慣習及び民俗芸能に加え、無形民俗文化財の一分野に追加された。

本改正に関し大山(2014, p. 22)は、「民俗技術が無形民俗文化財の一分野に加えられ、具体的な保護施策が講じられるようになったことは、これまでの広義の民俗学分野における物質文化に対する考え方に一石を投じる可能性がある。」と述べている。

また大島(2007, p. 11)は、本改正を評価しつつ「無形民俗文化財の中に民俗技術という形で明示されたことによる一つの弊害なのではすけれども、民俗技術という問題は実はその民俗だけの問題ではないと思うのです。」「要するに、我が国のすぐれた芸術的な活動であります無形文化財を支える基盤的な要素というものは、民俗技術であり、民俗芸能であり、そういうものが重要なファクターになってくると。ですから、民俗技術を考える視点というのは、単に民俗文化財の視点だけではなくて、そういうふうな無形文化財の基盤を構成する要因という視点も大事だろうという風に思います。」と指摘している。

5. 文化財保護法の2021年改正¹⁵⁰(2021(令和3)年)

生活様式の変化や少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、茶道や華道、書道等の生活文化など無形の文化財の継承に対して深刻な影響を与えていること、第二次世界大戦後の現代の美術作品に関して、近年、国際的な評価が高まり海外流出するものもあること、これらのことから、無形の文化財について既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度が新たに創設された。登録無形文化財については、保持者等の認定が法定化さ

¹⁴⁹ 2004年改正では、新たに「文化的景観」の類型が設けられ、また建造物に加えて他の有形文化財に登録制度が拡充された。

¹⁵⁰ 2021年改正においては、地方公共団体における登録制度が文化財保護法上の制度として位置づけられた。

れた。なお、登録無形民俗文化財については、重要無形民俗文化財の指定にあたり保持者や保持団体の認定が法定されていないことと同様に、保持者や保持団体の認定は法定化されていない。

2021年改正に際し、文化財保護法第2条第1項第2号に規定する「無形文化財」の定義は改正されず、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」のままである。企画調査会報告書(2021、p.4)は、「指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るといふ登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。」と指摘している。しかしながら、「無形文化財」に関して「保護制定時における古典芸術保護の思想が、その後暫次修正されつつあるとはいえ、現在も依然として根強い」¹⁵¹と指摘されている中で、定義が現行のままで「多様な内容に対応」し「柔軟に運用していく」ことが可能かどうかについては、懸念が残るところである。

第3款 文化財保護法に規定する三類型

1. 無形文化財

(1)「無形文化財」は、文化財保護法第2条第1項第2号において「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と規定されている。同法第71条では、文部科学大臣は無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができること、重要無形文化財を指定するに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないと規定している。

また同法第76条の7第1項において、文部科学大臣は重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることと規定している。同条第2項では、文部科学大臣は登録に当たって、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないと規定している。

さらに同法第77条において、文化庁長官は、重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができることとされている¹⁵²。

¹⁵¹ 内田(1984a.p.152)

¹⁵² 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準(1954(昭和29)年12月25日文化財保護委員会告示第56号)

(2) 重要無形文化財の指定基準¹⁵³は、芸能関係及び工芸技術関係について以下のとおり定められており、他の分野については定められていない¹⁵⁴。

① 芸能関係

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

② 工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

(3) 登録無形文化財の登録基準¹⁵⁵は、芸能関係、工芸技術関係及び生活文化関係

¹⁵³ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（1954(昭和29)年12月25日文化財保護委員会告示第55号）

¹⁵⁴ 内田(1984a, pp.151-152)は、「(無形文化財)保護対象の選択も問題の一である。保護法制定時における古典芸術保護の思想が、その後暫次修正されつつあるとはいえ、現在も依然として根強い。法制定後更正の動きは無形の民俗的文化遺産重視の方向をとり、今日では文化財の一類型として法制化されている。しかし、両者のいずれにも位置づけられず取り残されている上記のような領域（注：茶道、生花等、落語、講談その他の伝統的大衆芸能）があることは、民族の文化遺産の継承という観点から疑問なしとしないのである。民俗文化財の重視が民俗学の発展を背景にしていたことを想起すると、これらの領域を支援する学問分野の弱体であることが一因であろうか。」と述べている。なお現在においては、古典落語及び講談は、芸能分野の重要無形文化財として国指定されている。また企画調査会報告書(2021, p.9)は、茶道や華道、書道、食文化などの生活文化について「国においては、こうした生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。」と記しており、今後「その他の無形の文化的所産」の分野についても行政上の対応が進められることが期待される。

¹⁵⁵ 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準(2021(令和3)年6月14

について以下のとおり定められている。

①芸能関係

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 芸能史上の意義を有するもの
- 三 芸能の成立又は編成の過程を示すもの

②工芸技術関係

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 工芸史上の意義を有するもの
- 三 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

③生活文化関係

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 12 条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 三 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

2. 無形民俗文化財

(1)「無形民俗文化財」は、文化財保護法第 2 条第 1 項第 3 号に規定される「民俗文化財」（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの）であって無形のもをいう。同法第 78 条では、文部科学大臣は無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができることとされている。

しかし重要無形文化財とは異なり、重要無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定制度はない。これは、無形民俗文化財については、地元の関係住民と市町村の理解と協力が不可欠のものであるが、国民の生活そのものに密着したものであり、無形文化財の保持者のような体现者を認定することは実情に合わ

日文化科学省告示第 90 号)及び同基準の一部を改正する告示(2021(令和 3)年 9 月 1 日文化科学省告示第 155 号)（以下「登録無形文化財登録基準等」という）

ないことが多いと考えられるからとされている¹⁵⁶。ただし、行政上の措置として、保存会等を保護団体と称し、官報告示するという事実上の認定が行われている¹⁵⁷。

また同法第 90 条の 5 において、文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるように規定している。重要無形民俗文化財と同様に保持者又は保持団体の認定制度はない。

さらに同法第 91 条において、文化庁長官は重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるようにされている¹⁵⁸。

(2) 重要無形民俗文化財の指定基準¹⁵⁹は以下のとおりである。

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの

(3) 登録無形民俗文化財登録基準¹⁶⁰は以下のとおりである。

- 保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの
 - 一 基盤的な生活文化の特色を有するもの

¹⁵⁶ 「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(1975(昭和 50)年 9 月 30 日庁保第 191 号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通達)

¹⁵⁷ 内田(1984b, p.59)

¹⁵⁸ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準 (1954(昭和 29)年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 59 号)

¹⁵⁹ 重要無形民俗文化財指定基準(1975(昭和 50)年 11 月 20 日文部省告示第 156 号)

¹⁶⁰ 登録無形民俗文化財登録基準(2021(令和 3)年 6 月 14 日文部科学省告示第 91 号)

- 二 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- 三 地域的特色を示すもの
- 四 時代の特徴をよく伝えているもの

3. 文化財の保存技術

「文化財の保存技術」は、文化財保護法第 147 条において「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能」と規定され、そのうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定できると規定されている。さらに同条では、文部科学大臣は選定保存技術を選定するに当たっては、その保持者又は保存団体を認定しなければならないとされている。選定保存技術の選定基準¹⁶¹は以下のとおりである。

〔有形文化財関係〕

- 一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- 二 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

〔無形文化財関係〕

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第 4 款 三類型の具体的な分野

次に「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」のそれぞれについて、指定又は選定された案件を基に具体的な分野について整理する¹⁶²。

(1) 「無形文化財」の具体的な分野

(ア) 芸能分野の国指定重要無形文化財(51 件)は、以下の分野から指定されている。

¹⁶¹ 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準(1975(昭和 50)年 12 月 22 日 文部省告示第 166 号)

¹⁶² 文化庁「国指定文化財等データベース」(<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)による。

①雅楽、②能楽、③文楽、④歌舞伎、⑤組踊、⑥音楽、⑦舞踊、⑧演芸

(イ) 工芸技術分野の国指定重要無形文化財(55件)は以下の分野から指定されている。

①陶芸、②染織、③漆芸、④金工、⑤木竹工、⑥人形、⑦手漉和紙

(ウ) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(132件)は以下の分野から選定されている。

①芸能分野については、能楽、歌舞伎、音楽、演芸の各分野

②工芸技術分野については、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙、截金並びにその他(七宝など)

(2) 「無形民俗文化財」の具体的な分野

(ア) 風俗慣習の国指定重要無形民俗文化財(131件)は以下の分野から選定されている。

①生産・生業、②人生・儀礼、③娯楽・競技、④社会生活(民俗知識)、⑤年中行事、⑥祭礼(信仰)

(イ) 民俗芸能の国指定重要無形民俗文化財(171件)は以下の分野から選定されている。

①神楽、②田楽、③風流、④語り物・祝福芸、⑤延年・おこない、⑥渡来芸・舞台芸並びにその他(アイヌ古式舞踊など)

(ウ) 民俗技術の国指定重要無形民俗文化財(18件)は以下の分野から選定されている。

①生産・生業、②衣食住

(エ) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(649件)は以下の分野から選定されている。

①風俗慣習(262件)：生産・生業、年中行事、祭礼(信仰)など

②民俗芸能(376件)：神楽、風流、渡来芸・舞台芸など

③民俗技術(10件)：生産・生業、衣食住

(3) 「選定保存技術」の具体的な分野

①有形関係の選定保存技術(46件)は、茅葺、建造物木工、漆工品修理、文化財石垣保存技術、祭屋台等製作技術などである。

②無形関係の選定保存技術(30件)は、阿波藍製造、歌舞伎小道具製作、玉鋼製造、日本産漆生産・精製などである。

③有形・無形文化財等関係の選定保存技術(5件)は、上絵具製造、縁付金箔製造、竹箴製作、木炭製造、手打針製作である。

第5款 「民俗文化財の手びき―調査・収集・保存・活用のために―」

1979(昭和54)年に発行された「民俗文化財の手びき―調査・収集・保存・活用のために―」(文化庁内民俗文化財研究会編著、第一法規、以下「民俗文化財手びき」という。)は、民俗技術の分野がまだ文化財保護法に規定する無形民俗文化財の定義に含まれていなかったために、風俗慣習及び民俗芸能の分野に限定されているが、民俗文化財の調査収集の便のために民俗文化財の項目を整理したものである。

風俗慣習及び民俗芸能の分野の範囲を理解する上で参考になる資料であり、詳細にわたるが、同書の「第3章 民俗文化財の分類」における無形民俗文化財の項目を挙げると、以下のとおりである。

(1) 衣・食・住

- ①衣(服装、結髪・化粧、裁縫・洗濯)
- ②食(炊事、調理、調製、保存・加工、醸造・製造、食事)
- ③住(屋敷どり、家屋の構造・屋根型、間取りと使い方、建築工程と儀礼、防護)

(2) 生産・生業

- ①生産歴
- ②自然物採集(植物の採集、動物の採集、岩石・鉱物の採集)
- ③農耕(農作物の種類、農地、耕作の方法、収穫、農耕労働、儀礼・禁忌)
- ④山樵(山樵の種類・名称、場所、方法、製品の処分、儀礼・禁忌)
- ⑤採鉱・冶金(鉱物の種類、場所、方法、経営・組織、燃料、輸送、製品の処理、儀礼・禁忌)
- ⑥魚撈(漁撈の種類、漁場、漁撈の方法、漁撈具・船関係、漁撈の経営、製造・加工、儀礼・禁忌)
- ⑦製塩(製塩の方法、製塩の施設・設備と構築法、燃料と入手、製塩の作業、経営・組織、販売、塩業組合、儀礼・禁忌)
- ⑧狩猟(狩猟の種類、狩猟の場所、狩猟の方法(鷹狩など)、獲物の処分、儀礼・禁忌)
- ⑨養蚕(種類・規模、場所・施設、飼育、繭の処理、儀礼・禁忌)

- ⑩畜産（家畜などの種類、飼育場所・施設、飼育、牛馬市・ばくろう、儀礼・禁忌）
- ⑪染・織（繊維の種類、製糸の方法、機織り、編み物・刺し子・刺繍・組みひも、染料の種類、染色法、製品の処分、儀礼・禁忌）
- ⑫手細工（藁細工、竹細工、板細工、木の皮細工、つる細工、皮細工）
- ⑬諸職（大工、左官、鳶、陶工、傘屋、車屋など）（技術の習得・伝承、職人の組織・機構、工程・技術、経営、職人の一生、儀礼・禁忌）

(3) 交通・運輸・通信

- ①交通（道路の種類と名称、川・湖・海の水路とその通行方法、道普請・架橋・船着き場や堤防の修築・川さらえとその習俗、雪踏みとその習俗、宿泊・休息と風待ち・潮待ちの習俗）
- ②運搬（人力運搬、畜力運搬、自然力運搬）
- ③運輸業務（人力運搬業、牛馬運送業、渡船業、通船・回船業）
- ④旅行習俗（出立ち、しおり、坂迎え、隠膳）
- ⑤通信方法（近距離（いい継ぎ、触れなど）、遠距離（ことづけ、たより、のろし揚げ））
- ⑥祈願・禁忌・儀礼

(4) 交易

- ①物々交換
- ②行商
- ③出買い
- ④市取引
- ⑤店売り・仲買い・問い屋・卸売り
- ⑥賃貸し
- ⑦取引の方法・時期
- ⑧金融（質・両替を含む）
- ⑨組合・株

(5) 社会生活

- ①ムラ（村落共同体）の構成・機能
- ②年齢集団
- ③講、組合（信仰的なもの、経済的なもの、職業的なもの）
- ④近隣関係、別懇関係
- ⑤家族関係

- ⑥相続・隠居・分家
- ⑦同族・親戚関係(共有財産・共同祭祀などを含む)
- ⑧親方・子方関係
- ⑨使役・雇用関係
- ⑩家(家の成立・歴史・屋号、地域関係、所有財産の使用関係)
- ⑪仮親・同齡関係(仮親関係、同齡関係、兄弟分)
- ⑫相互扶助(親族、友人、近隣など)
- ⑬交際(慶・弔・ふだん)
- ⑭職業的關係(狩猟(マタギ組)、漁撈(網組)、鉾山(山内)、山林(共有林、入
会い山))

(6) 信仰

- ①神・靈觀念
- ②聖地・忌地
- ③神仏信仰
- ④神事・仏事
- ⑤参拝・巡礼・祈願
- ⑥お札くばり・笈仏・出開帳・巡幸
- ⑦信仰集団
- ⑧巫者・祈祷師
- ⑨憑靈現象・靈異現象

(7) 民俗知識

- ①しつけ・作法・鍛錬・伝授(家庭生活に関するもの、村生活に関するもの、
職能生活に関するもの)
- ②医療・衛生・保健(病名、治療法、助産、薬品名・調剤法、保健・予防法、
呪的療法、家畜医療)
- ③歴法・自然現象に関する民俗知識(陰陽・十干十二支の慣行、天文・方位、
自然暦、暦類、気象、動物・植物・鉱物などの種類・名称・性質・利用)
- ④ト占・まじない(うらない、まじない)
- ⑤数理(質・量の慣習的基準、質・量の単位、計算・計量)

(8) 民俗芸能

- ①神楽(巫女神楽、出雲系神楽、伊勢系神楽、獅子神楽)
- ②田楽(田遊、田植行事、田囃子、田楽躍)

- ③風流（太鼓踊、一人立獅子舞、念仏踊、盆踊、小歌踊、綾踊、奴踊、つくりもの風流（鉾、屋台など）、祭り囃子、行列風流、仮装風流、太鼓芸）
- ④語り物・祝福芸
- ⑤延年・おこない
- ⑥渡来芸・舞台芸（伎楽系、舞楽系、散楽系、能・狂言、人形戯、歌舞伎）
- ⑦大道芸

(9) 競技・娯楽・遊戯

- ①競技・娯楽・遊戯（体力競技（相撲、綱引き、競争、競漕など）、技術競技（けまり、やぶさめ、碁、将棋など）、動物競技（闘鶏、闘犬、闘牛、競馬、くも合戦など）、物くらべ（作り物くらべ、背くらべなど）、賭博的娯楽（すごろく、かるた、銭転がしなど））
- ②童戯（口遊び、軒遊び（人形遊び、ままごと、お手玉、まりつき、折り紙など）、外遊び（鬼遊び、かまくらなど）、辻遊び（かごめ、破魔弓など）、工作遊び（麦わら細工、竹とんぼなど））

(10) 人の一生（通過儀礼）

- ①妊娠・出産（妊娠・帯祝い、産屋・産の忌み、産の神、産婆・出産の仕方・取り上げ方・産後のしまつ、避妊・墮胎）
- ②生児儀礼（産後の儀式、食い初め、初節供・初正月、初誕生）
- ③育児（子守り、育児の方法、育児の呪法）
- ④七五三・成年式（髪置き・ひもとき・帯結び・はかま着、氏子入り、成年式・成女式）
- ⑤婚礼（仲人、婚約・結納、嫁入り、中宿、婚家にいる際の作法、祝言・夫婦盃・親子盃・落ち着き餅、披露、嫁の里帰り・初婿入り）
- ⑥婚姻の前段階、形態その他（夜遊び・なじみ・見合い、通婚圏、婚姻の形態、内縁関係、破談・離縁・再婚・未亡人の問題）
- ⑦厄年・厄払い（厄年、年祝い）
- ⑧死・葬（死の予兆、魂呼び、死の確認・まくら飯、告げ人、喪の忌み、火がわり、通夜、湯濯・納棺、近隣・親族の協力、香典）
- ⑨葬送（出棺の作法、野辺送り、葬法、帰りの作法、葬送後の儀礼・作法）
- ⑩忌み明け・年忌（忌み明け、仏おろし、改葬・納骨、年忌）
- ⑪葬制・墓制（墓地・墓守り、喪屋・霊屋、墓じるし、両墓制、男女別・年齢別の墓制、異常葬法、特殊な葬法、半檀家）
- ⑫神職・僧侶・その他の宗教者の役割

(11) 年中行事

- ①1 月（大正月・年神迎え、仕事始め、七日正月、正月送り、節分、小正月、
仏の年越し・やぶ入り・奉公人の出替り、二十日正月・えびす講、日忌・大
師講、みそか節供、年神送り）
- ②2 月（次郎のつたち・送り正月・年取り直し・年祝い・厄払い、二日灸、
こと八日、初巳、初午、初亥・春亥の子、田の神迎え、春祈祷、社日、春彼
岸、ねはん会）
- ③3 月（三月節供・ひな祭り・花見・山遊び・磯遊び・浜降り、梅若忌・蓮如
忌・春ごと）
- ④4 月（卯月八日、八十八夜、磯遊び・山遊び）
- ⑤5 月（五月節供、綱引・舟くらべ・たこ揚げ・石合戦、牛の菖蒲、夏至、田
植・さびらき・さなぶり）
- ⑥6 月（氷のつたち・むけのつたち・衣脱ぎ節供・麦のつたち・虫封じ、
祇園会・天王祭り・川祭り・鹿島流し、土用の丑、半夏生・新箸の祝い、夏
越し、虫送り）
- ⑦7 月（釜蓋つたち(精霊迎えなど)、七日盆、七夕・星祭り・ねぶた流し、
生きみたま・中元、迎え盆・墓参り・盆花迎え・迎え馬・迎え火、送り盆、
盆がま・門飯・盆小屋、盆踊り・盆綱引、二十日盆、地藏盆、盆の終わり・
とぼし上げ、四万六千日）
- ⑧8 月（八朔・作頼み、二日灸・奉公人の出替り、月見・芋盗み・綱引、二日・
二百二十日・風祭り）
- ⑨9 月（九月の節供、お九日・三九日・秋祭り・氏神祭り、十三夜、神の出立
ち）
- ⑩10 月（田の神送り、十日夜・かかし上げ・刈り上げ節供・亥の子・初亥、お
十夜、家祈祷・お竈祭り・留守神祭り・金毘羅様、えびす講・誓文払い、神
迎え、報恩講）
- ⑪11 月（丑の日様・巳の日、ふいご祭り・たたら祭り、七五三の祝い、酉の
市、お衣替え・竈神の日、大師講・大師講吹き、霜月祭り・あえのこと、冬
至）
- ⑫12 月（川浸りつたち、こと八日・針供養・針千本、すす掃き・正月初め、
正月準備、神々の年取り、動物の正月、仏の正月、年の市・歳暮の慣習、松
迎え、おおみそか）

(12) 口頭伝承

- ①伝説（自然伝説、歴史的伝説、信仰伝説）

- ②昔話（動物に関する昔話、人間に関する昔話、笑い話、果てなし話、世間話・逸話、語り物・早物語・祭文）
- ③民謡（労作歌、祝い歌・祭り歌、踊り歌・舞謡、子供歌）
- ④ことわざ・秀句・しゃれ（経験的知識を伝えるもの（自然現象、生業）、攻撃・批判などのもの、訓戒・忠告・指導・教示・説得など好意的・同情的なもの、軽口・だじゃれ・口拍子、いろはたとえ・しりとり・早口ことば）
- ⑤なぞ（形式、対象）
- ⑥命名（自然現象名、動植物名、地名、家名・人名、人の性格・癖など）
- ⑦日常生活用語（呼び掛け語、あいさつ、ほめ言葉・くさし言葉、礼拝用語、唱え言・呪文、忌み言葉、呼び声、触れ声、掛け声）

第2節「和食：日本人の伝統的な食文化」について

第1款 代表一覧表記載の経緯¹⁶³

「和食：日本人の伝統的な食文化―正月を例として―」¹⁶⁴は、無形条約の代表一覧表に記載された我が国の案件の中で、唯一文化財保護法に基づく指定・選定等がなされていない案件である。記載に至る経緯は以下のとおりである。

和食に関する検討は、まず農林水産省において「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」が2011(平成23)年7月から11月にかけて4回開催された。同検討会の検討結果を踏まえて、2012(平成24)年1月から2月にかけて文化庁の文化審議会において審議がなされ、我が国からの提案候補とすることが決定された。さらに2012(平成24)年3月9日に開催された無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議¹⁶⁵において、代表一覧表への記載に向けて我が国から提案することが決定された¹⁶⁶。

2013(平成25)年10月に、無形条約の補助機関の事前審査結果として「記載」の勧告¹⁶⁷が公表され、さらに2013(平成25)年12月にアゼルバイジャン共和国のバクーで開催された無形条約第8回政府間委員会において、代表一覧表への

¹⁶³農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/index.html>)

¹⁶⁴ 申請ファイルは、Japan (2013) (<https://ich.unesco.org/en/rl/washoku-traditional-dietary-cultures-of-the-japanese-notsibly-for-the-celebration-of-new-year-00869>)

¹⁶⁵ 本件以降、外務省、文化庁及び農林水産省で構成されている。

¹⁶⁶ 南(2012)、文化庁報道発表((2012 平成 24)年 3 月 9 日「和食：日本人の伝統的な食文化」の無形文化遺産代表一覧表への提案について) (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/mukei_bunka_isan_120309.pdf)

¹⁶⁷ ITH/13/8/8.COM/8

「記載」の決議¹⁶⁸がなされた。

第2款「和食：日本人の伝統的な食文化―正月を例として―」の概要

1. 代表一覧表に記載されるためには、運用指示書に定められている5項目の記載基準を充たす必要がある。それぞれの記載基準に対応する申請ファイルの記載内容は、以下のとおりである。

① R1（無形条約第2条に規定する無形文化遺産であること）については、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習として提案されている。

具体的な内容として、新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重、栄養バランスに優れた健康的な食生活、自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ、正月行事などの年中行事との密接な関わりなどがあげられている。また要素の実践者は全ての日本人であり、その担い手として、家庭、地域コミュニティ、草の根グループ、学校教員及び料理のインストラクター、工芸作家があげられている。

なお無形条約第2条2に規定されている分野については、「口承による伝統及び表現」、「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」、「自然及び万物に関する知識及び慣習」及び「伝統工芸技術」に該当するとしている。

② R2（記載により、無形文化遺産の知名度が上がり重要性の意識が向上すること、並びに世界の文化の多様性を反映し人類の創造を示し、対話を促進すること）については、「和食」の記載は、無形文化遺産が健康増進という新たな役割を持つことに光を当てること、無形文化遺産が天然資源の浪費の増加や持続的でない利用といった環境問題への解決に寄与するという顕著な役割も有していることを説明している。さらに食の様式の標準化への対抗に貢献し、文化的多様性の保護を促進する必要性の意識を醸成するとしている。

③ R3（当該遺産の保護と振興の措置が策定されていること）については、食育基本法及び食育推進基本計画に基づく食育活動の展開、人材育成、食文化の普及、地域の伝統食材の保護などが保護措置とされている。

④ R4（コミュニティ、集団及び適当な場合には個人の最大限広範な参加を得て、当該遺産は提案されており、コミュニティ等からの事前同意が得られていること）については、「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」におけ

¹⁶⁸ 8.COM 8.17

る議論、多くの地域コミュニティ、草の根グループ及び個人の参加による「日本食文化のユネスコ無形文化遺産化推進協議会」の設立、国民の意識確認のためのアンケート調査などの実施、約 1500 の地域コミュニティ、団体及び個人が同意文書に署名していること、が説明されている。

- ⑤ R5（無形条約第 11 条及び第 12 条の規定に準じて作成された国内の無形遺産目録に、当該遺産が含まれていること）については、国が設置する文化審議会及び「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」は、第 12 条に定める目録に掲載するに当たって、(a)文化財保護法による指定又は選定に基づかない「新たな分野」を創設すること、(b)「和食」を「新たな分野」に属する無形文化遺産として掲載すること、の 2 点について同意したとされている。

2. 上記の R5 の記載基準にあるように、申請案件は国内の無形遺産目録に含まれていることが必要である。

「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」の申請ファイルに含まれている目録は、“The Inventory of Intangible Cultural Heritage in Japan as of March 2012”（「2012 年 3 月現在の日本の無形文化遺産目録」）であり、その目次は以下のとおりである。

I Designated or selected elements based on the Law for the Protection of Cultural Properties (文化財保護法に基づき指定・選定された案件)

1. Important Intangible Cultural Properties (重要無形文化財)

(a) Individual Recognition (各個認定)

(i) Performing Arts (芸能)

(ii) Craft Techniques (工芸技術)

(b) Holders (Collective Recognition)/Holding Groups (総合認定/保持団体認定)

(i) Performing Arts (Holders (Collective Recognition)) (芸能 (総合認定))

(ii) Craft Techniques (Holding Groups) (工芸技術 (保持団体認定))

2. Important Intangible Folk Cultural Properties (重要無形民俗文化財)

3. Selected Conservation Techniques (選定保存技術)

(a) Holders (保持者)

(b) Preservation Organizations (保存団体)

II Included element based on the decision of the Council for Cultural Affairs of the Government (政府の文化審議会決定に基づき含まれた案件)

3. 「和食」は、前記IIにおいて、以下のように記されている。

Name	Date of Inclusion
WASHOKU : Traditional Dietary Cultures of the Japanese	February 17, 2012

(名前 和食;日本人の伝統的な食文化) (追加日 2012年2月17日)

第3款「和食」が代表一覧表に記載された背景

1. 文化庁報道発表(2012(平成24)年2月17日)¹⁶⁹は、同日に開催された文化審議会文化財分科会において「和食：日本人の伝統的な食文化」を代表一覧表への提案候補とすることを決定した理由として、以下の3点を挙げている。

- ① 和食(日本食文化)は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然尊重」といった精神に則り、正月や田植え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であり、条約に定める「無形文化遺産」として提案することが適切であると認められる。さらに、日本食文化を保護し、価値を高め、子どもや孫の世代に伝えることは、広く国民の支持を得ている。
- ② また、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けている日本食に対する信頼を回復する必要があるとともに、日本食文化は日本全体に関わるものであり、日本全体の震災からの復興のシンボルとして世界に向けてアピールするために、早急にユネスコに申請する必要がある。
- ③ 2011(平成23)年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」¹⁷⁰において「我が国が誇るべき食文化について、理解の促進とその魅力向上を図り、日本文化の発信につなげるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を推進する。」(p.29)とされている。

¹⁶⁹ 文化庁報道発表(2012(平成24)年2月17日、ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」に係る提案候補の決定について)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/mukei_bunkaisan_120309.pdf)

¹⁷⁰ 「日本再生の基本戦略」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/dai7/siryou5.pdf>)

2. 上中(2019、p. 8)は「(農林水産省主催の)検討会を立ち上げ、『超法規的』¹⁷¹といわれる、強引なやり方で登録を急いだ」最大の要因は、「東日本大震災の原発事故の農作物・畜産物・水産物に対する風評被害から日本料理や日本料理食品に対する信頼回復を得る必要があった。」と述べている。

しかし代表一覧表への提案候補の決定は、文化審議会の審議及び無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議の決定などの手続きが取られ、しかも閣議決定された「日本再生の基本戦略」の内容を踏まえた判断であるため、「超法規的」というのは、法律の規定を超えた措置を意味するのではなく、強引なやり方を強調するための表現と解することが適切ではないかと考える。

また Akagawa (2019、pp. 212-213) は、日本の和食の提案は国内問題、特に 2011 東北地震と津波さらに原発事故が引き起こした食品の放射線汚染問題が、大きく影響して推進されたと述べている。さらに、和食の提案は、従来は既存の国内リストから代表一覧表候補案件を選択していただけであったのに対し、異なる道を示したものであり、将来において国内の遺産保護制度に変革がありうることを示すものと考えられると指摘している。

3. 「和食」の名称は、ユネスコへの提案が決定された 2012(平成 24)年 3 月 9 日段階では「和食：日本人の伝統的な食文化」¹⁷²であったが、2013(平成 25)年 12 月に開催された無形条約第 8 回政府間委員会で記載決議された際の名称は「和食：日本人の伝統的な食文化—正月を例として—」¹⁷³となっている。このことについて、熊倉(2015)は以下のように述べている。

¹⁷¹ 上中(2019、p.13)は、(注 2)において、農林水産省「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」座長であった熊倉功夫の講演会での発言を以下のように紹介している。「ユネスコ無形文化遺産に登録するには、まず、国内で『文化財保護法』によって重要無形文化財として指定されたものから順にユネスコ登録をすることが慣例となっていた。しかし、『和食』はこのような順序を経ずに、しかも、順番をまわっているいくつかの文化財を飛ばしてユネスコ登録を行ったことを『超法規的』とした。」(2015 年 8 月 3 日「和食の魅力と世界無形文化遺産」(盛岡市)NHK ラジオ文化講演会収録より)

¹⁷² 文化庁報道発表資料(2012(平成 24)年 3 月 9 日)、第 9 回文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会(2012(平成 24)年 2 月 6 日)資料 8 - 2「無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書(案)」
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogojoyaku/09/pdf/shiryo_8_2.pdf)

¹⁷³ 文化庁報道発表資料(2013(平成 25)年 12 月 5 日)

「2011年に検討会が始まりまして、それから半年ぐらいの間に提案書を作り上げまして、2012年の3月にユネスコに提案書を送ったのですね。その提案書を送った段階ではあまりそういう正月行事に特化したいかたちで提案しませんでした。全般的に日本人の社会慣習としてですから、ここにありますようにもっと自然の尊重ということを中心に書いたわけです。出してみたらいろいろこう反応を聞いてみますと、やはり抽象的な部分が分かりにくい。もう少し特化したほうが説明しやすいのではないかという、ユネスコ関係者のサゼッションなどがありまして、むしろいっそのこと、正月行事に特化しよう。というのは、もう検討会は解散していますので、検討会の皆さんに図る余裕もありませんので、私と担当者ででっち上げ、それに変更というか。でも中身はかわらないですよ。中身変わったら大変なのです。中身は変わらないのですが、映像資料のほうはそちら側で、それから副題も、正月料理を中心にして、というようなことをつけました。そういうことで少しインキキもあるのですけれども、そういくことで提案しました。そしたら一応通りまして、先ほど申しましたような登録ができた、ということでございます。」(pp. 127-128)

4. Akagawa(2019, p. 203)は、日本が和食の提案を準備していた2011年当時、代表一覧表に記載もしくは記載手続きにあった食文化案件は、大きく二つに分類できると述べている。一つは特定の食品に関する案件で、「北クロアチアのジンジャーブレッド工芸」(2010、クロアチア)、「ケシケキの伝統」(2011、トルコ)、「古代ジョージアの発酵ワイン作り」(2013、ジョージア)である。もう一つは国民の食文化という幅広い案件で、「フランスの美食術」(2010、フランス)、「メキシコの伝統料理」(2010、メキシコ)、「地中海料理」(2010, 2013、ギリシア、イタリア、スペイン、モロッコ、キプロス、クロアチア、ポルトガル)である。

Akagawa(2019, p. 205)は、日本の和食について、日本人全体を対象とする点で「フランスの美食術」と同一方向でありつつ、正月のように日本人全体が関わる生活における様々な行事を祝う伝統的な社会的慣習につながる点で「地中海料理」¹⁷⁴の幅広いアプローチとも共有するものがあると指摘している。

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/unesco_washoku_131205.pdf)

¹⁷⁴ 「地中海料理」は、技能、知識、儀礼、象徴及び伝統のセットで、風景から食卓までに及ぶ。

さらに Akagawa (2019、p. 205) は次のように述べている。和食は、「地中海料理」よりも幅広く普遍的な価値を提案している。すなわち、天然資源の持続可能な利用を促進する自然の尊重、カロリー摂取の抑制や肥満防止、性別、文化的違いや障害者も含めた相互尊重、天然資源の最大活用の促進による持続可能な社会への貢献、食材の運搬に伴う二酸化炭素の排出(フードマイレージ)の減少による地球温暖化の防止などである。

第3節 文化財保護法における「無形の文化財」に関する考察

第1款「無形の文化財」の範囲について

1. 七海(2012、pp. 70-75)は、無形条約の無形文化遺産は我が国の文化財の範囲をはるかに超えて幅広いと述べ、具体例として「鷹狩、書道、農林水産、教育、スポーツ、環境と資源、医療、天文・気候、料理に関する伝統、自然に関する知識」を挙げている。

しかしながら、国指定無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財並びに「民俗文化財の手びき」に表される具体例及び分野をみると、我が国の文化財もかなり広い範囲を包含していることが明らかである。

七海(2012)が挙げている例では、鷹狩は生産・生業の狩猟で、農林水産は生産・生業の農耕・山樵・漁撈などで、教育は民俗知識のしつけ・作法・鍛錬で、スポーツは競技で、環境と資源は生産・生業の自然物採集や自然現象に関する民俗知識で、医療は民俗知識の医療・衛生で、天文・気候は自然現象に関する民俗知識で、料理に関する伝統は衣・食・住の食や生産・生業の製塩で、自然に関する知識は自然現象に関する民俗知識で、それぞれ対応していると考えることが可能である。

また書道について企画調査会報告書(2021、p. 9)は、「国においては、(茶道や華道、書道、食文化などの)生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題等の実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討実施していくことが求められている。」と記しており、文化財保護法上の文化財の対象になりうることが明確になった。

2. 「来訪神以降の対応(2017)」は、以下のように述べている。

「茶道や華道、書道、和裁、盆栽などの生活文化にかかる案件については、これまで明確な対象としてこなかったが、条約の運用がなされていく中で、『無形文化遺産』に関する定義の広がりも見受けられる。そのため、今後は、文化財保護法上の文化財等に加えて、これらの案件についても、我が国の文化の中

で共有され、受け継がれてきた無形文化遺産として位置づけるための調査研究を行い、提案対象とすることを検討すべきである。」

生活文化に関しては、2017(平成 29)年制定の文化芸術基本法第 12 条において、「国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋、その他の国民的娯楽をいう)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。これまでは、同法第 12 条に規定する生活文化と文化財保護法との関係が不明確であったが、2021 年文化財保護法改正により、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度が新たに設けられた。さらに登録無形文化財登録基準等(2021)において、「生活文化」が登録無形文化財の登録対象として定められた。このため、生活文化に関しては、無形条約との関係で登録制度を保護措置として活用することが考えられる¹⁷⁶。

第 2 款「無形の文化財」の保持者について

1. Kono(2019、p. 59)は、「無形文化財」及び「無形民俗文化財」について、それぞれの保有者の性格が異なっていることを指摘している。すなわち「無形文化財」の保持者は、専門家としての特定個人又は集団であるのに対し、「無形民俗文化財」の保持者は、社会的、歴史的、あるいは宗教的背景の中の特定地域(specific areas)の普通の市民であり、保持者間の関係性のために、伝統の維持については自主的な決定を行うことが不可欠であると述べている。このため「無形民俗文化財」の保持者集団は、無形条約に規定する「コミュニティ(community)」に相等しいと考えられると指摘している。

さらに Kono(2019、p. 64)は、「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の保持者について、次のように整理している。

¹⁷⁶ 企画調査会報告書(2021、p.5)は、「書道や日本酒等については、登録制度の活用により、担い手や保護すべき対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。」と記している。2021(令和 3)年 10 月 15 日、文化審議会から「書道」(保持団体「日本書道文化協会」)及び「伝統的酒造り」(保持団体「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」)の 2 件を登録無形文化財に登録との答申が出された。

(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93480101.html)

①無形文化財：個人又は集団

(仕事を通じた内的関係性をもつ「コミュニティ」)

②無形民俗文化財：集団

(社会的、宗教的又は文化的関係性をもつ「コミュニティ」)

③文化財の保存技術：個人又は集団

(仕事を通じた内的関係性をもつ「コミュニティ」)

2. 「無形民俗文化財」については、前記第1節第3款2(1)で述べたように、文化財保護法において、重要無形民俗文化財の保持者や保持団体の認定制度は定められていない。しかしながら行政実態としては、保護に当たる団体(保護団体)を決め、これに対して財政的な支援等が行われるなど、保持団体あるいは保護団体の存在を前提とした取扱いが行われている。この保持団体あるいは保護団体は、Kono(2019)が述べているように特定地域に関係性をもっており、例えば日本全域ということは想定されていない。

また Kono(2019)は、無形文化財の保持者について、仕事を通じた内的関係性をもつ「コミュニティ」に限定しているが、これは現在の芸能分野及び工芸技術分野を前提とした整理ではないかと考える。今後、生活文化の分野を無形文化財として評価することになった場合には、仕事関係に限定されない社会的、宗教的又は文化的関係性等をもつ「コミュニティ」としての整理も必要になるのではないかと考える。

第3款 代表一覧表への我が国からの提案について

1. 代表一覧表への我が国からの提案については、「条約への対応」(2008)が基本方針を定めている。「条約への対応」(2008)では、「日本の文化の多様性を示すため、『重要無形文化財』、『重要無形民俗文化財』及び『選定保存技術』のそれぞれから選定し、文化財の特徴等に基づき区分ごとに指定の時期の早いものから順に選定する」との方針がとられている。
2. 「和食」については、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術のいずれにも該当しないが、文化庁報道発表(2012(平成24)年2月17日)にあるように、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けている日本食に対する信頼回復や日本全体の震災からの復興のシンボルとして世界に向けてアピールするために、「条約への対応」(2008)の基本方針の例外として、提案されたものである。

さらに、代表一覧表の記載基準のR5に定める国内の無形遺産目録への掲載に関し文化財保護法による指定又は選定に基づかない「新たな分野」を創設し

たこと、ユネスコへの提案後にユネスコ関係者の助言を受けて「正月を例として」を名称に追加するとともに内容の一部変更を行ったことなど、「日本再生の基本戦略」（2011(平成 23)年 12 月 24 日閣議決定)に記載された「日本食文化の無形文化遺産への登録」の実現に向けて、関係者の間であらゆる取組みがなされたものと考えられる。

3. ただ、無形条約を批准する際に作成された外務省(2014、p. 163)は「各締約国がいかなる無形文化遺産を『人類の無形文化遺産の代表的な一覧表』に推薦するかは当該締約国の判断に委ねられているが、締約国による国内的な保護措置がとられていることを重視する本条約の趣旨(第 11 条)を踏まえれば、国内法等に基づく認定等の措置が十分にとられていないものを推薦することは適当でなく」と記しており、「和食」についてはこの考え方と異なる判断がなされたと考えられることは指摘しておきたい。

「和食」の保護措置については、保護措置の一部である食育活動が食育基本法に基づく活動であるが、それ以外については国内法に基づく保護措置ではなく、国、地方公共団体及び NPO 等の事業ベースの保護措置である。

4. 「来訪神以降の対応」(2017)は、生活文化にかかる案件について無形文化遺産として位置づけるための調査研究を行い、提案対象とすることを検討すべきであるとし、「その際には、登録基準として示されている保護措置(Safeguarding measures)や提案の内容等について、関係団体等の協力も得ながら、十分に検討することが必要である」と指摘している。

同指摘に関し、企画調査会報告書(2021、p. 4)は、「無形の文化財について、既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である」と提案し、さらに「無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け」、「登録された無形の文化財への財政支援の在り方についての検討が必要である」旨記している。

同報告書を受けて、2021 年文化財保護法改正により、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度が設けられた。これらを活用することにより、無形条約に対応する我が国の保護措置の内容がより充実したものになると考えられる。

第 4 款 「無形の文化財」に関する検討結果の要点

本章においては、無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法に規定する無形文化財等の比較分析作業を行う前提として、文化財保護法に規定する「無形文

化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の制定経緯及び内容を明らかにするとともに、これらの無形文化財等に該当しないが代表一覧表に記載された「和食」について論じた。検討結果の要点をまとめると以下のとおりである。

- ①「無形文化財」に関しては、現在、国指定重要無形文化財は芸能分野及び工芸技術分野に限定され、また重要無形文化財を指定するに当たっては、保持者又は保持団体の認定が必須であることが確認された。
- ②「無形民俗文化財」は、風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術の分野があり、特に風俗慣習の分野は、衣食住、生産・生業、交通・運輸・通信、交易、人生・儀礼、娯楽・競技、社会生活、民俗知識、年中行事、祭礼(信仰)など広範囲の分野に及んでいることが明らかになった。また重要無形民俗文化財の指定制度に関しては、先行研究では評価が分かれている。国が重要無形民俗文化財の指定に当たって、文化財保護法上は保持者又は保持団体の認定制度はないが、行政上の措置として保存会等を保護団体と称して事実上の認定が行われていることが確認された。
- ③「文化財の保存技術」については、選定保存技術の選定に当たって、保持者又は保持団体の認定が必須になっていることが確認された。
- ④文化財保護法改正により、新たに無形文化財及び無形民俗文化財に関し登録制度が設けられた。また、茶道・華道・書道・食文化等の生活文化に関し、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用に向けた検討が始まっていることが確認された。
- ⑤「和食」が代表一覧表に記載された背景として、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けていた日本食に対する信頼回復と日本全体の震災からの復興のシンボルとしての世界へのアピールという 2 点があり、代表一覧表への提案に関する従来の我が国の方針の例外として提案が行われたことが明らかになった。

第3章 無形文化遺産保護条約に基づく代表一覧表記載案件の分析

第1節 はじめに

無形条約の主な事業の一つとして代表一覧表¹⁷⁸があり、2021(令和3)年4月現在で492件(我が国の案件は22件)が記載されている。

代表一覧表への記載については、無形条約第16条2¹⁷⁹に基づく基準を充たす必要があり、具体的には運用指示書に記載基準として次の5項目が規定され、全ての条件を満たしていることが求められている。

- R1: 申請案件が無形条約第2条に定義された「無形文化遺産」に該当すること。
- R2: 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知及び重要性に対する認識を確保し、対話を促進し、よって世界的に文化の多様性を反映し、かつ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- R3: 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- R4: 申請案件が関係するコミュニティ、集団及び場合により個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- R5: 無形条約第11条¹⁸⁰及び第12条¹⁸¹に則り、申請案件が提案締約国の領域内に存在する無形文化遺産の目録に含まれていること。

上記のように、記載基準の一つは「R1: 申請案件が無形条約第2条に定義された『無形文化遺産』に該当すること。」である。このため、代表一覧表に記載されている案件を分析することは、無形条約第2条に規定する無形文化遺産の定義の内容を具体化・明確化することに寄与すると考えられる。この分析作業は、

¹⁷⁸ 無形条約第16条1「(無形文化遺産の保護のための政府間) 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。」

¹⁷⁹ 無形条約第16条2「委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため締約国会議に提出する。」

¹⁸⁰ 無形条約第11条(b)「(締約国は)第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、コミュニティ、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと」。

¹⁸¹ 無形条約第12条1「締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。」

条約法条約第 31 条 3 (b)¹⁸²に規定する条約の解釈に関する一般的な原則にも沿うものと考ええる。

なお、代表一覧表記載案件のうち 2008 年に記載された 90 件は、無形条約の効力が発生する前に、2001 年、2003 年及び 2005 年の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作¹⁸⁴」として宣言された案件が、無形条約第 31 条 1¹⁸⁵の規定に基づき代表一覧表に記載されたものである。また無形条約第 31 条 2 の規定は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらのものの記載は、第 16 条 2 の規定に従って決定する将来の記載基準¹⁸⁶に何ら予断を与えるものではない。」と定めている。このため、この 90 件を含めて分析し「無形文化遺産」の定義の解釈に援用することは不適切であると考え、本論文においては、傑作として宣言され 2008 年に代表一覧表に記載された 90 件¹⁸⁷を除き、2009 年から 2019 年に記載された 373 件について分析を行った。

第 2 節 研究方法

第 1 款 分析方法

¹⁸² 条約法条約第 31 条(条約に関する一般的な原則) 3 「文脈とともに、次のものを考慮する。」(b) 「条約の適用につき後に生じた慣行(subsequent practice)であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの。」

¹⁸⁴ 「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言(Proclamation of masterpieces of the oral and intangible heritage of humanity)」と名づけられた事業は、人類の口承遺産・無形遺産の傑作を讃えるとともに、政府、NGO、地方公共団体に対して口承遺産・無形遺産の保護を奨励し、独自の文化的特性を保持することを目的として、隔年でユネスコ事務局長が「人類の口承及び無形遺産の傑作」として宣言し、その傑作リストを定期的にユネスコ加盟国等に配布する事業。審査基準は、①たぐいしない価値を有する無形文化遺産が集約されていること、②歴史、芸術、民族学、社会学、人類学、言語学又は文学の観点から、たぐいしない価値を有する民衆の伝統的な文化の表現形式であること、の 2 点であり、我が国からは、能楽、人形浄瑠璃文楽及び歌舞伎の 3 件が傑作に宣言された。なお本傑作宣言事業は、無形条約第 31 条 3 「この条約の効力発生の後は、更なる宣言は行われぬ。」の規定に基づき、2005 年の宣言後は行われていない。

¹⁸⁵ 無形条約第 31 条 1 「(無形文化遺産の保護のための政府間) 委員会は、この条約の効力発生前に『人類の口承及び無形遺産に関する傑作』として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。」

¹⁸⁶ 運用指示書に規定された 5 項目の記載基準を指す。

¹⁸⁷ 90 件を文化財保護法にあてはめて分析したところ、全て文化財保護法の無形文化財又は無形民俗文化財に該当しうると考えられる。

代表一覧表記載案件については、ユネスコのホームページ¹⁸⁸で、各記載案件に関し各国から提案された申請書を見ることができる。記載案件の申請書の中で、無形文化遺産の定義に関係すると考えられる項目(「B. 案件の名称」、「C. コミュニティ、集団等の名称」、「D. 案件の地理情報」、「1. 案件の分野、案件の概要、案件の擁護者(bearer)及び実行者(practitioner)」)を整理したうえで、代表一覧表記載案件のそれぞれに関し、我が国の文化財保護法にあてはめた場合にどの文化財に該当しうるかについて分析を行い、整理した。すなわち、「無形文化財」の「芸能」又は「工芸技術」、「無形民俗文化財」の「風俗慣習」、「民俗芸能」又は「民俗技術」並びに「文化財の保存技術」、のいずれの種類に該当するかについて分析を行い、該当すると考えられる文化財の種類を記載した。また、特定の種類の可能性はあるが精査が必要と考えられる案件については、文化財の種類を記載したうえで「Ⓔ」の記号を付した。また食文化関係等の案件で文化芸術基本法第12条及び登録無形文化財登録基準等に規定する「生活文化¹⁸⁹」に分類されると考えられる案件については、「(生活文化)」と記した。

373件すべてについての分析結果を整理した表が、附録「代表一覧表リスト(2009年～2019年)」である¹⁹⁰。

第2款 分析に当たっての問題意識

代表一覧表記載案件の分析に当たっては、次の2点の問題意識を踏まえて考察を進めた。

まず第1点は、無形文化遺産の「分野」の範囲である。無形条約第2条に規定する「無形文化遺産」の定義の範囲は、我が国の文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の範囲と比較して、どのように範囲が広いのかを具体的に明確化することである。同条約第2条2では、「無形文化遺産」の分野として、(a)口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)、(b)芸能、(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d)自然及び万物に関する知識及び慣習、(e)伝統工芸技術、の5分野を挙げているが、これは例示であり、これらの分野に限定されない¹⁹¹。

¹⁸⁸ <https://ich.unesco.org/en/lists>

¹⁸⁹ 文化芸術基本法第12条では、「生活文化」を「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。」と規定している。

¹⁹⁰ 代表一覧表記載案件の日本語訳については、古田(2020)及びチェンティニーニ(2019)を参照した。

¹⁹¹ Blake(2006、p.37).

なお、附録「代表一覧表リスト」の表において、分類(口承)、分類(芸能)などの項目を設け、該当する項目に「○」印を付しているが、これは各国からの申請書に基づいて付している。

第2点は、「コミュニティ」の範囲である。無形条約第2条に規定する「無形文化遺産」の定義では、「コミュニティ(communities)」が重要な要素とされている。我が国の文化財保護法においては、重要無形文化財を指定する場合及び登録無形文化財を登録するには保持者又は保持団体を認定し(同法第71条及び第76条の7)、選定保存技術を選定する場合には保持者又は保存団体を認定しなければならない(同法147条)と規定されている。重要無形民俗文化財の指定の場合及び登録無形民俗文化財を登録する場合は、保持者又は保持団体の認定制度はない(同法第78条及び第90条の5)が、行政実態としては、保護に当たる団体(保護団体)を決め、重要無形民俗文化財指定を官報告示する際に保護団体についても告示している¹⁹²。

これらの保持団体、保存団体あるいは保護団体については後述するが、Kono(2019, p. 64)は、無形条約の文脈では「コミュニティ(communities)」として理解すべきであると指摘している。文化財保護法における「コミュニティ」は、保持団体、保存団体、保護団体としてその範囲が特定の人々に限定的であると考えられるが、代表一覧表記載の無形文化遺産の場合、「コミュニティ」の範囲は同様に特定の人々に限定されるのか、あるいは当該国の国民全体など広範囲の人々の場合も含まれるのかを明確化することを分析の目的としている。

第3節 無形文化遺産の「分野」の範囲について

第1款 概要

代表一覧表373件のうち325件については、我が国の文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」あるいは「文化財の保存技術」に分類することができると考えられる。しかし、残りの48件については、①「生活文化¹⁹³」に分類すると考えられる案件が20件、②文化財保護法に規定する特定

¹⁹² 例えば文部科学省告示第29号(2020(令和2)年3月16日)は6件の重要無形民俗文化財指定を告示しているが、それぞれの保護団体を記載している。重要無形民俗文化財「近江湖南のサンヤレ踊り」をみるとその保護団体として「草津のサンヤレ踊り保存協議会、子杖祭り保存会」を記載している。

¹⁹³ 「生活文化」に関して企画調査会報告書(2021)は、「国においては、こうした生活文化等(筆者注：茶道、華道、書道、食文化など)の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など

の種類の文化財に該当する可能性があるが、精査が必要と考えられる案件が28件、に分けられる。

以下、それぞれについてより詳しく述べる。

第2款 生活文化関係

「生活文化」に分類すると考えられる20件は、以下のとおりである。

まず以下の18件は、食文化関係である。

- ①フランスの美食術(フランス)(2010・11)¹⁹⁴
- ②北クロアチアのジンジャー・ブレッド工芸(クロアチア)(2010・12)
- ③伝統的なメキシコ料理、先祖伝来の進化するコミュニティ文化、ミチョアカンの範例(メキシコ)(2010・38)
- ④ケシケキの儀式的な伝統(トルコ)(2011・2)
- ⑤キムジャン、キムチ作りと分かち合い(韓国)(2013・9)
- ⑥地中海料理(キプロス、クロアチア、スペイン、ギリシア、イタリア、モロッコ、ポルトガル)(2013・14)
- ⑦トルコ・コーヒーの文化と伝統(トルコ)(2013・23)
- ⑧和食：日本の伝統的な食文化-正月を例として-(日本)(2013・25)
- ⑨ラヴァッシュ、文化的表現としての伝統的なアルメニア・パンの準備、意味、外見(アルメニア)(2014・16)
- ⑩アラビア・コーヒー、寛容の象徴(UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール)(2015・4)
- ⑪キムチ作りの伝統(北朝鮮)(2015・20)
- ⑫ベルギーのビール文化(ベルギー)(2016・3)
- ⑬フラットブレッドの製造と共有の文化：ラヴァッシュ、カトリマ、ジュプカ(アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、キルギス、トルコ)(2016・10)
- ⑭オシュ・パラフ、タジキスタンの伝統食とその社会的・文化的環境(タジキスタン)(2016・20)
- ⑮パロフの文化と伝統(ウズベキスタン)(2016・21)
- ⑯ナポリのピザ職人「ピッツァアイウオーロ」の芸術(イタリア)(2017・3)

文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。」と記しており、今後、文化財保護法に基づく保護施策が展開されると考えられる。

¹⁹⁴ 「(2010・11)」は、附録「代表一覧表リスト」の表において、「2010年代表リストのNo.11」であることを示している。以下同じ。

⑰伝統を作り共有するドルマ、文化的アイデンティティの印(アゼルバイジャン) (2017・10)

⑱シマ・マラウイの伝統料理(マラウイ) (2017・21)

食文化関係以外は2案件である。「中国書道(中国) (2009・13)」は、文化芸術基本法に規定する「生活文化」の定義に「書道」が含まれることから、「生活文化」に分類される。さらに「三書体のジョージア文字の生活文化(ジョージア) (2016・15)」は、今日の生活で使われている三書体に関する案件であることから、「生活文化」に分類した。

第3款 文化財保護法に規定する文化財関係

文化財保護法に規定する特定の種類の文化財に該当する可能性があるが、精査が必要と考えられる案件は、以下の28件である。

①武術・競技・スポーツ関係(17件)

(ア)レスリング関係(4件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
クルクプナルのオイル・レスリング祭典(トルコ) (2010・20)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技、年中行事〉 [㊦]
カザフスタンのクレセイ(カザフスタン) (2016・14)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]
チダオバ、ジョージアのレスリング(ジョージア) (2018・8)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]
朝鮮のシルム(韓国・北朝鮮) (2018・30)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]

(イ)スポーツ関係(3件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
ハーリング(アイルランド) (2018・13)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]
アルピニズム(仏、伊、スイス) (2019・4)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]
伝統的なトルコ・アーチェリー(トルコ) (2019・30)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [㊦]

(ウ)武術関係(4件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
テッキョン、韓国の伝統武術 (韓国) (2011・15)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
カポエイラ(ブラジル) (2014・8)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
シラット(マレーシア) (2019・26)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
ブンチャック・シラットの伝統 (インドネシア) (2019・33)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]

(エ) 競技関係 (2 件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
シニスカ・アルカ、シーニ騎士のトーナメント(クロアチア) (2010・35)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
モンゴルのナックルボーン・シューティング(モンゴル) (2014・17)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]

(オ) 馬術関係 (3 件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
フランスの伝統馬術(フランス) (2011・4)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
ウィーンのスเปน馬術学校の古典馬術及び高等馬術(オーストリア) (2015・6)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]
チャレリア、メキシコの乗馬の伝統(メキシコ) (2016・7)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]

(カ) その他 (1 件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
人間の塔(スเปน) (2010・17)	無形民俗文化財(風俗慣習)〈娯楽・競技〉 [Ⓔ]

② 社会システム関係 (5 件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
スเปน地中海岸の灌漑法廷群: ムル	無形民俗文化財(風俗慣習)〈生産・生

シア平野の賢人理事会とヴァレンシア平野の水法廷(スペイン)(2009・32)	業、社会生活>㊦
クルカン・フーガで宣誓されたマンデン憲章(マリ)(2009・40)	無形民俗文化財(風俗慣習)<民俗知識(しつけ・作法等)><社会生活>㊦
協同組合における共有利益を組織する理念と実践(ドイツ)(2016・12)	無形民俗文化財(風俗慣習)<社会生活>㊦
コロゴ郡の伝統的な水管理の組織的な方法(ペルー)(2017・31)	無形民俗文化財(風俗慣習)<生産・生業、社会生活>㊦
雪崩のリスク・マネジメント(スイス、オーストリア)(2018・3)	無形民俗文化財(風俗慣習)<民俗知識(伝授等)(自然現象)、社会生活>㊦

③生業関係(2件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
古代ジョージアの伝統的なクヴェヴリ・ワインの製造方法(ジョージア)(2013・1)	無形民俗文化財(風俗慣習)<生産・生業>(民俗技術)㊦
グラス地方の香水に関するノウハウ:香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能(フランス)(2018・29)	無形民俗文化財(風俗慣習)<生産・生業、衣、民俗知識(自然現象)>(民俗技術)㊦

④健康(2件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
ヌア・タイ、伝統的なタイのマッサージ(タイ)(2019・20)	無形民俗文化財(風俗慣習)<民俗知識(医療・衛生・保健)>㊦
ヨガ(インド)(2016・33)	無形民俗文化財(風俗慣習)<民俗知識(医療・衛生・保健)>、無形文化財(芸能)㊦

⑤その他(3件)

無形文化遺産名	文化財保護法上の文化財の種類
ヴォル県のスモーク・サウナの伝統(エストニア)(2014・24)	無形民俗文化財(風俗慣習)<住><民俗知識(医療・衛生・保健)>㊦
マジリス、文化的・社会的空間(UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール)(2015・12)	無形民俗文化財(風俗慣習)<社会生活>㊦

(1) 最初に「①武術・競技・スポーツ関係 (17 件)」について考察する。この分野に含まれる案件は、レスリング関係 4 件、スポーツ関係 3 件、武術関係 4 件、競技関係 2 件、馬術関係 3 件、その他 1 件である。

文化財保護法第 78 条の規定では、無形民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができることとされ、重要無形民俗文化財の指定基準¹⁹⁵では「風俗慣習」について「(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化¹⁹⁶の特色を示すもので典型的なもの」と定められている。

また「民俗文化財手びき」では、第 2 章で記したように、無形民俗文化財(風俗慣習)の「競技・娯楽・遊戯」の例として、

- イ、体力競技(相撲、綱引き、競争、競漕など)
 - ロ、技術競技(けまり、やぶさめ、碁、将棋)、
 - ハ、動物競技(闘鶏、闘犬、闘牛、競馬、くも合戦など)
- を挙げている。

これらの指定基準及び「民俗文化財手びき」を踏まえると、レスリング関係、スポーツ関係、武術関係、競技関係及びその他の案件は「競技・娯楽・遊戯」の中の「体力競技又は技術競技」に、馬術関係の案件は「技術競技又は動物競技」に、それぞれ分類できるのではないかと考える。但し「アルピニズム(仏、伊、スイス)(2019・4)」はスポーツとしての登山技術そのものであり、文化財保護法が想定している無形民俗文化財(風俗慣習)の概念を超えているのではないかとも思われる。

¹⁹⁵ 重要無形民俗文化財指定基準(1975(昭和 50)年 11 月 20 日文部省告示第 156 号)。

¹⁹⁶ 企画調査会報告書(2021、p.1、注 3)では「『生活文化』の範囲は広く、例えば重要無形民俗文化財指定基準においても、風俗慣習のうち『由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの』とあるように、その一部は、従来から文化財保護体系に包含されてきたものである。企画調査会では、文化財保護法上の文化財として、従来、必ずしも明確に位置付けられてこなかった『生活文化』の保存と活用を特に念頭において検討を行った。」と記している。これは、文化芸術基本法第 12 条に規定する「生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)」については、これまでは文化財保護体系の中では、十分に検討されてこなかったことを意味していると考えられる。本論文において「生活文化」として整理しているものはこの文化芸術基本法第 12 条に規定する「生活文化」のことである。

なおスポーツ関係については、第13回無形条約政府間委員会(2018年11～12月)の評価機関報告書¹⁹⁷において、無形文化遺産とスポーツの関係に関し以下のとおり述べられている。

「評価機関では、伝統的なスポーツや競技とプロ形式との境界を議論した。スポーツや競技が無形文化遺産の表現としてとらえられるのは、以下の条件を満たす場合である。伝統的スポーツがプロ化すると無形文化遺産としての地位を損なうこととなる。

- イ、明確な文化的意義を持ち、コミュニティに基盤を置いた実践であること
- ロ、絶えず再現され世代間で伝承されること
- ハ、非職業的環境で地域コミュニティ内の実践に焦点を当てていること

(2) 次に「②社会システム関係5件」である。

「民俗文化財手びき」の中で本件検討に参考になる項目として、無形民俗文化財(風俗慣習)の「生産・生業」、「社会生活」、「民俗知識」の例について、それぞれ以下の項目を挙げている。

- i 「生産・生業」の項目として、
 - イ、「農耕」(農作物の種類、農地(「水利・灌漑」を含む)、耕作の方法(「田の水」の管理を含む)、収穫、農耕労働等)
- ii 「社会生活」の項目として、
 - イ、「ムラ(村落共同体)の構成・機能」(範囲、内部の区分け、役員、集会、機能、共有財産、その利用慣行、制裁等)
 - ロ、「年齢集団」
 - ハ、「講・組合」(「経済的なもの」(頼母子講、無尽講、水利組等)、「職業的なもの」(同業者の組等))
 - ニ、「相互扶助」(親族、友人、近隣等)
 - ホ、「職業的關係」(山林(共有林、入会い山)等)
- iii 「民俗知識」の項目として、
 - イ、「しつけ・作法・鍛錬・伝授」(家庭生活に関するもの、村生活に関するもの、職能生活に関するもの)
 - ロ、「自然現象に関する民俗知識」(自然歴(雪の消え方等)、気象(雷・風・雨・地震などに関するもの、予兆、天候予知法、対処・対策などの慣行習俗))

¹⁹⁷ Report of the Evaluation Body on its work in 2018 (ITH/18/13.COM/10) p.12.

これらの「民俗文化財手びき」の例を踏まえると、社会システム関係 5 件の案件は、次のように解することができると思う。

- a. 「スペイン地中海の灌漑法廷群：ムルシア平野の賢人理事会とヴァレンシア平野の水法廷(スペイン)(2009・32)」は、「生産・生業」の「農地」(水利・灌漑)及び「社会生活」の「講・組合」の中の「経済的なもの」(水利組)を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類。
- b. 「クルカン・フーガで宣誓されたマンデン憲章(マリ)(2009・40)」は、「社会生活」の「ムラの構成・機能」及び「民俗知識」の「しつけ・作法・鍛錬・伝授」を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類。
- c. 「協同組合における共有利益を組織する理念と実践(ドイツ)(2016・12)」は、「社会生活」の「講・組合」を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類。但し、今日の協同組合は、経済的、社会的、文化的なニーズに対応し、かつ世界的に展開され数多くの組合員が存在しているため、文化財保護法が想定している無形民俗文化財(風俗慣習)の概念を超えているとも考えられる。
- d. 「コロongo郡の伝統的な水管理の組織的な方法(ペルー)(2017・31)」は、「生産・生業」の「農地」(水利・灌漑)及び「社会生活」の「講・組合」の「経済的なもの」(水利組)を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類。
- e. 「雪崩のリスク・マネジメント(スイス、オーストリア)(2018・3)」は、「社会生活」の「ムラの構成・機能」及び「相互扶助」並びに「民俗知識」の「しつけ・作法・鍛錬・伝授」及び「自然現象に関する民俗知識」を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類。なお「雪崩のリスク・マネジメント」の案件については、伝統的な知識・技術に加えて、最新の科学的知識・技術も取り入れられており、これは無形文化遺産が環境等の変化に対応しつつ継承・発展されることを示していると考えられる。このため本件は、「民俗知識」の枠にとどまらない内容を含んでいる。

(3) 第 3 に生業関係 2 件である。

「民俗文化財手びき」の中で本件検討に参考になる項目として、無形民俗文化財(風俗慣習)の「生産・生業」、「衣」及び「民俗知識」の例について、それぞれ以下の項目を挙げている。

- i 「生産・生業」の項目として、生産歴、自然物採集、農耕、山樵、採鉱・冶金、漁撈、製塩、狩猟、養蚕、畜産、染・織、手細工、諸職。
- ii 「衣」の項目として、結髪・化粧
- iii 「民俗知識」のうち「自然現象に関する民俗知識」の項目として、植物・鉱物などの種類、名称、性質、利用など

本件に関連する国指定・選定の案件は以下のとおりである。

- i 無形民俗文化財(民俗技術)として「能登の揚浜式製塩の技術」
- ii 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
 - イ、「生産・生業」の例として「酒造習俗」(南部、七尾、兵庫県)
 - ロ、「民俗技術」の例として「四国山地の発酵茶の製造技術」

これらのことを踏まえると、生業関係2件の案件は、次のように解することができると思われる。

- a. 「古代ジョージアの伝統的なクヴェヴリ・ワインの製造方法(ジョージア)(2013・1)」は、「生産・生業」及び「民俗技術」を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習及び民俗技術)に分類。
- b. 「グラス地方の香水に関するノウハウ：香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能(フランス)(2018・29)」は、「生産・生業」、「衣」、「自然現象に関する民俗知識」及び「民俗技術」を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習及び民俗技術)に分類。なお本件に関しても、伝統的な知識・技術に加えて、最新の科学的知識・技術も取り入れられていると考えられる。これは無形文化遺産が社会や環境等の変化に対応しつつ継承・発展されることを示しているものであり、「無形民俗文化財」の枠にとどまらない内容を含んでいると考えられる。

(4) 第4に健康関係2件である。

「民俗文化財手びき」の中で本件検討に参考になる項目として、無形民俗文化財(風俗慣習)の「民俗知識」の項目の例として、「医療・衛生・保健」を挙げ、さらにその内容として以下の項目を挙げている。

すなわち、「病名、治療法、助産など」(民間医療、民間施療者、湯治など)、「薬品名・調剤法など」(民間薬、家伝薬など)、「保健・予防法など」(菖蒲湯など)、「呪術的療法」(いぶす、たたく、なでる、洗うなど)などである。

これらのことを踏まえ、健康関係の2案件は、伝統的な健康管理に関する案件であり、「民俗知識(医療・衛生・保健)」関係の無形民俗文化財(風俗慣習)に分類することが可能であると思われる。

なお「ヨガ(インド)(2016・33)」の案件¹⁹⁸については、健康管理にとどまらずに体・心・魂の全調和を目指す総合的な修行法であり、一連の姿勢、瞑想、

¹⁹⁸ Ubertazzi(2020, p.66)は、「ヨガ」を「performing arts(芸能)」に分類されると述べている。

呼吸法、詠唱やその他の技法を行うことから、無形文化財(芸能)の側面も併せ持つと考えられる。

(5) 最後に「その他」の案件2件である。

まず「ヴォル県のスモーク・サウナの伝統(エストニア)(2014・24)」の案件について検討する。「民俗文化財手びき」では、無形民俗文化財(風俗慣習)の中の「住」の項目として、「屋敷どり、家屋の構造・屋根型、間取りと使い方」等を挙げている。また本件は、前記の「民俗知識(医療・衛生・保健)」とも密接な関係を有すると考える。これらのことを踏まえ、本件については、「住」及び「民俗知識(医療・衛生・保健)」関係を基本として、無形民俗文化財(風俗慣習)に分類することが可能であると考ええる。

次に「マジリス、文化的・社会的空間(UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール)(2015・12)」の案件について検討する。これはコミュニティのメンバーが集って、懇談し、楽しむ文化的・社会的空間である。「民俗文化財手びき」では、「社会生活」の項目として、「近隣関係」、「相互扶助」、「交際」等が挙げられており、本件は「社会生活」関係を基本として無形文化財(風俗慣習)に分類することが可能ではないかと考える。

第4節 無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲について

第1款 「コミュニティ」について

無形条約第2条に規定する無形文化遺産の定義では、「コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの (that communities, groups and , in some cases, individuals recognize as part of their cultural heritage)」と規定しており、「コミュニティ」は重要な要素となっている。無形条約では「コミュニティ」を定義していないが、Glossary(2002)では、“people who share a self-ascribed sense of connectedness” (関係性の帰属意識を共有する人々)と定性的に定義しており、特に範囲を限定しているとは解されない²⁰⁰。

一方、文化財保護法においては、無形文化財及び文化財の保存技術については、国指定等を行う際には、保持団体あるいは保存団体を認定し、無形民俗文化財の場合は保護団体の認定は法定されていないが、行政上の措置として保護団体の認定が行われている。Kono(2019, p. 64)が指摘しているように、文化財保護法体制では、文化財の保存・継承に直接かかわる人々を「コミュニティ」と考えていると解することができる。

²⁰⁰ Urbinati(2012, p.207)、Scovazzi(2015, p.118)。

第2款 代表一覧表の分析結果

代表一覧表 373 件について分析した結果、文化財保護法に基づく国指定等の場合と同様に、特定の団体、地域等に限定したコミュニティである案件が 323 件、例えば「当該国の国民全体」のように範囲が広い案件が 50 件であった。

50 件のリストは以下のとおりである。以下のリストにあるように、代表一覧表記載案件の中でコミュニティの範囲が広い案件は、対応する我が国の国内法の分類の中で、文化財保護法に基づく「無形文化財」及び「無形民俗文化財」並びに文化芸術基本法及び登録無形文化財登録基準等に規定される「生活文化」のいずれの分類にも存在することが明らかになった。

①無形文化財関係(13 件)

(ア) 語り物・叙事詩(5 件)

無形文化遺産名	コミュニティ
アゼルバイジャンのアシュク(吟遊詩人)の芸術(アゼルバイジャン)(2009・3)	アゼルバイジャンの人々
アーシュルク(吟遊詩人)の伝統(トルコ)(2009・5)	トルコ全域の人々 ²⁰¹
ケサル叙事詩の伝統(中国)(2009・25)	チベット自治区、内モンゴル自治区、青海省等のチベット族、モンゴル族及び土(トゥ)族
アルメニアの叙事詩「サスン家のダヴィド」(アルメニア)(2012・19)	国内外のアルメニアの人々
アル・ザジャル、朗唱・歌唱詩(レバノン)(2014・2)	レバノン国民の大部分

(イ) 歌と踊り、音楽(6 件)

無形文化遺産名	コミュニティ
イラン音楽のラディーフ(イラン)(2009・52)	イラン国民全体
アリラン、韓国の抒情的な民謡(韓国)(2012・3)	国外在住含む韓国人全体
北朝鮮のアリラン(北朝鮮)(2014・4)	全ての朝鮮人

²⁰¹ 申請書(RL09-No.00179)では“All Regions of Turkey”と記されている部分を「トルコ全域の人々」と訳している。

ドンブラ・キューイ(二弦楽器)、カザフの伝統芸術(カザフスタン)(2014・13)	カザフ社会各地域のコミュニティ
ドミニカ共和国のメレンゲの音楽・舞踊(ドミニカ共和国)(2016・18)	ドミニカ共和国国民
キューバのルンバ、音楽、ダンス及び全ての関連する慣習の祝祭の組み合わせ(キューバ)(2016・24)	キューバ国民全体

(ウ) 工芸技術(2件)

無形文化遺産名	コミュニティ
中国の伝統的な木骨構造の建築技巧(中国)(2009・15)	中国全域の漢民族及び中国南西部の少数民族
アルメニアの十字架石、ハチュカルの象徴性と工芸技術(アルメニア)(2010・3)	国内外のアルメニアの人々

②無形民俗文化財関係(21件)

(ア) 祭り(6件)

無形文化遺産名	コミュニティ
ドラゴンボート祭り(中国)(2009・20)	漢民族及び一部少数民族
ナーダム、モンゴルの伝統的な祭り(モンゴル)(2010・26)	モンゴル国民全て
ヒドル・エリアスの祭礼とその誓願(イラク)(2016・13)	イラク国民の大部分
ナウルーズ、ノヴルーズ等(春の祝祭)(アフガニスタン等12か国)(2016・19)	インド、パキスタンの一部の国民、他の国は国民全体
3月1日に関連した文化慣習(ブルガリア、マケドニア、モルドバ、ルーマニア)(2017・9)	4か国の国民全体
春の祭典、フドゥレルレス(マケドニア、トルコ)(2017・28)	マケドニアのトルコ人、ロマン、トルコ国民全体

(イ) 歌と踊り、音楽(7件)

無形文化遺産名	コミュニティ
---------	--------

カラギョス(影絵芝居)(トルコ)(2009・34)	トルコ全域の人々 ²⁰²
農楽、韓国の共同体の楽隊音楽、舞踊、儀式(韓国)(2014・18)	韓国社会全体
コチャリ、伝統的な集団ダンス(アルメニア)(2017・14)	アルメニア全国のコミュニティ
コロ、伝統的なフォークダンス(セルビア)(2017・16)	セルビア国民全体
プント(郷土音楽)(キューバ)(2017・24)	キューバ国民全体
ヨルダンのアル・サメル(歌と踊り)(ヨルダン)(2018・2)	ヨルダンの北部、中央部及び南部地域を含む多くの地域の人々 ²⁰³
ドミニカ・バチャータの音楽とダンス(ドミニカ共和国)(2019・19)	国内外のドミニカ人

(ウ) 競技(4件)

無形文化遺産名	コミュニティ
モンゴル人のナックルボーン・シューティング(モンゴル)(2014・17)	モンゴル全域の人々 ²⁰⁴
カザフスタンのクレセイ(レスリング)(カザフスタン)(2016・14)	カザフスタンの国民
カザフの伝統的なアスック・ゲーム(カザフスタン)(2017・12)	カザフスタンの殆どの国民
チダオバ、ジョージアのレスリング(ジョージア)(2018・8)	ジョージア全地域の男性

(エ) 社会生活(2件)

無形文化遺産名	コミュニティ
---------	--------

²⁰² 申請書(RL09-No.00180)では“All Regions of Turkey”と記されている部分を「トルコ全域の人々」と訳している。

²⁰³ 申請書(RL2018-No.01301)で“As-Samer element spreads over many areas in Jordan including its northern, central, and southern districts”と記されている部分を「ヨルダンの北部、中央部及び南部地域を含む多くの地域の人々」と訳している。

²⁰⁴ 申請書(RL2014-No.00959)にはコミュニティの記載はなく、地理的記載箇所では“Knucklebone Shooting is a widely spread cultural heritage throughout Mongolia”と記載されていることを踏まえ、「モンゴル全域の人々」と記載した。

伝統的なソフベットの集会(トルコ) (2010・41)	15～16歳以上のトルコ男子
マジリス、文化的・社会的空間(UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール) (2015・12)	4か国全ての地域の様々な一族や家族

(オ) その他(2件)

無形文化遺産名	コミュニティ
ヨガ(インド)(2016・33)	インド全域の人々 ²⁰⁵
イエ・サモア、ファインマットとその文化的価値(サモア)(2019・1)	サモア国民全体

③生活文化関係(16件)

(ア) 食文化(15件)

無形文化遺産名	コミュニティ
フランスの美食術(フランス)(2010・11)	フランス人全体
ケシケキの儀式的な伝統(トルコ) (2011・2)	トルコ全域の各コミュニティ全員
キムジャン、キムチ作りと分かち合い (韓国)(2013・9)	全ての韓国人
地中海料理(キプロス等7か国)(2013・14)	地中海沿岸コミュニティを中心とする7か国のコミュニティ全体
トルコ・コーヒーの文化と伝統 (トルコ)(2013・23)	トルコに住む全ての人
和食：日本の伝統的な食文化―正月を例として―(日本)(2013・24)	日本人全体
ラヴァッシュ、文化的表現としての伝統的なアルメニア・パンの準備、意味、外見 (アルメニア)(2014・16)	アルメニア国民全体及び海外のアルメニア人コミュニティ
アラビア・コーヒー、寛容の象徴(UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール) (2015・4)	4か国のあらゆるコミュニティ

²⁰⁵ 申請書(RL2016-No.01163)では”Presently Yoga is practiced across the length and breadth of India”と記されていることを踏まえ、「インド全域の人々」と記載した。

キムチ作りの伝統(北朝鮮)(2015・20)	北朝鮮の人々全員
ベルギーのビール文化(ベルギー) (2016・3)	ベルギーの大部分の国民
フラットブレッドの製造と共有の文化 (アゼルバイジャン、イラン等5か国) (2016・10)	5か国の国民全体
オシュ・パラフ、タジキスタンの伝統食と その社会的・文化的環境(タジキスタン) (2016・20)	タジキスタン全国民
パロフの文化と伝統(ウズベキスタン) (2016・21)	ウズベキスタン全国民
伝統を作り共有するドルマ、文化的アイデ ンティティの印(アゼルバイジャン) (2017・10)	アゼルバイジャン国民全体及び 海外のアゼルバイジャン人
シマ、マラウイの伝統料理(マラウイ) (2017・21)	マラウイの殆どの女性

(イ) その他の生活文化(1件)

無形文化遺産名	コミュニティ
三書体のジョージア文字の生活文化 (ジョージア)(2016・15)	ジョージア国民

第5節 考察

第1款 無形文化遺産の「分野」の範囲

1. 無形文化遺産の「分野」の範囲については、第3節第2款において分析したように、代表一覧表記載案件のうち、「生活文化」に分類される案件が20件みられた。

「生活文化」については、文化芸術基本法第12条の規定において「国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図る」旨が規定されている。従来は、「生活文化」の一部に関し、重要無形民俗文化財指定基準²⁰⁶において「風俗慣習」のうち「由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」が重要無形民俗文化財²⁰⁷に指定されてきたのみであり、文化芸術基本法第12条に規定する

²⁰⁶ 重要無形民俗文化財指定基準(1975(昭和50)年11月20日文部省告示第156号)。

²⁰⁷ 「羽田のお山かけ」(気仙沼市の羽田山へ7歳の男児が登拝して、無事成長を祈願する

「生活文化」全体の文化財保護法上の位置づけは不明確であった。筆者が無形条約の「無形文化遺産」の範囲と我が国の文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の範囲との「ずれ」を問題視してきた点の一つはこの点であった。

このたび公表された企画調査会報告書(2021)は、「文化財保護法上の文化財として、従来、必ずしも明確に位置づけられてこなかった『生活文化』の保存と活用を特に念頭において検討を行った。²⁰⁹⁾とされている。具体的には、「国においては、こうした生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について、検討、実施していくことが求められる。²¹⁰⁾と指摘している。同報告書を踏まえて、2021(令和3)年に登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新設する文化財保護法の一部を改正する法律(令和3年法律第22号)が制定された。さらに登録無形文化財登録基準等(2021)において、「生活文化」を登録無形文化財の登録対象とすることが明確化された。このことから「生活文化」に分類される案件は、文化財保護法における「無形文化財」あるいは「無形民俗文化財」として整理される方向に進むものと考えられ、第2章第1節第2款で述べたように「無形文化財」の定義の問題は残るものの、基本的には筆者が問題視してきた分野の「ずれ」の問題は、「生活文化」に関しては解消に向かうことが期待される。

2. 代表一覧表記載案件のうち28件は、文化財保護法に規定する特定の種類の文化財に該当する可能性があるため、個別に精査を行った。その結果、全て「無形民俗文化財」の「風俗慣習」又は「民俗技術」若しくは「無形文化財」に分類できることが確認できた。

しかしながら、「協同組合における共有利益を組織する理念と実践」(ドイツ)(2016・12)、「雪崩のリスクマネジメント」(スイス、オーストリア)(2018・3)、「グラス地方の香水に関するノウハウ：香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能」(フランス)(2018・29)、「アルピニズム」(仏、伊、スイス、2019・4)などのように、国内で従来、重要無形民俗文化財等として指定・選定されている案件と比較すると、文化財保護法が想定して

行事)、「川俣の元服式」(栃木県の川俣地区で行われている数え年20歳の男子を対象とした成人を祝う儀礼)などが例である。

²⁰⁹⁾ 企画調査会報告書(2021) p.1 注3

²¹⁰⁾ 同報告書(2021) p.9

いる無形民俗文化財の概念を超えているのではないかと考えられる案件もあった。

3. 我が国政府においては、無形条約第2条第1項に規定する「無形文化遺産」については、文化財保護法に規定している「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」三類型が該当すると解されてきた²¹¹。上記で述べたように「生活文化」については、従来は文化財保護法上の取扱いが不明であり、無形条約の「無形文化遺産」の範囲と我が国の対応との間に「ずれ」があるのではないかとの問題を惹起していたが、今後、政府において、「生活文化」の個別分野ごとに調査検討が進められ、文化財保護法上の位置づけが明確化されることが期待される。

また無形条約の代表一覧表記載案件を分析した結果、概ね、文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」あるいは「文化財の保存技術」の各類型に相当しうることが確認できた。しかしながらいくつかの案件は、文化財保護法が想定している「無形民俗文化財」の概念を超えているのではないかと考えられることも確認できた。この論点については、第5章第2節において論じることとしたい。

第2款 無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲

1. 無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲については、第4節第2款において分析したように、「当該国の国民全体」あるいは「国外在住を含む韓国人全体」などのようにコミュニティの範囲が特定の地域に限定されず、広い地域にわたる案件が50件あった。これらの案件は、我が国の国内法の分類による「生活文化」に限らず、「無形文化財」や「無形民俗文化財」に分類される案件についてもみられた。
2. 我が国の文化財保護法の三類型について、保持団体、保護団体あるいは保存団体が無形条約に規定する「コミュニティ」と解されている²¹²が、それぞれの制度は以下のとおりである。いずれの類型に関しても「特定のわざを体現する保持者」及び「様々な立場から当該文化財の保存に携わる人々」を指していると考えられる。

①無形文化財関係

²¹¹ 外務省(2004、p.38)

²¹² Kono(2019、p.59)

- i 重要無形文化財に指定する場合、その保持者又は保持団体を認定しなければならない。(文化財保護法第 71 条)
- ii 登録無形文化財に登録する場合、その保持者又は保持団体を認定しなければならない。(同法第 76 条の 7)

②無形民俗文化財関係

- i 重要無形民俗文化財に指定する場合、その保持者及び保持団体の認定制度は法定されていない(同法第 78 条)が、行政上の措置として、保存会等を保護団体と称して官報告示されている²¹³。
- ii 登録無形民俗文化財に登録する場合、その保持者及び保持団体の認定制度は法定されていない(同法第 90 条の 5)が、「(重要無形民俗文化財)指定制度と同様に、地域の保存会や地方公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。²¹⁴」とされている。しかしながら、重要無形民俗文化財の指定の場合と異なり、登録無形民俗文化財については、官報告示の際に保護団体は告示されていない²¹⁵。

③文化財の保存技術関係

選定保存技術に選定する場合、その保持者又は保存団体を認定しなければならない。(同法第 147 条)

3. これらのことから、文化財保護法の三類型に関する保持団体、保護団体あるいは保存団体は、制度の法定の有無の違いはあるにしても、それぞれの文化財に密接不可分な関係性を有する人々²¹⁶であり、「我が国の国民全体」などの広

²¹³ 内田(1984 c、p.174)

²¹⁴ 企画調査会報告書(2021、p.4)

²¹⁵ 文部科学省告示第 163 号(令和 3 年 9 月 30 日)において、登録無形民俗文化財 2 件(「讃岐の醤油醸造技術」及び「土佐節の製造技術」)が告示されたが、所在地がそれぞれ、「香川県」、「高知県」と記載されているが、保護団体は空欄になっている。(令和 3 年 9 月 30 日付官報号外第 221 号、p.302)

²¹⁶ 「重要無形文化財」の「保持団体」は、「芸能又は技法(若しくは工芸技術)の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法(若しくは工芸技術)を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体」(重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(1954(昭和 29)年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 55 号))。「登録無形文化財」の「保持団体」は、「芸能(又は工芸技術若しくは登録無形文化財に登録されている生活文化)を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体」(登録無形文化財の登録基準等(2021))。「重要無形民俗文化財」の「保護団体」は、行政上の措置として認定されるもので、文化庁長官からの指導・助言や国から

い範囲にわたる保持団体、保護団体あるいは保存団体が認定されたことはない。

一方、代表一覧表記載案件のうち 50 件は、「当該国の国民全体」など広範囲に及ぶ「コミュニティ」の無形文化遺産であり、このような無形文化遺産の「コミュニティ」の範囲に我が国の文化財保護法が対応できているのかは、重要な論点であり、本件については第 5 章第 2 節において論じることとしたい。

の補助を受けて具体的な保護措置を実施していく団体(和田(2002、p.98))。「選定保存技術」の「保存団体」は、「選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの」(選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準(1975(昭和 50)年 12 月 22 日文部省告示第 166 号))。

第4章 外国法の比較研究

第1節 はじめに

本章においては、無形条約の締約国において無形条約を実施するためにどのような法的整備がなされたかについて比較研究を行う。

条約の国内的効力に関し我が国と同じ一般的受容方式を採用する国として韓国²¹⁷と中国²¹⁸を取り上げる。韓国は我が国と同様に20世紀半ばに「無形文化遺産」類似の文化遺産に関する国内法を有していた数少ない国²¹⁹の一つであるが、我が国と異なり無形条約に対応するために、2015年に無形文化遺産に関する単独法を制定した。その背景及び内容を分析する。中国については、1982年以来、有形の文化遺産を対象にした法律はあったが、無形文化遺産に対応した法制度はない状態であった。このため、無形条約に対応するために2011年に無形文化遺産に対応した法律が制定された。その経緯及び内容を分析する。

条約の国内的効力に関し変型方式を採用する国には、イギリス、カナダ、オーストラリア、NZなどがあげられるが、これらの国は、2021年2月現在、無形条約を批准していない²²⁰。また変型方式をとる国としてスカンジナビア諸国も挙げられる。フィンランド、スウェーデン及びノルウェーは三か国とも無形条約の締約国である。

フィンランドは、2013年に無形条約を批准した際に無形条約の施行法令を策定しており、その内容及び無形条約の実施状況について述べる。

²¹⁷ 松田(2020、p.156)

²¹⁸ 柳原(2019、p.56)、松田(2020、p.150)

²¹⁹ Petrillo(2019、p.235-236)、Vaivade(2020、p.22)

²²⁰ これらの国は、2003年第32回ユネスコ総会において無形条約採択時に棄権している。

外務省(2004、p.14)は、それぞれの国の棄権理由を次のように推定している。イギリスの場合は、そもそも無形文化遺産は法で国が規制・介入すべきものではなく何が傑作かを決定するのは国ではなくコミュニティ自身であるべきであり、リスト形式を適用するのは誤りであるとの考えから棄権した。カナダ及びオーストラリアの場合、国内で抱える少数民族の問題への配慮があった。これらの国は州や少数民族との間で微妙かつ複雑な関係を持つことから、無形条約の採択・加入にあたってはその国内的影響を見極めるため、棄権という慎重な姿勢をとった。NZの場合、国内的事情により採択を棄権せざると得なかったとされているが、国内的事情の内容については、「他国の見解に関する情報であり、公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」不開示とされており、詳細は不明である。

スウェーデンについては、2017年5月に文化遺産法²²¹(Cultural Heritage Bill)が制定されたが、スウェーデン語版しか入手できないため詳細な分析は困難である。なお、スウェーデン政府が2017年にユネスコに提出した無形条約実施に関する定期報告書²²²によれば、同法の1節を無形条約関係に割り、無形条約の実施にあたっては、無形文化遺産の保持、継承及び発展のために市民社会の力をより発展・強化させる必要があることを強調している。その上で、市民社会の力を発展・強化するために非営利事業への配付を目的とする新たな国の補助事業を創設することとされている。

ノルウェーについては、文化遺産法²²³(1979年制定、2018年最終改正)が制定されているが、同法の対象に無形文化遺産は含まれていない²²⁴。ノルウェー政府が2014年に提出した無形条約の実施に関する定期報告²²⁵によれば、ノルウェー政府は、無形条約の実施は、「欧州評議会民族的少数者保護枠組み条約(Framework Convention for the Protection of National Minorities)」及び「独立国における原住民及び種族民に関する条約(Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries)(ILO条約169)」の実施と密接な関係の中で検討することを決定したと述べている。同報告によれば、ノルウェーにおいては、先住民族のサーメ人並びに5つの民族的少数者、すなわちクヴェン人、フォレスト・フィン人、ユダヤ人、ロマ人及びジプシーが対象になる。これら二つの条約の国内実施については、ノルウェー憲法第108条²²⁶、サーミ法(the Sami Act²²⁷)及びフィンマルク法(the Finnmark

²²¹ Cultural Heritage Bill (prop.2016/17:116)

(<http://www.regeringen.se/4933fd/contentassets/127b80d33b084194a415d72b85721874/161711600web.pdf>)

²²² Periodic report N.1347/Sweden

(<https://ich.unesco.org/en-state/sweden-SE?info=periodic-reporting#rp>.)

²²³ Act concerning the cultural heritage (<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/1978-06-09-50>)). 2018年最終改正では文化財建造物にサーミ文化遺産が追加されている。

²²⁴ Taylor(2017, p.217)は、ノルウェーの文化遺産法は建造物及び遺跡に焦点を置いていると述べている。

²²⁵ Periodic report No.00933/Norway(<https://ich.unesco.org/en-state/norway-NO?info=periodic-reporting#rp>)

²²⁶ 1988年に追加された規定で、「国家当局は、サーミ人がその言語、文化及び生活様式を維持・発展させることができるように諸条件を整備しなければならない」旨規定し、無形文化遺産の分野にとどまらない内容を規定している。

²²⁷ Act of 12 June 1987 No.56 concerning the Sameting (the Sami parliament) and other

Act²²⁸)によって確保されているとされている²²⁹。無形条約については、文化遺産法ではなく、これらの憲法・法律によって国内法が確保されていると考えられている可能性がある。

最後に、無形条約の実施に関する各国国内法の比較についての先行研究である Åbele (2020) 及び Petrillo (2019) について述べる。

第2節 韓国における無形文化遺産保護法制

第1款 はじめに

韓国の文化遺産保護法²³⁰は 1962 年に制定されたが、厳しい時間的制約の中で作成されたため、1950 年に制定された我が国の文化財保護法を便宜的に大幅に引用しながら策定されたとされている²³¹。文化遺産保護法は、その後 50 回以上の改正がなされた。さらに 2015 年には、無形条約に対応するために、文化遺産保護法から無形文化遺産関係の条文が抽出され、独立した無形文化

Sami legal matters (the Same Act) (<https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/the-Sami-act-/id449701/>)。1987 年制定。「サーミ議会及びサーミ人の諸権利に関する法律」。サーミ人がその言語、文化及び生活様式を維持・発展できることを目的として議会及び諸権利を規定しており、無形文化遺産の分野にとどまらない内容を規定している

²²⁸ Act of 17 June 2005 No.85 relating to legal relations and management of land and natural resources in the county of Finnmark (Finnmark Act)

(<https://app.uio.no/ub/ujur/oversatte-lover/data/lov-20050617-085-eng.pdf>) 2005 年制定。「フィンマルク県における土地と天然資源の法的関係と管理に関する法律」。サーミ人及びその他の住民にその文化等の基礎として、土地及び水等の天然資源の使用に関する権利を規定している。

²²⁹ *Fifth Report submitted by Norway-Pursuant to Article 25, paragraph 2 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities*, p.6) (<https://rm.coe.int/5th-sr-norway-en/16809f9f59>)、Ravna(2016、p.201)

²³⁰ Cultural Heritage Protection Act (1962、 Act No. 961)。大橋(2004)、丁(2013)及び金(2018)は「文化財保護法」と訳しているが、日本の文化財保護法の英語訳が”Law for the Protection of Cultural Properties”であるのに対し、韓国法翻訳センター(Korea Law Translation Center) (https://elaw.klri.re.kr/eng_service/main.do)による英語訳は”Cultural Heritage Protection Law”であるため、本論文においては「文化遺産保護法」と訳する。

なお本論文における韓国法の英語訳は同センターの英語訳を使用する。

²³¹ 丁(2013、p.93)、金(2018、p.5)

遺産保護振興法²³²（以下「無形振興法」という）として制定された²³³。

このように韓国の文化遺産保護法は、我が国の文化財保護法を参考に制定され、無形文化遺産関係の規定も含んでいた。しかしながら、無形条約に対応するために新たに無形振興法が制定されたものであり、無形文化遺産保護に関する韓国の文化遺産保護法制の変遷を研究することは、我が国の文化財保護法と無形条約との関係を考察する上で、参考になると考える。

第2款 文化遺産保護法制の変遷

1. 日本統治下における文化遺産保護法制

韓国における現在の文化遺産行政の基礎をなす最初の法制は、日本統治下において1916年に制定された古蹟及遺物保存規則（朝鮮総督府令第52号）である²³⁴。同規則は、古墳・都城・宮殿・寺刹などを「古蹟」、塔・碑・鐘などを「遺物」に規定した上で、その保存方法を明記している²³⁵。同規則の保存対象に加え、さらに風致景観の優秀な土地や名所的な土地、動植物などに保存対象を加えて、1933年に朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令（総督府令第136号）²³⁶が制定された。同保存令は1962年まで存続した。

同保存令第1条において、「建造物、典籍、書蹟、繪画、彫刻、工藝品其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルベキモノ」は、朝鮮総督が「寶物」として指定することができること、また「貝塚古墳寺址城址窠址其ノ他ノ遺蹟、景勝ノ地又ハ動物植物地質鉱物其ノ他學術研究ノ資料ト為ルベキ物ニシテ保存ノ必要アリト認ムルモノ」は、朝鮮総督が「古蹟、名勝又ハ天然記念物」として指定することができること、を定めている。さらに第4条において寶物の輸出又は移出の規制を、第5条において寶物、古蹟、名勝及び天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する規制を、それぞれ定めている。

同保存令は、有形文化遺産及び史蹟名勝天然記念物を対象とした保護制度を規定しており、無形文化遺産及び民俗文化遺産は対象になっていない。

²³² Act on the Safeguarding and Promotion of Intangible Cultural Heritage (2015, Act No. 13248)(https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=49528&type=part&key=17)

²³³ Park (2019, pp.69-70)

²³⁴ 大橋(2004, p.173)、金(2018, p.5)

²³⁵ 金(2018, p.5)

²³⁶ 大橋(2004, p.178)

2. 文化遺産保護法制定(1962年)

1945年8月我が国の敗戦後、韓国が独立した以後も、朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令は効力を持続したが、1961年「旧法令の整理に関する特別措置法」の施行によって同年12月30日までに旧法令の整理を行い、期限までに整理できなかつた旧法令については、1962年1月20日を期して全て廃止されたものとみなすことが定められた。

このような厳しい時間的制約があつたために、1950年に制定された我が国の文化財保護法を便宜的に大幅に引用しながら、1962年に文化遺産保護法が制定された。

同法の概要は以下のとおりである。

(ア) 文化遺産保護法第2条(定義)において、同法の文化遺産は以下の4項目を含むと規定している。

- ①有形文化遺産：建造物、古典書籍、書、古文書、絵画、彫刻、工芸品その他の有形の所産であつて、歴史上又は芸術上の価値が高いもの、並びにこれに準ずる考古資料
- ②無形文化遺産：演劇、音楽、舞踊、工芸技術、その他の無形の文化的表現であつて、歴史上又は芸術上の価値が高いもの
- ③記念物：貝塚、古墳、城址、宮址、窯跡、遺跡を含む地層であつて、歴史上又は科学上の価値が高いもの、その他歴史上又は科学上の価値が高い史跡地、芸術上又は鑑賞上の価値が高い景勝地、動物、植物、鉱物又は洞窟で学術上の価値が高いもの
- ④民俗資料 (Folklore material)：衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗習慣及びこれに使用する衣服、器具、家屋であつて、国民生活の推移を理解するのに不可欠なもの

(イ) 同法においては、重要有形文化遺産を「宝物」、文化的観点から希少かつ高い価値を有する重要有形文化遺産を「国宝」に指定すること(第4条)、重要無形文化遺産を「重要無形文化遺産」に指定すること(第5条)、重要記念物を「史跡、名勝、天然記念物」に指定すること(第6条)、重要民俗資料を「重要民俗資料」に指定すること(第7条)を規定している。また重要無形文化遺産を指定する際には、重要無形文化遺産の保有者(又は保有団体)を認定しなければならないと規定されている(第5条)。

(ウ) 我が国の文化財保護法は1950年に制定されたが、同保護法において新たに無形文化財が保護対象に加えられ、さらに1954年改正により、従前は有形文化財に含まれていた民俗資料が無形のものを含めて民俗資料として独立した文化財の類型として規定された。1962年制定の韓国の文化遺産保護

法は、1954年改正後の我が国の文化財保護法の文化財類型を参考にして立案されたと考えられる²³⁷。

3. 2014年時点の文化遺産保護法

文化遺産保護法は、1962年の制定後数多くの改正が行われた。2015年に新たに無形振興法が制定される直前の2014年時点の文化遺産保護法²³⁸の概要は以下のとおりである。

(ア)第2条(定義)において、「文化遺産」は、人工的に又は自然に形成された国民的、民族的又は世界的遺産であって、歴史上、芸術上、学術上又は景観上の価値が顕著なものをいい、有形文化遺産、無形文化遺産、記念物及び民俗資源(Folklore resources)に分類される。

これらのうち無形文化遺産及び民俗資源の定義は以下のとおりである。

①無形文化遺産：演劇、音楽、舞踊、遊戯、儀式及び工芸技術などであって、歴史上、芸術上又は学術上の価値が顕著な無形の文化的所産

②民俗資源：衣食住、交易、信仰、年中行事などに関する習慣又は伝統、及びそれらのために使用される衣服、器具、家屋などであって、国民生活の変化を理解するのに不可欠なもの

(イ)第3条(文化遺産保護の基本原則)において、文化遺産の保存、管理及び活用は、その原形維持(to preserve them in their original state)を基本原則とする旨規定している。

(ウ)第24条(重要無形文化遺産の指定)は、重要無形文化遺産の指定について規定しているが、同条第2項では重要無形文化遺産の保有者に関し、次のように規定している。

「重要無形文化遺産を指定する際は、同文化遺産の保有者(又は保有団体)を認定しなければならない。但し、当該重要無形文化遺産の特徴のために保有者を認定することが難しい重要無形文化財を指定する際には、保有者(又は保有団体)を認定する必要はない²³⁹。」

²³⁷ 岩本(2015、pp.396-397)

²³⁸ Cultural Heritage Protection Act (2014, Act No. 12352)

²³⁹ 「但し、当該重要無形文化遺産の特徴のために保有者を認定することが難しい重要無形文化財を指定する際には、保有者(又は保有団体)を認定する必要はない。」の部分は、2014年の文化遺産保護法改正(法律第12352号)によって追加されたものであり、改正前は必ず重要無形文化財の保有者(又は保有団体)を認定しなければならないと義務づけられていた。

第3款 無形文化遺産保護振興法の制定

1. 無形文化遺産保護振興法制定(2015年)

2003年に無形条約が採択され、2008年から同条約に基づく代表リストの作成が始まる中で文化遺産保護法の改正の議論²⁴⁰がなされ、2015年に文化遺産保護法とは別個に無形振興法が制定された。同法は、文化遺産保護法から関連規定を抽出するとともに、無形文化遺産保護にとってより改善された法的基盤を構築するために新しい規定が追加されている²⁴¹。

2. 無形振興法の概要

- (1) 「無形文化遺産」の定義は、無形振興法第2条第1項において、「無形文化遺産は、文化遺産保護法²⁴²第2条(1)2に規定する文化遺産をいう。」と規定されている。文化遺産保護法第2条(1)2の規定は以下のとおりであり、無形条約に沿って拡大した内容になっている。

Article 2 (definitions) (1) The term “cultural heritage” in this Act means artificially or naturally formed national, racial, or world heritage of outstanding historic, artistic, academic, or scenic value, which is classified into the following categories:

[第2条(定義)(1) この法における「文化遺産」は、人工的に又は自然に形成された国民的、民族的又は世界的遺産であつて、歴史上、芸術上、学術上又は景観上の価値が顕著なものをいい、以下の種類に分類される。]

²⁴⁰ 朴(2015、pp.343-345)は、2003年の無形条約の採択及び2006年の発効によって、韓国の無形文化財の政策および制度は非常に困難な状況に直面していたと指摘している。すなわち2003年の無形条約が与えた影響の一つは、無形文化財の概念を拡大したことである。韓国が従来対象としてきた無形文化財は、「芸能」と「技能」に限られており、代表一覧表に記載するためには「芸能」と「技能」だけの国家指定の目録では足りないとして、新しい目録を作成するための規定を制定したと述べている。同規定の特徴の一つは、無形文化財の範囲を「芸能」と「技能」から①口伝伝統及び表現、②公演芸術、③社会的慣習・儀式及び祝祭行事、④自然と宇宙に関する知識及び慣習、⑤伝統工芸技術の5つの範囲に拡大したことである。さらにもう一つの特徴は、韓国を代表する民謡である「アリラン」や韓国の家庭ではどこでも作っている「キムチ」など、特定の保有者や保有団体だけでなく、その伝承が幅広い範囲で行われている無形文化財を対象にしたことである。

²⁴¹ Park (2019、p.69)

²⁴² Cultural Heritage Protection Act (2018, Act No.15639)

2. Intangible cultural heritage: Among intangible cultural heritage which have been passed on throughout many generations, referring to those falling under any of the following items:
- (a) Traditional performing arts and arts;
 - (b) Traditional skills concerning crafts, art, etc.;
 - (c) Traditional knowledge concerning Korean medicine, agriculture, fishery, etc.;
 - (d) Oral traditions and expressions;
 - (e) Traditional ways of life concerning food, cloth, shelter, etc.;
 - (f) Social rituals such as folk religion;
 - (g) Traditional games, festivals, and practical and martial arts;

- [2. 無形文化遺産：多世代にわたり伝承されてきた無形文化遺産の中で、以下の項目のいずれかに該当するもの
- (a) 伝統的な演劇及び芸術
 - (b) 美術工芸等に関する伝統的技術
 - (c) 韓国の医療、農業、漁業等に関する伝統的知識
 - (d) 口承伝承及び表現
 - (e) 衣食住等に関する伝統的な生活形式
 - (f) 民間信仰などの社会的儀礼
 - (g) 伝統的遊戯、祝祭、工芸及び武術]

(2) 国家無形文化遺産として指定された無形文化遺産の保有者に関して、文化遺産保護法(2014年)第24条と同様に、当該無形文化遺産の性格によっては、第17条(1)において保有者の認定を必要としない旨を規定している。これは、無形文化遺産の定義の拡大に伴い、伝承が幅広い範囲で行われ、伝承のために特定の個人や団体を指定することがふさわしくない案件があることを想定した規定である²⁴³。

Article 17 (Recognition of Holders, etc.) (1) When designating national intangible cultural heritage, the Administrator of the Cultural Heritage Administration shall recognize a holder or group holder of that national intangible cultural heritage: Provided,

²⁴³ Park(2019, pp.75-76)

That the foregoing shall not apply where it is impracticable to recognize a holder or group holder of that national intangible cultural heritage by the nature of such national intangible cultural heritage, as prescribed by Presidential Decree.

[第 17 条 (保有者等の認定) (1) 国家無形文化遺産を指定する際には、文化遺産局長は、当該国家無形文化遺産の保有者又は保有団体を認定しなければならない。但し、大統領令に規定するように当該国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合は、その限りでない。]

第 17 条(1)に規定する大統領令は、無形文化遺産保護振興法施行令²⁴⁴ (以下「無形施行令」という) であり、保有者の認定に関し、同施行令第 16 条(3)は以下のように規定している。

Article 16 (Recognition of Holders, etc.) (3) “Where it is impracticable to recognize a holder or group holder of that national intangible cultural heritage by the nature of such national intangible cultural heritage, as prescribed by Presidential Decree” in the proviso to Article 17 (1) of the Act, means where it is impracticable to recognize that only a specific person or specific group is able to master, safeguard, and practice the relevant national intangible cultural heritage just like the archetype of that national intangible cultural heritage, because the technical skill, artistic skill, or knowledge of such national intangible cultural heritage, is part of the public domain or has become a custom.

[第 16 条(保有者等の認定) (3) (無形振興)法第 17 条(1)但書の「大統領令に規定するように当該国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合」とは、当該国家無形文化遺産の技巧スキル、芸術的スキルあるいは知識がパブリックドメインになっている、あるいは習慣になってきていることから、特定の個人又は団体だけが当該国家無形

²⁴⁴ Enforcement Decree of the Act on the Safeguarding and Promotion of Intangible Cultural Heritage (2018, Presidential Decree No.28956)

文化遺産の典型を修得、保護、実践することができるものと認定することが実行不可能な場合をいう。]

(3) また文化遺産保護の基本原則に関しても、文化遺産保護法(2014年)第3条では、有形・無形を問わず「原形維持を原則とする (to preserve them in their original state)」としているが、無形振興法第3条は次のように規定している。

Article 3 (Basic Principle)

The basic principle of the safeguarding and promotion of intangible cultural heritage is to maintain the archetype of intangible cultural heritage, giving due consideration to the following:

1. Cultivation of the national identity;
2. Transmission and development of traditional culture;
3. Realization and enhancement of the value of intangible cultural heritage.

[第3条(基本原則) 無形文化遺産の保護振興の基本原則は、次の点に十分な考慮を払いつつ、無形文化遺産の典型 (archetype) を維持することである。

1. 国のアイデンティティの育成
2. 伝統文化の伝承・発展
3. 無形文化遺産の価値の実現・向上]

基本原則の中核となる「典型 (archetype)」の用語については、無形振興法第2条第2項及び無形施行令第2条(1)において、以下のように規定されている。

Act Article 2 (Definitions)

2. The term “archetype” means intrinsic features prescribed by Presidential Decree, which constitute the value of specific intangible cultural heritage;

[法第2条(定義)第2項 「典型」とは、特定の無形文化遺産の価値を構成する固有の特徴であり、大統領令で規定するものをいう。]

Decree Article 2 (Definitions) (1) “Intrinsic features prescribed by Presidential Decree” in subparagraph 2 of Article 2 of the Act on the Safeguarding and Promotion of Intangible Cultural Heritage means intrinsic techniques, forms, and knowledge that should be transmitted, and practiced throughout several generations.

[施行令第2条(定義)(1) 無形振興法第2条第2項の「大統領令で規定する固有の特徴」とは、数世代にわたり伝承、実践される固有の技巧、形式及び知識をいう。]

金(2018、p. 34)は「数世代にわたり伝承、実践される固有の技巧、形式及び知識」という「典型(archetype)」の定義は、「無形条約における『無形文化遺産』の定義、つまり『慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産として認めるもの』、『世代から世代へと伝承され、コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの』(第2条)に相通じる。」と指摘している。さらに金(2018、p. 15)は、「原形保存主義に基づく韓国の文化財保護法と齟齬を来していたユネスコの『無形文化遺産の保護に関する条約』における『文化遺産』の定義に近い基準・概念として『典型』を創り出すことで、ユネスコの無形文化遺産リストに韓国の無形文化財を登録しやすくした。」と述べている。

第4款 無形振興法制定の背景

1. キムチとアリラン

丁(2013、pp. 107-110)は、中国においてアリランが無形文化財に指定されたとの報道を受けて、2011年当時、韓国国内で生起している文化遺産に関する社会的関心と課題は、「キムチ」と「アリラン」に対する文化遺産指定問題であるとして、以下のように述べている。

「いわゆるキムチとアリランの世界無形遺産登録を先取するため、文化遺産が当事国の無形遺産分類目録に含めなければならないというユネスコの登録基準に符号するように、無形文化財の保有者認定制度もまた再調整されることは、十分に予想できることである。1970年以来、無形文化財指定制度は保有者の認定を義務化してきた反面、キムチとアリランの『技・芸能を原形通り正

確に体得・保存』した保有者を探すことは、とても容易でありながら難しいことなのである。」

また Park (2019, pp. 80-81) も、「キムチ」と「アリラン」は、両者ともあまりに一般的に実践されており、特定の個人・団体を関連スキルの保有者²⁴⁵として認定することができないために、無形文化遺産の定義に該当せず、したがって国内リストに登録することはできなかったことを指摘している。このため文化遺産局は、2011 年後期に既存の国家文化遺産リストとは別個に、特定の保有者・保有団体の認定を要しない無形遺産目録を準備した。さらに、これらの長年にわたり批判されてきた無形文化遺産制度を改革するために、2015 年に無形振興法が制定されたと指摘している。

これらの先行研究が示すように、「キムチ」や「アリラン」など韓国を代表する無形文化遺産であるが、特定の保有者や保有団体の指定になじまない案件について、無形条約に基づく代表一覧表への記載を目指すことが背景となって、無形振興法が制定されたことが明らかである。

2. 国家無形文化遺産指定

無形振興法に基づき、特定の保有者を認定せずに国家無形文化遺産に指定されたのは、次の 5 件²⁴⁶である (2017 年 10 月現在)。

- ① Arirang (アリラン)
- ② tea making (点茶)
- ③ Korean wrestling (韓国レスリング)
- ④ haenyo women divers (海女、女性ダイバー)
- ⑤ kimchi making (キムチ)

なお、これらのうち 4 件は無形条約に基づく代表一覧表に記載されている。

- ① Arirang, lyrical folk song in the Republic of Korea (2012 年)
(アリラン、韓国の抒情詩調の民謡)
- ② Kimjang, making and sharing kimchi (2013 年)
(キムジャン、キムチ作りと分かち合い)
- ③ Culture of Jeju Haenyeo (women divers) (2016 年)
(済州島の海女 (女性ダイバー) 文化)

²⁴⁵ 注 240 で述べたように、2014 年法改正までは、重要無形文化遺産を指定する場合は、必ずその保有者(又は保有団体)を認定しなければならないとされていた。

²⁴⁶ Park (2019, p.76)

- ④Traditional Korean wrestling (Ssirum/Ssireum) (2018年、韓国・北朝鮮) (伝統的韓国レスリング (シルム))

第5款 考察

無形振興法の中核となる3項目、すなわち「無形文化遺産」の定義、保有者認定及び「典型(archetype)」について、それぞれ考察する。

1. 「無形文化遺産」の定義について

Park(2019, p. 75) は、「無形文化遺産の定義は、新制度では、2003年無形条約に従って拡大された。従前の無形文化遺産の定義(文化遺産保護法(2014年)第2条)は芸能及び伝統工芸を中心としていたが、社会的慣習や知識制度などその他の分類を含むよう拡大された。この概念の改訂は、広く一般に実践されている無形文化遺産を代表一覧表に記載するよう促進する努力の一部である。」と述べている。

文化遺産保護法(2014年)第2条(定義)においては、「文化遺産」の一部として、「演劇、音楽、舞踊、遊戯、儀式及び工芸技術」などの「無形文化遺産」と「衣食住、交易、信仰、年中行事などに関する習慣又は伝統」などの「民俗資源」を規定している。したがって、無形振興法における「無形文化遺産」の定義は、従前の文化遺産保護法の「無形文化遺産」の定義を拡大したというよりも、文化遺産保護法に規定する「無形文化遺産」及び「民俗資源」の無形部分を統合しつつ、無形条約の規定に即して再編成したと理解するのが適当ではないかと考える。

文化遺産保護法(2014年)第2条(定義)の「民俗資源」は「衣食住、交易、信仰、年中行事などに関する習慣又は伝統、及びそれらのために使用される衣服、器具、家屋などであって、国民生活の変化を理解するのに不可欠なもの」と規定し、無形部分と有形部分が含まれていたが、改正後の文化遺産保護法(2018年)第2条(定義)(1)4に規定する「民俗資源」は、「衣食住、交易、信仰、年中行事などに関する習慣又は伝統のために使用される衣服、器具、家屋などであって、国民生活の変化を理解するために不可欠なもの」と規定し、有形部分のみに限定していることが根拠である。

我が国の文化財保護法との比較で言えば、「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の3類型を統合して一つの「無形文化遺産」として規定する方向と言える。無形条約に規定する「無形文化遺産」と国内法に規定する「無形文化遺産」との整合性を取る一つの方法であると考えられる。

2. 保有者認定について

保有者の認定に関し、文化遺産保護法(2014年)では第24条(重要無形文化遺産の指定)において、重要無形文化遺産の指定に伴う保有者の認定について次のように規定している。

「重要無形文化遺産を指定する際は、同文化遺産の保有者（又は保有団体）を認定しなければならない。但し、当該重要無形文化遺産の性格のために保有者を認定することが難しい重要無形文化遺産を指定する際には、保有者（又は保有団体）を認定する必要はない。」

一方、民俗資源については、同法第26条(重要民俗資源の指定)において、重要民俗資源の指定についてのみ規定しており、重要民俗資源の保有者の認定に関しては規定されていない。

無形振興法第17条(保有者等の認定)においては「国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合」には「保有者又は保有団体を認定」する必要はない、と規定している。これは従来の無形の民俗資源について保有者や保有団体の認定はなされないことに加え、従来の無形文化遺産の場合にあっても、その「性格により、保有者又は保有団体を認定することが難しい場合」は、保有者・保有団体を認定する必要はないことを意味していると考えられる。

我が国の文化財保護法の規定においては、「重要無形文化財」及び「登録無形文化財」については保持者又は保持団体を認定しなければならないこと(同法第71条及び第76条の7)、「重要無形民俗文化財」及び「登録無形民俗文化財」については、体现者を認定することは実情に合わないことが多いので保持者の認定制度は取られていない(同法第78条及び第90条の5)が、「重要無形民俗文化財」については行政上の措置として保護団体が認定されていること、「選定保存技術」については保持者又は保存団体を認定しなければならないこと(同法第147条)、が規定されている。

すなわち、「無形民俗文化財」の類型に関しては、法制度上は我が国と韓国とは同様の制度であるが、「無形文化財」及び「文化財の保存技術」に関しては、我が国の文化財保護法制では、必ず「保持者・保持団体・保存団体」を認定しなければならないのに対し、韓国の文化遺産保護法制では、「但し、当該重要無形文化遺産の性格のために保有者を認定することが難しい重要無形文化遺産を指定する際には、保有者（又は保有団体）を認定する必要はない。」

と規定し、例外が認められており、我が国と韓国とでは異なる制度²⁴⁷を採用している。

なお、無形条約との関係で言えば、同条約第2条の「無形文化遺産」の定義において、「コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の一部として認めるもの」であり「当該コミュニティ及び集団に同一性及び継続性の認識を与えること」が要件とされ、同条約第15条において、「無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承するコミュニティ、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め」とされている。このため、代表一覧表への記載を申請するにあたっては、特定の保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合であっても、当該無形文化遺産に関わる「コミュニティ、集団及び場合によっては個人」を特定することは必要である²⁴⁸。

3. 「典型(archetype)」維持について

第3の項目は「典型」維持についてである。無形振興法第3条(基本原則)は、「無形文化遺産の典型を維持すること」と規定している。この「典型」は、無形文化遺産の可変的な性格と創造的継承に適応した概念とされている²⁴⁹。このことから、第3款で述べたように「典型」の維持は、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義において「無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、コミュニティ及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶え

²⁴⁷ 我が国の場合「重要無形文化財」は無形文化財のうち重要なものが指定される(文化財保護法第71条)。「無形文化財はそれ自体は無形のものでありそれを体現することができる者が演奏、上演その他の行為をしなければ実体として捉えることができないものであるため、保持者・保持団体とともに把握するのなければ保護対象を特定したことになる。」(和田(2002、p.94))とされている。韓国の場合、「無形文化遺産」の定義が我が国で言えば「生活文化」や「無形民俗文化財」の分野に相当する分野も包含しているために、例外を認めているものと考えられる。ただ我が国においても、今後「無形文化財」の中で多様な分野が取り上げられる可能性がありえることを考えれば、保持者及び保持団体の認定義務制度の再検討が必要ではないかと考える。

²⁴⁸ 代表リストに記載された「アリラン」のコミュニティは「海外在住を含む全ての韓国人」(ITH/12/7.COM 11.27 Nomination File No.00445)であり、「キムチ」のコミュニティは「全ての韓国人」(ITH/13/ 8.COM 8.23 Nomination File No.00881)である。なお、日本の「和食」のコミュニティは「全ての日本人」(ITH/13/8/COM 8.17 Nomination File No.00869)である。

²⁴⁹ Park (2019、p.76)

ず再現し」と規定されている趣旨に対応していると解されている²⁵⁰。

韓国においては、従前は文化遺産保護法(2014年)第3条において、有形・無形を問わず「原形維持を原則とする(to preserve them in their original state)」と規定されていたのに対し、無形振興法の制定に伴い、無形文化遺産については、その可変的な性格を踏まえて、「典型」概念が導入されたものである。

一方、我が国の文化財保護法においては、有形文化財については現状変更の制限規定(同法第43条)が適用されているが、無形文化財及び無形民俗文化財については、現状変更の制限規定は適用されていない²⁵¹。

無形文化遺産の性格を踏まえて「現状」又は「原型」の維持を求めている点では、我が国の文化財保護法と韓国の無形振興法の趣旨は同じであると考えることができる。

第3節 中国における無形文化遺産保護法制

第1款 はじめに

無形条約に基づく代表一覧表には、2021(令和3)年4月現在、492件が記載されている。このうち中国は世界で最も多い34件が記載されている。次いで日本22件、韓国21件、フランス20件、トルコ19件、スペイン17件、クロアチア15件などとなっている。

中国においては、1982年に有形の文化遺産を対象にした「中華人民共和国文物保護法」(以下「文物保護法」という。)が成立・施行されている。無形文化遺産については法制度がない状態であったが、2003年に成立した無形条約への対応を契機として、「中華人民共和国非物質文化遺産法(中華人民共和国

²⁵⁰ 金(2018、p.34)

²⁵¹ 和田(2002、pp.92-93、pp.98-99)は、①無形の文化財は、それを体現できる「人」(又はその集団)の行為によってはじめて実体をもったものとなるものであるため、対象の特定や保護措置はその特性に応じたものとされ、特に現状変更制限や公開の義務化など人の行動自体の強制に及ぶような、文字どおりの“保存”に当たる制度は設けることができない、②無形の民俗文化財は、本来的に、人々の生活の発展・変遷に従って内容・形態や存在する地域的範囲等が変化していくものである。民俗芸能の一部のように人の生活の在り方と切り離されて存在し無形文化財的な性格をもつものを除けば、無形の民俗文化財の基本的性格から重要無形民俗文化財に指定されたものであってもその変容・変化を押しとどめることはできず、その必要もない、と述べている。

無形文化遺産法²⁵²」(以下「無形文化遺産法」という。)が2011年2月25日に公布、同年6月1日より施行された。

本節においては、中国における無形文化遺産法制定に至る経緯、無形文化遺産法の概要及び評価について述べる。

第2款 無形文化遺産法に至る経緯

1. 無形文化遺産保護制度の発展

白(2015、pp. 85-91)は、中国における無形文化遺産保護制度の発展について、建国後17年、文化大革命動乱期、改革開放後復興期という三つの時代に分けている。

まず建国後17年(1949年～1966年)においては、「民族民間伝統文化」という言葉が使われていたが、中国政府の間には伝統儀礼や民間信仰などの民族民間伝統文化に対する保護の理念は生まれておらず、むしろ共産主義思想の樹立、封建的思想の残滓の一掃という名目で改良や破壊されるべき対象であったと捉えられていた。民族民間伝統文化に対する保護は民間団体や各個人が様々な活動を展開していた。

次に文化大革命動乱期(1966年～1976年)においては、無形文化遺産についての保護は全くなされなかった。「破四旧、立四新」が唱えられ、「今なら無形文化遺産となる全ての分野は、『四旧²⁵³』の分野として、全ての文化活動が停止され、文化継承者とその活動する場所、及びそれに関連する物は全て破壊され、政治運動の犠牲となった。²⁵⁴」とされる。

1977年8月に中央政府が文化大革命の終了を宣言した後の、改革開放後復興期(1978年～2011年)においては、経済発展最優先の戦略がとられたが、1990年代に入ると、中央政府は積極的に民族民間文化保護の政策を打ち出した。1997年5月には国務院が「伝統工芸美術保護暫定条例」を公布し、無形文化遺産への保護理念を法律の形式で全国に普及した。「これは現行無形文化遺産

²⁵² 「中国人民共和国無形文化遺産法」(独立行政法人日本貿易振興機構 北京事務所知的財産権部編)

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20110601.pdf)

以下本論文における無形文化遺産法の条文の引用は同資料による。

同法の英語訳は“Law of the People’s Republic of China on Intangible Cultural Heritage”(<https://wipolex.wipo.int/en/text/336567>)

²⁵³ 「四旧」は旧思想、旧文化、旧民俗、旧慣習の総称である(宗(2013)、p.124)。

²⁵⁴ 宗(2013、p.120)

法における無形文化遺産保護制度の原型とすることができる。²⁵⁵」とされている。

白(2015、p. 81)によれば、中国では、本格的な無形文化遺産保護をめぐる新たな動きは、江沢民政権期から始まったという認識が主流であるとされる。1978年に改革開放路線に転換して以降、経済の急速な成長に伴い、都市化の進行、農村からの労働力の流出など農村を取り巻く社会経済は大きく変化し、農村地域における伝統文化が徐々に失われていく危惧から、伝統文化の保護対象が演劇、音楽だけでなく民俗、民間信仰、年中行事などへ拡大された。

またユネスコにおける1989年勧告の作成(1989年)、「人類の口承と無形遺産の傑作の宣言」事業の開始(1997年)、「無形条約」の採択(2003年)などの動きが影響を与えている。

具体的な無形文化遺産保護方策としては、2006年から毎年6月第2日曜日を「文化遺産の日」に指定したこと、2006年より国務院から「国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表」が公表されたこと、2007年より文化部から「国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表の代表的保持者」が指定されたことがあげられる。「代表的な一覧表」への記載要件²⁵⁶は、「突出した歴史、文化と科学的価値」、「集団における世代伝承性」、「当地への比較的大きな影響性」及び「消失の危機に瀕しているもの」の4条件である。無形文化遺産の分野としては、民間文学、民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、雑技・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬、民俗の10類型が含まれる。

2. 無形文化遺産法の立法プロセス

無形文化遺産法の立法プロセスについては、周(2014、pp. 169-170)が詳しく述べている。その概要は以下のとおりである。

2004年8月、全国人民代表大会常務委員会は2003年に成立した無形条約への中国政府の速やかな加盟を認めた。国内の関連する法律の整備が無形条約に加盟する前提条件であったため、無形文化遺産保護に関する立法プロセスが進められた。

文化部では、1988年より全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会と国内外の立法調査を行ったうえで、「中華人民共和国民族民間文化保護法(草案)」を起案した。さらに文化部は、2002年8月に全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会に「民族民間文化保護法に関する建議案」を提出した。2003年より中国は「民族民間文化プロジェクト」を開始したが、「民族民間文化」とい

²⁵⁵ 白(2015、p. 90)

²⁵⁶ 菅(2015、p.278)

う中国式の概念は「無形文化遺産」のカテゴリーに吸収され、「民族民間文化保護法」は「無形文化遺産法」へ改称された。2005年、文化部は「無形文化遺産保護法」立法作業グループを組織し、「無形文化遺産保護法(草案送审稿)」を起案し、2006年9月に国務院に報告された。国務院法制局の審査により若干の修正や補足が行われ、2010年6月、国務院第115回常務会議は「無形文化遺産法(草案)」を固め、全国人民代表大会常務委員会の審議に入り、広範囲に社会各界の意見や提案、パブリック・コメントの要請を行った。

無形文化遺産法は、2011年2月25日に11期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で採択され、同年6月1日より施行された。

白(2015, p. 83)は、「本法律(無形文化遺産法)によって、中国は日本と韓国に次いで、世界3番目に無形文化遺産保護に関する専門の法律を持つ世界でも数少ない国の一つになった。」と述べている。

第3款 無形文化遺産法の概要²⁵⁷

1. 全体の構成

無形文化遺産法は、全6章45条で構成されている。第1章「総則」、第2章「無形文化遺産の調査」、第3章「無形文化遺産の代表的項目一覧表」、第4章「無形文化遺産の伝承と伝播」、第5章「法的責任」、第6章「附則」である。

立法目的は、第1条で「中華民族(the Chinese nation)の優秀な伝統文化を継承、拡大し、社会主義精神文明(the socialist spiritual civilization)の建設を促進し、無形文化遺産の保護、保存を強化するために、本法を制定する。」と定めている。

2. 無形文化遺産の定義

①第2条で「無形文化遺産」の定義を以下のとおり規定している。

第2条 本法で称する無形文化遺産とは、各民族の人民が代々伝承し、またその文化遺産の構成部分を認める各種伝統文化の表現形式及び伝統文化の表現形式に関連する実物、場所のことをいい、以下のものを含む。

- (一) 伝統的な口頭文学及びその媒体としての言語
- (二) 伝統的な美術、書道、音楽、舞踊、戯曲、演劇と雑技
- (三) 伝統的な技芸、医薬と暦法
- (四) 伝統的な儀礼、祭り等の民俗
- (五) 伝統的なスポーツと娯楽・演芸

²⁵⁷ 周(2014)が詳しく紹介している。

(六) その他の無形文化遺産

無形文化遺産の構成部分である実物と場所は、文物に属する場合、「中華人民共和国文物保護法」の関連規定を適用する。

- ② 第2条に規定する「無形文化遺産」の定義について、周(2014, p. 171)は『無形文化遺産の保護に関する条約』などの国際法における『無形文化遺産』に関する言説や定義を大いに吸収したものである。『無形文化遺産』の定義は、ほとんどそれらの国際法に由来するものである。」と述べている。

第2条に列挙された5分類は、「国家級無形文化遺産の代表的項目リスト」では、民間文学、伝統音楽、伝統、舞踊伝統演劇、芸能、伝統体育と遊芸及び競技、伝統美術、伝統工芸技術、伝統医薬、民俗の10分類で表現されている。

このことについて周(2014, p. 171)は「国際条約に加盟した後、国際法の義務を積極的に果たすと同時に、その理念を『中国化』させた表れであり、その中には、中国学術界の関連分野の知識や基本認識が含まれている。」と述べている。

また「(六)その他の無形文化遺産」の規定は、「無形文化遺産法」の一般条項として、規制対象をより広くカバーし、将来新たな再発見や再認識される無形文化遺産のため、法律上の余地を残したものであるとされる²⁵⁸。

3. 第1章「総則」

第1章「総則」では上記で述べた立法目的(第1条)及び「無形文化遺産」の定義(第2条)に加えて次のような規定が定められている。

- ①国は、無形文化遺産を認定、記録、登記等の措置をもって保存し、中華民族の優秀な伝統文化を体現し、歴史的、文化的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産に対して伝承、伝播等の措置をもって保護すること(第3条)
- ②県級以上の人民政府は、無形文化遺産の保護、保存業務を本級国民経済及び社会発展計画に組み入れ、保護、保存のための経費を本級の財政予算に計上すること(第6条第1項)
- ③国は、民族地区、辺境地区、貧困地区における無形文化遺産の保護、保存業務を支援すること(第6条第2項)
- ④国は、公民、法人その他の組織が無形文化遺産の保護・保存に参加することを奨励・指示すること(第9条)

4. 第2章「無形文化遺産の調査」

²⁵⁸ 周(2014, p.171)

第2章「無形文化遺産の調査」では次のような規定が定められている。

- ① 県級以上の人民政府は、無形文化遺産保護、保存業務の必要に応じて、無形文化遺産の調査を構成し、無形文化遺産調査は文化主管部門が行うこと（第11条）
- ② 文化主管部門は、無形文化遺産の関連状況を把握し、無形文化遺産の情報登記書及び関連データベースを設けなければならないが、法により秘密保持の必要があるものを除き、無形文化遺産の情報登記書及び関連データ情報は公衆が閲覧しやすいように公開しなければならないこと（第13条）
- ③ 公民、法人及びその他の組織は、法により無形文化遺産の調査を行うことができること（第14条）
- ④ 外国の組織又は個人が中華人民共和国内で無形文化遺産の調査を行う場合は、省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門に報告して許可を得る必要があり、調査については国内の無形文化遺産の学術研究機構と協力して行わなければならないこと。調査終了後は、調査を許可した文化主管部門に調査報告書及び調査で入手した実物の図面、資料のコピーを提出しなければならないこと（第15条）

5. 第3章「無形文化遺産の代表的項目一覧表」

第3章「無形文化遺産の代表的項目一覧表」では次のような規定が定められている。

- ① 国務院は、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表を作成し、中華民族の優秀な伝統文化を体現し、重大な歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産項目を一覧表に組み入れ、保護を与えること。省、自治区、直轄市人民政府は、地方の無形文化遺産の代表的項目一覧表を作成すること（第18条）
- ② 省、自治区、直轄市人民政府は、それぞれの代表的項目一覧表から国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れるべき項目を、国務院の文化主管部門に推薦することができること（第19条）
- ③ 公民、法人及びその他の組織は、ある無形文化遺産が中華民族の優秀な伝統文化を体現し、重大な歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有すると認める場合、省、自治区、直轄市人民政府又は国務院の文化主管部門に対して、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に組み入れるよう提案することができること（第20条）
- ④ 国務院文化主管部門は、専門家による審査評価チーム及び専門家による評審員会を組織し、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れるべきと推薦

又は提案された無形文化遺産に対し、初歩的な評価と審議を行うこと(第 22 条)

- ⑤国務院文化主管部門は、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表に入れる予定の項目を公表して、公衆の意見を募集すること。公表期間は 20 日を下回ってはならないこと(第 23 条)
- ⑥国務院文化主管部門は、専門家評審委員会の審議意見と公表結果に基づいて、国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表を起草し、国務院に提出して許可、公布すること(第 24 条)
- ⑦国務院文化主管部門は、保護計画の制定を組織し、国家級無形文化遺産の代表的項目の保護を図ること。省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門は、保護計画の制定を組織し、地方の無形文化遺産の代表的項目の保護を図ること(第 25 条)
- ⑧無形文化遺産の代表的項目が集中し、特色が鮮明で、形式と内容が完全に保持されている特定地域に対して、当該地域の文化主管部門は特別保護計画を制定し、本級人民政府に報告して許可を得た後、地域全体の保護を行うことができること(第 26 条)

6. 第 4 章「無形文化遺産の伝承と伝播」

第 4 章「無形文化遺産の伝承と伝播」では次のような規定が定められている。

- ①国は、無形文化遺産の代表的項目の伝承、伝播を展開することを奨励、支援すること(第 28 条)
- ②文化部と省、自治区、直轄市人民政府の文化主管部門は、無形文化遺産の代表的項目に対して、代表的伝承人を認定することができること(第 29 条)
代表的伝承人は、
 - (一)伝承している無形文化遺産に熟練していること
 - (二)特定分野で代表的であり、また一定の地域内でより大きな影響力を持っていること
 - (三)伝承活動を積極的に展開していることの条件を満たす必要があること
- ③代表的伝承人は、以下の義務を履行しなければならないこと(第 31 条)
 - (一)伝承活動を行い、後継人材を育成すること
 - (二)関連の実物、資料を適切に保存すること
 - (三)文化主管部門及びその他の関係部門による無形文化遺産の調査活動に協力すること
 - (四)無形文化遺産の公益的宣伝に参加すること

- ④国は、無形文化遺産の代表的項目を適切に利用して、地域的、民族的特色及び市場潜在力がある文化商品と文化役務を開発することを奨励、支持すること（第 37 条）

7. 第 5 章「法的責任」

第 5 章「法的責任」では次のような規定が定められている。

- ①文化主管部門等の公務員が無形文化遺産の保護、保存に当たって職務怠慢、職権濫用、情実による不正があった場合は法により処分すること（第 38 条）
- ②文化主管部門等の公務員は無形文化遺産の調査を実施した時に、調査対象の風俗習慣を侵害して、深刻な結果を招いた場合、法により処分すること（第 39 条）
- ③本法の規定に違反して、無形文化遺産の構成部分である実物と場所を破壊した場合、法により民事責任を負うこと。治安管理違反行為を構成した場合、法により治安管理处罰を与えること（第 40 条）
- ④外国の組織又は個人が第 15 条の規定に違反した場合、文化主管部門が是正を命じ、警告を与え、違法取得及び調査で入手した実物、資料を没収すること。情状が重大な場合、罰金を併科すること（第 41 条）
- ⑤本法に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及すること（第 42 条）

8. 第 6 章「附則」

第 6 章「附則」では次のような規定が定められている。

- ①地方の無形文化遺産の代表的一覧表を作成する方法については、省、自治区、直轄市が本法の関連規定を参照して制定すること（第 43 条）
- ②無形文化遺産の利用が知的財産権に関する場合、関連法律等の規定を適用すること。伝統的医薬、伝統的工芸・美術等の保護については、その他の法律等に別途規定がある場合、その規定に従うこと（第 44 条）

第 4 款 無形文化遺産法の評価と考察

1. はじめに

周(2012)は、日中無形文化財保護法の比較に関する先行研究であり、まずはその内容を紹介する。

周(2012)は、中国の無形文化遺産法の特徴として、個別的立法、外国の組織・個人の調査に対する許認可制度(第 15 条)、民族自治区・国境周辺・貧困地域への保護支援制度(第 6 条第 2 項)、保護計画の制定(第 25 条)、重点保護地域や特定地域の保護計画制度(第 26 条)などを指摘する。また、無形条約の無形

文化遺産に対する定義や範囲、世界遺産条約に基づく世界遺産リスト制度、我が国の文化財保護法における無形文化財の指定や技術保持者の認定、無形文化財の活用の推奨、財政的優遇措置など、国際条約の優良事例や文化遺産保護の先進国の法制度を参考にしていると述べている。

以下においては、無形文化遺産法に関し、周(2012)を踏まえて「立法形式」及び「代表的伝承人制度」について、さらにその他の先行研究も踏まえて「無形文化遺産の定義」の3点について、それぞれ考察を行いたい。

2. 立法形式について

周(2012, pp. 45-46)は「中国の文化遺産保護に関する法体系について最も特徴的なものが、単行的立法形式で」あり、「単行的立法がはらむ問題の一つは、他の法規が対象とする領域と齟齬を生じることである。」と述べている。中国の場合、文化遺産保護に関しては、「文物保護法」、「無形文化遺産法」及び「伝統工芸美術保護条例」(1997年)の三つの法規があり、三つの行政機関(国家文物局、文化部無形文化遺産局、商務部)が関係している。これに対し、日本は「総合的立法方式」が採用され、文化遺産保護規定は「文化財保護法」に一本化され包括的な文化遺産の保護という原理に適っており、また政府の文化財行政管理機関も文化庁に一元化されている。このため、日本では「一つの文化財行政機関の下で統一された法律が適用されることによって、他の関連法律・法規を制定しやすいうえに、それとの組み合わせでバランスよく運用される。」と述べている。

立法形式について言えば、韓国は有形文化遺産、無形文化遺産など文化遺産を包括的に規定していた文化遺産保護法を改正し、無形条約に対応するために新たに2015年に無形振興法を別個に制定しており、「総合的立法形式」から「単行的立法形式」に変更されている。立法形式については、立法目的が適切に実現できる形式になっているかを個別に検討する必要がある、「単行的立法形式」であるから一義的に不適切であると論ずることは難しいと考える²⁵⁹。ただ、周が指摘するように「他の法規が対象とする領域と齟齬を生じる」問題はおこりうると考えられる。

3. 代表的伝承人の認定制度について

²⁵⁹ 大島(2007, p.92)によれば、我が国の文化財保護法の制定過程で、1949(昭和24)年11月28日衆議院文部委員会に「無形文化財保護に関しては有形文化財と同一機構内で取り扱うことはむりがあるから、別法を設けること」との請願が提出された。

周(2012、p. 52)は、代表的传承人認定制度の方向性は間違っていないが、全ての無形文化遺産、特に「民俗」等の無形文化遺産の传承人を認定する妥当性を慎重に検討する必要があると述べている。「民俗」等は地域社会あるいは共同体グループによって集団的に伝承されるものであり、個人(自然人)を限定して認定することは新たな問題を引き起こしかねないと指摘している。

無形文化遺産法では、文化遺産の分布が比較的集中する地域に対して「特定地域の特別保護計画制定」(26条)制度があるが、周(2012、p. 53)は「伝承者団体の認定を新設するなど、非物質文化遺産(無形文化遺産)の異なる形態や種類に応じた多様な传承人を認定する制度づくりが、今後の『非物質文化遺産法(無形文化遺産法)』の改訂作業で要点となる。」と述べている。

周(2012、p. 52)は、比較対象として、日本の文化財保護法による保持者認定は、「重要無形文化財」と「選定の文化財保存技術」の「芸能」・「技」の堪能者に限られており、伝統的祭祀などの年中行事、民俗活動、習俗などの「無形民俗文化財」は、個人の「芸能」や「技」と関連性が低く、それらは集団・地域の伝統知識や習わしが蓄積された結果であり、保持者と保持団体を認定しないことを指摘している。

我が国の場合、「重要無形民俗文化財」を指定するに際し、文化財保護法上では保持者・保持団体の認定制度はないが、行政上の措置として保護団体が認定されているところである。

筆者が注目する点は、無形文化遺産法第29条の規定である。すなわち、同規定においては、国务院の文化主管部門等は、公布した無形文化遺産の代表的項目に対して「代表的传承人を認定することができる」と規定しており、代表的传承人認定を必須にしていない。この点が無形文化遺産の性格による柔軟性を意味しているのか、あるいは適当な代表的传承人不在である可能性を踏まえた柔軟性を意味しているのかは不明であるが、中国の無形文化遺産法の規定は、韓国の「アリラン」と「キムチ」のような問題に対応できる柔軟性を有していると評価することができる。

4. 「無形文化遺産」の定義について

周(2014、p. 171)は、無形文化遺産法第2条の「無形文化遺産」の定義について、無形条約などの国際法における「無形文化遺産」に関する言説や定義を大いに吸収したものであると述べる一方、「国家級無形文化遺産の代表的項目リスト」では、民間文学、伝統音楽、伝統、舞踊伝統演劇、芸能、伝統体育と遊芸及び競技、伝統美術、伝統工芸技術、伝統医薬、民俗の10分類を採用し、無形条約の理念を「中国化」させたと述べている。

無形条約の理念の「中国化」については、以下の点も指摘することができる

る。

- ①無形条約では「コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」であるのに対し、無形文化遺産法では「各民族の人民が代々伝承し、またその文化遺産の構成部分と認める」と規定し、民族性が強調されていること
- ②無形条約では分野の例示が「自然及び万物に関する知識及び慣習」とあるのに対し、無形文化遺産法では「伝統的な医薬と暦法」と範囲が限定されているように解せられること

以上のように「中国化」されている点はあるが、世代間の伝承、各民族の人民というコミュニティの文化遺産の一部として認められることなど、基本要素については、無形条約の定義規定を踏まえていると評価することができる。

東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護に関する考察を述べた白(2014、p. 15)は、「日本では、無形文化遺産にあたるものとして、無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術と3つの分野が、ユネスコの無形文化遺産保護条約第2条で定義された5つの分野（口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀礼及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術）と同じ内容を示している。」と指摘している。

しかしこの点については、無形条約第2条に定義する無形文化遺産の方が、文化財保護法に規定する無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術より、広い範囲を含んでいるとの指摘²⁶⁰がある。また第3章で分析したように、文化財保護法に規定する3つの分野が、無形条約の無形文化遺産に十分対応できているかについては、課題もみられるところである。

第4節 フィンランドにおける無形文化遺産保護

第1款 はじめに

フィンランド基本法第95条第1項は、「条約その他の国際義務の規律であって、立法の領域に属するものは、法律により施行される。その他の国際義務は、命令により施行される。²⁶¹」と規定しており、フィンランドは条約の国内的効力の確保にあたり、変型方式を採用している。

フィンランドは、2013年に無形条約を批准するにあたり、「無形文化遺産保

²⁶⁰ 七海(2012), p.74

²⁶¹ 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2015、p.41)

(https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

護条約の施行に関するフィンランド政府法令²⁶²」(以下「フィンランド施行法令」という)を制定しており、以下その内容について述べる。

第2款 フィンランド施行法令の概要

フィンランド施行法令は、同法令に無形条約全文を掲げる方法をとっている。条文は以下の3条文であり、これらの条文の後に無形条約全文を掲げている。同施行法令により無形条約が国内法としての効力をもつことになる。

第1条 無形条約は、同意された通り、2013年5月21日に発効する。

無形条約は、2012年12月4日に議会により、また2013年2月15日に大統領により、それぞれ承認された。

第2条 無形条約の規定は、法律としての効力をもつ。

第3条 本法規は、2013年5月21日に発効する。

オーランド県議会は同県において本実施法令が発効することを承認した。

ヘルシンキ、2013年5月16日

無形条約全文

第3款 無形文化遺産に関する他の法律及び施策

1. フィンランドでは、2019年に「地方政府における文化活動法²⁶³」が制定された。同法では、地方政府の役割として、文化遺産の保存活用を促進することが規定されている。2018年に政府から議会に対して同法に関する提案²⁶⁴が提出されているが、同提案の中で、文化遺産には有形文化遺産と無形文化遺産の双方を含むとした上で、無形文化遺産について次のように述べ、広い分野を含んでいる。

²⁶² ‘The Finnish Government’s decree on the implementation of the Convention for the safeguarding of intangible cultural heritage’

(<https://www.finlex.fi/fi/sopimukset/sopsteksti/2013/20130047>)

²⁶³ ‘Act on Cultural Activities in Local Government (166/2019)’

(<https://finlex.fi/fi/laki/kaannokset/2019/en20190166.pdf>)

²⁶⁴ ‘Government proposal HE 195/2018 vp’

(https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/KasittelytiedotValtiopaivaasia/Sivut/HE_195+2018.aspx)

「無形文化遺産は、知識、技能及び慣習だけでなく、口承伝統、芸能及び風習文化を含み、またそれらだけに限定されない。」

2. フィンランドにおける無形条約の担当機関は、フィンランド遺産庁(Finnish Heritage Agency)である。国立古美術委員会(National Board of Antiquities)が2015年に策定した「ユネスコ無形遺産保護条約全国施行計画²⁶⁵」を踏まえ、同遺産庁は、無形条約実施のための行動計画を策定している。最新の行動計画は、「無形文化遺産行動計画2019-2022²⁶⁶」である。同行動計画の特徴は目録が2段階制であることである。第1段階は、2016年に設けられた「生きている遺産のウィキ目録」(Wiki-inventory for Living Heritage)であり、デジタル上で運営される。コミュニティや集団が自らの無形文化遺産を登録できる制度であり、2020年2月時点で240コミュニティから175を超える案件が登録されている。第2段階は国の目録(National Inventory)で、ウィキ目録に登録されている案件から2年ごとに更新される。国の目録への登録は遺産庁の提案を受けて教育文化省が決定する。2017年及び2019年の登録の結果、64案件が登録されており、この国の目録から、無形条約に規定する代表一覧表²⁶⁷に申請される。

第4款 考察

フィンランドは、条約の国内的効力の確保に関し、我が国とは異なる変型方式を取っている。無形条約の批准に当たっては、無形条約全文を掲載する施行法令を制定し、具体的な施策の実施に関しては、施行計画及び行動計画を策定している。無形条約をめぐる条文解釈の進展や国際的な動向にも柔軟に対応できる体制になっているのではないかと考えられる。

第5節 先行研究

第1款 Åbele(2020)論文²⁶⁸

²⁶⁵ “UNESCO Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage- Plan for national implementation” (<https://www.aineetonkulttuuriperinto.fi/assets/national-plan-2015.pdf>)

²⁶⁶ “Action Plan for Intangible Cultural Heritage for 2019-2022” (https://www.aineetonkulttuuriperinto.fi/assets/Toimenpideohjelma_EN.pdf)

²⁶⁷ 2020年12月にフィンランドから初めて「フィンランド式サウナの伝統」が代表一覧表に記載された。

²⁶⁸ Åbele, L. (2020) “Translating the 2003 Convention into national laws”, in Cornu, M. et

1. はじめに

本先行研究は、中国無形文化遺産法(以下本節において「中国法」という)、スペイン無形文化遺産保護法²⁶⁹(以下「スペイン法」という)、ラトビア無形文化遺産法²⁷⁰(以下「ラトビア法」という)及びマダガスカル無形文化遺産保護法²⁷¹(以下「マダガスカル法」という)の4か国²⁷²の国内法について、無形条約を実施するための法的整備に関し比較研究を行ったものである。比較研究項目は、①無形文化遺産の定義、②コミュニティ、集団及び個人の役割、③制度的枠組みと保護手段、④目録と記載申請、の4項目である。本款においては、本論文の研究テーマに関係の深い①無形文化遺産の定義、及び②コミュニティ、集団及び個人の役割、の2項目について、本先行研究の内容について述べる。

2. 無形文化遺産の定義

(1) 4か国とも無形条約の定義方法、すなわち①無形文化遺産の定性的な内容を規定(第2条第1項)、②分野を列挙(第2条第2項)、の二つ部分により定義する方法を踏襲している。スペイン法、中国法及びマダガスカル法については、以下のとおり、それぞれの国の特徴を踏まえた分野を追加している。

- i スペイン法²⁷³地域の地理的呼称を明確化する伝統的な地名、食文化、自然景観の様々な利用

el.(ed.) *Intangible Cultural Heritage Under National and International Law: Going Beyond the 2003 UNESCO Convention*, Cheltenham/Northampton: Edward Elgar, Chapter 9, pp.134-143

²⁶⁹ Ley 10/2015, de 26 de mayo, para la salvaguardia del Patrimonio Cultural Inmaterial (<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2015-5794>)

²⁷⁰ Intangible Cultural Heritage Law of Latvia (<https://likumi.lv/ta/en/id/285526-intangible-cultural-heritage-law>)

²⁷¹ LOI No.2013-017 Relative à la Sauvegarde du Patrimoine Immateriel National (<https://www.assemblee-nationale.mg/wp-content/uploads/2020/11/LOI-N%C2%B0-2013-017-sauvegarde-du-patrimoine-.pdf>)

²⁷² これらの4か国を選定した理由について、Åbele は、Cornu(仏)と Vaivade(ラトビア)の指導の下で、2014年から無形文化遺産と法に関し実施されたオスモースプログラム(Osmose programme)の中で参加者から報告があった国内法のうち、無形文化遺産を文化遺産の一側面としてのみ扱っている、若しくは全く扱っていないものを除いて選定したと述べている。

²⁷³ 第2条(無形文化遺産の概念)

ii 中国法²⁷⁴：書道、音楽、舞踊、劇曲、雑技

iii マダガスカル法²⁷⁵：口承表現に加え、書面や身振り表現

(2) 無形条約第2条第1項の定義では「(慣習、描写、表現、知識及び技術並びに) それらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間」も無形文化遺産の定義に含まれる。中国法²⁷⁶、ラトビア法²⁷⁷及びマダガスカル法については、無形条約と同様の規定である。

スペイン法の定義規定(第2条)ではこれらの有形物に言及していないが、①都市計画上、無形文化遺産に関連する動産及び不動産を保護すること(第4条)、②無形文化遺産に関連する有形遺産の輸出を禁止すること(第5条)、の規定を定めている。

また中国法では、文化主管部門等が調査の際に入手した無形文化遺産に関連する実物資料についての保護規定(第12条及び第17条)を定めている。

マダガスカル法第11条では、無形文化遺産に関連する神聖な場所や文化的空間の移転又は不正利用を禁じている。さらに無形文化遺産に関連する有形資

コミュニティ、集団及び場合によっては個人がその文化遺産の不可欠な部分として認識する慣習、描写、表現、知識及び技術であって、特に、(a)口承による伝統及び表現(言語様式、特に無形文化遺産の伝達手段としての言語様式並びに地域の地理的呼称を明確化する伝統的な地名を含む)、(b)芸能、(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d)自然及び万物に関する知識及び利用、(e)伝統工芸技術、(f)美食、料理及び食品、(g)自然景観の利用、(h)集団的な社会化・組織化、(i)音の表現、音楽及び伝統舞踊

²⁷⁴ 第4章第3節第3款 pp.132-133 参照。医薬と暦法も特徴ある分野である。

²⁷⁵ 第1条 無形文化遺産とは、集団及びコミュニティが自己の文化遺産の一部として認め、またそれらに同一性と特色を認識させ、世代から世代へ伝承されるものをいう。

第2条 無形文化遺産は次の分野を含む。

- 一 伝統、風俗、慣習、風習。一口承、書面あるいは身振りによる表現(言語、口承文学、舞踊)。
- 一 社会的慣習(集団及び個人の社会的、精神的、肉体的行動を規定する生涯及び社会の概念)。
- 一 自然及び万物に関する知識及び慣習(信条、哲学、天文学、伝統医療)。
- 一 伝統工芸技術。

²⁷⁶ 第4章第3節第3款 p.132 参照。中国法では「実物と場所」と規定している。

²⁷⁷ 第1条 無形文化遺産とは、ラトビアの文化的伝統を代表し、世代から世代へ伝承された知識、技術、価値及び行動様式から構成され、周囲の環境により規定され、歴史、自然及び創造性との相互作用により発展したラトビアの文化遺産の一部を言う。無形文化遺産には、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式、祭礼行事、自然及び万物に関する知識、伝統工芸技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間を含む。

産の所有者又は遺産コミュニティがそれらの有形資産から利益を得る権利を定めている。

3. コミュニティ、集団及び個人の役割

(1) 4か国とも、コミュニティが自らの無形文化遺産を特定するとの無形条約の原則に従った国内法を定めているが、規定内容は異なっている。

スペイン法、ラトビア法及びマダガスカル法は概ね無形条約の定義に従い、特にスペイン法は無形文化遺産に関する第2条で「コミュニティ、集団及び場合によっては個人」と無形条約の文言を使用している。またラトビア法は4か国の中で唯一「コミュニティ」の定義を定めている。すなわち第1条第1項において「コミュニティは、共通の同一性の認識によって特徴づけられ、無形文化遺産によって統合され、さらに無形文化遺産を保護し将来世代に伝承することに共通の関心を有する個人の集団」と規定している。また無形文化遺産に関するマダガスカル法第1条は、個人に言及せずに集団及びコミュニティのみ規定している。

これらに対し中国法は異なっている。中国法制度及び行政制度においては、「少数民族集団」概念以外の「コミュニティ」概念は存在しないため、無形文化遺産に関する第2条²⁷⁸において、「コミュニティ」概念を避け、「無形文化遺産とは、各民族の人民が代々伝承してきた各種伝統文化の表現形式をいう」と規定している。さらに政府機関に加えて「公民、法人及びその他の組織」が、第9条(保護業務への参与に関する規定)及び第14条(無形文化遺産の調査に関する規定)に引用されている。

(2) 無形文化遺産の保有者コミュニティ(中国法では「公民、法人及びその他の組織」)に明確に与えられている役割の範囲については、各国により違いがある。

中国法では、公的機関等以外が主体となっている規定は、全体45条のうちわずか7条しかない。すなわち、第9条(保護業務への参与に関する規定)、第14条(無形文化遺産の調査に関する規定)、第15条(外国の組織・個人の調査に関する規定)、第20条(国家級無形文化遺産の代表的項目一覧表への提案に関する規定)、第31条(代表的伝承人に関する規定)、第36条(無形文化遺産の展示等に関する規定)、第41条(外国の組織・個人の違法所得・調査に関する規定)の7条である。中国法では、公的機関とともに集団のみが遺産保有

²⁷⁸ 第4章第3節第3款 p.132 参照

者と認識され、個人は無形文化遺産の各案件の「伝承者²⁷⁹」としての役割を付与されている。

また中国法では、第 3 条で国の無形文化遺産保護義務を規定し、第 9 条で「国は、公民、法人及びその他の組織が無形文化遺産の保護業務に参加することを激励、奨励する」と規定している。しかしながら、公民、法人及びその他の機関は、公的機関に付与された義務に比較すると二次的な役割を持つにすぎない。例えば、無形文化遺産の調査は公的機関の役割である(第 11 条)。公民、法人及びその他の機関は、法の定める条件に従い無形文化遺産分野の調査ができる(第 14 条)が、遺産保有者は調査に同意しない権利を有し、また調査の間、保有者の権益を尊重するよう主張する権利を有する(第 16 条)。

コミュニティの権利・義務については、ラトビア法第 8 条が「無形文化遺産の保護へのコミュニティの参加」を規定しており、最も明確に定めているように思われる。また同条第 3 項では、他の人々によって実施される保護手段に参加を拒否する権利をコミュニティに付与している。さらに、第 4 条(国の目録作成に関する規定)、第 5 条(無形条約に基づく代表一覧表に関する規定)、第 9 条(無形文化遺産保護計画及び予算に関する規定)及び第 11 条(無形文化遺産審議会に関する規定)の規定に関して、コミュニティに権限を付与している。

スペイン法では、第 3 条に規定する無形文化遺産の保護に関する一般原則の規定において、コミュニティの役割を規定している。

マダガスカル法は、第 13 条で「各市民及び遺産保有コミュニティは、保有する無形文化遺産の保護を確保しなければならない」と規定し、さらに目録作成へのコミュニティの協力の役割(第 8 条)を規定している。また同法は、無形文化遺産に関連する有形物に関する所有者又はコミュニティの享有及び責任を規定(第 11 条(c))し、事前同意なしに商業利用した場合の制裁規定(第 16 条)を定めている。

(3)4 か国ともそれぞれの法の目的に従って、異なる形で個人又は法人の権利の実施問題に対応している。スペイン法とラトビア法は、制度的及び組織的な保護制度の発展を目指していることが明確である。スペイン法は、個人、集団及びコミュニティの権利義務に明確には触れていない。

ラトビア法は、実質的な権利は規定しないが、無形文化遺産保護に関するコミュニティの重要な役割を認識している。第 8 条第 2 項でコミュニティの権利の範囲を次のように規定している。

²⁷⁹ 第 4 章第 3 節第 3 款 p.135 参照

- ①無形文化遺産を利用し伝承する権利
- ②無形文化遺産を命名する権利
- ③無形文化遺産が経済活動等で利用される場合に名前を表示される権利
- ④無形文化遺産に関する情報についての権利

マダガスカル法及び中国法²⁸⁰も無形文化遺産が不正利用又は侵害された場合に様々な制裁措置を課することにより、必要な行為あるいは禁止行為を明確にしている。

(4)4 か国とも主として公的機関の活動に焦点を当てているが、無形文化遺産の保護義務と引き換えにコミュニティに対する支援制度を用意している。

ラトビア法は、第10条で無形文化遺産の保護プロジェクトに対する公的資金制度を規定している。また中国法²⁸¹は、第37条で団体組織が適切に無形文化遺産の代表的項目を利用する場合、法により国が規定した税金の優遇措置を受ける権利を規定している。

第2款 Petrillo(2019)論文²⁸²

1. はじめに

本先行研究は、ブラジル、メキシコ、日本、韓国、ヨルダン、ブルキナファソ、イタリア、スペイン及びキプロスの9か国²⁸³を選定し、無形条約制定前後の各国国内法の状況及び各国国内法における無形文化遺産の定義に関し、比較研究を行っている。以下、これらの内容について述べる。

²⁸⁰ 第4章第3節第3款 p.136 参照。

²⁸¹ 第4章第3節第3款 p.136 参照。

²⁸² Petrillo(2019) “Intangible Cultural Heritage and Comparative Law. Towards a Global Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage”, in Petrillo, P. L. (ed), *The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage, A Comparative Perspective*, Switzerland, Springer, pp.231-263

²⁸³ Petrillo(2019, pp.232-233)は、9か国の選定理由として2点あげている。第1に民主主義制度をとっている、若しくは民主主義の原則、権利及び基本的自由の中で文化主体が認められ保護されているという点である。第2に無形条約の制定に最も影響を与え、若しくは同条約の実施に当たり影響を与えているという点である。これらのことを踏まえ、アメリカ地域からブラジルとメキシコ、アジア地域から日本と韓国、中東及びアフリカ地域からヨルダンとブルキナファソ、欧州地域からイタリア、スペイン及びキプロス、をそれぞれ選定したと述べている。

2. 無形条約制定(2003年)前の各国の状況

無形条約制定前には、文化遺産の無形の側面の保護を対象とした国際法が存在せず、専ら各国の国内法で対応しており、各国の対応は以下の3つのタイプに分類できる。

①無形文化遺産を対象とした国内法を有する「強い規定」のタイプ

日本(1950年²⁸⁴)、韓国(1962年²⁸⁵)

②制度的な規定を有さずに、無形文化遺産の個別の側面を対象にした規定を有する「ソフトな規定」のタイプ

スペイン(1985年)、ブラジル(2000年)、メキシコ(2001年)

③無形文化遺産に関する「規定を有しない」タイプ

イタリア、ヨルダン、キプロス、ブルキナファソ

3. 無形条約批准後の各国の状況

無形条約批准に伴い、各国の対応状況は以下の3つのタイプに分類できる。

①「強い規定」のタイプ

i 日本(2004年批准)(1950年及び2004年²⁸⁶)

ii 韓国(2005年批准)(1962年及び2015年²⁸⁷)

iii ブラジル(2006年批准)(2000年及び2006年)

iv スペイン(2006年批准)(1985年及び2015年)

v メキシコ(2005年批准)(2017年)

②「ソフトな規定」のタイプ

i ブルキナファソ(2006年批准)(2007年)

²⁸⁴ カッコ内は、各国国内法の制定年。以下同じ。Petrillo(2019)による。

²⁸⁵ 第4章第2節第2款 pp.118-119 参照

²⁸⁶ 「民俗技術」を無形民俗文化財の一分野として追加した2004年文化財保護法改正を指すと考えられ、Petrillo(2019、p.240)は、よりユネスコの規定に適合性のあるように改正したと述べている。但し、同改正が無形条約対応を目的としたとの明確な文書は見当たらない。例えば『第1回無形民俗文化財研究協議会報告書—民俗技術の保護をめぐる—』(2007)の「総合討議」(p.60)において、「今回の民俗技術に関しての法改正というのは、どこかからの要請があったのかどうか。あるいは、文化庁内部で議論を進めていったものなのか、ということですか。」との質問に対し、大島暁雄(東京文化財研究所客員研究員)は「具体的な、外部的な圧力団体の存在はありません。ただし、こういう法律改正のような問題というのは、総体的な情勢が盛り上がった形で出てきたのだというふうに考えていただければ良いのではないのでしょうか。」と答えている。

²⁸⁷ 第4章第2節第3款 pp.120-124 参照。

- ③「規定を有しない」タイプ
 - i イタリア(2007年批准)
 - ii キプロス(2006年批准)
 - iii ヨルダン(2006年批准)

4. 各国国内法における無形文化遺産の定義

Petrillo(2019, pp. 249-261)は、各国国内法等における「無形文化遺産」の定義規定を以下のとおり整理している。

①ブラジル(2000年8月4日付大統領令第3551号)

「無形文化遺産」は、「様々な社会集団の一部であり、かつ実行する集団にとって同一性として特徴づけられる、知識、工芸、行事、儀式、芸術的・遊戯的表現」として定義される。

②メキシコ(2017年6月、文化及び文化権に関する一般法第3項)

「文化的表現(cultural manifestations)」とは、「歴史的に存在する過去及び現在の無形及び有形の要素、芸術、伝統、慣習及び知識であって、集団、人々及びコミュニティに同一性を与え、人々が個人若しくは集団で、その同一性、編成、完全性及び文化的尊厳の点において価値と意味に関し彼ら自身のもものと認識しうるもの」をいう。

③日本(文化財保護法(1950年、1975年改正))

「無形文化遺産」は以下の三類型から構成される。

- i 重要無形文化財：専門家としての保持者、高度に洗練されたわざ、「重要性」による価値判断
- ii 重要無形民俗文化財：コミュニティが基盤、人々の生活の様々な側面の表現、「重要性」による価値判断
- iii 選定保存技術：有形・無形文化財保存のための技術・技能、「不可欠性」による価値判断

④韓国(1962年、2015年無形振興法)

「無形文化遺産」は、「多世代にわたり伝承されてきた無形文化遺産の中で、以下の項目のいずれかに該当するもの²⁸⁸

- (a) 伝統的な演劇及び美術
- (b) 美術工芸等に関する伝統的技能
- (c) 韓国の医療、農業、漁業等に関する伝統的知識
- (d) 口承伝承及び表現
- (e) 衣食住等に関する伝統的な生活形式

²⁸⁸ 第4章第2節第3款 p.121 参照。

- (f) 民間信仰などの社会的儀礼
- (g) 伝統的遊戯、祝祭、工芸及び武術
- ⑤ブルキナファソ(2007年11月13日付文化遺産保護法)
無形文化遺産法は、無形条約に規定する無形文化遺産の定義に従う。
- ⑥キプロス(法律なし)
キプロス国無形文化遺産目録は、無形条約の定義規定を採用。
- ⑦スペイン(2015年法律第10号)
国の法律では、無形条約の定義を反映。各州法では独自の内容も規定。
- ⑧イタリア(2014年法律第42号(文化財及び文化的景観法)第7条の2)
ユネスコ無形条約及び文化的多様性条約によって考案された集団的な文化同一性の表現は、有形の要素で表現される場合は、本法の定めるところによる。
- ⑨ヨルダン
法的な定義なし

第3款 考察

1. Åbele(2020)論文及びPetrillo(2019)論文は、無形条約に対応した各国国内法について詳細に論じている。

「無形文化遺産」の定義に着目すると、我が国と韓国以外は、無形条約の批准後に国内法の整備が進められたため、その定義については、基本的に無形条約の定義規定を踏まえた規定内容になっている。この点は、無形条約批准後の2015年に新たに無形振興法を制定した韓国についても言える。このように無形条約の定義規定を踏まえて国内法の整備を行う場合には、無形条約と国内法との「ずれ」の問題は生じにくいと考えられる。これに対して、我が国文化財保護法のように、無形条約制定前に世界に先んじて無形文化遺産保護に関する規定を有している場合には、無形条約と国内法との「ずれ」の問題が起る可能性は高いと言える。

なお、世界遺産条約においては、第1条の「文化遺産」の定義において、「記念工作物」、「建造物群」及び「遺跡」のそれぞれについて詳細かつ具体的に定義しており明確である。また1992年に世界遺産条約の作業指針²⁸⁹第47項の改正により新たに「文化的景観」が導入された際には、我が国は2004年に文化財保護法を改正して新たに「文化的景観²⁹⁰」の類型を設けている。

²⁸⁹ The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention

²⁹⁰ 文化財保護法第2条第1項第5号「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国の生活又は生業の理解のため欠くことのできない

無形文化遺産の具体的な分野については、各国は多様で独自性のある分野を例示しており、我が国においても茶道、書道、華道をはじめとした分野を、無形文化遺産に分類することは当然考えられることである。

2. コミュニティの問題に関しては、スペイン法、ラトビア法及びマダガスカル法は、無形条約を踏まえた規定内容であるが、中国法では、一般的な「コミュニティ」の用語は使用されずに、「各民族の人民」の用語が使用されている。また公的機関の役割が大きく、個人又は集団の役割は限定的である。

我が国文化財保護体制では、無形条約制定前に法的整備が行われていたために「コミュニティ」又は「コミュニティ」類似の用語は規定せずに、保持者、保持団体、保護団体、保存団体などの用語が使用されている。特に「保持団体、保護団体、保存団体」が無形条約上の「コミュニティ」に相当すると解されており、改めて「コミュニティ」又は「コミュニティ」類似の用語を文化財保護法に規定する必要性はないものとする。

第6節 「無形文化遺産」の定義と「コミュニティ」に関する考察

1. はじめに

本章では無形条約に対応した外国法の比較研究に関し、特に韓国、中国及びフィンランドについては個別に取り上げて論じた。以下「無形文化遺産」の定義の問題と「コミュニティ」の問題を取り上げて論じる。

2. 「無形文化遺産」の定義

「無形文化遺産」の定義については、韓国の無形振興法(2015年)を含め各国の国内法においては、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義を踏まえた定義規定を定め、分野の例示に関しては、各国の独自性を踏まえた分野が例示されていることが明らかになった。

一方我が国においては、文化財保護法において、無形条約第2条のような定性的な内容及び分野の明示という2段階の規定方法ではなく、「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の三類型に分類した規定になっている。このため、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義と文化財保護法に規定する三類型との間に「ずれ」が生じ、「ずれ」を解消するために、立法措置又は適合解釈の必要性が生じる可能性があると考えられる。

2. 「コミュニティ」の問題

もの(以下『文化的景観』という。))」

(1) 本件については、まず韓国で起こった「アリラン」と「キムチ」の問題²⁹¹をとりあげたい。2011年当時、中国においてアリランが無形文化財に指定されたとの報道を受けて、韓国社会では「アリラン」と「キムチ」の世界無形遺産登録を先取することが大きな社会問題となった。しかしながら2011年当時の無形文化財指定制度は保有者の認定を義務化していたため、一般的に実践されており特定の個人・団体を関連スキルの保有者として認定できない「アリラン」と「キムチ」は、韓国の無形文化遺産目録に含めることができず、ひいてはユネスコへ申請できないという問題である。

この問題を回避するために、2015年に制定された韓国の無形振興法第17条では、「当該国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合は」保有者又は保有団体の認定を必要としないと規定している。

また中国の無形文化遺産法(2011年)第29条では、「無形文化遺産の代表的項目に対して、代表的伝承人を認定することができる」と規定し、代表的伝承人を認定しないことがあることを明確にしている。

これに対して、我が国の文化財保護法では、指定重要無形文化財及び登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定を義務付け(同法第71条及び第76条の7)、さらに選定保存技術の保持者又は保存団体の認定を義務付け(第147条)ている。また指定重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については保持者又は保持団体の認定は不要であるが、指定重要無形民俗文化財については、行政上の措置として保護団体が認定されている。韓国で起こった「アリラン」及び「キムチ」問題を踏まえると、保持者又は保持団体の義務付けの扱いについては、再考する余地があるように考える。

(2) 無形条約批准に際して無形文化遺産に関する法律を整備した国の多く(フィンランド、スペイン、ラトビア、マダガスカル)は、「コミュニティ」に関しては、無形条約の規定そのもの、あるいは基本的に無形条約の内容を踏まえた規定を定めている。このために、無形条約制定以前から無形文化遺産に関する法律を有し、無形条約との整合性を図るために検討が必要な我が国のような問題は生じないと考えられる。

²⁹¹ 丁(2013、pp.107-110)、Park(2019、pp.80-81)、第4章第2節第4款 pp.124-125 参照

第5章 無形文化遺産保護条約と国内法との抵触関係

第1節 国内法秩序における国際法

第1款 はじめに

国際法と国内法の関係については、19世紀末から20世紀前半にかけて一元論と二元論の論争が展開されたが、現在においては、国際法秩序における国内法と国内法秩序における国際法の2つの問題に分けて、それぞれの現実のあり方について説明されるのが一般的とされる²⁹²。本節においては本論文の研究テーマに関係する、我が国の国内法秩序における国際法に関して、学説及び判例について述べる。

国内法秩序における国際法については、①国際法の国内的効力の問題、すなわち国際法は国内でどのようにして法としての効力をもつのかという問題、②国際法の直接適用可能性あるいは国内適用可能性の問題、すなわち国際法は国内で直接適用されうるのか、最終的には国内裁判所が国際法を直接に適用して裁判を行うことができるのかという問題、③国際法の国内的秩序の問題、すなわち国際法は国内法の階層秩序の中でどこに位置づけられるのかという問題、これら3つの問題に分けて説明されるのが一般的である²⁹³ので、以下それぞれについて述べる。

第2款 国際法の国内的効力

1. 国際法（条約及び慣習国際法）は、国際法上の義務を履行するために国内的効力が確保される必要があるが、どのような方式によって国際法の国内的効力が確保されるかは、それぞれの国家がその国内法によって定める。すなわちどのような方式をとるかは各国に委ねられている。
2. 条約については、一般的受容の方式と変型の方式²⁹⁴があり、我が国は一般的受容の方式²⁹⁵を取っており、条約が国家の国内的手続きを経て公布・公表されると、条約そのものがその時点から国内的効力をもつとみなされる²⁹⁶。芦部

²⁹² 柳原(2019、pp.51-53)

²⁹³ 柳原(2019、p.56)、岩沢(2020、p.518)

²⁹⁴ 岩沢(2020、pp.520-522)は、①条約は批准、公布されれば自動的に国内的効力を得る自動的受容の体制、我が国はこの型に属する、②議会による条約の承認は法律の形式によって与えられる承認法受容の体制、③条約は個々に法律や命令により受容しなければならないとする個別的受容の体制、の三つの型に分けている。

²⁹⁵ 米国、中国など多くの国家で採用されている。(柳原(2019、p.56))

²⁹⁶ 高野(1960、p.160)は、条約の国内的効力は日本の憲法上セルフ・エキュゼキューティン

(2015、p. 385)は、憲法第 98 条第 2 項に関し、「過去における国際法の無視ないし違反という事態を繰り返さないよう、とくに遵守を強調し、正規に成立した条約は原則として特別の変型手続き(立法措置)を要せず、公布によってただちに国内法としての効力が認められる趣旨を明らかにしたものと解すべきである」と述べている。また、内閣法制局長官及び外務省国際法局長を務めた小松(2015、p. 273)は、「日本国憲法においては、『日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする』(第 98 条第 2 項)がこのような(明文の規定又は憲法運用上の慣行により、慣習国際法のみならず自国が締結した条約を、特段の変型のための措置なくして、一括して国内法秩序の中に受容してそのままのかたちで国内法上の効力を認めている)『一括的受容(incorporation)方式』を宣明した規定とされる。」と述べている。

3. 変型の方式は英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スカンジナビア諸国等で取られている²⁹⁷。変型の方式を取る国家においては、条約の内容を国内法の形式に変型する必要がある、①条約の内容に合わせるかたちで既存国内法を改正、②条約の内容を取り入れた新たな特別法の制定、③特別法の付則として条約本文を掲げる、などの方法があるとされる²⁹⁸。第 4 章第 4 節で述べたフィンランドは、③の方法の例である。
4. 慣習国際法については、どの国家においても、特段の国内的措置を取ることなく、あるいは憲法の明文の規定により、国内的な効力を認められている²⁹⁹。我が国では、慣習国際法は憲法第 98 条第 2 項を通じて国内に受容されると解釈されている³⁰⁰。

グな内容の条約について一般的に認められるべきものと述べている。また田畑(1994、p.169)も国際法の国内的効力が認められるためには、その内容がそのまま国内的に適用可能なものであることが必要であり、non-self-executing treaty の場合には国内法の制定が必要と述べている。この点に関し、岩沢(2020、pp.524-525)は、条約の「国内的効力」と「直接適用可能性(あるいは国内適用可能性)」は、はっきり区別される必要があると指摘している。

²⁹⁷ 岩沢(2020、p.521)

²⁹⁸ 柳原(2019、p.57)

²⁹⁹ 柳原(2019、p.57)、岩沢(2020、pp.519-520)、濱本(2011、p.396)

³⁰⁰ 岩沢(2020、p.520)、小松(2015、p.273)

第3款 国際法の直接適用可能性及び間接適用³⁰¹

1. 国際法の直接適用可能性

(1) 国際法が国内的に法としての効力をもつとしても、それ以上の措置なしに、国内において直接適用できるかという問題がある。すなわち、国内の国家機関と私人との関係や私人同士の関係を直接規律するものとして国際法を援用することができるのか、行政機関がみずからの行政措置の根拠として国際法を援用できるのか、あるいは国内裁判所は国際法を直接適用して裁判を行うことができるのか、という問題である³⁰²。

(2) 国際法の直接適用可能性の有無を判断する基準が問題であり、以下のような学説がある。

柳原(2019, p. 59)は、現在有力に主張されているのは、「条約規定の規範内容が明確であるかという点」であり、「明確性は、条約の規定の仕方、それぞれの国家の国内法制などにより、変化し得るものとみなされている。」と述べている。

岩沢(2020, pp. 527-530)は、まず直接適用可能性の検討は、文書全体と具体の規則の二段階で行うとする。すなわち第1に条約等の文書全体の直接適用可能性が当事国の意思等によって排除されていないかを検討し、第2に具体の規

³⁰¹ 松田(2020a, pp.215-218)は、日本の憲法秩序における国際規範は、従来の「直接適用」・「間接適用」二分論ではなく、①狭義の直接効果(direct effect)、②裁判規範としての効力、③説得的権威(persuasive authority)、という3種類の枠組みによって整理すべきと述べている。①狭義の直接効果は、私人が国際規範だけに基づいて具体的な給付請求を行う場合で主観的基準・客観的基準を満たす必要があること、②裁判規範としての効力は、国内法令や国家行為に対して国際規範への適合解釈義務を課し、適合解釈ができない場合、国内法令や国家行為は違法となること、③説得的権威は、国際規範が法的拘束力を持つ規範としてではなく、憲法や国内法令の解釈・適用の際に参照し、裁量的な適合解釈の根拠とすること、である。また松田(2020b, p.101)は、我が国では憲法第98条第2項を根拠として、すべての機関が権限を協働させて国際法の遵守義務を果たすという仕組みがとられていると指摘している。さらに松田(同, pp.111-113)は、「裁判規範性」について、①不作為請求(妨害排除請求等)の根拠とする、②国家の行為を違法と認定する根拠とする、③国内法令を国際法違反(不適合)と認定する根拠とする、④義務的な適合解釈の根拠とする、の4つの枠組みに整理したうえで、裁判所は法令が無効となる事態を避けるために適合解釈を試み、どうしても適合解釈による解決ができない場合には、国際法と国内法令とが不適合であることを明らかにすることが望ましいと述べている。

³⁰² 柳原(2019, p.58)

則が直接適用され得る性質のものかを検討する、としている。そして国際法は国内的効力を与えられたことに基づいて、原則として直接適用可能であると推定したうえで、直接適用可能性を排除する基準を検討すべきであるとする。直接適用可能性の基準は、主観的基準と客観的基準に分けて考察している。まず主観的基準として、当事国の意思は直接適用可能性を排除する基準としては意味をもつとし、さらに国際法の直接適用可能性を否定し、法律等によって実施されなければならないという意思表示などの国内立法者の意思も尊重される必要があるとする。また客観的基準としては、①明確性、②事項、及び③政治的紛争処理手続の3点を挙げる。①明確性については、規則内容の明確性並びに国際法の執行に必要な機関及び手続が定められている規則の完全性、の2点である。②事項については、憲法が特定の事項(財政や刑法など)について狭義の法律によって定めることを求めているときも、その事項を扱う国際法の直接適用可能性は排除される。③政治的紛争処理手続とは、紛争処理手続が政治的又は柔軟で、政治的考慮に基づいて紛争を收拾することを認めているときで、裁判所の判断ではなく国家の外交判断に依ることになる。

瀧本(2011, pp. 400-403)は、国内裁判所において国際法規範が直接適用されるための要件として、①当該国際法規範の明確性、②当該国際法規範の対象事項が司法機関の権限内にあること、③条約については直接適用に関する当事国の意思、の3点が挙げられることが多いと述べている。明確性を要件とする根拠は、権力分立(立法権の尊重)及び人権保障(適正手続)に求められる。

高田(2017, pp. 63-64)は、条約の直接適用可能性について、「日本では特に、条約規定の規範内容が明確であるかどうかが重要な判断要素であるとする見解が近時では有力になって」おり、「明確さの程度は、国内法制の状況、条約規定の適用形態、請求の文脈等に応じて変わりうる」と述べている。また直接適用が排除される場合として、「国内的な適用・執行のために必要な機関や手続が国内法上欠けている場合が考えられ(完全性)、刑罰規定など憲法上『法律』によるべきことが求められている場合にも直接適用は排除され」、また「条約が国家間の権利義務のみを定める場合にはその国内的な適用はそもそも考え難い」と述べている。

(3) 国際法の直接適用可能性の基準について検討した判例として、以下の判決がある。

①シベリア長期抑留補償請求事件(東京高判 1993年3月5日)³⁰³

³⁰³ 国際法判例百選初版9、判タ 811号 p.76

シベリア抑留者が、1949年ジュネーブ第3条約(捕虜待遇条約)66条及び68条が定める自国民捕虜補償原則あるいはこれと同趣旨の国際慣習法に基づいて、国に対して補償を請求した事案である。

同判決においては、自国民捕虜補償原則あるいはこれと同趣旨の国際慣習法が成立していると仮定した場合においても、国内的効力とは別に、国際法の直接適用可能性の有無を別途検討する必要があるとして、直接適用可能性の判断基準について検討を行った。

同判決では、「国内的効力が認められた国際法規(条約のほか、国際慣習法をも含む。)が国内において適用可能か否かの判断基準について」は、「条約締約国の具体的な意思如何が重要な要素となることはもとより、規定内容が明確でなければならない。」とする。さらに「直接個々の国民の権利・利益を規律する場合においても、すでに国内法として存在する規定を一部補充・変更したり、特則を設ける程度のものであればともかく、権利の発生、存続及び消滅に関する実体的要件や権利の行使等についての手続要件、更には国内における既存の各種の制度との整合性等細部にわたり詳密に規定されていない場合には、その国内適用可能性は否定せざるを得ないものというべきである。」と判示し、権利の内容及び手続に関する詳細な明確性を必要としている。

本件については、実体的要件と手続的要件につき明確性を欠くとして、自国民捕虜補償原則の直接適用可能性は否定された。

②ヘーグ陸戦条約第3条損害賠償請求事件(東京高判2002年3月27日)³⁰⁴

第二次世界大戦中に東南アジアで旧日本軍により捕虜収容所等に収容され、その際に強制労働、暴行等を受けたとして、英国人などがヘーグ陸戦条約第3条及び同条と同内容の国際慣習法に基づいて、日本国に対して損害賠償請求を求めた事案である。

直接適用可能性の問題については、「自動執行性(self-executing)を持つ条約か否か」の概念を用いて、条約の規定の内容がそのまま国内的に適用できる条約を、自動執行性を持つ条約と呼ぶことがあり、本判決では条約の自動執行性に関する判断基準を判示している。

同判決は、「我が国においては、条約は、一般に公布により何ら国内における立法等の受容行為を執ることなく当然に国内法的効力を生じ(憲法7条1号、98条2項)、これにより、我が国裁判所において国内法として適用されるのであり、この意味で条約にはいわゆる自動執行性があると解されている。」とした。

³⁰⁴ 国際法判例百選2版9、判時1802号p.76

しかし条約の自動執行性を認めるためには、「条約の基本的性格、我が国における司法と行政・立法との権力分立及び法的安定性等の観点に照らして、当該条約において規律される個人の権利義務の内容が条約の文言上明確に定められており、かつ条約の文言及び趣旨等から解釈して個人の権利義務を定めようという締約国の意思が確認できることが必要である」と判示し、権利義務の内容の明確性及び締約国の意思の2点を判断基準とした。

本件については、権利内容の明確性を欠き、個人の直接の権利を定める締約国の意思もなかったとして、条約の自動執行性³⁰⁵を認めなかった。

2. 国際法の間接適用

- (1) 直接適用可能性が認められない国際法についても、国内で裁判所や行政官が憲法を含む国内法の解釈基準として国際法を用いることがあり、国際法の間接適用と呼ばれる³⁰⁶。

³⁰⁵ 「自動執行性」の用語は多義的であり(柳原(2019、p.58))、洪(2011、p.23)は「自動執行性」の用語について、①規定の内容がそのまま国内的に適用できる条約、②裁判所が裁判規範として用いることができる条約、③条約の国内的効力を示す一般的な概念、の三つの使われ方があり、ヘーグ陸戦条約第3条損害賠償請求事件判決の場合、③の用法に近いと指摘し、条約の国内的効力の問題と自動執行性の問題とは異なる問題であり、明確に区別すべきであると述べている。また、小松(2015、p.287)は、「日本国政府は、条約の国内的实施には、通常は立法上の手当を必要とするが、条約の規定がそのままのかたちで国内的に適用し得る性質のものである例外的な場合、換言すれば、いわゆる現時点においては、『自動執行力のある条約(self-executing treaties)』については、当該条約の規定を直接国内的に実施できるという方針を取っている。」と述べている。さらに「実務の立場からせんじ詰めれば、『国内の裁判所が権利義務関係についての争いの裁定に当たって、裁判の準則として国内法を媒介することなく条約の規定に直接依拠することができるもの』を自動執行力のある条約として取り扱っている。」と述べている。「自動執行性」の用語については、自動執行性のある条約のみが国内的効力をもち、自動執行性のない条約は国内法によって実施されなければならないと国内効力をもたないとする判例・学説は少なくない(岩沢(2010、p.114))、さらに小松が述べるように日本国政府においても「自動執行力のある条約」の用語が用いられている。しかしながら「自動執行性」は直接適用可能性の意味だけでなく国内的効力の意味で使われることも多く、極めて紛らわしいと指摘されている(岩沢(2020、p.524))。このため、筆者としては多義性のある「自動執行性」の用語は使用せずに、「直接適用可能性」及び「国内的効力」の用語を使用するのが適切と考える。

³⁰⁶ 柳原(2019、p.59)、岩沢(2020、p.530)、濱本(2011、p.403)

岩沢(1985、pp. 333-334。2020、pp. 530-532) は、条約が国内法の解釈基準となる場合として二つの場合を区別して以下のように述べている。

第一は国内法が条約を国内的に実施するために制定されたものである場合で、この場合は、条約が国内法の解釈基準となることは当然である。第二は国内法が条約とは独立に制定されたものである場合である。国内法が条約より後法である場合は、立法者は国家の国際的な義務を尊重するつもりであったと推定することなどによって、条約が国内法の解釈基準となることが認められる。他方で国内法が条約より前法である場合は、立法者は国家の国際的義務を尊重するつもりであったという推定は用いることはできないが、国家が国際責任を負うことは避けることが望ましいため、条約が後法であっても、条約が国内法の解釈基準となることを認め、国内法を条約に適合するように解釈すべきである。

(2) 国際法の間接適用が行われた判例として、以下の判決がある。

①小樽入浴拒否事件(札幌地判 2002年11月11日)³⁰⁷

公衆浴場への外国人の入浴を禁止した措置について、公衆浴場経営会社及び小樽市に対して損害賠償請求を求めて訴えた事案である。

自由権規約(本判決では「国際人権B規約」)及び人種差別撤廃条約の私人間への直接適用については、「国内法としての効力を有するとしても、その規定内容からして、憲法と同様に、公権力と個人との間の関係を規律し、又は、国家の国際責任を規定するものであって、私人相互間の関係を直接規律するものではない」が、「私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限度を超えていると評価されるときは、私的自治に関する一般制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきである。そして、憲法14条1項、国際人権B規約及び人種差別撤廃条約は、前記のような私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。」として間接適用の立場を述べている。

さらに本件入浴拒否について、「外見が外国人にみえるという、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたる」とし、経営会社の不法行為の成立を認定した。なお、小樽市については、人種差別撤廃

³⁰⁷ 国際法判例百選2版51、判タ1150号p.185

条約に基づき人種差別を禁止し終了させる義務を負うものの、市民全体に対する政治的責務を負うにとどまり、また小樽市は本件入浴拒否などの解決に向けて様々な施策を行ってきたとして、不法行為の成立は否定された。

②受刑者接見妨害国家賠償請求事件(高松高判 1997 年 11 月 25 日)³⁰⁸

刑務所職員から暴行を受けたとして受刑者より国家賠償法に基づく請求事件の委任を受けた弁護士と受刑者との接見につき、刑務所長が接見を認めなかったこと、認めた場合も短時間であったことや刑務所職員の立会いを要求したことは違法であるとして、受刑者が国家賠償法に基づき訴えた事案である。

判決では、「B 規約(注：自由権規約)14 条 1 項は、その内容として訴訟における『武器の平等の原則』を保障し、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障していると解するのが相当であり、接見時間及び刑務官の立会いの拒否については一義的に明確とはいえないとしても、その趣旨を没却するような接見の制限が許されないことはもとより、監獄法及び同法施行規則の接見に関する条項については、右 B 規約 14 条 1 項の趣旨に則って解釈されなければならない。」と判示した。

本件については、刑務所長の措置について一部裁量権の行使を逸脱ないし乱用したものがあるとして国に慰謝料の支払いが命じられた。

第 4 款 国際法の国内的秩序

1. 国際法の国内的秩序

(1) 国内的効力をもつ国際法(条約と慣習国際法)が、国内法の秩序の中でどこに位置づけられるかという国際法の国内的秩序の問題があり、この序列は各国が国内法に基づいて自由に決定できる³⁰⁹。

(2) 我が国の場合、憲法第 98 条第 2 項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と国際法の誠実な遵守義務を規定している。さらに憲法第 73 条第 3 号で「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に国会の承認を経ることを必要とする。」

³⁰⁸ 国際法判例百選 2 版 50、判時 1653 号 p.117

³⁰⁹ 柳原(2019、pp.59-60)、岩沢(2020、p.532)

と国会承認が必要なことを規定している。これらのことにより国会承認条約については、法律よりも上位にあると解されている³¹⁰。

憲法第73条第3号に規定する国会承認が必要な条約の要件は、1974年の政府統一見解（いわゆる「大平三原則」、1974年2月20日衆議院外務委員会における大平正芳外務大臣答弁³¹¹）によれば、①法律事項を含む国際約束、②財政事項を含む国際約束、③我が国と相手国との間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に制定するという意味で政治的に重要な国際的約束であって、それゆえに発効のために批准が要件とされているもの、のいずれかを満たすことである³¹²。

同外務委員会において大平外務大臣答弁では行政取極にも触れており、すでに国会の承認を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束については、行政取極として、憲法第73条第2号にいう外交関係の処理の一環として行政府限りで締結し得るとしている³¹³。行政取極の国内的序列については、一般的には政府が発する命令（政令や内閣府令・省令など）と同じ序列にあるとみなされている³¹⁴。

- (3) 条約と憲法との関係については、第二次世界大戦直後、学説は憲法優位説と条約優位説とに分かれていたが、現在は、①条約締結手続が憲法改正手続よりも簡単であること、②憲法の規定の解釈上、条約も違憲審査の対象になり得ることなどを理由として、憲法優位説が支配的とされている³¹⁵。

³¹⁰ 柳原(2019、p.60)、岩沢(2020、p.541)

³¹¹ 第72回国会衆議院外務委員会議事録第5号 p.2

³¹² 山本(2010、p.78)、小林(2003、pp.83-84)

³¹³ 第72回国会衆議院外務委員会議事録第5号 p.2

³¹⁴ 柳原(2019、p.60)。但し、岩沢(2020、p.543)は、現行の法令の範囲内で政府が締結する行政取極や予算の範囲内で政府が締結する行政取極は、政府が発する命令と同列のものと同列のものとみなされるべきとしつつ、国会承認条約の授權に基づいて政府が締結し、条約の実施・運用の細則を定める行政取極は、その基礎をなす条約と同じ力（すなわち法律に優先する力）をもつと考えるに支えないと述べている。なお、1974年2月20日衆議院外務委員会の大平外務大臣答弁では、国会承認条約の締結に際して、あるいは国会の承認後において補足的に合意された当該条約の実施、運用あるいは細目に関する取極については、国会の外務委員会に資料を提出すると述べている。（第72回国会衆議院外務委員会議事録第5号 p.2）

³¹⁵ 柳原(2019、p.60)、岩沢(2020、pp.541-543)、高野(1960、pp.207-208)

また最高裁は、日米安保条約の合憲性が問題とされた砂川事件上告審判決（最判 1959 年 12 月 16 日）において、「(本件安保条約が)違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、従って一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委せられるべきものであると解するを相当とする。」と判示し、憲法優位説に立つことを明確にしたとされている³¹⁶。

政府は、条約によって区別する立場を示している³¹⁷。1959 年 11 月 17 日参議院予算委員会において、林修三法制局長官は、①外交官の治外法権のような確立された国際法規は、憲法がその法秩序として受け入れており、国際法秩序が優先する、②降伏文書や平和条約といった一国の安危にかかわるような問題に関する条約は、条約が憲法に優先する、③二国間の政治的、経済的な条約については、憲法が優先する、と述べている³¹⁸。

- (4) 慣習国際法の国内的秩序については、憲法第 98 条第 2 項を根拠として法律より優先すると考えられる。また憲法との関係については、憲法の方が優先すると考えられている³¹⁹。

岩沢(2020、p. 543)は、条約と憲法との関係につき憲法優位説を唱える人の中に、慣習国際法は憲法に優先すると主張する人があるが、「国際法上慣習国際法は条約と同列の法源であり、特別法優位又は後法優位の原則に従い、国は慣習国際法に反する条約を締結することを妨げられない。それなのになぜ国内において慣習国際法が条約に優先する力を認められるのか。」と述べ、すべての慣習国際法に憲法に優先する力を認めることは疑問であると述べている。ただし、「条約が逸脱することができない強行規範に対して、国際法だけでなく国内法においても条約より強い力を認めることは考えられないではない。」と述べている。また濱本(2011、p. 399)は、慣習国際法は一般に憲法に優位すると説く憲法学説も多いが、その根拠は示されておらず、法律に対する慣習国際法の優位も当然のように説かれることが多いが、より精緻な議論が求められると述べている。

³¹⁶ 柳原(2019、p.60)、岩沢(2020、p.543)、濱本(2011、p.392)

³¹⁷ 岩沢(2020、p.543)、濱本(2011、p.392)

³¹⁸ 第 33 回国会参議院予算委員会会議録第 4 号 pp.16-17

³¹⁹ 柳原(2019、pp.60-61)

筆者としては、「国際法上慣習国際法と条約が同列の法源」であることも踏まえ、基本的には憲法が慣習国際法に優先する力を持つと考える。

2. 国際法と国内法の抵触

(1) 憲法第98条第2項は、条約及び確立された国際法規の誠実遵守義務を規定している。岩沢(2010、pp. 110-111)は、「国際法は、内容に関しては国家を義務づけるが、その実施の方法に関しては国家の自由に委ねるのが普通である。国家は国際法を国内で実施する義務があるが、国際法は実施の方法を特定していない。」と記している。また柳井(1991、p. 103)は、条約の主流は、「当事国が条約の規定を自国内で実施する義務を条約上負っているが、その国内的实施の方法については、条約は何ら規定せず、各当事国に任せる条約」であるとし、国内的实施の方法について「立法措置によるか、行政措置によるか等国内措置の具体的内容にまでは立ち入らない」と記している。このように条約に規定する国内的实施の方法については、各国に任せられているが、各国には条約を誠実に遵守する義務があり、条約を完全に実現するために必要な措置は全て執ることが求められる³²⁰。

(2) 国際法は直接適用可能性が認められない場合であっても国内的効力を有する。すなわち国内法規と同じ意味で、国内として法として妥当しており、例えば国会承認条約の場合、憲法よりも下位にあるが法律よりも上位にあるとされている。このため条約と法律との間で優劣関係にあり、国際法と国内法との抵触の問題が生じる³²¹。ただ、条約を批准する際には、既存の国内法の調査を徹底的に行い、当該条約に違反するような国内法規がある場合には、事前にそれを改廃するのが一般的であるとされる³²²。

小松(2015、p. 274)は、「全く理論的にいえば、条約は締結により国内法上の効力を有するに至るのであるから、既存の法律の不十分さや既存の法律との矛盾は自動的に解消されるはずである。しかし、このような解決は、国民にとってわかりやすい国内法秩序の維持という観点から決して褒められるものではない。したがって、日本国政府は、いわゆる『国会承認条約』を締結する場合には、そのような条約の義務の履行のために必要な法律を手当てすることを原則とするという立法政策を採用しているのである。」と述べている。

³²⁰ 岩沢(1985、p.302)

³²¹ 柳原(2019、p. 61)

³²² 柳原(2019、pp. 61-62)

外務省条約局長(現在の国際法局長)であった柳井(1991、p. 94)は、政府内における具体的な進め方について、「交渉の対象となる条約等が関係国内法と整合するかどうか、当該条約を実施する際に国内法の改廃又は新規立法が必要かどうかという点についても、条約局において条約の規定に照らしての検討を行った上、関係法令の各主管官庁の関係部局と協議し、政府部内の意志統一を図っている」。そして「閣議決定に先立って内閣法制局において国内法令との整合性等が審査される」。また「国会承認条約の場合には、国会への承認案件提出の閣議決定に先立って内閣法制局が国内法改廃等の必要性を最終的に審査し、何らかの国内立法が必要な場合には、条約案件と同時又はそれ以前に関係法律案が提出される。」と述べている。

内閣法制局の審査について、松田(2020、pp. 177-178)は、「日本では国際約束の定立過程において内閣法制局による精密な事前審査が行われ、完全担保主義の考え方に基づいて実施立法が整備される」とした上で、内閣法制局による事前審査は、「事前審査という性質上、国際約束の義務内容が事後的に変化した場合に」及ばない、と述べている。さらに「国際約束に基づく義務のうち事後的に発展した部分については、内閣法制局の事前審査の対象とはならない。そうだとすれば、これらの国際義務については、憲法 98 条 2 項の誠実遵守義務は第一次的に裁判所に向かうことになり、内閣法制局の審査を受けた国際規範よりも慎重な審査が求められることになろう」と述べている。

- (3) 国際法と国内法との抵触の問題に関し、植木(2009、p91)は、「ある国の国内法上、仮にその国の締結した条約に法律に対する優位が求められたとしても、そのことが実質的に意味を持つのは、条約上の義務が当該締約国の国家管轄権に関して伝統的な裁量の範囲を実質的に制限する場合であることに留意する必要がある。条約上の義務に応じて、国内法、とりわけ法律との間で生じる抵触の形態や程度が実質的に大きく異なるからである。その意味でも、条約(あるいは国際法規範一般)について、その義務の類型化や義務内容の性格等の掘り下げた検討をさらに進めることが、国際法と国内法の関係、また国際法の国内的実施との関係で今後の大きな課題とされよう。」と述べている。
- (4) 国際法上の義務の国内的実現の観点から、高田(2017、p. 62)は、国際法上の義務を実施・方法の義務と結果の義務の二つに分類している。実施・方法の義務は、国内的な実施・方法につき特定する義務であり、一定の内容をそなえた国内法令を用意すべきこと(あるいはなくすこと)を求め、それに見合った国内法令がなければ新規に立法措置をとらざるをえないものである。これに対し結果の義務は、国際法上の伝統的なタイプの義務とされてきたものであり、

結果が達成されうると判断されればその実現手段の選択は国家の裁量に委ね、既存の国内法令の活用でも足りるものである。

さらに谷内(1991、p. 113)は、国際法の要求する効果を国内的にいかに関与するかという問題は、基本的には当該国家の自由な裁量に委ねられており、それは当該条約の国内実施に当たっての条約を含めた国内法の整理統合という立法技術上の妥当性の問題、一言で言えば国家の立法政策の問題であると述べている。

- (5) 条約と国内法とが抵触関係にあり、条約に反する国内法の適用を排除した裁判例としては、日韓漁業協定が領海法に優先するとしたテドン号事件³²³(松江地裁浜田支判 1997年8月15日、但し控訴審(広島高裁松江支部 1998年9月11日)³²⁴は条約違反がないとして地裁判決は覆された。)がある。

本件は、日本の新領海で漁業を行った韓国籍船長が、外国人漁業の規制に関する法律違反として起訴された事案である。一審判決(松江地裁浜田支判 1997年8月15日)は、条約や確立された国際法規は、その成立の時間的前後を問わず、常に法律に優先する効力を有するとした上で、領海法に基づく新領海については、日韓漁業協定に定める「漁業に関する水域」の範囲及び効力に変更を生じさせるものではなく、日本の取締り及び裁判管轄権はないとして公訴を棄却した。

これに対しては、控訴審(広島高裁松江支部 1998年9月11日)は、日韓漁業協定は公海だけに限定した取り決めであり領海を規制対象としたものではなく、同協定が日本の領海における主権の行使を制限する規定であると解することはできず、新領海における日本の取締り及び裁判管轄権の行使は、同協定により何ら制限されるものではないとして、原判決は破棄された。

第5款 国内法秩序における国際法に関する主な要点

本節においては、我が国の国内法秩序における国際法に関して、学説及び判例について述べてきた。主な要点を整理すると以下のとおりである。

- ① 我が国は国際法の国内的効力については一般的受容の方式を取っており、憲法第98条第2項に基づき、条約は国家の国内的手続きを経て公布・公表されると、条約そのものがその時点から国内的効力をもつとみなされる。
- ② 国際法がそれ以上の措置なしに国内において直接適用できるかという直接適用可能性の問題に関し、その判断基準について現在有力に主張されている見

³²³ 国際法判例百選初版 38、判時 1656号 p.59

³²⁴ 国際法判例百選初版 38、判時 1656号 p.56

解は、条約規定の規範内容が明確であるかという点であり、明確性は、条約の規定の仕方、それぞれの国家の国内法制などにより変化し得るものとみなされている。

③直接適用可能性が認められない国際法についても、国際法の間接適用として、国内で裁判所や行政庁が憲法を含む国内法の解釈基準として国際法を用いることがある。

④国内的効力を持つ国際法が、国内法の秩序の中でどこに位置づけられるかという国際法の国内的秩序については、各国が国内法に基づいて自由に決定できる。

我が国の場合、憲法第 98 条第 2 項及び同第 73 条第 3 号に規定に基づき、国会承認条約については、法律よりも上位にあると解されている。また憲法との関係については、憲法優位説が支配的である。

⑤国際法は直接適用可能性が認められない場合であっても国内的効力を有することから、国際法と国内法の抵触の問題が生じ得る。我が国政府においては、条約を批准する際には完全担保主義の考え方に基づいて、内閣法制局による事前審査により条約と国内法との整合性を確保している。

⑥しかしながら事前審査のため、条約の義務内容が事後的に変化した場合には及ばない。この場合、憲法第 98 条第 2 項に基づく国際法の誠実遵守義務の審査は裁判所が行うことになる。裁判所は司法府としての権限の範囲内で国内法に対する適合解釈義務を負い、適合解釈できない国内法は国際法に不適合と判断される。

⑦国際法上の義務については、実施・方法の義務と結果の義務の二つに分類される。実施・方法の義務は、一定の内容をそなえた国内法令を措置することが求められる。結果の義務については、結果が達成されるのであればその実現手段の選択は国家の裁量に委ねられ、既存の国内法令の活用でも足りる。

第 2 節 無形条約と国内法との抵触関係について

第 1 款 はじめに

2004(平成 16)年に我が国が無形条約を批准するに当たり、国会承認を得るための審議に備えて作成された外務省(2004, p. 60)において、無形条約が定める国内措置について、「我が国においては、文化財保護法及び文化芸術振興基本法³²⁵、独立行政法人文化財研究所法³²⁶、独立行政法人日本芸術文化振興会法により確保されているので、この条約の締結にあたっての新たな国内立法措置は必要とし

³²⁵ 現在は「文化芸術基本法」

³²⁶ 現在は「独立行政法人国立文化財機構法」

ない。」と記されている。

これまで我が国においては、無形条約に規定する「無形文化遺産」は、文化財保護法に規定する「無形の文化財」（「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の三類型）が該当すると解されてきた³²⁷。

しかしながら、第3章「条約に基づく代表一覧表記載案件の分析」において述べたように、代表一覧表記載案件 373 件について、文化財保護法にあてはめた場合にどの種類の文化財に該当しうるかとの「分野」の範囲、並びに「コミュニティ」の範囲について分析したところ、「分野」の範囲に関し従来文化財保護法の「無形の文化財」との関係が不明確であった「生活文化³²⁸」に分類される案件、国民全体等「コミュニティ」の範囲が広いために「無形の文化財」に該当しないと考えられる案件、「無形の文化財」に該当する可能性はあるがこれまでの国指定文化財には見られないような案件など、文化財保護法の「無形の文化財」では十分に包含しえないと考えられる「無形文化遺産」の案件が多く見られた。

このため、本節においては、無形条約と国内法との抵触関係について分析を行う。まずは、無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の「無形の文化財」の範囲の違いについて分析し、「無形文化遺産」の方が「無形の文化財」よりも対象とする範囲が広いことを明らかにする。さらに「無形文化遺産」の方が、範囲が広いことに起因する法的課題を分析するとともに、法的課題を解決するための方策を検討する³²⁹。

³²⁷ 外務省(2004、p.38)。Ubertazzi(2020、pp.79-80)は日本の文化財保護法では、「無形文化財」及び「民俗文化財」（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、これらに用いられる衣服具等）に分類されるとしている。

³²⁸ 企画調査会報告書（2021、p.9）は、「国においては、（茶道、華道、書道、食文化などの）生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。」と記している。同報告書を踏まえた文化財保護法の一部改正(2021(令和3)年法律第22号)により登録無形文化財制度等が創設され、登録無形文化財登録基準等において、生活文化関係が登録無形文化財の登録対象になることが明確化された。

³²⁹ 増沢(2010、p.218)は、国際環境条約の国内実施に関し、「既存法を国内実施法と位置付ける場合、既存国内法は国内環境保全等を目的として固有の問題認識や必要性に応じて制定されたものであるから『後から』登場した条約とその意図や規制の考え方が完全に一致するという事は期待しにくい。条約と国内実施法との間に目的のずれや視点の違いが存在する場合、国内法の運用過程において異なる視点間で摩擦が生じる、あるいは国内法の従来の解釈運用が条約の視点によって何らかの影響を受ける、といった可能性がある

第 2 款 無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の「無形の文化財」の範囲の違い

1. まず「無形文化遺産」の「分野」の範囲について検討する。

第 3 章「条約に基づく代表一覧表記載案件の分析」において分析したように、「無形文化遺産」は「生活文化」を含んでいるが、従来文化財保護法の「無形の文化財³³⁰」が「生活文化」を対象としているかどうか不明確であった。今後は、企画調査会報告書(2021、p. 9)が記しているように、生活分野の分野ごとに実態を調査し、登録無形文化財制度あるいは登録無形民俗文化財制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用に向けた検討、実施が進められることになる³³¹。

但し第 2 章第 1 節第 2 款で述べたように、無形文化財等に登録制度を設けた 2021 年文化財保護法改正³³²において、同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「無形文化財」の定義は改正されておらず、「生活文化」の用語については、登録無形文化財登録基準等(2021)³³³において初めて「生活文化(文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 12 条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。)」として規定されている。内田(1984a、pp. 151-152)が「保護法制定時における古典芸術保護の思想が、その後漸次修正されつつあるとはいえ、現在も依然として根強い。」と指摘している中で、文化財保護法上において「無形文化財」に「生活文化」が含まれることを明確化することなく、文部科学省告示段階で「生活文化」が「無形文化財」に含まれることを明確化することの妥当性については疑問が残る。

ように思われる。」と述べている。本論文も同様の問題意識に立っている。

³³⁰ 地域の食文化に関する案件として、「能登の揚げ浜式製塩の技術」が国指定無形民俗文化財、「四国山地の発酵茶の製造技術」、「南部の酒造習俗」及び「七尾の酒造習俗」がそれぞれ記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に指定されている例はある。

³³¹ 2021(令和 3)年 7 月 16 日文化審議会から「讃岐の醤油醸造技術」(香川県)及び「土佐節の製造技術」(高知県)の 2 件を登録無形民俗文化財に登録との答申が出された。また 2021(令和 3)年 10 月 15 日、文化審議会から「書道」(保持団体「日本書道文化協会」)及び「伝統的酒造り」(保持団体「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」)の 2 件を登録無形文化財に登録との答申が出された。

(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93480101.html)

³³² 文化財保護法の一部を改正する法律等について(令和 3 年)

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/93084801.html>)

³³³ 第 2 章第 1 節第 3 款参照

また代表一覧表記載案件のうち、「生活文化」に分類される20件以外の353件については、文化財保護法にあてはめた場合、「無形の文化財」の「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」のいずれかに分類できる可能性があるのではないかと考えられる。

しかしながら、「協同組合における共有利益を組織する理念と実践」(ドイツ、2016・12)、「雪崩のリスクマネジメント」(スイス、オーストリア、2018・3)、「グラス地方の香水に関するノウハウ：香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能」(フランス、2018・29)、「アルピニズム」(仏、伊、スイス、2019・4)のように、これまで国内で「重要無形民俗文化財」に指定等されている案件と比較すると、無形条約の「無形文化遺産」はより広い分野を包含しているのではないかと考えられる案件も見られる。文化財保護法に規定する「無形民俗文化財」は、特定地域で受け継がれてきた風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術を対象としているのに対し、無形条約で規定する「無形文化遺産」は、より広い地域で継承・展開されてきた活動をも対象とし、また世代間で伝承される中で現代的な知識・技術も取り入れた内容に変化しているものも対象としていると考えられる。

2. 次に「無形文化遺産」の「コミュニティ」の範囲について検討する。

第3章「条約に基づく代表一覧表記載案件の分析」において分析したように、文化財保護法においては、「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」のそれぞれについて、国指定等を行うに際し、行政上の措置も含め、保持者、保持団体、保護団体、保存団体を認定しており、文化財の保存・継承に直接かかわる人々を「コミュニティ」ととらえている。これに対し無形条約で規定する「無形文化遺産」については、特定の団体や地域等をコミュニティとする案件が多いものの、「当該国の国民全体」のようにコミュニティの範囲が広い案件も50件みられた。さらにコミュニティの範囲が広い案件の内訳をみると、「生活文化」に分類される案件のみならず、文化財保護法の「無形文化財」や「無形民俗文化財」に分類される案件も多く見られた。

3. 上記で述べたように、無形条約の「無形文化遺産」の定義は、文化財保護法の「無形の文化財」よりも、「分野」及び「コミュニティ」の両面において幅広い内容を含んでいると考えることができる。

次に無形条約の「無形文化遺産」の定義が文化財保護法の「無形の文化財」よりも幅広い内容を含んでいることにより、どのような法的課題を惹起するかについて検討を行う。

第3款 無形条約の「無形文化遺産」の定義が幅広いことに起因する法的課題

1. 無形条約は、締約国に対して第11条及び第12条により無形文化遺産の国内的保護について、次のような義務(shall)を課している。

①第11条(締約国の役割)

(a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。

(b) 自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、コミュニティ、集団及び関連のある民間団体の参加を得て行うこと。

②第12条(目録)

各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

2. 外務省(2004、p.120)は、第11条(a)の規定について、「何らかの保護措置を求めた総則規定であり、何が必要であるかについては各国の裁量に任されたものと解される。」としたうえで、「我が国は、既に主に以下の法的措置を必要なものとして位置づけ、無形文化遺産の保護体制を整備している。」と述べている。具体的な法的措置として挙げている内容は、①無形文化財関係(重要無形文化財指定、記録作成等)、②無形民俗文化財関係(重要無形民俗文化財指定、記録作成等)、③文化財の保存技術関係(選定保存技術の選定、記録作成等)である。

3. 2004(平成16)年に我が国が無形条約を批准した時点では、政府は無形条約の実施のために新たな立法措置を必要としないとの判断であった。しかし、無形条約の運用が進み、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義の範囲が、批准時点に考えられていた範囲よりも広いことが明らかになり、無形条約と文化財保護法等の国内法との間で保護対象の範囲に「ずれ」が生じていると考えられる。どのような保護措置をとるかについては、各国の裁量に任されていると解することができるが、そもそもどのような無形文化遺産を対象とするかについては、無形条約の規定を踏まえることが必要であり、無形条約の義務を完全に実現するためには、各国に裁量の余地があるとは考えられないのではないかと考える。

4. 無形条約は国会承認条約であることから、国内で法として妥当し、かつ国内法秩序として国内法よりも上位にあると解される。このため、無形条約と国内法との抵触の問題が生じると考えられる。

まず、無形条約の直接適用可能性について検討する。すなわち、私人が無形条約を根拠として、国に対して無形文化遺産Xの保護措置及び認定並びに目録への登録を求めて、裁判所に訴えを起こすことができるかという課題設定である。

国際法の直接適用可能性を判断する基準として現在有力に主張されている見解は、「条約規定の規範内容が明確であるかという点³³⁵」であり、第5章第1節第3款で述べたようにシベリア長期抑留補償事件(東京高判1993年3月5日)³³⁶の判例においては、権利の発生等に関する実体的要件、権利の行使等についての手続要件、国内における既存の各種の制度との整合性等細部にわたり詳密に規定されていないとして、その国内適用可能性は否定されている。これらのことを踏まえると、無形条約の規定は内容及び手続きのいずれも一般的・抽象的規定に過ぎず、直接適用可能性を認めることは困難である³³⁷と考

このため無形条約の直接適用可能性は認められないと考えられる。次に無形条約の間接適用の問題について検討を行う。

第4款 無形条約の間接適用

1. 無形条約の間接適用の問題について検討する³³⁸。すなわち裁判所や行政機関が、無形条約を、国内法、特に文化財保護法の適用に関する解釈基準として用

³³⁵ 柳原(2019、p.59)

³³⁶ 国際法判例百選初版9、判タ811号p.76

³³⁷ 2013(平成25)年に代表一覧表に登録された「和食:日本人の伝統的な食文化―正月を例として―」は、文化財保護法に基づく指定等がなされていない案件であるが、「日本再生の基本戦略」(2011(平成23)年12月24日閣議決定)において「我が国が誇るべき食文化について、理解の促進とその魅力向上を図り、日本文化の発信につなげるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を推進する。」と決定されたことを踏まえて、政府において手続きが進められた。上中(2019、p.13)はこの登録に関し「超法規的」と指摘している。政府部内においては閣議決定を踏まえ、文化審議会等での審議を経た適切な手続きが取られたが、国内法の法的整備の観点からは課題が残る案件と考えられる。

³³⁸ 無形条約が国内法令の適用に関する解釈基準として用いられている例は現時点ではないが、文化審議会における検討の中で、文化財と無形条約との関係に関して次のような例がみられる。まず「企画調査会の開催について」(2020(令和2)年10月16日文化審議会文化財分科会決定)では、「近年、書道、食文化等の生活文化をはじめとした様々な文化的所産については、文化財やユネスコ無形文化遺産としての位置付けに関する議論が寄せられており、こうした文化財としての価値付けの定まっていない分野等の文化的所産

いることの妥当性について、「分野」と「コミュニティ」のそれぞれについて検討する。松田(2020、p. 217)は、「(裁判所は)法令が無効となる事態を避けるために適合解釈を試み、どうしても適合解釈によっては解決できない場合、国際規範と国内法制度とが不適合(incompatible)であることを明らかにし、立法府・行政府に対応を求めるのが機関適性からみた望ましい権限配分のあり方」であると述べている。

本節においては、このような考え方を踏まえ、「無形の文化財」に関し規定している文化財保護法について、無形条約を解釈基準として用い、無形条約に適合するように解釈すること、すなわち適合解釈を試みるものである。

2. まず「分野」の問題について検討する。

(1) 最初に「生活文化」の問題について述べる。

文化芸術基本法においては、第 10 条(伝統芸能の継承及び発展)、第 11 条(芸能の振興)、第 12 条(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)、第 13 条(文化財等の保存及び活用)など各分野別に基本的施策を規定し、「生活文化」について独立した規定を設けている。第 12 条では「生活文化」を「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。」と定義している。

文化財保護法においては、第 2 条の定義規定において「無形文化財」は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と規定している。同規定に関しては、内田(1984a、p. 152)は「保護法制定時における古典芸術保護の思想が、その後漸次修正されつつあるとはいえ、現在でも依然として根強い」と指摘している。同規定では芸能の例示として「演劇及び音楽」のみを挙げ、また重要無形文化財の指定基準³³⁹においても芸能の例示として「音楽、舞踊、演劇」のみを挙げている。これらのことから、従来は「生活文化」と文化財保護法の「無形文化財」との関係については不明確であった。しかしながら内田(1984a、p. 151)が「芸能は、広義においては茶道、生花等を含むと解されているのである(広辞苑)。今日の一般国民の常識において、また国際的評価においても、茶道等は我が国の無形の文化

について、保存及び活用の在り方の検討が求められているところである。」と指摘されている。また企画調査会報告書(2021、p.5)は「書道や日本酒等については、登録制度の活用により、担い手や保護すべき対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。」と述べている。

³³⁹ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(1954(昭和 29)年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 55 号)

的所産のうち最も典型的なものの一とされているのであるから、これらのものが我が国の伝統的文化(遺産)の伝承を目的とする無形文化財保護法制の対象となりうるものであるかどうか検討されなければならない」と述べているように、「生活文化」の中には「無形文化財」に含まれるものがあると考えられる。この点については、登録無形文化財登録基準等(2021)において、「芸能関係」とは別の区分として「生活文化関係(保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化(文化芸術基本法(2001(平成13)年法律第148号)第12条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。))」が、登録無形文化財の登録対象に明記されたことによって、「生活文化」の中に「無形文化財」に含まれるものがあることが明確になった。

また「民俗文化財」は「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と定義している。「民俗文化財」のうち無形のもものが「無形民俗文化財」である。重要無形民俗文化財指定基準(1975(昭和50)年11月20日文化庁告示第156号)は、重要無形民俗文化財の指定に関し「風俗慣習」の一つとして、「由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」であって特に重要なものと「生活文化」の用語を用いて定めている。この具体例については、「民俗文化財のてびき」(1979、pp.14-15)は、衣食住関係、生産・生業関係、交通・運輸・通信関係、交易関係、社会生活関係、口頭伝承関係、信仰関係、民俗知識関係、民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好関係、人の一生関係、年中行事関係を挙げている。このように「無形民俗文化財」のうち特に「我が国民の基盤的な生活文化の特色を示す」「風俗慣習」は幅広い分野を含んでいる。これらの「生活文化」は、「無形民俗文化財」の「風俗慣習」の分野に分類できるものと考えられる。さらに登録無形民俗文化財登録基準(2021(令和3)年6月14日文化庁告示第91号)は、登録無形民俗文化財の登録基準として「保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち」、「基盤的な生活文化の特色を有するもの」と規定し、「生活文化」の用語を用いている。

このように、「生活文化」に関しては、文化芸術基本法第12条に規定する茶道、華道、書道などの「生活文化」のように「無形文化財」に包含される可能性があるもの、国民の基盤的な生活文化の特色を示すもののように「無形民俗文化財」に包含される可能性があるもの、がそれぞれありうることから、「生活文化」については現行の文化財保護法で対応できていると適合解釈することが可能であると考えられる。

ただ、登録無形文化財登録基準等(2021)において「生活文化関係」が対象になることが明確化されたが、現行の文化財保護法第2条第1項第2号では「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を「無形文化財」と定義し、重要無形文化財の指定基準においては、指定対象が「芸能」及び「工芸技術」に限定されている。このため、適合性をより明確化するためには、文化財保護法第2条第1項第2号の定義規定において、「生活文化」若しくは茶道、華道、書道などの分野を例示することが必要ではないかと考えられる。この点については後ほど詳しく論じたい。

- (2) 次に「協同組合における共有利益を組織する理念と実践」(ドイツ、2016・12)、「雪崩のリスクマネジメント」(スイス、オーストリア、2018・3)、「グラーース地方の香水に関するノウハウ:香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能」(フランス、2018・29)、「アルピニズム」(仏、伊、スイス、2019・4)など、これまで国内で「重要無形民俗文化財」に指定等されている案件と比較すると、「無形文化遺産」はより広い分野を包含しているのではないかと考えられる案件について検討する。

第3章で分析したように、これらの案件は「重要無形民俗文化財」の指定等の要件に該当しうるのではないかと考えられる案件ではあるが、従来我が国で国指定等された案件と比較すると、その地理的広域性、内容の複合性、民俗知識に限定されずに現代的知識・技術も含んでいることなどの特徴が見られるものである。このため、今後文化財保護法における「無形の文化財」の規定を解釈・運用していくに当たっては、無形条約の「無形文化遺産」の動向を踏まえた適合解釈を行い、より多様な分野及び内容についても、現行文化財保護法に規定する「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」からなる「無形の文化財」に含まれうると解釈することによって、「分野」のずれの問題については適合性が確保されていると解することが求められるのではないかと考える。

3. 次に「コミュニティ」の問題について検討する。

無形条約の「無形文化遺産」の場合、当該国の国民全体のようにコミュニティの範囲が広い案件がみられた。無形条約においては「コミュニティ」の定義がないが、Glossary(2002)では、“people who share a self-ascribed sense of connectedness”(関係性の自己帰属意識を共有する人々)と定性的に定義され、特に地理的範囲は限定していない。

文化財保護法に基づく「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」については、それぞれ「保持者・保持団体」、「保護団体」、「保持者・保存団体」が認定される。Kono(2019、p. 64)は、これらの団体は無形条約上の「コミュニティ」と理解することができる指摘している。

まず「重要無形文化財」については、文化財保護法第 71 条に基づき重要無形文化財を指定するに当たって、保持者又は保持団体³⁴⁰を認定しなければならないとされており、特定の人々に限定された「コミュニティ」を想定している。また「登録無形文化財」については、同法第 76 条の 7 に基づき無形文化財を登録するに当たって、保持者又は保持団体³⁴¹を認定しなければならないとされており、この場合も特定の人びとに限定された「コミュニティ」を想定している。さらに「選定保存技術」については、同法第 147 条に基づき選定保存技術を選定するに当たっては、保持者又は保存団体³⁴²を認定しなければならないとされており、同様に特定の人々に限定された「コミュニティ」を想定している。

したがって、「無形文化財」及び「文化財の保存技術」の分野に関しては、無形条約における「コミュニティ」のように当該国の国民全体のようなコミュニティに対応しうる法的枠組みにはなっていないと考えざるをえず、適合解釈の余地はないと考える。

一方「重要無形民俗文化財」及び「登録無形民俗文化財」については、保持者又は保持団体の認定制度はない(同法第 78 条及び同法第 90 条の 5)。「重要無形民俗文化財」については、行政実態として、保護に当たる団体(保護団体)

³⁴⁰ 「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」(1954(昭和 29)年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 55 条)は、芸能関係及び工芸技術関係のそれぞれについて、保持者及び保持団体の認定基準を定めている。芸能関係は「当該芸能又は技法を高度に体现(又は保持)している」、工芸技術関係は「工芸技術を高度に体得(又は保持)している」などが認定基準であり、特定の人々を対象にしていると考えられる。

³⁴¹ 登録無形文化財登録基準等(2021)は、芸能関係、工芸技術関係及び生活文化関係のそれぞれについて、保持者及び保持団体の認定基準を定めている。芸能関係は「当該芸能を体得し、かつ、これに精通している」、工芸技術関係は「当該工芸技術を体得し、かつ、これに精通している」、生活文化関係は「当該生活文化を体得し、かつ、これに精通している」などが認定基準であり、特定の人びとを対象にしていると考えられる。

³⁴² 「選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準」(1975(昭和 50)年 12 月 22 日文部省告示第 166 号)は、保持者及び保存団体の認定基準を定めている。保存団体については、「技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの」が認定基準であり、特定の団体を対象にしている。

を決め、重要無形民俗文化財指定を官報告示する際に保護団体についても告示しており、保護団体も特定の人々に限定された「コミュニティ」が想定されている。しかしながら法的枠組みについて考えれば、そもそも文化財保護法においては、「重要無形民俗文化財」及び「登録無形民俗文化財」に関する「コミュニティ」を決定する制度を採用していないことから、「無形民俗文化財」の分野に関しては無形条約との関係に関し適合解釈することは可能と考える。但し、行政実態として重要無形民俗文化財を官報告示する際に、「コミュニティ」が「日本国民全体」のように範囲が広い場合にどのような保護団体を告示するのか、あるいは保護団体は伝承者の養成や公開などに対する補助事業の実施団体としてとらえ、当該重要無形民俗文化財の「コミュニティ」とは別個のものとして考えるのかなどの検討課題は残る。

4. 以上、無形条約を文化財保護法の解釈基準として用い、文化財保護法を無形条約に適合するように解釈することが可能かとの観点に立って、「分野」及び「コミュニティ」のそれぞれについて検討を行った。

① 「分野」について

- i 「生活文化」については適合解釈が可能であると考え、より明確に適合性を確保するためには、法令上に「生活文化」若しくはその例示を挙げることが適当と考えられる。
- ii 「協同組合における共有利益を組織する理念と実践」（ドイツ、2016・12）など「無形民俗文化財」等に分類できると考えられるものの、従来の国指定等案件と比較するとその地理的広域性、内容の複合性、民俗知識に限定されずに現代的知識・技術も含んでいることなどの特徴が見られる分野については、文化財保護法の適合解釈を行うことにより、無形条約との整合性を確保することが可能であると考え。

② 「コミュニティ」について

- i 「無形民俗文化財」については適合解釈が可能である。
- ii 「無形文化財」及び「文化財の保存技術」については、適合解釈を行うには課題がある。

次に文化財保護法を無形条約に適合するように解釈することが困難な事項について、無形条約と国内法に不適合の問題、すなわち抵触の問題が発生するか否かについて検討する。

第5款 無形条約と国内法の抵触関係

1. 上記において無形条約を文化財保護法の解釈基準として用い、文化財保護法を無形条約に適合するように解釈することが可能かについて検討を行った。

検討の結果、「無形文化財」及び「文化財の保存技術」の「コミュニティ」の問題について、文化財保護法を無形条約に適合するように解釈することは困難であることが明らかになった。また「生活文化」については適合解釈が可能であるが、より明確に法令上の手当が必要であることを述べた。

本款においては、文化財保護法を無形条約に適合するように解釈することが困難な問題について、直ちに無形条約と国内法との間に抵触関係が生じると言えるのかどうかについて検討を行う。

2. まず「無形文化財」及び「文化財の保存技術」の「コミュニティ」の問題について検討する。

第4款で述べたように、「重要無形文化財」又は「登録無形文化財」に指定又は登録する際には、文部科学大臣は保持者又は保持団体を認定しなければならない(文化財保護法第71条及び第76条の7)、また「選定保存技術」として選定する際には、文部科学大臣は保持者又は保存団体を認定しなければならない(同法第147条)、とされている。それらの団体は、「当該芸能又は技法あるいは工芸技術を高度に体得(又は保持)している」人々の団体、「当該芸能、工芸技術あるいは生活文化を体得し、かつ、これに精通している」人々の団体、若しくは「技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で当該技術又は技能の保存上適当を認められる事業を行うもの」であり、いずれも特定の人々が対象であり、日本国民全体のような広範囲の人々を対象にはしていない。

このため、「無形文化財」及び「文化財の保存技術」については、無形条約に規定する「コミュニティ」の要件を充たしているとは考えられないため、必要な法的整備を検討する必要がある。

3. 次に「生活文化」の分野の問題について検討を行う。

「生活文化」については、文化芸術基本法第12条³⁴³(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)において以下の通り定められている。

³⁴³ 無形条約締結時の改正前文化芸術振興基本法第12条(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)の規定は、「国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」であり、「生活文化」には食文化の例示がなく、また「振興」ではなく「普及」と規定されていた。

「第 12 条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」

外務省(2004、p. 60)は、無形条約の締結にあたり、既に文化財保護法や文化芸術振興基本法(2017(平成 29)年改正により文化芸術基本法)等により無形条約が定める国内措置は確保されているので、新たな国内立法措置は必要としないとしている。さらに外務省(2004、p. 60)の「注 2」において、各国内法に關係する無形条約の条文(一部)として、文化財保護法及び文化芸術振興基本法についてそれぞれ以下の条文を掲げている

文化財保護法：11 条、12 条、13 条(a)、13 条(d)(ii)、13 条(d)(iii)、14 条(a)(i)、15 条

文化芸術振興基本法：13 条(a)

前記第 3 款で述べたように、無形条約が締約国に対して義務(shall)付けている国内措置は、第 11 条及び第 12 条に規定されており、他の規定は努力義務(shall endeavour to)規定である。第 13 条(a)の規定は、「条約上の『無形文化遺産』を保護するだけでなく、無形文化遺産の保護も視野に入れた一般的な政策を行うことを勧奨するもの³⁴⁴」である。

企画調査会報告書(2021)が公表されるまでは、「生活文化」に関し文化財保護法との関係が明らかでなかったため、無形条約第 11 条及び第 12 条に規定された国内措置を担保する国内法、すなわち文化財保護法が「生活文化」に適用されるかどうかは不明確な状況であった。同報告書(2021、p. 9)によって、「国においては、生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。」と記すことにより、「生活文化」の分野についても文化財保護法による保護措置を講じていくことが明らかになった。さらに文化財保護法改正により登録無形文化財制度が創設され、登録無形文化財の対象に生活文化関係が含まれることが明確化された。このため「生活分野」に関し、今後無形条約第 11 条及び第 12 条に規定された国内措置を担保する国内法、すなわち文化財保護法が適用されることになると考えられる。

³⁴⁴ 外務省(2004、p.136)

4. 以上検討したように、「無形文化財」及び「文化財の保存技術」の「コミュニティ」の問題に関しては、無形条約と国内法との間には抵触関係が生じていると考えられる。また「生活文化」については、無形の文化財の登録制度の活用などにより、文化財保護法上の適切な保護措置が講じられることが明らかになった。

次に、無形条約と国内法との抵触関係を解消するために必要な法的整備の内容について検討する。

第6款 抵触関係を解消するための法的整備

1. 本款においては、無形条約と国内法との抵触関係を解消すること並びに「生活文化」等に関し、より明確に無形条約との整合性を確保するために必要な法的整備の内容について、外国法の例も参考にしつつ検討する。

第4章第2節において韓国を分析した。韓国は、我が国と同様に無形条約批准前に既に無形文化遺産も対象とする国内法(文化遺産保護法(1962年))を制定していたが、無形条約批准後に無形条約に対応するための立法措置(無形文化遺産保護振興法(2015年))が行われているので、まずは韓国の例を踏まえて検討を行う。

2. 韓国の無形振興法は、2015年に文化遺産保護法から無形文化遺産関係の条文を抽出して制定されたが、2014年時点での改正前文化遺産保護法においては、有形文化遺産や記念物に加えて、「無形文化遺産」(演劇、音楽、舞踊、遊戯、儀式及び工芸技術などであって、歴史上、芸術上又は学術上の価値が顕著な無形の文化的所産)及び「民俗資源」(衣食住、交易、信仰、年中行事などに関する習慣又は伝統、及びそれらのために使用される衣服、器具、家屋などであって、国民生活の変化を理解するために不可欠なもの)が保護対象とされていた。

2015年制定の無形振興法においては、「文化遺産」を「人工的に又は自然に形成された国民的、民族的又は世界的遺産であって、歴史上、芸術上、学術上又は景観上の価値が顕著なもの³⁴⁵」と定義したうえで、「無形文化遺産」は、多世代にわたり継承されてきた無形文化遺産であって、(a)伝統的な演劇及び美術、(b)美術工芸等に関する伝統的技術、(c)韓国の医療、農業、漁業等に関する伝統的知識、(d)口承伝承及び表現、(e)衣食住等に関する伝統的な生活形式、(f)民間信仰などの社会的儀礼、(g)伝統的遊戯、祝祭、工芸及び武術、のいずれかに該当するもの³⁴⁶、と定めている。

³⁴⁵ 無形振興法第2条第1項及び文化遺産保護法第2条(1)2

³⁴⁶ 無形振興法第2条第2項

「無形文化遺産」と「民俗資源」をそれぞれ規定していた文化遺産保護法とは異なり、無形条約を踏まえた統一的な規定内容になっており、基本的に無形条約の「無形文化遺産」の分野を包含していると考えられる³⁴⁷。また国家無形文化遺産として指定するに際して、当該国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の規定が実行不可能な場合は、保有者の認定は必要としないと規定³⁴⁸している。

同規定は、「アリラン」や「キムチ」などは一般的に実践されており、特定の個人・団体を関連スキルの保有者として認定することができないことを受けて設けられた規定であり、同規定により「アリラン」や「キムチ」が無形条約の「無形文化遺産」に該当し、国の目録に登録しうるように設けられた規定であるとされている³⁴⁹。

韓国の例を踏まえて我が国の国内法の法的整備を検討すると、文化財保護法から「無形の文化財」に関する規定、すなわち「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」に関する規定を抽出して新たな国内法を独立させ、無形条約の「無形文化遺産」の定義を踏まえた「無形文化遺産」の定義を国内法に規定することが考えられる。この場合は、「生活文化」についても「無形文化遺産」の定義に含まれることになる。さらに新たな国内法において、「重要無形文化財」等の制度を設ける場合には、韓国の例のように当該無形文化遺産の性格によっては、保持団体等を認定しないことができる規定を設けることによって「コミュニティ」の問題を解決することができる³⁵⁰。

我が国の文化財保護法(1950年)の検討過程において、文化財保護法の対象に無形文化財を加えた立法方法については、無形と有形の保護を同一の法律で行うことに対して危惧する意見もあったとの指摘³⁵¹がある。文化財保護法から「無形の文化財」に関する規定を抽出して新たな国内法を独立させる方法は、無形条約と国内法との抵触関係を解決するための法的整備の一つの選択肢になりうると考える。

3. 次に現行の文化財保護法の枠組みの中での法的整備の方法について検討する。

³⁴⁷ Park, J. (2019, p.76)

³⁴⁸ 無形振興法第 17 条(1)

³⁴⁹ Park, J. (2019, pp.80-81)

³⁵⁰ 但し、当該重要無形文化財を保護・振興するための団体を別途措置する必要はあると考える。

³⁵¹ 大島(2007, pp.90-93)

分野について、「生活文化」が文化財保護法の対象であることをより明確に規定することが考えられる。一つの方法として、同法第2条第1項第2号に規定する「無形文化財」の定義規定において、現在は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産」と規定されているのに対して、例えば「演劇、音楽、工芸技術、生活文化（あるいは、「茶道、華道、書道、食文化」）その他の無形の文化的所産」のように、新たに「生活文化(文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第12条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう)」若しくはその具体的分野を例示として挙げることによって、「無形文化財」の対象に「生活文化」が含まれることを明確化することが考えられる。内田(1984a, p. 152)が「保護法制定時における古典芸術保護の思想が、その後暫次修正されつつあるとはいえ、現在も依然として根強い」と述べていることを踏まえると、文化財保護法上に「無形文化財」には「生活文化」の分野も含まれることを明確化することが必要ではないかと考える。

文部科学大臣が「重要無形文化財」又は「登録無形文化財」を指定又は登録する際には、保持者又は保持団体を認定しなければならないとされているが、韓国の例のように当該無形文化財の性格によっては保持団体等を認定しないことができる規定を設けることによって「コミュニティ」の問題を解決する必要がある。

「文化財の保存技術」の場合についても同様に「選定保存技術」を選定する場合に当該保存技術の性格によっては保存団体を認定しないことができる規定を設けることが考えられる。

4. 最後に、無形文化財及び無形民俗文化財について登録制度を設けた2021年文化財保護法改正について、改めて論じる。

2021年法改正により、無形の文化財について既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度が新たに創設された。また登録無形文化財については、重要無形文化財と同様に保持者又は保持団体の認定が法定化された。登録無形民俗文化財については、重要無形民俗文化財の場合と同様に、民俗文化財が国民の生活そのものに密着し、固定的な体现者を特定することが実情に合わないことから、保持者又は保持団体の認定は法定化されていない。

まず「コミュニティ」の問題を解決するためには、文化財保護法上に、重要無形文化財及び登録無形文化財並びに選定保存技術について、それらの性格によっては、保持者、保持団体又は保存団体の認定を不要とする規定を置く必要があると考える。

本改正に関連し企画調査会報告書(2021、p.9)は、「国においては、(茶道や華道、書道、食文化などの)生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題等の実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討実施していくことが求められる。」と記している。また同報告書(2021、p.4)は、「指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るといふ登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。」と指摘している。

しかしながら、2021年文化財保護法改正においては、同法第2条第1項第2号に規定する「無形文化財」の定義は改正されておらず、現在の定義を踏まえた上で生活文化を含む多様な内容に対応できる登録基準を策定することが適切であるのかどうかは疑問が残るところであり、やはり「無形文化財」の定義の中に「生活文化」若しくはその例示を追加することによって、「無形文化財」の範囲に「生活文化」が含まれることを明確化しておくことも一つの方法ではなかったかと考える。

5. 以上、無形条約と国内法との抵触関係を解決し、さらに「生活文化」が国内法の保護対象であることを明確化するための法的整備について、2021年文化財保護法改正も含め、以下の3つの方法について検討してきた。
 - ①現行文化財保護法から「無形の文化財」に関する規定を抽出した新たな国内法を制定し、同法において無形条約の「無形文化遺産」の定義規定を踏まえた定義を規定することによって解決する方法(方法A)
 - ②現行文化財保護法の「無形文化財」の定義規定の中に「生活文化」を例示として挙げることによって「無形文化財」の対象に「生活文化」が含まれることを明確化する方法(方法B)
 - ③新たに無形文化財及び無形民俗文化財に登録制度を設けることによって、「生活文化」等の問題に対応しようとする2021年文化財保護法改正の方法(方法C)

6. 「コミュニティ」の問題については、3つの方法のいずれについても、当該「無形の文化財」の性格によっては、保持者、保持団体若しくは保存団体の認定を不要とする規定を設けることによって対応する必要がある。

7. 以下「分野」の範囲の観点から、それぞれの長所・短所を検討する。
 - (1)まず方法Aについては、無形条約の「無形文化遺産」の定義規定を踏まえた定義を国内法で定めることにより、「無形文化遺産」の範囲について無形条約

と国内法との間で「ずれ」が生じる可能性を解消できることが最大の長所である。また建造物等の有形文化財と芸能等の「無形の文化財」を同一の文化財保護法で規定し、いずれも「保存³⁵²」の用語を用いているために、文化財の種類による保護の方法の違いを法律上明確にすることができていない点も改めることが可能になる。

一方、2018(平成 30)年の文化財保護法改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するために、①都道府県による文化財保存活用大綱の策定(同法第 183 条の 2)、②市町村による文化財保存活用地域計画の策定(同法第 183 条の 3)などの規定が新たに設けられた。これらは、「文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが重要である。³⁵³」との認識に基づいている。このように地域における文化財を有形・無形を問わず、総合的な保存・活用に取り組むことが基本的な方向にある中で、有形遺産と無形遺産を別々の法律で規定することの妥当性が問われることも考えられる。

また、我が国においては、長年にわたり、文化財保護法に基づき「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の指定・選定を積み重ねてきており、「無形の文化財」に関する新たな国内法を独立させる場合においても、これらの指定・選定の制度を継続させる必要があり、さらに「生活文化」に関する新たな類型の位置づけについても検討が必要になる。

(2)次に方法 B について検討する。「生活文化」を文化財保護法の「無形文化財」の定義規定の中に明確に位置づける文化財保護法改正を行うものである。

³⁵² 例えば、有形文化財である重要文化財に関する文化保護法第 43 条(現状変更等の制限)「重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。(略)」及び重要無形文化財に関する同法第 74 条(重要無形文化財の保存)「文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、(略)」。「保存」の問題について文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について(報告)」(1994(平成 6)年 7 月 15 日、p.4)は、「現行の文化財保護法における文化財の『保存と活用』という考え方は、有形の文化財を想定したものであり、無形の文化財については、時代とともに変容していくという特性に応じ、無形の文化財独自の視点から検討する必要がある。」と指摘している。

³⁵³ 文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(2017(平成 29)年 12 月 18 日、p.3)

現在、重要無形文化財の指定基準は、「芸能」及び「工芸技術」の二分野である。このたび、重要無形文化財の指定基準は改正せずに、登録無形文化財登録基準等(2021)により、登録無形文化財に関し、「芸能関係」及び「工芸技術関係」に加えて、新たに「生活文化関係³⁵⁴」に関する登録基準が策定された。

なお上記第4款で述べたように、重要無形民俗文化財の指定基準では「風俗慣習」について「(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」と定め、「生活文化」の用語が用いられている。また登録無形民俗文化財登録基準においても、「保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち」、「一 基盤的な生活文化の特色を有するもの」と定め、「生活文化」の用語が用いられている。企画調査会報告書(2021, p. 1)は、「『生活文化』の範囲は広く、例えば(重要無形民俗文化財の指定基準において『風俗慣習』について定められているように)、その一部は、従来から文化財保護法体系に包含されてきたものである。企画調査会では、文化財保護法上の文化財として、従来、必ずしも明確に位置づけられてこなかった『生活文化』の保存と活用を特に念頭において検討を行った。」と記している。企画調査会で検討を行った「生活文化」は、文化芸術基本法第12条に規定する「生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)」のことと考えられる。これまで国指定されている重要無形民俗文化財の「風俗慣習³⁵⁵」をみると、全て特定地域の「生活文化」であり、芸術文化基本法第12条の「生活文化」については、日本全国を含む我が国の特色ある文化としての生活文化と考えることによって、両者を区別することできるのではないかと考える。

方法Bについては、文化財保護法の「無形文化財」の定義に「生活文化」の分野が含まれることが明確になる長所があるが、一方で多様な「生活文化」の分野について十分な実態調査や文化財としての価値分析をせずに、文化財保護法上に規定することには懸念が示されることが予測される。

³⁵⁴ 内田(1984a, p.151)は「芸能は、広義においては茶道、生花等を含むと解されている(広辞苑)」と述べているが、文化芸術基本法では、①伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第10条)、②芸能(講談、落語、浪曲、漫才、歌唱その他の芸能)(第11条)、③生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)(第12条)と区別して規定されており、「生活文化」については独立した分野として登録基準を設けるのが適当であると考えられる。

³⁵⁵ 代表一覧表に記載されている例を挙げると「京都祇園祭の山鉾行事」(京都府)、「男鹿のナマハゲ」(青森県)、「奥能登のあえのこと」(石川県)、「壬生の花田植」(広島県)などがある。

(3)最後に方法Cについて検討する。無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度を設けることにより、多様な「生活文化」の分野のそれぞれの特性を踏まえた柔軟な対応により、我が国の文化財保護の体系に取り入れようとするものである。現時点においては、多様な「生活文化」の分野ごとに、「その歴史的変遷や文化的価値、継承のための課題等の実態を調査すること」が必要であり、「また分野ごとにその特徴が大きく異なることから、それぞれの特徴を踏まえつつ、調査研究の蓄積や担い手等の合意形成等の整ったものから適切に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要である。³⁵⁶」と指摘されているが、柔軟な対応が可能であり妥当な方針であると考え。上記(2)で述べたように、既に登録無形文化財の登録基準に新たに「生活文化関係」が設けられている。

しかしながら、古典芸術保護の考え方が強く反映されたとされる文化財保護法上の「無形文化財」の定義については、やはり何等かの形で「生活文化」関係の用語を追加することによって、「生活文化」との関係をより明確化することが必要ではなかったかと考える。

(4)以上3つの方法についての長所・短所を検討した。1950年以来積み重ねられてきた文化財保護法制を踏まえると、方法Aは無形条約との整合性の担保の観点からは極めて明確になるが、地域における文化財を有形・無形を問わず、総合的な保存・活用に取り組むことが近年の文化財政策の方針の中では、立法政策としては困難ではないかと考える。

文化財保護法制の枠組みを踏まえると、方法Bに方法Cの登録制度を取り入れた方法が適切ではないかと考える。「生活文化」は多様な分野を含んでいることは事実であるが、「無形文化財」としての価値付けを行う場合には、おのずと「芸能」や「工芸技術」とは異なる基準で価値付けを行う必要がある。内田(1984a, p. 136)は、「伝統芸能と伝統工芸技術の製作技術とは、それぞれその発生、成立及びその後の発達過程においても異なるものであるし、そもそもその行為の目的、方法、態様等において異なる異質なものであるが、法は、両者を『無形の文化的所産』であるとして同一類型の文化財とし、その伝承のため同一の手法による保護を行うこととしている。」と述べている。この考え方に倣えば、「生活文化」は「芸能」や「工芸技術」とは、目的、方法、態様等において異なるものであり、法律上明確に「芸能」や「工芸技術」と同じ「無形の文化的所産」として類型化することを明確にする必要があるのではないかと考える。このため「無形文化財」の定義に「生活文化」関係の用語を何等か

³⁵⁶ 企画調査会報告書(2015、p.9)

の形で追加することによって、「無形文化財」に「生活文化」の分野が含まれることを法律上明確にする必要があると考える。

2021年文化財保護法改正の方法Cについては、登録制度を活用することによって「生活文化」の問題に柔軟に対応しようとした方法であり、立法政策としては適切な方法であると考えられる。しかしながら2021年法改正は、「無形文化財」の定義に「生活文化」の分野が含まれることが法律上明確ではなく、また「重要無形文化財」及び「登録無形文化財」のいずれについても保持者又は保持団体の認定を義務付けている。無形条約との関係で見れば、特に「コミュニティ」の問題について韓国が「キムチ」や「アリラン」で直面した課題、すなわち、特定の保持者や保持団体の指定・認定になじまない案件、言い換えれば国民全体がコミュニティとみなされるような案件について、解決策を提示できていないと考える。

8. 上記において検討してきた結果を整理すると以下のとおりである。

まず、「生活文化」を含めた分野の範囲について、より明確に無形条約と国内法との整合性を確保するためには、文化財保護法第2条第1項第2号に規定する「無形文化財」の定義規定に「生活文化」若しくはその具体的分野を例示することによって、「無形文化財」に「生活文化」が含まれることを明確化することである。その上で、2021年文化財保護法改正により創設された登録文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を柔軟に運用することによって、「生活文化」を含む無形条約上の多様な無形文化遺産に対応することが可能になると考える。

また「コミュニティ」の問題については、重要無形文化財、登録無形文化財及び選定保存技術に関し、保持者、保持団体若しくは保存団体の認定を義務付けている現行文化財保護法の規定は、「当該国の国民全体」などのようにコミュニティの範囲が特定の地域に限定されずに広い地域にわたるコミュニティを含む無形条約上の「コミュニティ」とは整合性が取れていないと考えられる。このため、「無形の文化財」の性格によっては保持者、保持団体若しくは保存団体の認定を不要とする規定を文化財保護法上に設ける必要があると考える。

終章 結論

第1節 本研究の成果

第1款 本研究の法的論点

1. 本研究の法的論点は、以下の2点である。

第1点は、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義は、文化財保護法に規定する、「無形の文化財」、すなわち無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術と比較して、「分野」及び「コミュニティ」のそれぞれについて、具体的にどのように範囲が広いのか、という点である。

第2点は、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義が、文化財保護法に規定する「無形の文化財」よりも範囲が広い場合、我が国の国内法は無形条約が求める締約国の国内措置の義務を満たしていないのではないか、満たしていない場合どのような法的整備が必要になるのかという点である。

2. 本研究では上記2点の法的論点について研究を行ったが、研究から得られた成果を、以下順次述べる。

第2款 無形条約の「無形文化遺産」の定義規定

1. 第1章では、2003年に無形条約がユネスコ総会で採択されるまでのユネスコ等における無形文化遺産等の保護に関する取組みの変遷並びに「無形文化遺産」の定義に関する先行研究について分析した。

2. ユネスコ等における取組みの変遷

(1) 1960年代後半から80年代においては、ユネスコ及びWIPOにおいて、著作権等の知的財産権の手法でフォークロアの保護を推進する方向で検討が行われた。しかしながら、フォークロアは、徐々に伝承されてきた匿名性の共有資源であり、創作が独創性であるかの判断は難しく、著作権保護の要件を満たさないと考えられた。

このため、ユネスコでは1980年代に入り、フォークロアを知的財産権分野ではなく総合的な観点から保護する方向で検討が始められた。その検討の集大成となるのが、1989年11月の第25回ユネスコ総会で採択された1989勧告(伝統的文化及びフォークロアの保護に関する勧告)であり、フォークロア等無形文化遺産の保護に関する最初の国際規范文書である。

(2) 1980年代から90年代には、ユネスコの無形文化遺産保護の議論に影響を与えた様々な国際的な動きが展開された。

1982年にユネスコ「文化政策に関する世界会議」が出した「メキシコシティ文化政策宣言」は非常に広い文化概念を打ち出した。また1987年に「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)が公表した『われら共通の未来』は持続可能な開発の考え方を提案し、文化的側面との関連性が指摘された。さらに、ユネスコ「文化と開発に関する世界委員会」報告書『私たちの創造的多様性』(1995年)及びユネスコ「開発のための文化政策に関する政府間会議」採択の「開発のための文化政策に関する行動計画」(1998年)において、開発戦略の重要な要素の一つとしての文化政策並びに有形・無形、動産・不動産を問わない文化遺産の保護政策、などが指摘された。

1998年11月には、無形文化遺産保護に関する国際的な意識向上に寄与したユネスコの傑作宣言事業に関する規約が制定され、同規約に基づき、2001年、2003年及び2005年の3回にわたり、計90件の無形文化遺産が傑作として宣言された。

- (3)このような動きの中で、ユネスコにおける無形文化遺産保護の方向性に大きな影響を与えたのが、1999年6月にワシントンにおいてユネスコ・スミソニアン協会共催で開催されたスミソニアン国際会議である。同会議において1989勧告は対象が限定的すぎるなどと批判され、価値ある創作物の継続的な創造を確保するためには社会プロセスを保護対象とすべきとの方向性が指摘された。以後ユネスコにおいては、コミュニティにおける無形文化遺産の創造・伝承プロセスを保護対象の中心におく方向で検討が進められ、2003年10月の第32回ユネスコ総会で無形条約が採択された。

無形条約第2条において「無形文化遺産」の定義が、二つの部分に分けて規定されている。すなわち無形文化遺産の定性的な内容を規定している第2条1と分野を列挙している第2条2である。第2条1では、①慣習、描写、表現、知識、技術等であること、②コミュニティが自己の文化遺産の一部として認めること、③世代から世代に伝承され、環境等に対応して絶えず再現し、コミュニティに同一性及び継続性の認識を与えること、④文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長すること、⑥既存の人権に関する国際文書並びにコミュニティ間の相互尊重及び持続可能な開発の要請と両立すること、を規定している。また第2条2では、分野の例示として、①口承による伝統及び表現、②芸能、③社会的慣習、儀式及び祭礼行事、④自然及び万物に関する知識及び慣習、⑤伝統工芸技術、を列挙している。

3. 「無形文化遺産」の定義に関する先行研究

(1) 政府においては、外務省(2004、p. 38)によれば、条約の「無形文化遺産」は、我が国では文化財保護法に規定する「無形の文化財」、すなわち無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術の三類型が対応していると考えられている。

(2) 先行研究においては、「無形文化遺産」の定義について、①無形文化遺産の表現としての慣習(客観的要素)、②無形文化遺産の保護にとってのコミュニティの中心性(主観的又は社会的要素)、③文化的環境(空間的環境)に分けて論じられる。まず、無形文化遺産は表現されることが必要であり、分野については、第2条2に列挙された分野に限定されていないとされる。次に無形文化遺産の保護にとってコミュニティが中心であり、世代間で伝承される必要があると指摘される。条約上「コミュニティ」の定義はなく、先行研究においても確立した定義は得られていない。ただ、コミュニティが一国の全体あるいは複数の国に広がる可能性がある点については、先行研究において共通理解があると考えられる。また Kono(2009、p. 30)は、コミュニティを無形文化遺産の保有者としてとらえることが重要であると述べている。文化的環境については、地理的空間ではなく社会的文脈としてとらえる必要があり、また法的な領域概念とは殆ど関係がないと指摘される。

第3款 我が国の文化財保護法における「無形の文化財」

1. 第2章では、政府において無形条約の「無形文化遺産」に対応していると解されている文化財保護法の「無形文化財」、「無形民俗文化財」及び「文化財の保存技術」の三類型の制定経緯並びにそれらの制度内容を分析した。さらに我が国の代表一覧表記載案件の中で唯一文化財保護法に基づく指定・選定等が行われていない「和食：日本人の伝統的な食文化」について論じた。

2. 文化財保護法における三類型の制定経緯

(1) 我が国において無形文化財が保護対象として法律に規定されたのは、1950(昭和25)年制定の文化財保護法³⁵⁷が最初である。無形文化財には芸能及び工芸技術が含まれ、現在の文化財保護法では別類型として規定されている民俗芸能は芸能に、修理に関する技術等は工芸技術にそれぞれ含まれると解されていた。

³⁵⁷ 20世紀半ばに無形文化遺産に関する保護法を有していたのは、日本、韓国など少数の国である。(Vaivade(2020、p.22))

- (2) 1954(昭和 29)年の文化財保護法改正により、重要無形文化財の指定制度が設けられ、指定にあたり保持者を認定することとされた。また有形・無形の民俗資料が新たな文化財の類型として設けられた。
- (3) 1975(昭和 50)年の文化財保護法改正により、重要無形文化財の保持者として、個人だけでなく保持団体の認定制度が設けられた。また民俗資料の名称が民俗文化財に改められ、重要無形民俗文化財の制度が設けられたが、同制度については保持者・保持団体の認定制度は設けられなかった。民俗芸能が無形民俗文化財に含まれることが明確化された。さらに修理等の技術が無形文化財から切り離され、文化財の保存技術として独立した。選定保存技術の制度が設けられ、選定にあたり保持者等が認定されることになった。
- (4) 2004(平成 16)年の文化財保護法改正により、新たに民俗技術が無形民俗文化財の一分野に追加された。
- (5) 2021(令和 3)年の文化財保護法改正により、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度が設けられ、登録無形文化財については、保持者等の認定が法定化された。
- (6) 以上のように、1950(昭和 25)年の文化財保護法制定により無形文化財の保護制度が法定化されて以後、無形文化財から無形民俗文化財や文化財の保存技術の類型が新たに設けられ、また無形文化財及び無形民俗文化財については、指定制度に加え、登録制度が新たに設けられるなど、「無形の文化財」に関する保護制度が拡充されてきた。

3. 文化財保護法における三類型の概要

- (1) 無形文化財については、規定上芸能及び工芸技術が含まれることは明確であるが、茶道、華道、書道、食文化等の生活文化が無形文化財に該当するかどうかは、不明確であった。しかし、企画調査会報告書(2021、p. 9)により、生活文化が、無形文化財など文化財保護法上の文化財の対象になりうるということが明確になり、さらに登録無形文化財の登録基準に生活文化関係が新たに対象分野として設けられた。

また無形文化財については、指定及び登録の両制度とも保持者又は保持団体を必ず認定しなければならないと規定されている(第 71 条、第 76 条の 7)。

(2) 無形民俗文化財は、風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術の三分野が含まれ、国民の生活そのものに密着したものであり個別の体现者を認定することは実情に合わないとして、指定及び登録のいずれの制度においても、保持者又は保持団体の認定制度はない。ただし、指定制度においては行政上の措置として保存会等を保護団体と称して認定している。

無形民俗文化財については、衣・食・住、生産・生業、交通・運輸・通信、交易、社会生活、信仰、民俗知識、民俗芸能、競技・娯楽・遊戯、人の一生(通過儀礼)、年中行事、口頭伝承、民俗技術など、非常に幅広い分野を包含していることが確認できた。

(3) 文化財の保存技術は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能であり、選定保存技術として選定する際には、保持者又は保存団体を必ず認定しなければならないと規定されている(第147条)。

4. 「和食：日本人の伝統的な食文化」の代表一覧表記載

(1) 「和食：日本人の伝統的な食文化」は、我が国の代表一覧表記載案件の中で唯一文化財保護法に基づく指定・選定等がなされていない案件である。

代表一覧表記載申請に関する従来の方針の例外として、我が国政府が本案件を急いで代表一覧表に記載申請した背景には、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けている日本食に対する信頼を回復する必要があるとともに、日本全体の震災からの復興のシンボルとして世界に向けてアピールするためとされている³⁵⁸。

(2) 代表一覧表に記載申請するためには、我が国の目録に登録される必要があるが、従来の「文化財保護法に基づき指定・選定された案件」に加えて、新たに「政府の文化審議会決定に基づき含まれた案件」の項目を追加し、同項目に「和食」は登録された。政府内で必要な手続きは取られたとはいえ、かなり例外的措置が取られたと考えられる。

第4款 無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の「無形の文化財」との比較

1. 第3章において、無形文化遺産の代表一覧表記載案件の分析を通じて、無形条約に規定する「無形文化遺産」の定義の内容を、「分野」及び「コミュニティ」の観点に着目し、かつ文化財保護法に規定する「無形の文化財」す

³⁵⁸ 文化庁報道発表(2012(平成24)年2月17日)

なわち、無形文化財、無形民俗文化財及び文化財の保存技術と比較することにより、その違いを明らかにすることができた。この点は、法的論点の第1点に関する問題である。

2. 代表一覧表記載案件については、2009年から2019年までに記載された373件の無形文化遺産を分析対象とした。その結果、「分野」についてみれば、①325件は我が国文化財保護法の「無形の文化財」のいずれかに分類できること、②20件は「生活文化³⁵⁹」に分類できること、③28件は文化財保護法の「無形の文化財」のいずれかに該当する可能性があるが、精査が必要と考えられること、が導き出された。そのうえで、③に分類された28件について個別に精査した結果、いずれも「無形の文化財」のいずれかに分類することが可能、との結論を得た。

しかしながら、「協同組合における共有利益を組織する理念と実践」(ドイツ、2016・12)、「雪崩のリスクマネジメント」(スイス、オーストリア、2018・3)、「グラス地方の香水に関するノウハウ：香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能」(フランス、2018・29)、「アルピニズム」(仏、伊、スイス、2019・4)などの無形文化遺産は、これまで国内で「重要無形民俗文化財」に指定等されている案件と比較すると、地理的広域性、内容の複合性、民俗知識に限定されずに現代的知識・技術も含んでいることなどの特徴がみられ、無形条約の「無形文化遺産」は文化財保護法の「無形の文化財」よりも広い分野を含んでいるのではないかと考えられる。ただし、この問題については、第5章第2節第4款で述べたように、無形条約を文化財保護法の解釈基準として間接適用し、文化財保護法の「無形の文化財」は、より広い分野を含んでいると解釈することが可能である。

また「生活文化」は、従来、文化財保護法における取扱いが不明確であったが、第5章第2節第5款で述べたように、企画調査会報告書(2021、p.9)において、「国においては、生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。」と指摘され、さらに登録無形文化財の登録基準において、新たに「生活文化関係」が設けられたことにより、「生活文化」の分野についても文化財保護法による保護措置を講じていくことが明

³⁵⁹ 文化芸術基本法第12条は、「生活文化」を「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。」と定義している。

らかになった。このため、②に分類される案件についても文化財保護法の「無形の文化財」に含まれることになる。

3. 次に「コミュニティ」について述べる。373件の分析結果は、①323件は、特定の団体、地域等に限定したコミュニティであること、②50件は「当該国の国民全体」のようにコミュニティの範囲が広いこと、であった。我が国の文化財保護法に基づく「無形の文化財」の保持団体、保存団体及び保護団体は、①と同様に、いずれも特定の団体若しくは特定の地域の団体であるため、文化財保護法においては、②の場合にみられる「日本人全体」のようなコミュニティは前提としていないと考えられる。このため、「コミュニティ」の範囲については、無形条約の「無形文化遺産」と文化財保護法の「無形の文化財」とは異なっており、無形条約の「無形文化遺産」の方がより広い「コミュニティ」を含んでいることが明らかになった。このことについては、第6款で説明する。

第5款 外国法の比較研究

1. 第4章では、無形条約の締約国において無形条約を実施するために講じられた法的整備について比較研究を行った。条約の国内的効力に関し我が国と同じ一般的受容方式を採用する国として韓国及び中国を、変型方式を採用する国としてフィンランドを、それぞれ取り上げた。さらに外国法の比較研究の先行研究である論文を二編取り上げて論じた。

2. 各国の無形文化遺産保護法制

- (1) 韓国は、我が国と同様に有形文化遺産及び無形文化遺産を含む総合的な文化遺産保護法を1962年に制定している。

しかしながら2010年代に入り、キムチとアリランを代表一覧表に記載申請するためには、韓国の無形遺産目録に含める必要があるが、文化遺産保護法の無形文化遺産指定制度では保有者認定が義務付けられており、キムチとアリランは一般的に実践されているため、特定の個人・団体を保有者として認定することは難しいとの問題が生じた。

このような問題を背景に、2015年に文化遺産保護法から無形文化遺産関連規定を抽出して単独の無形振興法が制定された。同法では、無形条約第2条の無形文化遺産の定義規定を踏まえた定義規定を定め、また国家無形文化遺産の指定を行う場合に無形文化遺産の性格により保有者・保有団体の認定が困難な場合には認定を不要とする旨の規定を定めている。

(2) 中国は、1982年に有形の文化遺産を対象にした文物保護法を制定したが、無形文化遺産を対象にした法制度はない状態であった。2003年の無形条約採択を契機に検討が行われ、2011年に無形文化遺産法が制定された。

同法における無形文化遺産の定義は無形条約の定義規定を踏まえているが、「コミュニティ」ではなく「各民族の人民」の用語が用いられている。また無形文化遺産の代表的伝承人認定制度が規定されているが、「代表的伝承人を認定することができる」と規定し、認定が義務付けられてはいない。

(3) フィンランドは、2013年に無形条約を批准するにあたり、フィンランド施行法令を制定した。同法令は、無形条約全文を法令の中に掲げる方式をとっており、同法令により無形条約が国内法として効力をもつことになる。このため、無形条約と国内法との間に「ずれ」が生じることは想定されない。

3. 先行研究

(1) Åbele(2020)論文は、中国、スペイン、ラトビア及びマダガスカルの4か国の国内法の比較研究を行っている。無形文化遺産の定義に関しては、4か国とも無形条約の定義規定の方式、すなわち無形文化遺産の定性的な内容に関する規定並びに分野の列举の方式を取り、分野については各国の特徴を踏まえた分野を追加している。また4か国ともコミュニティが自らの無形文化遺産を特定するとの無形条約の原則に従った国内法の規定になっているが、中国については前に述べたように「コミュニティ」ではなく「各民族の人民」の用語を用いている。

(2) Petrillo(2019)論文は、ブラジル、メキシコ、日本、韓国、ヨルダン、ブルキナファソ、イタリア、スペイン及びキプロスの9か国を対象に比較研究を行っている。無形条約批准後もイタリア、キプロス及びヨルダンは国内法の規定を有しないが、日本、韓国、ブラジル、スペイン、メキシコ及びブルキナファソの6か国は、国内法を有し、日本以外は無形条約批准に伴い国内法を整備している。無形文化遺産の定義は、日本以外は、基本的に無形条約の無形文化遺産の定義規定を踏まえた規定である。

第6款 無形条約と国内法との関係

1. 第5章では、第1節で国内法秩序における国際法に関する学説及び判例について述べた。さらに第2節において法的論点の第2点である、無形条約と国内法との抵触関係について論じた。

2. 国内法秩序における国際法

国内法秩序における国際法については、①国際法の国内的効力の問題、②国際法の直接適用可能性及び間接適用の問題、③国際法の国内的秩序の問題の3つの問題がある。

国際法の国内的効力の確保の方式は各国に委ねられており、我が国及び米国のような一般的受容の方式と英国、スカンジナビア諸国のような変型方式がある

国際法が国内的効力をもつとしても、それ以上の措置なしに国内において直接適用できるかという直接適用可能性の問題がある。直接適用可能性の有無を判断する基準として、現在有力に主張されているのは、条約規定の規範内容が明確であるかという点であり、明確であるかどうかは、条約の規定の仕方、それぞれの国家の国内法制などにより変化し得るものとみなされている³⁶⁰。

また直接適用可能性が認められない国際法についても、国際法の間接適用として、国内で裁判所や行政庁が憲法を含む国内法の解釈基準として国際法を用いることがある。

国際法の国内的秩序は、国内的効力をもつ国際法が、国内法秩序の中でどこに位置づけられるかという問題であり、我が国では憲法第98条第2項及び第73条第3号により、国会承認条約については、法律よりも上位にあると解されている。本研究の研究対象である無形条約は国会承認条約である。憲法第98条第2項は条約及び確立された国際法規の誠実遵守義務を規定しており、条約を完全に実施するために必要な措置は全て執ることが求められる。我が国においては、条約を批准するに際して国内法令等との整合性が内閣法制局を含めた政府部内で徹底的に審査されるが、事前審査のため、条約の義務内容が事後的に変化した場合には及ばない³⁶¹。

3. 無形条約と国内法との抵触関係

(1) 無形条約の「無形文化遺産」の定義の方が、文化財保護法の「無形の文化財」よりも範囲が広い場合に、我が国の国内法は無形条約が求める国内措置の義務を満たしていないのではないかと、という法的論点の第2点の問題について述べる。

(2) 無形条約の「無形文化遺産」の「分野」の範囲については、現在の文化財保護法の規定は、無形条約が求める国内措置の義務を満たしていると解釈

³⁶⁰ 柳原(2019、p.59)

³⁶¹ 松田(2020、pp.178-179)

することが可能であることを明らかにした上で、「生活文化」の取扱いも含め、より明確に無形条約が求める国内措置の義務を満たすために考えられる法的整備の3つの方法について検討を行った。すなわち、①韓国の無形振興法のように無形文化遺産に関する独立法を制定する方法、②文化財保護法の「無形文化財」の定義規定に「生活文化」若しくはその例示を記載することにより、「生活文化」の取扱いを法律上明確にする方法、③2021年文化財保護法のように登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を設け、個々の生活文化についてその文化財の価値付け等の検討を行ったうえで文化財保護法の対象とする方法、である。筆者としては、「芸能」や「工芸技術」と目的、方法、態様などが異なる「生活文化」を「無形の文化的所産」として同一類型の文化財として明確化するために、「無形文化財」に「生活文化」が含まれることを法律上明確にする必要があると考え、②の方法を基本にしつつ、「生活文化」の問題に柔軟に対応しようとする③の方法を取ることが適切であることを述べた。

ただ、第4章の外国法の比較研究で明らかにしたように、我が国以外の各国では、無形条約第2条の「無形文化遺産」の定義を踏まえた定義規定を国内法で定めているため、無形条約に先立って無形文化遺産保護に関する国内法を整備していた我が国のように、無形条約の「無形文化遺産」と国内法の「無形文化遺産」との「ずれ」の問題が生じることはないと考えられる。この問題を解決するためには、韓国の無形振興法のように、文化財保護法から「無形の文化財」に関する規定を抽出し、定義規定は無形条約の「無形文化遺産」の定義を踏まえて作成することが考えられる。しかしながら2018(平成30)年の文化財保護法改正により、地域における文化財を有形・無形を問わず、総合的な保存・活用に取り組むことが我が国の文化財政策の基本的な方向とされており、有形遺産と無形遺産を別々の法律で規定することは、我が国の立法政策上困難な課題があると考えられる。

このため、我が国においては、無形条約の「無形文化遺産」の定義規定とは異なる方法で規定されている文化財保護法の「無形の文化財」の三類型に関する規定が存続していくことになる。本研究で明らかになったように、特に文化財保護法の「無形民俗文化財」は幅広い分野を含んでおり、また2021年文化財保護法改正により新たに設けられた無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度は、さらに幅広い分野を対象とする可能性がある制度である。このため現時点においては、「分野」の範囲に関して、文化財保護法の三類型と無形条約の「無形文化遺産」との間で抵触関係が生じることは、ほぼないと考えられる。しかしながら今後、無形条約の運用が進む中で、代表一覧表に記載される無形条約の「無形文化遺産」の範囲がさらに拡大する可能性

も否定できず、文化財保護法の三類型を超える案件が記載されるにいたる場合には、文化財保護法改正等の立法政策も含めた検討が必要になると考えられる。

(3) 「コミュニティ」の範囲については、「当該国の国民全体」のように、無形条約の「無形文化遺産」の方が文化財保護法の「無形の文化財」よりも広い範囲を含んでいることから、文化財保護法等の現行の国内法では、無形条約が求める国内措置の義務を完全に満たしているとは言えないことを明らかにした。この問題を解決するためには、韓国の無形振興法第 17 条が「当該国家無形文化遺産の性格により、保有者又は保有団体の認定が実行不可能な場合」は保有者又は保有団体の認定を必要としないと規定しているように、文化財保護法の国指定重要無形文化財、登録無形文化財及び選定保存技術についても同様な考え方に立ち、それぞれの無形文化財若しくは文化財の保存技術の性格により、重要無形文化財及び登録無形文化財の保持者・保持団体あるいは選定保存技術の保持者・保存団体の認定を必要としない旨の例外規定を設ける必要があると考える。

(4) 無形条約の「無形文化遺産」と我が国文化財保護法の「無形の文化財」を具体的・実証的に比較した上で、無形条約が締約国に求める義務を我が国国内法が満たしているかどうかを検証した研究は、筆者が調べる限り見当たらない。特に「無形文化遺産」の「コミュニティ」の範囲の問題に着目して、無形条約と国内法との抵触関係を指摘した研究は、これまでの先行研究には見られないところであり、本研究の成果と考えている。

第 2 節 今後の研究課題

1. 本文で説明したように、「無形文化遺産」の「分野」の範囲に関しては、従来懸案であった生活文化の問題は、2021 年の文化財保護法改正によって登録文化財制度及び登録無形民俗文化財制度が新設されたことにより、文化財保護法に基づく文化財として保護対象になることが明確になった。しかしながら、代表一覧表記載案件は我が国で従来指定・選定等されていた案件と比較するとより広い分野を包含していると考えられることも事実である。本研究では、第 5 章において無形条約を解釈基準として用い、適合解釈により文化財保護法の「無形の文化財」の定義の範囲を拡張する試みを行ったが、今後も、序章で述べたような無形条約と国内法との「ずれ」の問題が生じることが考えられ、同じような適合解釈の試みが可能なのかどうかは課題であると考えられる。

2. 本文(注112)で述べたように、筆者としては、「コミュニティ」には、①無形文化遺産の保有者又は保存会等の直接的に関わりを有する者の「コミュニティ」、並びに②無形文化遺産を自己の文化遺産として感じ、見学者等として参加する者の「コミュニティ」の二つのタイプがありうるのではないかと考えている。①と②のタイプを仮説として設定することにより、無形条約と文化財保護法との関係について、「コミュニティ」の観点からも適合性が確保されているかどうかを検討する研究課題があると考えている。しかしながら、先行研究において「コミュニティ」に関し確立した定義がない中で、無形条約の「コミュニティ」の解釈について新たな仮説を提示し、説得力のある理論を展開することは非常に困難な課題であり、次の機会の研究課題としたい。

謝 辞

私が修士論文及び博士論文のテーマとして取り上げた「無形文化遺産の保護に関する条約」が、2003年10月17日の第32回ユネスコ総会で採択された当時、私はパリのユネスコ日本政府代表部に勤務していました。同条約が採択に至るまで議論が紛糾することがたびたびあり、佐藤禎一大使(当時)の指揮のもと、代表部職員の一員として奔走したことを今でも思い出します。同条約に再会したのは、文化庁で文化財政策の担当責任者として勤務していた2011年から2013年であり、博士論文でも取り上げた「和食」の無形文化遺産代表一覧表の記載などに対応していました。

このように私の中で「気になっていた」同条約について、修士論文では「保護」の観点から、博士論文では「無形文化遺産の定義」の観点からそれぞれまとめ上げることができましたのは、修士論文については來生新先生、博士論文については柳原正治先生の、それぞれのご指導の賜物であり、心から御礼申し上げます。特に博士論文の主研究指導教員の柳原先生には、いつも適切なお助言と激励を賜り、なんとか博士論文を完成することができましたのは、ひとえに柳原先生の学恩によるものであり、深謝申し上げます。また副研究指導教員の李鳴先生及び大村敬一先生には、鋭いご指摘をいただくことで、より深みのある博士論文に仕上げることができ、感謝申し上げます。北海学園大学の岩崎まさみ先生には、博士論文審査及び口頭試問に副査としてご参加いただき、無形文化遺産分野の専門家として貴重なご指摘を賜り、ありがとうございました。

岩崎久美子先生には、研究法の授業において、博士論文の作成に関し、厳しくまた温かくご指導いただき、ありがとうございました。また児玉晴男先生には、法学研究法についてご指導いただき、感謝申し上げます。さらに社会経営科学プログラムの北川由紀彦先生、坂井素思先生、原武史先生、原田順子先生、松井美樹先生には、それぞれの専門分野に関する研究方法についてご指導いただき、ありがとうございました。特に坂井素思先生にはご多忙のなか、私を東大の宮城俊作先生にご紹介いただくために、わざわざ京都府宇治市まで赴いていただき、感謝申し上げます。東大の宮城俊作先生には、平等院を例にして文化遺産の保全と再生についてご指導いただくとともに、「無形文化遺産としての和食」をご一緒させていただき、心から御礼申し上げます。

最後に、あたたかく見守ってくれた家族に感謝して、謝辞といたします。

令和4(2022)年3月

石野 利和

附録
代表一覧表リスト（2009年～2019年）

2009代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	秋保の田植踊	日本	秋保町で17世紀後半から伝承されてきた豊作祈願の田楽。20世紀初めまでは年初めに演じられたが、現在では春又は秋に演じられる		○					秋保の田植踊保存会	宮城県仙台市太白区秋保町	無形民俗文化財 (民俗芸能)
2	カ斯塔ヴ地域からの毎年のカーニバルで鐘を鳴らす人の行進	クロアチア	1月17日から聖灰の水曜日までのカーニバル期間中の日曜日に、カ斯塔ヴ地域の男性の約10グループが、仮面を被ったり植物や豊穡を象徴する頭飾りを付け、鐘を鳴らしながら村々を行進する。冬の終わりに豊穡を刺激する役割を持つ。	○		○	○			カ斯塔ヴ地域の鐘を鳴らす人々	北アドリア海沿岸のカスタヴ地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) 〈年中行事〉
3	アゼルバイジャンのアシュクの芸術	アゼルバイジャン	サズというリュート型撥弦楽器を手に持ち、語り物を聞かせる吟遊詩人。詩人、物語作家、歌手、サズ演奏家、役者、語り手、舞踊家として演じる。16世紀から継承されている。	○	○			○		アゼルバイジャンの人々	コーカサスの北部及び南部	無形文化財 (芸能)
4	中国の篆刻(てんこく)技術	中国	3000年の歴史をもつ篆刻技術。主に石に印刀で字を彫る技術。					○		西陵篆刻協会及び中国篆刻芸術院を代表とする約100の篆刻を専門とする団体	中国全域	無形文化財 (工芸技術)
5	アーシュクルク(吟遊詩人)の伝統	トルコ	弦楽器や打楽器を伴って詩を朗読する吟遊詩人。16世紀から継承されている。	○	○	○				トルコ全域の人びと	トルコ全域	無形文化財 (芸能)
6	オービュッソンのタペストリー	フランス	水平織機を手で動かして、手染めの毛織物を用いてタペストリーを織る伝統的な技術。壁掛けに用いられる。					○		オービュッソン、フェレチンなどのクルーズ県の織り手や工房	オービュッソン、フェレチンなどのクルーズ県	無形文化財 (工芸技術)
7	モハーチのブショー祭り：仮面をつけた冬の終りの祭りの慣習	ハンガリー	2月終り、カーニバル週間の木曜日に始まり、告解の火曜日まで行われる。恐ろしい形相の木製仮面と羊毛のマントを身に付けたブショーの集団が町を練り歩き、冬を追い払う冬の終りの慣習。			○		○		モハーチ市の住民、19000人。少数民族ショカツ人。	ハンガリー南部、ダニューブ川右岸のモハーチ市	無形民俗文化財 (風俗慣習) 〈年中行事〉
8	カンドンベとその社会・文化的空間：コミュニティの慣習	ウルグアイ	モンテビデオのアフリカ系住民による太鼓を基にした音楽様式。毎日曜日及び祭日に太鼓が演じられ、その空間で儀式、踊りが行われたり、散歩したりする。	○	○	○				カンドンベの太鼓を演じるグループ、コミュニティの住民。彼らはアフリカ系住民。	モンテビデオ南部のスール、パレルモ、コルトン地区	無形民俗文化財 (民俗芸能)

9	黒と白のカーニバル	コロンビア	アンデスとヒスパニックの伝統からくるカーニバルで毎年12月28日～1月7日に開催される象徴的、芸術的、社会的儀式。1月5日は黒の日で民族的文化的違いを尊重し市民としての統合と平等を象徴する。6日は白の日で、芸術家等の創造性を表現し、新しい人生や文化的アイデンティティの教化を表現する。	○	○	○	○		ナリーニョ県の県都サン・ファン・デ・パスト市のコミュニティ及びカフカ県南部のアマゾン山麓の町々のコミュニティ	ナリーニョ県の県都サン・ファン・デ・パスト市及びカフカ県南部のアマゾン山麓の町々	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
10	チャッキラコ	日本	毎年1月15日に新年、豊漁・豊作等を祈願して女性だけで演じられる民俗芸能。遅くとも18世紀半ばには始まったとされる。		○				チャッキラコ保存会	神奈川県三浦市三崎の中崎と花暮地区	無形民俗文化財 (民俗芸能)
11	処容舞(チョヨンム)	韓国	9世紀の天然痘の霊を歌と踊りで追い散らした処容の伝説に基づき、神人の仮面と衣装をつけた5人が5方(東西南北中)に立って演じる宮廷舞踊。宮廷の宴会や大晦日の悪魔祓いの儀式で悪霊を祓い良運を願って演じられる。		○	○	○	○	処容舞保存会、技能保持者、指導者、国立韓国伝統芸能センター	ソウル、ただ舞台の場所は問わない。	無形文化財 (芸能)
12	中国の木版印刷技術	中国	少なくとも1300年以上の歴史を有する木版印刷技術で、人類の発展に大きく貢献した。					○	揚州広霊木版印刷所(揚州市)、金陵仏教典印刷所(南京市)、得格僧院印刷所(徳格県)	江蘇省揚州市及び南京市、四川省徳格県	無形文化財 (工芸技術)
13	中国書道	中国	3000年以上継承されてきた芸術実践である中国書道			○			中国書道協会、中国国立芸術院中国書道研究所、その他の書道研究機関及び書道愛好者	中国全土、日本及び韓国等にも及ぶ	(生活文化)
14	中国剪紙(せんし)	中国	紙の図案をはさみ又は彫刻刀で切る中国の民俗芸術。一種の切り紙。1500年以上、主に地方の女性によって、母から娘に継承されてきた。			○		○	陝西省、河北省、山西省、江蘇省、雲南省、遼寧省、浙江省など中国人民	陝西省、河北省、山西省、江蘇省、雲南省、遼寧省、浙江省など	無形文化財 (工芸技術)
15	中国の伝統的な木骨構造の建築技巧	中国	木材を建築材料として用い、主としてほぞ組接合により組み立てる伝統的な建築技巧。7千年にわたり継承されてきた。					○	中国全域の漢民族及び中国南西部の少数民族	中国全域、特に北京、江蘇、浙江、安徽、山西、福建の各省。少数民族が住む南西部。	無形文化財 (工芸技術)

16	南京雲錦工芸	中国	中国の皇室御用達の織物伝統を継承しているもの。大きな織機を用い、二人がかりで絹糸、金糸、孔雀の羽毛糸などを材料に雲の輝きのような衣装を製作する伝統工芸。1500年以上の歴史がある。			○				南京雲錦金欄研究所、南京雲錦金欄博物館	江蘇省南京市	無形文化財 (工芸技術)
17	題目立	日本	毎年10月12日の夕方に奈良市上深川の八柱神社の舞台上、地区の若者が侍衣装を着て、源平の戦いの物語のセリフをそれぞれの役にしたがって伴奏とともに大きな声で語る民俗芸能。17世紀初期から。			○				題目立保存会	奈良県奈良市	無形民俗文化財 (民俗芸能)
18	大日堂舞楽	日本	鹿角市八幡平の4集落の住民が、毎年1月2日夜明けから昼にかけて大日堂の舞台上で9種類の神への奉納舞を笛と太鼓の伴奏で演じる。一年の幸福を祈願する。8世紀に都からきた専門音楽家の舞楽を学んだと伝えられている。			○				大日堂舞楽保存会	秋田県鹿角市八幡平の大里、小豆沢、長嶺、谷内の4集落	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	ドイナ	ルーマニア	抒情的な民謡で自由で即興で作られる。フルートやバグパイプなどの伴奏もあれば、木の葉や魚のウロコなども即興で伴奏になる。歌詞は、愛や悲しみ、自然、社会紛争など多様である。地域によって多様な名前が付けられている。			○				ドイナの実演家	ルーマニア北部のモルダヴィア、マラムシュ県、ナサウド県、北西部のオアシュ地方、南西部のゴルジュ県、メヘディンチ県、ヴァルチャ県、西部のパナト地方、南東部のムンテニア、南部のドルジュ県、テレオルマン県、東部のヴランチャ県	無形民俗文化財 (民俗芸能)
20	ドラゴンポート祭り	中国	毎年、中国太陰暦5月5日に長江(揚子江)中流、下流で行われる。元々は悪霊を追い払う伝統であったが、多様な習俗行事に発展した。2500年の歴史をもつ。			○				漢民族及び一部少数民族	長江(揚子江)中流、下流地域の湖北省ツューユ県、黄石市、湖南省汨羅市、江蘇省蘇州市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

21	中国の朝鮮族の農 楽舞	中国	19世紀末に朝鮮半島からの朝鮮族の移民が農楽舞を中国に伝えた。舞を演じる前に土地の神を踏み、生贄をささげ、平和と豊作を祈願する儀式を行う。角笛、銅鑼、太鼓などの伴奏で仮面又は仮面なしで舞を演じる。		○	○				延辺朝鮮族自治州の朝鮮族の共同体や団体	吉林省、遼寧省及び黒竜江省に住む朝鮮族で、概ね延辺町村族自治州が基盤となる。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
22	ドゥブロヴニクの 守護神、聖ブレ イズの祝祭	クロアチア	聖ブレイズが敵からドゥブロヴニクの住民を助けたとの伝説に基づく祝祭で、10世紀から継承されている。毎年、聖ブレイズの祝日であり、ドゥブロヴニク市の日でもある2月3日に行われる。	○	○	○	○	○		ドゥブロヴニク市民、ドゥブロヴニク司教、聖ブレイズ教会など	ドゥブロヴニク市及びその周辺地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
23	雅楽	日本	宮中の儀式や饗宴、国立劇場などで演奏される。日本古来の国風歌舞(くにぶりのうたまい)、5世紀から9世紀に中国や韓国を経由してきたアジア大陸起源の歌舞並びに10世紀に生まれた歌物(うたもの)の3種類を総称する。		○					宮内庁楽部	日本全域	無形文化財 (芸能)
24	カンガンスルレ	韓国	韓国稲作文化の季節儀礼を代表する民俗芸能の一つ。豊作を願い、女性グループが歌と踊りと音楽を演じる素朴な総合芸術で2千年にわたり継承されてきた。毎年旧暦のお盆に行われる。		○	○				カンガンスルレ保存会、技能保持者、指導者	全羅南道海南郡及び珍島郡	無形民俗文化財 (民俗芸能)
25	ケサル叙事詩の伝 統	中国	古代の英雄ケサル王の偉業の物語。ケサル王は、怪物を退散させ、強きをくじき弱きを助け、離散した部族を統一するために天から地に派遣された。世界で最も長い叙事詩であり、吟遊詩人などにより朗唱される。	○						チベット自治区、内モンゴル自治区、青海省、甘粛省、四川省、雲南省、新疆ウイグル自治区のチベット族、モンゴル族及び土(トゥ)族。	中国西部の青海チベット高原及び中国北部のモンゴル高原の遊牧民地域	無形文化財 (芸能)
26	トン族の大歌	中国	トン族の伝統的な多声合唱で楽器伴奏や指揮者はない。トン族にはかつて書き言葉がなかったため、トン族の生活様式、社会構造、道徳習慣、知恵などを歌で伝えたもの。	○	○					貴州省黎平県、従江県、榕江県及びトン族自治州などのトン族	榕江川沿いの貴州省黎平県、従江県、榕江県及びトン族自治州	無形民俗文化財 (民俗芸能)
27	早池峰神楽	日本	花巻市の2地区住民が継承し、毎年8月1日の早池峰神社の大祭で演じられる神楽。14~15世紀に始まり、現在では約70種類の演目がある。		○					早池峰神楽保存会	岩手県花巻市	無形民俗文化財 (民俗芸能)

28	ポパヤンの聖週間の行列	コロンビア	毎年3月又は4月の四旬節の翌週、火曜日から土曜日までの夜に5回(聖母マリア、主イエスキリスト、聖十字架、墓、復活)、キリストの受難から復活までを表現する木像を掲げて2キロ行進する。450年以上続く最古の伝統行事。								ポパヤンの住民コミュニティ	コロンビア、カウカ県の県都ポパヤン市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
29	花儿(フウアア)	中国	中国北西部甘肅省、青海省及び寧夏省の漢族、回族、チベット族、トンシャン族、バオアン族、サラール族、土族、グユル族、モンゴル族などによって継承されてきた伝統的な民俗音楽。女性を花に例える習慣から名前がついており、明時代から600年以上継承されている。毎年大きなフェスティバルが開催される。								中国北西部甘肅省、青海省及び寧夏省の漢族、回族、チベット族、トンシャン族、バオアン族、サラール族、土族、グユル族、モンゴル族	中国北西部甘肅省、青海省及び寧夏省	無形民俗文化財 (民俗芸能)
30	イジェルの仮装行列	ナイジェリア	世界の仮面行事史の中で最大の仮面を付け、多彩色の衣装、ステッキの出立で行進する。仮面は約100人が6か月かけて製作する。								アナンブラ州の実演家集団	アナンブラ州	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
31	インドネシアのバティック	インドネシア	19世紀からジャワ島で継承されてきた伝統工芸技術。手染めの綿と絹のろうけつ染めの生地を用いる。								バティック製作に従事する各種の職人	ジャワ島	無形文化財 (工芸技術)
32	スペイン地中海沿岸の灌漑法廷群：ムルシア平野の賢人理事会とヴァレンシア平野の水法廷	スペイン	ムルシア平野とヴァレンシア平野の灌漑用地における伝統的な水管理のための法廷群。灌漑用水の使用から自治的、民主的に選ばれた農業者がメンバーの法廷が、灌漑用水の紛争を口頭で迅速かつ公平に解決する仕組み。								ムルシア平野の賢人理事会、ヴァレンシア平野の水法廷	スペイン南東部の地中海沿岸のムルシア自治州及びヴァレンシア自治州	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業、社会生活>⑥
33	濟州チルモリ堂燃橙グッ	韓国	濟州島の毎年の儀式で、旧暦2月に風の神ヨンドゥングゥに豊作と豊漁を祈願する。旧暦2月1日～15日に風の神が濟州島に滞在している間に燃橙グッと呼ばれる儀式がシャーマンや海女、船の所有者によって行われ、15日に風の神が立ち去ると春が来る。								濟州チルモリ堂燃橙グッ保存会、技能認定者、指導者	濟州特別自治州濟州市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

34	カラギョズ	トルコ	ラクダや牛皮の皮で作られた人形を1本又は2本の棒で動かす影絵芝居。詩、語り、音楽、踊りなどを伴う。	○	○	○				トルコ全域の人びと	トルコ全域、特にイスタンブール、ブルサ、アンカラ、アダナ、ガズリアンテプ、イズミルの都市部	無形民俗文化財 (民俗芸能)
35	カッタ・アシュラ	ウズベキスタン	音楽詩のような歌詞が特徴の伝統的な民俗音楽	○	○	○	○			フェルガナ盆地の民俗歌手、ウズベク人、タジク人、ウイグル人、トルコ人	フェルガナ盆地	無形民俗文化財 (民俗芸能)
36	クロアチアのレース編み	クロアチア	レースは、ルネサンス時代に地中海沿岸及び西ヨーロッパから伝わった通気性のある手工芸。主なレース編み技能には、ニードルレースとボビンレースがある。クロアチアでは小さな村々の地方の女性によって製作される点が特徴。						○	バグ町、レポグラヴィ町、フヴァル町	バグ町(北アドリア海の島)、レポグラヴィ町(北西部丘陵地帯)、フヴァル町(アドリア海中央部の島)	無形文化財 (工芸技術)
37	レフカラ・レース あるいはレフカリ ティカ	キプロス	14世紀まで栄えていたキプロスの白い刺繍が、15世紀末からのヴェネチア時代に華麗なレフカラ・レースとして国際的に知られるレースに発展した。リネン布地に綿糸で製作するが、ヘムステッチ(透かしがかり)、カットワーク、サテンステッチ(面を埋める刺繍)及び縫い針での縁取りの4つの基本要素からなる。			○			○	レフカラ村及び村民、キプロス全体	キプロスのトロードス山域の斜面に位置するレフカラ村	無形文化財 (工芸技術)
38	マロヤ	フランス	レユニオン島に特有の音楽、歌、踊り。東アフリカとマダガスカルから来た奴隷が砂糖プランテーションでクレオール化して作られた伝統芸能。300以上の音楽グループがマロヤを演じる。				○			レユニオン島の全住民	インド洋のレユニオン島	無形民俗文化財 (民俗芸能)
39	マナス	中国	中国三大叙事詩の一つで、キルギス民族の間で何千年も継承されてきた。23万6千行にもわたる英雄マナスとその7代の子孫の物語でキルギス民俗の歴史と伝統を表している。	○						新疆ウイグル自治区のキルギス民族、特にクズルス・キルギス自治州。	中国北西部の新疆ウイグル自治区。キルギスタン、カザフスタン、タジキスタンの近隣中央アジア諸国も	無形文化財 (芸能)

40	クルカン・フーガ で宣誓されたマン デン憲章	マリ	13世紀初頭にマリ帝国を創建したマリ ケ族の王が、歴史的戦闘の勝利を祝っ て、マンデンの賢人会議を開き、新しい マンデン憲章を宣誓した。世界最古の憲 法の一つで、異民族間の相互理解と平 和、人命の尊厳、教育、母国の統合、食 料保障、侵入時の奴隷廃止、表現及び取 引の自由を内容としている。	○						マリ及びセネガル、 ギニア、コートジボ ワールに住むマリ ケ族	バマコから90kmのマ ンデ地方の中心にあ るカンガバの町で、 マンデン憲章が宣誓 された。	無形民俗文化財 (風俗慣習)⑨< 民俗知識(しつ け・作法等)> <社会生活>
41	媽祖信仰と習慣	中国	媽祖は中国で最も影響力のある海の守護 神。987年に梅州島出身の媽祖が難破船の 人命を助けるために自らの命を犠牲にし たことから、地元民が媽祖のための寺を 創建し、媽祖を海の守護神として崇拜す るようになった。現在では20か国以上、2 億人を超える信者がいる。							媽祖の誕生地である 福建省の梅州島が中 心。福建省、江蘇 省、広東省、天津、 マカオ、香港、台湾 は大きく影響を受け ている地域。	梅州島は、台湾海峡 西岸中央部の梅州湾 に位置する。影響を 受けている地域は、 中国沿海部など。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
42	モンゴル民族の歌 唱芸術、ホーミー	中国	声帯を震わせて、一人で二音又は三音を 発声する歌唱法の喉歌。歌詞は自然、民 族の先祖や英雄を称えるものが主。		○	○				中国のモンゴル族	内モンゴル自治区の シリンブル盟及び新 疆ウイグル自治区の アルタイ地域	無形文化財 (芸能)
43	男寺党(ナムサダ ン)ノリ	韓国	全員男性の旅芸人劇団であるナムサダン により演じられる民俗芸能。現在はソウ ルを拠点とする1劇団のみ。演目は、農夫 音楽バンド、仮面ダンス、人形劇、綱渡 り、皿回し曲芸、軽業の6種類。			○				男寺党(ナムサダン) ノリ保存会、技能保 持者、指導者	劇団の拠点はソウル だが、レパートリー は主に京畿道安城市 で継承されてきた。 広義には韓国全域。	無形文化財 (芸能)
44	南音	中国	歌と楽器音楽からなる芸能で、泉州地方 の方言の閩南(びんなん)語が使われ、中 国で最古の音楽ジャンルの一つ。閩南族 の間で数千年にわたり継承されている			○				福建省泉州市が中 心、さらに閩南族が 住む地域。500以上 の南音劇団	福建省泉州市、更に は閩南族が住む厦 門、台湾、香港、マ カオなど。	無形文化財 (芸能)
45	ネスティナルト ヴォ、過去からの メッセージ：ブル ガリの村の成人コ ンスタンチン及び 聖エレナの祝祭日 パナギル	ブルガリア	はるか昔からストランジャ山地域で行わ れてきた村の聖人コンスタンチンと聖エ レナの祝祭日である6月3日に、毎年村の 安寧と豊穡を祈って行われる儀式。火渡 りの踊りの儀式が行われる。							ブルガリア村の住民	ブルガリア南東部ス トランジャ山地域ブ ルガ地方のブルガリ 村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

46	小千谷縮、越後上布：新潟県魚沼地方の麻織物の製造技術	日本	原料の苧麻から作られた布地を用いて製造される麻織物。非常に軽くて、日本の暑く湿気が多い夏に適している。							○		小千谷縮・越後上布技術保存会	新潟県魚沼地方	無形文化財 (工芸技術)			
47	奥能登のあえのこと	日本	年2回に自宅で行われる田の神を祀る農耕儀礼。12月は豊作に感謝し、田の神を風呂に入れ、食べ物を供する。2月には豊作を祈願し、田の神を風呂に入れ食べ物を供し、田の神を田に見送る。見えない田の神が実在するかのように振る舞う。							○		奥能登のあえのこと保存会	石川県玖州市、輪島市、鳳珠郡能都町、穴水町	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>			
48	トリマンのオトミ・チチメカ族の記憶と生きた伝統の場所：聖地の守護神ペニャ・デ・ベルナル	メキシコ	オトミ・チチメカ族の再生の象徴的な場所で、聖なる丘、湧き水、家庭の礼拝堂などに代表される。世界観に支えられた聖なる地理学に形があたえられたもの。毎年聖なる丘に巡礼し、水を求め神の加護を祈る。							○		○	○	○	オトミ・チチメカ族	メキシコ北中部ケレクロ州の半砂漠地帯	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
49	ブルージュの聖血の行列	ベルギー	5月の昇天日に、1700人以上のブルージュ市民が歴史的場面や聖書の物語のパレードを行い、聖血の遺物の周りで行列を終える。伝説によれば、聖血は、十字軍の時代の13世紀にブルージュに持ち帰られた。							○			ブルージュ市民、関連団体	ベルギー・ブルージュ市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>		
50	フヴァール島のザ・クリジェンの行列(十字架に続く)	クロアチア	復活祭関連の慣習で、聖木曜日の夜から聖金曜日にかけて、フヴァール島の6つの島の住民が十字架に続いて8時間25kmを行列する非常に宗教的な儀式。5世紀にわたり継承されており、行列の中心部分は、聖母マリアの哀歌である。							○		○	○		フヴァール島の6つの教区の人々	ダルマチア地方中央部のフヴァール島	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
51	クァン・ホ・バク・ニンの民俗音楽	ヴェトナム	一つの村の女性2人と別の村の男性2人が、同じ旋律で異なる歌詞を伴奏なしで歌いあう。春と秋の祭りや集まりで演じられる。									○			バクニン省とバックカン省のクァン・ホの村々	バクニン省44村落、バックカン省5村落。ヴェトナム北部カウ川の両岸。	無形民俗文化財 (民俗芸能)

52	イラン音楽のラディーフ	イラン	イラン古典音楽の伝統的なモデルレパートリー。250以上の旋律モジュールを旋法と旋律の類似性をもとに12若しくは13のコレクションに特別な順序で整理したものの。師弟関係の中で代々口承で継承されてきた。	○	○	○	○	○		イラン国民全体	イラン全域	無形文化財 (芸能)
53	ラマン：インド、ガルワール・ヒマラヤの宗教的祭事と儀式的演劇	インド	毎年4月にサローア・ドゥング村で寺の中庭で村の神への奉納として演じられる儀式的演劇の形式の宗教的祭事。ラマ王の地方叙事詩の歌、日々の生活を描く仮面踊りなどが演じられる。		○	○				北インド、ウッタラーカンド州ガルクール地域の指定カーストを含むヒンドゥーコミュニティ全体	ウッタラーカンド州ガルクール地域チョモリー県ペインカンド溪谷サローア・ドゥング村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
54	レプコン(熱貢)芸術	中国	チベット仏教芸術の重要な一派であり、タンカ(掛軸)、壁画、バーボラ細工、彫刻などの仏教造形芸術。強い宗教色が特徴であり、チベット族及び土族の職人により13世紀から継承されている。					○		青海省黄南チベット族自治州同仁県の村々及び僧院	青海省黄南チベット族自治州同仁県龍武川沿い	無形文化財 (工芸技術)
55	ボラドーレスの儀式	メキシコ	数人が18~38mの高い柱にぶらさがり、柱の周りを飛ぶまねをしながらくるくる回る。1人は柱の上で笛や太鼓の伴奏で踊る。豊穡を願う神と交信する儀式でココナカ族などのメソアメリカンの民族によって演じられる。紀元前600年まで遡る。	○		○	○			トトナコ族など	ベラクルス州のパパントラ地域など	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
56	フランスの木骨造工法におけるスクライビングの伝統	フランス	木骨造工法において、複雑な木造建築物を三次元の図案に表現する描法。中世から継承されている。					○		フランスの大工の専門家	フランス全域	選定保存技術
57	カマブロン7年毎の屋根の葺替え儀式、カンガバの神聖な家	マリ	マンデン地方の最後のカマブロン(一種の村の議会)であるカンガバの聖なる家は1653年に建てられた。7年毎に屋根の葺替えが行われ、その際には月曜日から金曜日までお祝いの儀式が行われる。マンデンの歴史を呼び覚まし、社会的な連帯を強める。	○		○				マリ帝国を創建したマリンケ族のケイタ氏族	バマコから90kmのマンデ地方の中心にあるカンガバの町にカマブロンがある。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <社会生活>

58	中国の養蚕と絹織物技術	中国	養蚕と絹織物技術は、中国で5千年以上前に生まれたものであり、シルクロードを通じて人類文明に大きな影響を与えた。			○				浙江省北部及び江蘇省南部の太湖周辺地域並びに四川省成都市の人々。浙江省杭州市の国立中国シルク博物館。	浙江省北部及び江蘇省南部の太湖周辺地域並びに四川省成都市	無形文化財 (工芸技術)
59	セト・レーロ、セトの多声歌唱の伝統	エストニア	レーロは、少数民族のセト人による伝統的な多声歌唱。セト人はヨーロッパ北東部のプスコフ湖の南西部に住むフィン・ウゴル人の子孫。農業に従事しロシア正教会信者。エストニアに1万人～1万3千人、ロシアに167人。	○						セト人コミュニティ、特にレーロの合唱団。	ヨーロッパ北東部のプスコフ湖の南西部	無形文化財 (芸能)
60	ゴリアニからのリエリエ・クラリツェ(女王)の春の行列	クロアチア	毎年春の聖霊降臨祭の日に、ゴリアニの村の少女たちが女王役と王様役に分かれ、特別の歌とサーベルを持った踊りからなる儀式を演じながら、自分たちの村と隣村を行進する。19世紀初めから継承			○	○			ゴリアニ村及びゴリアニ文化芸術協会	クロアチア北東部スラヴォニア地方のゴリアニ村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
61	タンゴ	アルゼンチン、ウルグアイ	踊り、音楽、詩及び歌からなり、ラプラタ川河口部の両首都ブエノスアイレスとモンテヴィデオの文化的アイデンティティを示す。アフリカ文化、純粋の中南米生まれ、ヨーロッパからの移住者の要素が混合して生み出された。	○	○	○				ブエノスアイレスとモンテヴィデオのタンゴ関係のコミュニティ	ラプラタ川河口部のブエノスアイレスとモンテヴィデオ	無形文化財 (芸能)
62	チベット・オペラ	中国	チベット民族の伝統的オペラで仮面を付けて演じる。14世紀末に形成された。最もよく演じられるのは、古典的な伝統オペラで8演目あり、内容は仏教経典の善を称賛し悪を罰する伝説や物語である。	○	○	○				160以上のアマチュア・チベット・オペラ劇団。20世紀半ばにプロのチベット・オペラ劇団が設立され、200人以上のプロの演技者がいる。	チベット自治区が中心。他に青海省、甘粛省、四川省。	無形文化財 (芸能)
63	アイヌ古式舞踊	日本	北海道のアイヌ人によって継承されてきた踊りと歌。アイヌの人々の生活と宗教から生み出されており、動物の鳴き声や動きを真似るもの、宗教的なものなどがある。楽器の伴奏はなく、歌と手拍子により踊る。12～13世紀に現在の形になったとされる。							アイヌ古式舞踊保存会北海道連盟	北海道全域	無形民俗文化財 (民俗芸能)

64	伝統的な竜泉青磁の焼成技術	中国	竜泉青磁の焼成技術は、1700年の歴史を持ち、原材料の選択、釉薬の準備、造形及び窯の温度に特徴があり、美的価値を有する。						○		浙江省竜泉市及び竜泉青磁の関係団体・後継者	浙江省南西部の山岳地帯に位置する竜泉市	無形文化財 (工芸技術)			
65	伝統的な宣紙の手工芸	中国	製紙は古代中国の4大発明の一つ。宣紙は手漉き製紙の傑出した代表。唐時代8世紀初めから始まり、書道、絵画及び印刷本に広く使われてきた。全体で108工程ある。						○		安徽省宣城市涇(ケイ)県。6千人以上の職人がいる。	安徽省宣城市涇(ケイ)県。質の良い水と温暖な気候に恵まれる。	無形文化財 (工芸技術)			
66	ザゴリエ地方の子どもの木製玩具の伝統的製造	クロアチア	フルヴァーツカ・ザゴリエ地方で長い歴史を持つ伝統的な木製玩具で19世紀から継承されてきた。男性が木製玩具を製作し、女性が色を付ける。過去には120種類の玩具が製作されたが、今日では約50種類である。						○		フルヴァーツカ・ザゴリエ地方のマリア・ピストリカ及びストゥピツア並びにその近隣の村々	クロアチア中央部メドゥヴェドゥニツァ山の北東部斜面など	無形文化財 (工芸技術)			
67	イストリア音階での二重奏と合奏	クロアチア	イストリア及びクロアチア沿岸の伝統音楽の複雑な方式。調節されない音の関係と鼻音による特徴的な音色に基づいている						○		イストラ県、イタリアコミュニティ、関係グループ	アドリア海東部のイストリア半島。多くはクロアチア、一部スロヴェニアとイタリア	無形文化財 (芸能)			
68	ゴメラ島(カナリア諸島)の口笛言語、シルバ・ゴメロ	スペイン	口笛によって話言葉をまねて伝える方法。最高5 kmの距離まで様々なメッセージを送り、交換できる。カナリア諸島の先住民族によって用いられていた。現在ではゴメラ島でのみ使われている。						○		○	○	○	ゴメラ島の住民	ゴメラ島及びカナリア諸島及び他国へ移住したゴメラ出身の人々	無形民俗文化財 (風俗慣習) <通信方法>
69	西安鼓楽	中国	打楽器と管楽器で演奏される合奏で、唐や宋から継承されている。座っての合奏と歩行しながらの合奏の二種類がある。						○		○		西安市及びその近隣、鼓楽演奏団体など	陝西省西安市	無形文化財 (芸能)	
70	霊山齋(ヨンサンジョ)	韓国	ヨンサンの語句は、仏陀が法華経を説いた霊鷲山の頂上の場所からきている。霊山齋の儀式は、今日の仏教徒が再び仏陀の説教を聞いて儀式を行う体験をする。李氏朝鮮時代半ばから発展し、歌唱や儀式舞踊、演劇も演じられる。						○		○	○	泰元寺(ソウル)、霊山齋保存会、技能保持者、指導者	韓国の全ての仏教寺、泰元寺(ソウル)が中心。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>	

71	粵劇(えつげき)	中国	300年以上の歴史を持つ広東語で演じられる歌劇。種々の音楽と歌劇の要素を持ちつつ、木手打楽器、二胡弦、歌唱レパートリー及び広東風リズムを取り入れている。		○					広東省、広西チワン族自治区、香港、マカオ及び海外の広東語を話す人々	広東省、広西チワン族自治区、香港、マカオなど広東語圏	無形文化財 (芸能)
----	----------	----	--	--	---	--	--	--	--	-----------------------------------	----------------------------	---------------

2010代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	伝統的な中医鍼灸	中国	中医鍼灸は、体の安定と健康を維持するための伝統的な知識と実践。				○			中国鍼灸協会及び代表的継承者	中国全域。東南アジアや欧米にも普及。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <民俗知識>
2	アルバラア、オマーンのドファァリ渓谷群の音楽と舞踊	オマーン	ベドウィン族からドファァリ地域全域に広がる。勇武な音楽と舞踊で、半円形の歌手と短剣を持った2人の踊り手で演じられる。音楽は太鼓と笛。詩の内容は愛や戯れ。	○	○	○	○	○		ドファァリ地域の住民。ベドウィン族か否かを問わない。	オマーンとイエメンとの国境沿いのハドラマウト山脈南部のドファァリ地域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
3	アルメニアの十字架石、ハチュカルの象徴性と工芸技術	アルメニア	ハチュカルは、直立の1.5mの平たい柱で、中央に十字架が彫刻されている。十字架石には通常、キリストの復活を象徴するナツメヤシの葉が刻まれている。十字架石は崇拜の拠点であり、世俗と神聖とのコミュニケーションを促進させ、助けと保護を与え、記憶の石として機能する。				○	○		アルメニアの人々及び海外のアルメニア人	アルメニア全域	無形文化財 (工芸技術)
4	マヨルカ島のシビルの聖歌	スペイン	12月24日夜にマヨルカ島の全ての教会でシビルの聖歌が歌われる。中世以来の原型の性格を維持している。	○	○	○				マヨルカ島の全てのコミュニティ	マヨルカ島全域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
5	チョウの舞踊	インド	インド東部の伝統的な仮面舞踊。春の祭典チャイトラ・パルバで重要な役割を持つ。夜通しオープンスペースで演じられ、舞踊、音楽及び仮面製作は口承で継承される。インドの叙事詩「ラマヤーナ」や「マハーバーラタ」から取られた演目もある。			○	○	○		インド東部の諸部族	インド東部のジャールカンド州セライケラ、オリッサ州マユルバンジ、西ベンガル州プルリア	無形民俗文化財 (民俗芸能)
6	知識とアイデアを仕事を通じて継承するためのネットワーク、職人修業組合(コンパニオナーージュ)	フランス	石、木、金属、皮革、繊維及び食料を扱う職人の仕事上の知識とノウハウを継承する仕組み。13世紀ヨーロッパの熟練職業の同業者組合に起源をもち、現在の仕組みは17世紀以降、徐々に形成された。				○	○		3つの職人修業組合、約45000人が属する。	フランスの大都会だけでなく、専門留学を通じて、40か国にも広がる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <社会生活>

7	アランソンのかぎ針レース編みの工芸技術	フランス	リネン糸とかぎ針だけを用いるニードルポイントレース編みの工芸技術。17世紀から始まり、高い技術と長い時間を要する。熟練までには10年は必要。							国立アランソン・レース編み工房の職人、アランソンの町と芸術・レース博物館	北ノルマンディー地方のアランソン	無形文化財 (工芸技術)
8	大木匠、伝統的木造建築	韓国	大木匠は、木を扱う職人で、小規模の木工から大規模木造建築までの建造過程の責任を有する。韓国木造建築の継承者で科学と芸術の能力が必要。							韓国文化遺産財団、韓国文化財職人協会、韓国伝統建築博物館、3人の技能保持者と2人の遺産指導者	韓国全体であるが、特に3人の技能者が在住する江原道江陵市、京畿道南陽州市、忠清南道礼山郡	無形文化財 (工芸技術)
9	フラメンコ	スペイン	歌、踊り、音楽が混じりあう芸術表現。スペイン南部の代表的な文化表現。	○	○	○	○	○		ジプシー民族、フラメンコ家族、フラメンコクラブ、演技者、批評家、学校、研究者、文化産業	スペイン南部のアンダルシア	無形文化財 (芸能)
10	歌曲、管弦楽の伴奏による声楽曲	韓国	李氏朝鮮時代の上流社会で人格の発展のために広く演じられた。小さな管弦楽団の伴奏による声楽で、男性用26曲、女性用15曲ある。					○		歌曲継承センター、韓国文化遺産財団、実演家、2人の技能保持者と1人の遺産指導者	韓国全域	無形文化財 (芸能)
11	フランスの美食術	フランス	誕生、婚礼、誕生日、記念日など重要なお祝いの機会に、人々が集まり飲食を楽しむ社会慣習	○			○	○		フランス人全体	フランス全域及び海外に居住するフランス人	(生活文化)
12	北クロアチアのジンジャー・ブレッド工芸	クロアチア	中世時代の欧州の修道院で生まれ、17世紀までにクロアチアで工芸になった。小麦粉、砂糖、水、重曹などから作成される生姜パン。						○	北クロアチアのジンジャー・ブレッド製作者多数	北クロアチア全域	(生活文化)
13	フードンとソクの寺院群のギオン祭り	ベトナム	ベトナム伝説上の神であるギオンを称える行事。ギオンは3歳の時に急成長して巨人になり、外敵から国を守ったあとに天に昇った。					○		ベトナム北部の農民	ベトナム北部地域、ハノイ市近郊でも行われる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
14	エシュテルナッハの舞踏行列	ルクセンブルグ	毎年、聖霊降臨祭の3日目にエシュテルナッハ修道院を中心に行われる。同修道院を建立した聖ウィルブロルドの連禱の歌唱とともに全体で約8千人の舞踏行進が行われる。					○		エシュテルナッハの住人及びルクセンブルグの他の町の人々	ルクセンブルグの最古の町であるエシュテルナッハ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

15	ハウテム・ヤールマルクト、スイント・リーヴェンス・ハウテムの毎年恒例冬の縁日と家畜市場	ベルギー	毎年11月11日及び12日に行われる。何百人の牛馬のディーラーが集まって取引が行われ、また何万人の訪問者が縁日を楽しむ。							スイント・リーヴェンス・ハウテム及び近郊の住民、ベルギーの農業専門家	ベルギー南東部東フランダースのスイント・リーヴェンス・ハウテム、ブリュッセルから40km。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
16	ミト村の儀礼舞踊、ワコナーダ	ペルー	毎年1月最初の3日間ミト村で行われる仮面舞踊。年長者の仮面はコンドルのくちばしのような大きな鼻を表す仮面を被る。仮面は神聖の象徴、具体化であり、コミュニティと守護神の結びつきを表す			○	○			フニン地域ミト村の住人、ミト・ワコネス協会	ペルー、アンデス中央部、海拔3200mのフニン地域のミト村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
17	人間の塔	スペイン	200年以上から継承されるカタローニャ地方の祝祭表現。祝祭イベントの際に75人～500人の男女が、木管楽器の伴奏に合わせて人間の塔を作る。			○	○			カタローニャ社会全体	スペイン北東部のカタローニャ自治区	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓞ <娯楽・競技>
18	インドネシアのアンクルン	インドネシア	18世紀来の竹製体鳴楽器。1台1音又は1コード。様々な儀式で演じられる。	○	○	○	○	○		ジャワ島西部の西ジャワ州及びバンテン州。ジャワ中央部でもみられる。	西ジャワ州、バンテン州。ジャワ中央部	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	ラジャスタン州のカルベリアの民謡と舞踊	インド	カルベリアの民謡と舞踊は、昔の蛇使いの生活様式を表現する。打楽器や管楽器の伴奏で、民謡と女性の舞踊が演じられる。	○	○	○	○	○		インド砂漠地帯のラジャスタン州の蛇使いのカルベリア集落	ラジャスタン州のカルベリア	無形民俗文化財 (民俗芸能)
20	クルクプナルのオイル・レスリングの祭典	トルコ	エディルネ市で行われる650年以上続く世界最古の祭典。祭典の中心はオイル・レスリング。	○	○	○		○		エディルネ市及び関係団体	エディルネ市	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓞ <娯楽・競技、年中行事>
21	クラケリゲンとトネケンスブラウ、ヘラースベルケンでの冬の終りのパンと火の饗宴	ベルギー	クラケリゲン(パンを撒く儀式)とトネケンスブラウ(火の饗宴)。市場が開催される毎年3月第1月曜日の1週間前の日曜日に冬の終りと春の訪れを祝って行われる。					○		ヘラースベルケンの市民と関係者	ヘラースベルケン市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
22	組踊、伝統的な沖縄の歌舞劇	日本	音楽(歌と三弦楽器)、舞踊及び所作からなる歌舞劇。					○		伝統組踊保存会	沖縄県	無形文化財 (芸能)

23	モンゴルの伝統芸術のホーミー	モンゴル	ホーミーは、一人で2種類の声を同時に出す倍音唱法。		○					ホーミーの実演家は、ホブド県、オブス県、バヤン・ウルギー県、ザブハル県にみられる。	アトラス山脈地域モンゴル西部の4県。近隣諸国にもみられるが、中央アジアのモンゴル遊牧民族の子孫	無形文化財 (芸能)
24	ムディエツ、ケララ州の儀式的な舞踊劇	インド	女神カリと悪魔ダリカの戦いの神話に基づくケララ州の儀式的な舞踊劇。250年以上の伝統を持ち、収穫季節後の2月～5月に各地の寺院で演じられる。	○	○	○	○	○		ケララ州の3家族	ケララ州のエルナクラム、トリシューール、コッタヤム、イドウッキの4地区	無形民俗文化財 (民俗芸能)
25	ホーラーサンのバクシーの音楽	イラン	ドゥタール(ロング・リュート型の二弦楽器)弾きの名手であるバクシーが、ドゥタールを弾き、叙事詩等を吟じる。	○	○	○		○		ホーラーサンのバクシー、ホーラーサン北部の住民	イラン東部のホーラーサン州北部地域	無形文化財 (芸能)
26	ナーダム、モンゴルの伝統的な祭り	モンゴル	毎年7月11日～13日に行われる武術大会。競馬、モンゴル相撲及び弓術の3種類の競技が行われる。	○	○	○		○		モンゴルの国民全て	モンゴル全域、特に中央部と西部。	無形民俗文化財 (年中行事、 娯楽・競技)
27	パフレヴァーンとズールハーネの儀式	イラン	ズールハーネというイスラム教及びミトラ信仰の影響を受けた八角形のドームの中で、古代の武器を持った10人～20人の男性によって、リズムカルで音楽的、劇的で儀式的な動きが、喜び、健康及び倫理教育のために行われる。	○	○	○		○		イラン全土に数多くの男性が参加する。関連団体が設立されている。	イラン全土に約500のズールハーネがあり、その大部分は中央地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>
28	チャパ・デ・コロソの伝統的な1月のパラチコ祭	メキシコ	1月4日～23日にエスキプラス(黒いキリスト像)、聖アントニー・アボット及び聖セバスチャンの3聖人を崇拝する儀式。先住民とスペインの記憶が混じりあった踊りとともに、音楽、仮装行列、手工芸、美食、宗教行事等のお祭り。	○	○	○	○	○		チャパ・デ・コロソの住民、踊り子、音楽家、工芸家、料理人、聖セバスチャン等の礼拝者など	メキシコ南部、グリハルヴァ川沿いのチャパ・デ・コロソの町。住民はチアパネリ族だったが、現在はメスティーソ(混血人)。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
29	京劇	中国	19世紀半ばに中国南北各地の様々な演劇要素を取り入れて北京で発展した演劇。歌、朗唱、踊り、武術、音楽が総合した中国を代表する演劇。		○					北京・上海・天津の各オペラハウス、北京京劇発展財団、北京京劇学校など	中国全域。中心は、北京、天津、上海。	無形文化財 (芸能)
30	プレペチャ族の伝統歌、ピレクア	メキシコ	ピレクアは、16世紀から継承されてきたプレペチャ族の代表的な音楽。歌詞は、女性への愛や求婚、社会・政治思想、歴史的出来事、宗教まで幅広い。	○		○				ミチョアカン州の先住民族プレペチャ族、3万4千人。	メキシコ中西部、特にミチョアカン州。	無形民俗文化財 (民俗芸能)

31	タァズィーエの儀式的演劇芸術	イラン	400年にわたり継承されてきた儀式的・宗教的演劇で、詩、音楽、歌及び動作が基本4要素。宗教的出来事、歴史的・神話的物語、イラン民話を基にしている。	○	○			○		イランのイスラム教徒。主な関係者は、演劇等の関係機関及び宗教機関	イラン全域、特にイラン中央部	無形文化財 (芸能)
32	シザー・ダンス	ペルー	4世紀前にペルー・アンデス中南部で生まれた儀式舞踊で、ハープとヴァイオリンの伴奏で、ハサミの刃に似た2本の鉄の棒をもって踊ることから名前が付いた。先住民の世界観と西洋の音楽楽器及び衣装が結びついたもの。							ケチュア族の村の住民、シザー・ダンスの関係団体	ペルー・アンデス中南部のアプリアリ県、アヤクーチョ県、ワンカペリカ県。海拔2500~4000m。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
33	セマー、アレヴィー・ベタクシの儀式	トルコ	第4代カリフのアリを称える信仰の仕組みであるアレヴィー・ベタクシの宗教儀式ジェムの一つ。音楽の伴奏に合わせてリズムカルに演じる神秘的・審美的な体の動き。	○	○	○				第4代カリフのアリを称える信仰コミュニティ	トルコ全域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
34	フリネツコ地域の村落群での戸別訪問する仮面行列	チェコ	冬の終り、カーニバルの終りの時期である聖灰の水曜日の前に、ブラスバンドとともに戸別訪問する仮面行列。各戸では豊作と家族の繁栄を祈念する儀礼的な踊りを演じる。	○		○	○	○		フリネツコの町と近隣村落群の住民	東ボヘミアの南部	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
35	シニスカ・アルカ、シーニ騎士のトーナメント	クロアチア	町を救った聖母マリアを称えて18世紀に設けられたシーニで開催される騎士のトーナメント。乗馬で疾走して3.22mの高さの鉄の輪を長い槍で突き刺す競技。	○	○	○		○		シーニのアルカ騎士協会、ツェティニエ地域及びシーニの住民全体	ダルマチア地方のツェティニエ地域	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓜ <娯楽・競技>
36	スタルティネス、リトアニアの多声合唱	リトアニア	リトアニアの伝統的な少人数による多声合唱。合唱は女性だけで、男性は伴奏を行う。歌詞は、仕事、年中行事、家族、戦時、歴史的出来事など。						○	40以上の実演家のコミュニティ	リトアニア北東部	無形民俗文化財 (民俗芸能)
37	アゼルバイジャン共和国におけるアゼルバイジャン絨毯の伝統的織物技術	アゼルバイジャン	四角形で様々な大きさの伝統的な手織りの絨毯。床に敷いたり、壁の装飾に用いる。更にバッグ、馬カバー、カーテン、衣服なども作られる。	○				○		アゼルバイジャンで伝統的な手織り絨毯に従事する人々、コーカサス等の他の地域でアゼルバイジャン絨毯の製作に従事する人々	アゼルバイジャンの中では、特に、バクー、クバ、シルヴァン、ギャンザ、カザフ、カラバフ、ナヒチェヴァン	無形文化財 (工芸技術)

38	伝統的なメキシコ料理、先祖伝来の進化するコミュニティ文化、ミチョアカンの範例	メキシコ	伝統的なメキシコ料理は、先住民族の料理を母体とし、征服者のスペイン料理の影響を受けている。トウモロコシ、インゲン豆、唐辛子が基本。儀礼や誕生、人の死などの重要行事の際のコミュニティの食事を代表する。							メキシコ中西部のミチョアカン州の人々	中西部のミチョアカン州	(生活文化)
39	ファルス州の絨毯織りの伝統技術	イラン	ファルスの絨毯は、7世紀から続く遊牧民の女性による手織りで、馬の胴掛けやナップサックを含む日常生活用である。口頭で伝承された技術にしたがって織っていく。							ファルス州の住民は約21万4千人で、その絨毯織り関係者	イラン南西部のファルス州、特に遊牧民	無形文化財(工芸技術)
40	カシャーンの絨毯織りの伝統技術	イラン	綿糸又は絹糸を用いた手織り絨毯で天然染料を用いる。織り手は女性で、母や祖母から受け継ぐ。							カシャーンの人口37万人のうちの約3割(うち女性が7割)が従事する。	イラン中央部のカシャーン市、イランの古代都市の一つ。	無形文化財(工芸技術)
41	伝統的なソフベットの集会	トルコ	15～16歳以上の男子だけの集会で、社会生活での連帯を強め模範的な人間になるために、音楽や郷土料理を楽しみながら談話する。名前や年齢制限、頻度、人数などは地域によって異なる。							15～16歳以上の男子	トルコ全域	無形民俗文化財(風俗慣習) <社会生活>
42	プッチブ(パラブレロ)によって行われるワユ族の規範システム	コロンビア	違反と補償、過失と賠償の二元関係をもとにワユ族の社会秩序を維持する基本システム。プッチブ(パラブレロ)が補償と賠償の原則に立ち、紛争を平和的に解決する。							ワユ族コミュニティ	コロンビア北部とヴェネズエラ北西部の間にあるグアヒラ半島	無形民俗文化財(風俗慣習) <社会生活>
43	結城紬、絹織物の生産技術	日本	鬼怒川沿いの結城市及び小山市で継承されてきた絹紬の生産技術。							本場結城紬織技術保存会	茨城県結城市、栃木県小山市	無形文化財(工芸技術)

2011代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	東クロアチアのベ チャックの歌唱 と演奏	クロアチア	東クロアチアの住民の地域アイデンティ ティを表現する音楽・口承文学。叙情詩 を通じてコミュニティの価値を伝える。 リード歌手は力強く、歌手間のコミュ ニケーションが基本となる。	○	○	○				東クロアチアのスラ ヴォニア地域、バラ ニャ地域及びスリ イエム地域の住民	東クロアチアのスラ ヴォニア地域、バラ ニャ地域及びスリ イエム地域	無形文化財 (芸能)
2	ケシケキの儀式的 な伝統	トルコ	婚礼儀式、国や宗教的祭日、慈善組織、 雨乞い儀式などハイレベルの参加がある 儀式の際に行われる社会的・文化的慣 習。小麦と肉を大鍋で料理してケシケキ を作り、客にふるまう。			○	○			各コミュニティの全 員、特に料理人、村 の長、婚礼儀式のホ ストなど。	地方が中心である が、トルコ全域	(生活文化)
3	中国の影絵人形芝 居	中国	革又は紙の影絵人形、音楽及びオペラ風 の歌唱で芝居を行う。		○					中国影絵芸術協会、 国レベルの影絵芝居 保護期間、国認定の 影絵芝居後継者	陝西省、湖南省、河 北省など中国全域	無形文化財 (芸能)
4	フランスの伝統馬 術	フランス	5世紀以上にもわたりフランスの伝統馬術 は普遍性をもってきた。騎手と馬との調 和の取れた関係が特徴であり、単なる技 能ではなく教育、一種の体操、芸術であ る。	○		○	○	○	○(体の技能)	ソーミュールのカー ドル・ノア。国立馬 術学校が中心。ロッ ト将軍が19世紀末に 出版した馬術の指導 原則に従っている騎 手で構成される。	ソーミュール地域が 中心。フランス及び 仏語圏各国等にも広 がる。	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <娯楽・競技>
5	ポルトガル都市部 のポピュラー歌 謡、ファド	ポルトガル	19世紀第二四半期に多文化社会の結果と してリスボンで発展した音楽と詩を取り 入れた芸能。20世紀にはポルトガルで都 市部の歌謡の中で最も人気がある。	○	○	○				リスボンの様々なコ ミュニティ	リスボンで発展し、 ポルトガルや世界に 移住したポルトガル 人の間に普及	無形文化財 (芸能)
6	アルヘメシの健康 の乙女の祭礼	スペイン	1247年から始まり、毎年9月7日及び8日 に行われる。1400人が参加して、上演、 音楽、舞踊などが街に歴史地区で行わ れ、さらに15世紀設立のセント・ ジェームズ協会から17世紀設立のトロバ ヤ礼拝堂まで宗教行列が行われる。	○	○	○	○			アルヘメシの人々	スペイン東部ヴァレ ンシア州のアルヘメ シ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

7	チョルタギ、綱渡り	韓国	3つの演者の役割からなる伝統的な韓国の芸能。冗談、物まね、歌や踊りなどをしながら綱渡りをする演者、地上から綱渡り演者と対話のやりとりをする演者、音楽チームの3つであり、さらに観客もやり取りに参加する。		○					チョルタギ保護協会。17人のメンバー。	韓国全域で行われるが、京畿道が最も盛ん。	無形文化財 (芸能)
8	ルーヴェンの年齢集団の通過儀礼	ベルギー	130年以上継承されている人生の通過儀礼。40歳から同一年齢集団が構成され、様々な社会的・文化的・慈善活動を行い、50歳で終了する。50歳以後も継続し、全員が死去すると解散する。			○				ルーヴェン市民	ブリュッセルの東30kmにあるフランダース地方の首都	無形民俗文化財 (風俗慣習) <人生・儀礼>
9	マリアッチ、弦楽器音楽、歌、トランペット	メキシコ	18世紀末から19世紀初めにかけて、ニュースペイン北西部において、欧州からの弦楽器、アフリカのリズム及び現地の踊りスタイルが混合してできたメキシコ伝統の音楽表現	○	○	○				ハリスコ州、ナヤリト州、コリーマ州、ミチョアカン州が中心	メキシコ西部の4州が中心でメキシコ全域に広がる	無形文化財 (芸能)
10	壬生の花田植え	日本	毎年6月第一日曜日に稲の生育と豊作を祈願して行われる。飾り立てた牛が田を耕したあと、田植えが行われる。			○				壬生の花田植保存会	広島県山県郡北広島町	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>
11	ニエモ・コロ、ダルマチア地方内陸部の無音楽円舞	クロアチア	無音楽円舞だが、円舞の前後には音楽が演じられる。カーニバル、休日、婚礼などで演じられる			○	○			文化クラブを中心にダルマチア地方内陸部のコミュニティ全体	ダルマチア地方内陸部	無形民俗文化財 (民俗芸能)
12	コイヨリッティの主の聖地巡礼	ペルー	海拔4000mのシナカラ渓谷にあるコイヨリッティの主の聖地への巡礼。イースターの58日前に始まり、キリスト聖体の祝日の1日前に終わる。アンデスの神秘とカトリックが混合した社会慣習でアンデス地方で最も重要な祭礼。巡礼の内容は踊りで全体で約100種類の踊りがある。巡礼はネーションと呼ばれる8つの大きな集団に分かれ、クスコを中心にアンデス内陸部から9万人の巡礼者が参加する。							8つの巡礼団体(ネーション)及びコイヨリッティの主協会	ペルー南部アンデスのクスコ地方	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

13	チェコ共和国南東部の王の乗馬	チェコ	1年で最も有名で格式の高い行事。キリスト教の祝祭の一環として、儀式用の衣装をした若者が、王、付添いの少年、乗馬隊などに扮して、村を乗馬で行進する。	○	○	○	○	チェコ南東部スロヴァーツコ地方の4つの町村の住民	チェコズリーン州のハルク、クノヴィツ、ヴルチェノフ、南モラヴィア州のスコロニツェ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
14	佐陀神能	日本	毎年9月24日及び25日に地域の守り神の佐太神社で奉納される神楽。17世紀初めから継承されている。		○			佐陀神能保存会	島根県松江市	無形民俗文化財 (民俗芸能)
15	テッキョン、韓国の伝統武術	韓国	なめらかでリズムのある踊りのような動きで相手を打ったり、ぐらつかせる伝統武術。国の守りと儒教精神に基づいており約50人の認定演技者がいる。		○		○	韓国テッキョン協会、世界武術連盟、国内全土に85教育センター	国内全域。中心は忠清北道忠州市。	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <娯楽・競技>
16	ユルパリのジャガー・シャーマンの伝統的知識	コロンビア	ピラパラナ川沿いに住む全ての少数民族の代表的な文化遺産。人間と自然、さらには土地、時間及び生活を取り扱う先祖伝来の伝統的知識。				○	コロンビア・アマゾンのピラパラナ川沿いに住む少数民族のコミュニティで、1996年にはピラパラナ族長及び伝統的先住民機関協会を設立。	コロンビア南東部、アマゾン北西部のピラパラナ川領域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <民俗知識>
17	シアティトサの詩的決闘	キプロス	長く受け継がれてきた二人の詩の競い合いであり、音楽の伴奏に伴い、韻を踏んだ詩の朗読をし合う。	○				ラルナカ及びファマグスタ地区のコミュニティ	キプロス全域、特にラルナカ及びファマグスタ地区	無形文化財 (芸能)
18	韓山地域の苧(カラムシ)織り	韓国	1500年以上継承されてきたカラムシ織りの伝統。カラムシ織りの衣服は通気性があり、暑い夏に適している。				○	韓山地域の中年女性。織手は約150人	忠清南道ソチョン郡韓山地域	無形文化財 (工芸技術)

2012代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	アル・アジ、エレジー、行列行進と詩	オマーン	オマーンの剣芸術の一つで、剣を持ちながらの行進をしつつ、伴奏なしで詩を詠唱する。詩の内容は、歴史的な物語、部族や重要人物・出来事の賛辞などである。	○	○	○				砂漠の部族の遺産であったが、今日ではオマーンの人々全体	オマーンの北部地域	無形文化財(芸能)
2	アル・タグルーダ、UAEとオマーンの伝統的なベドウィン族の詠唱詩	UAE,オマーン	伝統的なベドウィン族の詠唱詩で元々は楽器の伴奏はなかった。ラクダで旅をする男性によって詠唱されていたものであり、愛、友情、称賛、部族の結束などが内容。	○	○	○				UAE西部や山岳地域でラクダを飼育する部族。オマーンでは北部、中央部、南部のベドウィン族。	UAEではアブダビ西部の砂漠地帯。オマーンではUAEとの国境地帯の北部及び中央部。	無形民俗文化財(民俗芸能)
3	アリラン、韓国の抒情詩的な民謡	韓国	喜びと悲しみを伝える民謡で何世代にもわたり作り、受け継がれてきた韓国を代表する民謡。地域ごとに特色がある。	○	○					国外在住の韓国人を含む韓国人全体	韓国全域で、韓国人が居住する海外にも及ぶ	無形文化財(芸能)
4	ラダックの誦経：インドのジャンムー・カシミール州のトランス・ヒマラヤ地域ラダック地方の聖なる仏教経典の朗唱	インド	毎日、ラダック地方の僧院では僧が聖なる仏教経典を朗唱する。また仏教カレンダーで重要な日には特別な朗唱が行われる。鐘、太鼓、シンバル、ラッパなどの楽器の伴奏がある。	○	○	○				ラダック地方の僧院に住む僧及び大乘仏教及び金剛乗を信仰するラダック地方の人々	インドのジャンムー・カシミール州ラダック地方カルギ及びレー地区	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
5	スフルのさくらんぼ祭り	モロッコ	1920年代から始まり、毎年6月に3日間開催されるモロッコ最古の祭り。さくらんぼ摘みを祝い、さくらんぼ女王パレードをはじめ、様々な行事が行われる。		○	○	○	○		スフル市及びスフル県の人々	スフル市	無形民俗文化財(風俗慣習) <年中行事>
6	タール、首長弦楽器の工芸と演奏の芸術	アゼルバイジャン	首長弦楽器のタールの工芸と演奏は、中世の時期から継承されているが、今日の形になったのは19世紀はじめ。		○			○		タール製作は個人又は家族。タール演奏は、プロ・アマ含め国内全域。	タール製作及び演奏は、首都バクーが中心であるが、その他の地域にもみられる	無形文化財(芸能・工芸技術)
7	ホレズ陶器の職人芸	ルーマニア	300年継承されてきた陶器製法。色は褐色、赤、緑、青、象牙色など鮮やかな色合い。					○		ホレズ市と隣接のオリリ村の陶工50人	ルーマニア南西部のオルテニア地方ヴルチェア県北部のホレズ市	無形文化財(工芸技術)

8	マリ、ブルキナ ファソ、コートジ ボワールのセヌ フォ族のバラフォ ンにまつわる文化 的な慣習と表現	マリ、ブ ルキナ ファソ、 コートジ ボワール	木と竹でできた木琴であるバラフォン は、セヌフォ族にとって、道徳的価値や アイデンティティに関する価値を伝達す る社会的機能を有する。	○	○	○	○	○		セヌフォ族のコミュ ニティ	マリ及びコートジボ ワールからブルキナ ファソ西部に広がる	無形文化財(芸 能・工芸技術)
9	フェスト・ノズ、 ブルターニュ地方 の伝統舞踊の集団 的実践に基づく祭 りの集い	フランス	ブルターニュ文化で1950年代の急速な都 市化にも適合した。歌や音楽の伴奏に 伴って伝統舞踊が数多く行われる。	○	○	○		○		音楽家、踊り手はじ め数多くの人々	ブルターニュ地方及 びパリなどに住むブ ルターニュ人	無形民俗文化財 (民俗芸能)
10	キブドのアッシジ の聖フランシス祭 り	コロンビ ア	毎年9月3日から10月5日までキブドで行 われる。アフリカ系の人々が聖フランシ スを祝う祭りで音楽や踊りが行われる。 10月3日には聖フランシスはアトラト川を 移動する。	○	○	○		○		キブド市のアフリカ 系住民。アフリカ系 チョコ住民は約22万 人。	コロンビア北西部 チョコ県の県庁所在 地キブド市。熱帯雨 林地帯。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
11	コルドバのパティ オ祭り	スペイン	毎春、5月上旬の12日間、コルドバのパテ イオを開放する祭り。路上では歌や踊り が披露される。	○	○	○	○	○		コルドバの全住民	アンダルシア地方コ ルドバの歴史地区	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
12	マチョーの民俗芸 術、伝統的コミュ ニティの刺繍	ハンガ リー	周囲のプロテスタントに囲まれた強い ローマ・カトリック信者コミュニティの マチョーで継承されてきた花柄模様が特 徴の刺繍					○		ハンガリー北東部の メズークベシュドの 町と周辺の村からな るマチョー地域の住 民	ブダペストから130 km北東のマチョー地 域	無形文化財 (工芸技術)
13	フレヴォ、レシ フェのカーニバル の芸能	ブラジル	19世紀後半から始まったレシフェのカー ニバルで演じられる音楽や踊り。	○	○	○		○		レシフェにある様々 なカーニバル協会及 び多数の個人	ブラジル北東部ペル ナンブーコ州の州都 レシフェ	無形民俗文化財 (年中行事)
14	イチャペケネ・ピ エスタ、サン・イ グナシオ・デ・モ クソスの最大の祭 り	ボリヴィ ア	聖イグナシオ・ロヨラの異教徒との闘い の勝利とモヘーニョ族の祖先を敵から 守ったことを祝う祭り。毎年7月7日～8月 5日に行われ、7月30日及び31日がクライ マックス。	○		○	○	○	○(アマゾン 先住民族楽 器演奏、古 典的典礼語 の更新、バ ロック聖歌 等)	サン・イグナシオ・ デ・モクソスの住民 及び関係グループ	ベニ州の州都トリニ ダードから96kmに位 置するモクソス県の サン・イグナシオ・ デ・モクソス、少数 民族のモヘーニョ族 が住む。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
15	クロアチア南部ダ ルマチア地方の多 声合唱、クラパ	クロアチア	ダルマチア地方の多声合唱で、19世紀半 ばからクラパと呼ばれる。歌のテーマと しては愛が中心。	○	○	○				ダルマチア地方の住 人	クロアチア南部のダ ルマチア地方	無形民俗文化財 (民俗芸能)

16	アントル・サンブル・エ・ムーズの行進	ベルギー	宗教的な行進で、軍服を着用した参加者が護衛する形式で行進を行う。毎年行われる。			○				アントル・サンブル・エ・ムーズの全住民、約95000人。	ベルギー南部、ワロニア地方のアントル・サンブル・エ・ムーズ地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
17	メシル・マージュヌ祭り	トルコ	マニサ市で毎年3月21日～24日に行われる500年近く続いている祭り。ハフサ・スルタンが体調を崩したときに41種類のハーブやスパイスを混合したペーストを投与されて劇的に回復したことから、ハフサ・スルタンが人々に分け与えたことから始まった祭り。	○	○	○	○			マニサ市の人々、シェフや見習い、担当の女性、導師、楽団など	トルコ南西部、首都アンカラから約560kmにあるマニサ市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
18	那智の田楽：那智の火祭りで演じられる神事芸能	日本	豊作祈願のために笛と太鼓の伴奏で、熊野那智大社で舞踊が演じられる。那智の火祭りの重要な一部。				○			那智の田楽保存会	和歌山県那智勝浦町	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	アルメニアの叙事詩「サスン家のダヴィド」の上演	アルメニア	サスン家の4世代にわたる英雄叙事詩。ダヴィドがアルメニアを敵から守った説話は、何世紀もの口承を受けて7～11世紀に形成された。毎年10月第1土曜日が、叙事詩デーとされ上演等が行われる。	○					○(国のアイデンティティの一部をなし、国の歴史や起源と結びついた記憶)	国内外のアルメニアの人々	アルメニア全域及び海外のアルメニア人コミュニティ	無形文化財 (芸能)
20	カシャーンのマシュハド・アルダハールのガーリシューヤーンの儀式	イラン	イスラム教の絨毯洗いの儀式。聖廟イマームザーデ・ソルタンアリーと近くの聖なる川で、ソルタンアリーの殉教日である毎年10月上旬の金曜日に行われる。	○	○	○	○	○		カシャーン市、アルダハール村等の人々	イラン中央部イスファハン州カシャーン市及び同市の西42kmのマシュハド・アルダハール	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
21	トレムセンの結婚衣装の伝統にまつわる儀式と工芸技術	アルジェリア	花嫁は、伝統的な金色のシルクの衣装をまとい、両親の家で姉妹、従妹や既婚女性に囲まれて儀式が始まる。花嫁の衣装は、家族間の連帯や世代間の継承を表す。				○			トレムセンのコミュニティ全体	アルジェリア北西部のトレムセン	無形民俗文化財 (風俗慣習) <人生・儀礼>
22	シェーメンラオフ、オーストリアのイムストのカーニバル	オーストリア	受難節が始まる前の日曜日に4年ごとに行われる仮面の行列のパレード	○	○	○				イムストに住む16歳以上の住民	チロル地方西部のイムスト(9500人の住人)	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

23	クレモナの伝統的なバイオリンの制作技術	イタリア	16世紀から継承される世界最高とみなされるクレモナの伝統的なバイオリンの制作技術		○	○	○	○		141のバイオリン製作工房とバイオリン製作協会	ロンバルディアとエミラ・ロマーニャの間に位置するポー川沿いのクレモナ	無形文化財 (工芸技術)
24	エクアドルのテキーラ・パナマ草の帽の伝統的な手編み技術	エクアドル	ヤシの木からとれる繊維を利用し、スペイン征服以前の伝統的な知識に基づいて、テキーラ・パナマ草の帽子(パナマ帽)を作る手編み技術				○	○		材料となる繊維の生産者、手編み製作者、商人	エクアドル太平洋岸のマナビ県とサンタ・エレナ県、南部山岳地帯のカニヤール県とアスアイ県	無形民俗文化財 (民俗技術)
25	ヴェネズエラの聖体祭の悪魔の踊り	ヴェネズエラ	17世紀半ばから継承され、聖木曜日に続く9回の木曜日に聖体祭を祝って行われる。悪魔や動物の仮面を被り、音楽の伴奏で踊る。				○			17～19世紀に創設された聖体祭の悪魔の踊りの諸団体。全体で約5千人。	ヴェネズエラの中央海岸地域沿いの多くの小さな集落	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
26	フート省のフン王の崇拜	ヴェトナム	第3太陰月の最初の1週間、ギアリン山フン神社で歴史上の英雄フン王を祀る祭りが行われる。				○			フート省の109村に住むヴェトナム人コミュニティ	ヴェトナム北東部のフート省	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

2013代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	古代ジョージアの伝統的なクヴェヴリ・ワインの製造方法	ジョージア	数千年にもわたりジョージアで継承されてきたワインの製造方法。クヴェヴリという卵型の粘土壺を地中に埋めて発酵させる。			○	○	○		ジョージア全域で製造される。	ジョージア全域	無形民俗文化財(風俗慣習) <生産・生業>(民俗技術)Ⓔ
2	シティ・アブデル・カテル・ベン・モハメッド(シディ・シェイク) 霊廟への年次巡礼	アルジェリア	イスラム神秘主義のスーフィーのコミュニティが組織する巡礼。毎年6月最終木曜日から3日間続き、宗教儀式や祭典が行われる。	○		○		○	○(剣術、乗馬、舞踊など)	エル・アビオド・シティ・シェイクのイスラム神秘主義スーフィーのコミュニティ	アルジェリア北部	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
3	ヴェトナム南部のドン・カー・トゥーの音楽と歌の芸術	ヴェトナム	19世紀末から発展した伝統歌謡で、リュートや二弦楽器など様々な楽器の伴奏で歌われる。祭礼、葬式、婚礼など様々な行事の際に演じられる。		○					ヴェトナム南部の音楽家族や音楽集団。2万9千人以上。	ヴェトナム南部の21県	無形民俗文化財(民俗芸能)
4	大きな構造物を担いでの行列の祝賀行事	イタリア	カトリックの伝統を受け継ぐ4つの宗教的祝祭行事。守護聖人の彫像を飾り付けた大きな構造物を担いでの行列。	○	○	○		○		ノーラ、パルミ、ヴィテルボ、サッサリの4つの歴史都市。それぞれに行事を継承する市民グループを形成。	カンパニア州ナポリ県ノーラ、カラブリア州レッジョ・カラブリア県パルミ、サルディーニャ自治州サッサリ、ラティオ州ヴィテルボ	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
5	中国珠算、そろばんでの算術計算の知識と慣習	中国	5つ珠と7つ珠のそろばんがある。算術計算の道具として用いられる。				○			中国珠算協会、中国珠算博物館等	中国、香港、マカオ、台湾	無形民俗文化財(風俗慣習) <民俗知識・数理>
6	パラ州ベレン市でのナザレ大祭	ブラジル	10月第2日曜日にベレン市で行われる聖母マリアの祝祭。	○	○	○			○(芸術表現)	ベレン司教管区、ナザレ大聖堂、関係諸団体、州市政府	ブラジル・パラ州ベレン市	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
7	キリストの真実の聖十字架発見の記念祭	エチオピア	4世紀のコンスタンチノーブルの聖ヘレナ皇后が真実の十字架を地中から発見したことを祝う祝典。十字架を意味するマスカラ祭として知られ、エチオピア全土で9月26日に行われる宗教的な祝典。			○				アムハラ族、ティグレ族、オロモ族並びにエチオピア南部の諸民族が中心	エチオピア全域。アレディスアベバのマスカラ祭が全国の中心。	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>

8	シュティプの四十人聖殉教者祭	北マケドニア	毎年3月22日に聖殉教者を称え、春の訪れを示す祭り。イサルの丘に登る際に40個の小石を集めるなど40にまつわることを行う。丘の上から39個は川に投げ入れ、残る1個は眠る際に枕の下に置く。							シュティプ市の住民	北マケドニア東部の中央部に位置するシュティプ市、特にイサルの丘。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
9	キムジャン、キムチ作りと分かち合い	韓国	晩秋の時期に長く厳しい冬を過ごすために大量のキムチを作る。キムチ作りは少なくとも760年前から行われている。							全ての韓国人	韓国全域及び海外に居住する韓国人	(生活文化)
10	ケスワチャカ橋の毎年の架け替えに関連した知識・技術・儀式	ペルー	クスコ地方ケウラ地区のアプリマック川の峡谷に架かっている、麦わらロープの吊り橋ケスワチャカ橋は毎年架け替えられる。600年来のインカの技術を用いて3日間で架け替えられるが、関係する4つのコミュニティ間の関係を強めるために祝祭や儀式が行われる。							クスコ地方ケウラ地区のケウラ語を話す4つのコミュニティの住民。約3300人。	ペルーのアンデス山脈南部のクスコ地方ケウラ地区のアプリマック川峡谷に架かるケスワチャカ橋	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事> (民俗技術)
11	キルギスの叙事詩三部作：マナス、セメタイ、セイテク	キルギス	千年以上前に作られた口承叙事詩。キルギス建国の英雄マナス、子のセメタイ、孫のセイテクと続く叙事詩で、計13時間の長さ。							叙事詩三部作の語り手コミュニティ。研究コミュニティ。キルギスの国民	キルギス全域	無形文化財 (芸能)
12	グアレナスとグアティレの聖ペドロの祭り	ヴェネズエラ	19世紀初期から行われる儀式及び祝祭。6月28日午後から聖ペドロの聖像を持ち深夜まで歌いながら行進する。聖ペドロの日の6月29日には、聖ペドロが奴隷マリア・イグナシアの病気の娘を癒したとの口承を表現するために聖ペドロの聖像を揺らしながら、踊り、音楽し、歌う。							グアレナスとグアティレに居住する伝統的な担い手グループ。	ヴェネズエラの首都カラカスの東部35kmのミランダ州のプラザ市グアレナスとサモラ市グアティレの2つのコミュニティ。約45万人の住民。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
13	リムーザン地方の7年毎の直示(聖遺物の披露)	フランス	リムーザン地方の教会に残されている聖遺物を7年毎に披露し、礼拝する。994年に遡るが、現在では19カ所で行われ、人気のある祝祭となっている。							12～15世紀に始まる13の友愛団体、8つの直示委員会、市、教区、多くのボランティア。	リムーザンと歴史的関係のある19カ所	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

14	地中海料理	キプロス、クロアチア、スペイン、ギリシア、イタリア、モロッコ、ポルトガル	地中海料理は、技能、知識、儀礼、象徴及び伝統のセットで、風景から食卓までに及ぶ。	○		○	○	○		地中海沿岸コミュニティを中心とする7か国のコミュニティ全体。各国ごとに象徴的なコミュニティがあげられる。	7か国の領域	(生活文化)
15	男性グループのコリンダ、クリスマス期の儀式	ルーマニア、モルドヴァ	17世紀から継承されてきた口承伝統文化に属するクリスマス期の儀式。休暇の開始、季節の挨拶、占い、社会的アイデンティティと結合、見世物公演、文化遺産などの機能を持つ。			○				ルーマニア14コミュニティ、モルドヴァ8コミュニティ。男性は伝統的に未婚の若者。	ルーマニアとモルドヴァ全域。特にルーマニアのカルパティア山脈域及び南東部、モルドヴァの北部、東部中央部、南部。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
16	テルホヴァーの音楽	スロヴァキア	テルホヴァー村コミュニティの土着の伝統的な口承音楽文化で。2弦バスやアコーディオンの弦楽アンサンブルの伴奏と集団的な声楽、民族舞踊からなり、19世紀以来継承されている。	○	○	○		○		テルホヴァー村の住民、約5000人。	スロヴァキア北西部に位置するテルホヴァー村	無形民俗文化財 (民俗芸能)
17	ウクライナ装飾民俗芸術の事象としてのペトリキフカの装飾絵画	ウクライナ	19世紀末から継承されている装飾絵画で、最初は壁画から始まり、その後屋内だけでなく、収納箱や民俗楽器、紙の絵画なども作成している。花などの植物を幻想的に描く点に特徴がある。					○		ペトリキフカ村のコミュニティ	ウクライナ・ドニプロペトロ・ウシク州のペトリキフカ村。ペトリキフカ装飾絵画センターがある。	無形文化財 (工芸技術)
18	アルジェリア、マリ、ニジェールのトゥアレグ社会でのイムザドに係わる慣習と知識	アルジェリア、マリ、ニジェール	イムザドは、一弦のリユート状の楽器であり、トゥアレグ族の象徴的な音楽を意味する。イムザドを弾くのは女性に限られる。	○	○	○		○		アルジェリア、マリ、ニジェールのトゥアレグ族コミュニティ	サハラ砂漠西部のアルジェリア、マリ、ニジェールにまたがる地域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	サンキルタナ：マープル州の儀式的な歌唱、太鼓、舞踊	インド	マニプル平原のヴィシュヌ教信者の宗教的・儀式的な歌唱、太鼓、舞踊。クリシュナ神の理論と教えが演技の中心。			○	○			マニプル平原のヴィシュヌ教信者のコミュニティ	インド北東部のマープル平原。隣のトリプラ州やアッサム州のヴィシュヌ教信者も含む。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>

20	オーストダイケルケでの馬上での小エビ漁	ベルギー	自然と緊密な関係を持つ伝統的な技能で、海に関する深い知識、砂地の細い土地及び馬への信頼が不可欠。冬を除いて週に2回程度海岸沿いに漏斗状の網を使いながら海岸沿いを馬で歩行し、飛び跳ねる小エビを網で取る漁法である。				○	○		オーストダイケルケに住む小エビ漁家の12家族及び関係自治体、博物館、NGOなど。	オーストダイケルケの海岸で1978年からはコクセッド市に属する。同海岸は仏国境から10km、ベルギーの北海沿岸に位置する。	無形民俗文化財 (民俗技術) <生産・生業>
21	ジャムダニ織りの伝統芸術	バングラデシュ	木と竹の伝統的な織機による手織り技法で紀元前4世紀から継承されている。図案は手織りの過程で直接織機で創造される。ジャムダニ織りでサリーなどが作られる。					○		約5000人の職人と見習いでジャムダニ・シルパ・コミュニティとして知られる。	ダッカ管区ナラヤンガンジ地区のルプシ、ソナルガオン、シディルガン	無形文化財 (工芸技術)
22	モンゴル・ゲルの伝統工芸技術とその関連慣習	モンゴル	モンゴルの遊牧民は、何千年にもわたり季節ごとに国内を移動し、そのための移動式住居としてモンゴル・ゲルを用いる。			○		○		ウブスハンガイ県が中心で385家族・グループ。	モンゴル中央部でハンガイ山脈南部のウブスハンガイ県	無形民俗文化財 (民俗技術) <衣食住>
23	トルコ・コーヒーの文化と伝統	トルコ	16世紀から継承されている。コーヒーの作り方としては最古の方法の一つであり、またトルコ・コーヒーは飲み物だけではなく、社交の場ともなる。	○		○		○		トルコに住む全ての人	トルコ全域	(生活文化)
24	和食；日本の伝統的な食文化-正月を例として -	日本	自然の尊重の精神に則り、年中行事や人生儀礼とも密接に結びついた和食に関する社会慣習	○		○	○	○		日本人全体	日本全域	(生活文化)
25	エクソーイ、セネガルのエクソーイ族の占いの儀式	セネガル	雨季の前に行われる伝統的な占いの儀式で歌や踊りを伴う。	○		○	○			セレール族	昔のシヌ王国をカバーするセネガル中西部のセレール族の地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

2014代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	アル・アヤラ、オマーンとUAEの伝統芸能	オマーン、UAE	詩歌、ドラム音楽及び舞踊からなる文化的な演技。婚礼や祭りなどで演じられる。男性約20人の2列が戦闘の場面を模して演じる。	○	○	○		○		オマーン西部とUAEのコミュニティ。演技集団が構成され、UAEでは32団体ある。	オマーン北西部。UAEではアル・アインオアシスが発祥で現在は7首長国で行われる。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
2	アル・ザジャル、朗唱・歌唱詩	レバノン	日常や生涯の出来事に関する種々のテーマについての民俗詩を音楽の伴奏で朗唱・歌唱する。	○	○	○		○		レバノンの国民の大部分	レバノン全域。隣国のシリアやパレスチナ。	無形文化財 (芸能)
3	アルガン、アルガンの樹に関する慣習とノウハウ	モロッコ	モロッコ南西部に特有のアルガンの樹の果実からオイルを抽出する。アルガンオイルは、食用、薬用等に用いられる。	○			○	○	○	モロッコ南西部のアルガン生育圏の女性	モロッコ南西部	無形民俗文化財 (民俗技術) <生産・生業>
4	北朝鮮のアリラン民謡	北朝鮮	アリラン民謡。朝鮮半島北西部では14世紀末から歌われていた。	○	○	○				全ての朝鮮人	朝鮮半島全域のみならず、世界の各地域に住む朝鮮人	無形文化財 (芸能)
5	アスキア、機知の芸術	ウズベキスタン	口承民俗芸術。特定のテーマについて複数の参加者で掛け合い話をユーモアを交えて行う。日常のアスキアと舞台のアスキアがある。	○	○	○				プロとアマチュアのアスキアの演じ手集団がある。	ウズベキスタン東部のフェルガナ渓谷地域とタシュケント州。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
6	バイレ・チノ	チリ	カトリックの祝典の際にコミュニティの宗教的な礼拝を、太鼓や笛に合わせて集団で歌い踊り表現する慣習。			○				バイレ・チノという男性音楽家集団。多くのバイレ・チノが存在する。	チリ北部のノルテ・チコとして知られるものからチリ中央部まで広がる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
7	カンテ・アレンテジャーノ、ポルトガル南部のアレンテージョ地方の多声歌唱	ポルトガル	2つのパートでの伝統的な多声歌唱。楽器の伴奏はない。30人以下で構成される。	○	○	○				草の根の伝統的な歌唱で、約130のアマチュアの合唱グループがある。	ポルトガル南部のアレンテージョ地方の南部及び中央部。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
8	カポエイラ	ブラジル	アフリカ系ブラジル文化の慣習。格闘技とダンスを組み合わせたスポーツ競技。伴奏があり、見学者は円陣を作って観る。奴隷時代の17世紀に始まる。	○	○	○	○	○		約5000人の演技者	ブラジル全域	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <娯楽・競技>
9	マルカラの仮面と操り人形の出現	マリ	乾季に行われる仲間入り儀式と守護神への祈願がニジュール川近くの神聖な森の中で行われる。その際に人と自然との結び付きを表す仮面と操り人形の歌と踊りが行われる。	○	○	○	○	○		マルカラのバンバラ族、ボゾ族、マルカ族、ソモノ族のコミュニティ。	首都バマコから276kmにあるマルカラ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <人生・儀礼、祭礼(信仰)>

10	エブル、トルコのマーブリング(墨流し)技法	トルコ	緑、赤、黄などの多彩色で墨流し技法を用いて図案を紙に描くトルコの伝統的な技法。				○	○		エブルの芸術家、職人、見習い、学習者	イスタンブールが中心だが、トルコ全域でおこなわれる。	無形文化財(工芸技術)
11	プーノの聖母カンデラリアの祭り	ペルー	2月前半2週間に行われる宗教的、祝祭的、文化的祭り。カトリックと土着信仰の混合。伝統的な音楽と踊りを伴う聖母像の行進や、大規模な伝統的な踊りのコンテストがある。	○	○	○	○	○		プーノ地域13県のケチュア族とアイマラ族の農民コミュニティ	ペルー南部のアンデス高原のチチカカ湖沿いのプーノ市	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
12	グオカ、グアドループのアイデンティティを代表する音楽、歌、舞踊、文化的実践	フランス	18世紀にグアドループに奴隷として連れて来られたアフリカ人がもたらしたもので、現在ではグアドループのアイデンティティ。グアドループ・クレオール語の歌、太鼓のリズム、踊りからなる。	○	○	○	○	○	○	アフリカ人奴隷が起源で、今日ではグアドループ社会の全構成員	カリブ海小アンティル諸島のグアドループに加え、パリ地域、フランスの主要な大学都市。	無形民俗文化財(民俗芸能)
13	ドンブラ・キューイ、カザフの伝統芸術	カザフスタン	ドンブラという首長で梨型の伝統的な二弦楽器で2~3分の曲を演奏する。カザフスタンで最も普及している楽器。	○	○		○			カザフ社会各地域のコミュニティ	カザフスタン各地域に加え、中国やモンゴルのカザフ人社会。	無形文化財(芸能)
14	ヒオス島でのマスティック栽培のノウハウ	ギリシア	ヒオス島南部で栽培されるマスティックの低木から芳香の樹液が抽出される。			○	○	○		ヒオス島に約2000人の栽培農家	エーゲ海東部のヒオス南部の特定地域	無形民俗文化財(民俗技術)
15	コパチカタ、ピジャネク地方ドラムス村の社交ダンス	マケドニア	太鼓等の伴奏で半円陣になって踊る伝統的・躍動的な社交ダンス。現在では主に男性が演じる。					○		ドラムス村の住民	マケドニア東部ピジャネク地方ドラムス村	無形民俗文化財(民俗芸能)
16	ラヴァッシュ、文化的表現としての伝統的なアルメニア・パンの準備、意味、外見	アルメニア	伝統的な薄くて大きな長方形の形をしたパン。粘土製の竈で焼く。	○	○	○	○	○		アルメニアの国民全体及び海外のアルメニア人コミュニティ	アルメニア全域	(生活文化)
17	モンゴル人のナックルポーン・シューティング	モンゴル	羊の足のくるぶしの骨を用いた伝統的なゲーム。6~8人のチームで歌いながら、くるぶしの骨で作ったシャガイを指でパチンと弾いて標的に当てるもの。	○		○			○	モンゴル全域の人びと	モンゴル全域	無形民俗文化財(風俗慣習)® <娯楽・競技>
18	農楽、韓国の共同体の楽隊音楽、舞踊、儀式	韓国	打楽器演奏、行進、舞踊、演劇及び曲芸が混合した芸能。神への祈願、豊作祈願など様々な目的で演じられる。			○	○			韓国社会全体	韓国全域	無形民俗文化財(民俗芸能)

19	ニジェールの冗談関係の慣習と表現	ニジェール	冗談関係は、様々な民族言語コミュニティ間での社会慣習で、社会関係を規律し、友愛、連帯、陽気さを促進させる。	○	○	○	○			ニジェールの様々な民族言語コミュニティ	ニジェール全域。ナイジェリア、ブルキナファソ等近隣地域もあるがわずか。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <社会生活>
20	プリアイとアヤリチ、ヤンパラ族の文化である音楽と舞踊	ボリヴィア	プリアイは雨季に、雨による生命の再生と豊かさを祝って演じられる。アヤリチは、乾季にカトリックの聖人に献納する祭りの際に演じられる。		○	○	○	○		ケチュア・ヤンパラ族に属するインディアンコミュニティ。約3万人。	ボリヴィア南部チュキサク県の2300m～300mの渓谷に位置する6つの集落。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
21	アルジェリアのジャネット・オアシスでのスピーバの儀礼と儀式	アルジェリア	イスラム太陰暦第1月のムハッラムの2日～10日に二期に分けて行われる。2日～9日は準備期で男性の踊り、女性の歌、タンバリン演奏のコンテストが行われ、最優秀者が選ばれる。最優秀者は、10日の儀礼と儀式に参加する。10日の儀式では、戦士の装いをした踊り手や様々な武器を持った男性が参加する。	○		○		○		ジャネット・オアシスのトゥアレグ族	アルジェリア・サハラ砂漠の南東部	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
22	太鼓を用いた儀式舞踊	ブルンディ	特別な木から製作された太鼓の伴奏による舞踊。舞踊、英雄詩、伝統的な歌と太鼓の組み合わせが演じられる。	○	○	○	○	○		ブルンディ国民全体。特に太鼓伴奏の踊り手、太鼓製作者、儀式主催者。	ブルンディ全域。学校でも行われ、また海外のブルンディ人も。	無形文化財 (芸能)
23	スラヴァ、家族の守護聖人を称える日の儀式	セルビア	家族の守護聖人を称える儀式と社会習慣。パン、ワイン及び小麦を捧げ、親せきや隣人等と祝宴を催す。特別のロウソクがともされ、神への祈りを読み、スラヴァケーキを切る。祝宴では生贄の遺風として肉類を出す。	○		○				セルビア正教会の家族	セルビア全域。地方によって慣習は異なる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
24	ヴォル県のスモーク・サウナの伝統	エストニア	スモーク・サウナは煙突がなく、薪を燃やした煙が部屋に充満する。サウナを温めた後で換気するので煙は消えている。ヴォル県の人々の日常生活の重要な要素。	○		○	○	○		ヴォル県の人々。約7万千人。	エストニア南東部	無形民俗文化財 (風俗慣習)⑥ <住><民俗知識 (医療・衛生・保健)>
25	チョパ、マラウイ南部のロムウェ族の犠牲ダンス	マラウイ	豊作や成果が上がった狩猟の後の祝宴あるいは災害後の祖先の霊への奉納の際に演じられる。大中小の太鼓の伴奏で踊り、歌う。		○	○				マラウイ・パロンベ県のロムウェ族の村々の住民。ロムウェ族は少数民族を包含する用語。	マラウイ南東部及びシーレ川の東側	無形民俗文化財 (民俗芸能)

26	チプロティにおける絨毯製作の伝統	ブルガリア	旧式の縦型手織り機による絨毯製作。17世紀から継承されている。製作前に祈り、作業中は歌い物語を語る。	○		○	○	○		約2000人のチプロティ村の人々。正教会教徒で方言を話す。	ブルガリア北東部の西バルカン山脈のはずれ	無形文化財 (工芸技術)
27	パンテッレリア島の地域社会の「ヴィーテ・アド・アルベッコ」(剪定されたぶどうの木)を耕作する伝統農業の実践	イタリア	フェニキア人が導入した剪定し低木で育てるブドウの木の耕作方法。	○		○	○			パンテッレリア島のワイン耕作農家。約5千人がワイン耕地を所有している。	地中海の中央部、チュニジアから70km、イタリアから85kmのところにパンテッレリア島が位置する。	無形民俗文化財 (民俗技術)
28	クラガイの伝統芸術と象徴主義、女性の絹のヘッドスカーフの製作と着用	アゼルバイジャン	シルクロードの伝統に根付いた女性の絹のヘッドスカーフの製作と着用。製作には数工程の職人が関わる。婚礼、葬式、日常、祝宴など社会的な機会ごとに異なる色彩のヘッドスカーフを着用する。			○	○	○		製作は、シャキ市とバスガル村の職人。着用はアゼルバイジャンの全ての地域の女性。	アゼルバイジャンに加え、イラン、ジョージア、トルクメニスタン、トルコ、ウズベキスタンでもクラガイは着用されている。	無形文化財 (工芸技術)
29	インド、パンジャブ州ジャンディアール・グールのサシーラ族間の伝統的な真鍮・銅用具製造	インド	サシーラ族と呼ばれるコミュニティの伝統的な職人技。真鍮・銅・合金で実用的及び儀式用の用具を製造する。銅や合金は健康に良いとされる。	○		○		○		サシーラ族は単一のカーストを構成している。	パンジャブ州ジャンディアール・グールのサシーラ市場	無形文化財 (工芸技術)
30	キルギスとカザフのユルト(チュルク族の遊牧民の住居)をつくる伝統的な知識と技術	カザフスタン、キルギス	移動用の伝統的な住居であるユルトをつくり内装をおこなう知識と技術。国の祭典、伝統的な行事、葬式などはユルトで行われる。			○		○		ユルトをつくり内装をおこなう職人	カザフスタンとキルギスの全域	無形民俗文化財 (民俗技術)
31	伝統的なモーリシャスの伝統舞踊セガ	モーリシャス	モーリシャス島の奴隷から始まり、漁村や他の地域に広がった。アフリカ系のクレオールコミュニティが中心の伝統的な活気のある舞踊。	○	○	○		○		セガの音楽家、歌手、踊り手、楽器製作者。モーリシャスのあらゆる人々に愛好されている。	インド洋のモーリシャス	無形民俗文化財 (民俗芸能)

32	ゲティン地域の民謡「ヴィ」と「ザム」	ヴェトナム	楽器伴奏がない民謡で、日常の仕事や生活の中で歌われる。今日では、コミュニティの文化行事で歌われたり、劇場でプロ演者に歌われている。	○	○					ゲアン省とハティン省のヴェトナム人で、75の民謡グループ、全体で約1500人の演者がいる。	ヴェトナム北中央部のゲアン省とハティン省	無形民俗文化財 (民俗芸能)
33	和紙：日本の手漉和紙技術	日本	8世紀から継承されてきた手漉和紙技術。石州半紙、本美濃紙、細川紙。				○	○		石州半紙、本美濃紙、細川紙の各職人組合。それぞれの地域コミュニティ。	島根県浜田市三隅町、岐阜県美濃市、埼玉県小川町・東秩父村	無形文化財 (工芸技術)
34	ズミヤネの刺繍	ボスニアヘルツェゴビナ	ズミヤネの刺繍は、女性の衣装や家庭内の布地に施される。藍色の糸と植物性染料が主な特徴。					○		ズミヤネの村々の女性	ボスニアヘルツェゴビナのスルプスカ共和国北西部のズミヤネ地域	無形文化財 (工芸技術)

2015代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	アイティシュ/アイティス、即興演奏の技術	カザフスタン、キルギス	カザフの民俗楽器であるドンブラの音楽に合わせて、二人の語り手が即興で詩歌を歌うように競い合う。	○	○					カザフスタン及びキルギスの即興詩人・歌手で団体を構成。聴衆は両国の国民全体	カザフスタン及びキルギスの全域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
2	アル・ラズファ、伝統芸能	UAE、オマーン	歴史的にはベドウィン族から始まり、現在では婚礼や国の祭りなどの機会に楽器や歌唱音楽などが演じられる。	○	○	○				ベドウィン族だけでなく、今日では多くのコミュニティで演じられる。	UAE及びオマーンの多くの地域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
3	アララダ・アルナジャー、サウジアラビアの舞踊、太鼓、詩歌	サウジアラビア	歌、踊り、太鼓、詩などを組み合わせた伝統的な文化表現で、演者は刀を持って演じる。	○	○	○		○		サウジアラビア中央部のナジュド地域の部族コミュニティで広く行われる。	サウジアラビア中央部のナジュド地域。北部や北東部の一部地域でも行われる。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
4	アラビア・コーヒー、寛容の象徴	UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール	アラブ社会のもてなしの重要な側面。客の前のコーヒーの準備が行われる。	○	○	○	○	○		4か国のあらゆるコミュニティ。特に高齢男女及びベドウィン族に尊重される。	4か国に全地域。	(生活文化)
5	バグパイプ文化	スロヴァキア	バグパイプ文化は、バグパイプとその使用に関する表現と知識全体。音楽、歌、踊り、楽器製作、伝統的なバグパイプ演奏機会などが含まれる。	○	○			○		バグパイプ演奏家、製作者、聴衆などからなる。演奏家と製作者は二つの協会に属する。	スロヴァキア全域。	無形文化財 (芸能)
6	ウィーンのスペイン馬術学校の古典馬術及び高等馬術	オーストリア	古典馬術は、リピッツァナー種の馬の飼育、管理、調教及び乗馬の伝統的な技術と実践。400年以上行われてきた。	○	○	○	○	○		スペイン馬術学校の騎乗者、調教者、学生、飼育者など。同学校の名誉委員会・校友会。国内外の乗馬愛好家。研究機関、オーストリア国民。	スペイン馬術学校は、ウィーン王宮内の学校、アルプス近郊の馬の飼育場所、ウィーンから北東地域の若い馬の調教センターの3カ所	無形民俗文化財 (風俗慣習) ⑩ (競技・娯楽)

7	ラヒジの銅細工の技能	アゼルバイジャン	銅器を製作し使用する伝統的な慣習。様々な植物の図案で装飾する。			○	○	○		ラヒジ地区の銅器職人。大きなコミュニティとしては、日常生活でラヒジ銅器を使用するアゼルバイジャンの人々。	大コーカサス山脈の南斜面のイスマイル県に位置するラヒジ地区。	無形文化財 (工芸技術)
8	ゴログリーの叙事詩の芸術	トルクメニスタン	古代の英雄ゴログリーと40人の騎兵の伝説的業績を含む叙事詩で、トルクメニスタン人の伝統的生涯の出来事を記録したもの。口承と芸能からなる。	○	○	○	○			トルクメニスタンのゴログリー叙事詩演技集団。	トルクメニスタン全域だが、主にダショグス州及びレバプ州。	無形文化財 (芸能)
9	フィチュ・チャンバララ、シダマ族の新年のフェスティバル	エチオピア	シダマ族の新年のフェスティバル。伝統的な歌や踊り。		○	○	○			シダマ族	エチオピア南部のシダマ地域	無形民俗文化財 (風俗慣習)
10	ブエノスアイレスのフィレテ・ポルテーニョ、伝統的な絵画技術	アルゼンチン	バス、トラック、家屋等に描かれる鮮やかな色彩と陰影が特徴的な伝統的・装飾的な絵画技術。					○		ブエノスアイレスのフィレテの職人コミュニティ	ブエノスアイレス首都圏及び他の都市圏	無形文化財 (工芸技術)
11	ルーマニアの青年のダンス	ルーマニア	ルーマニアの伝統的な男性のフォークダンス。		○	○				各地域のフォークダンスコミュニティ	ルーマニアの中央部、西部及び北西部。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
12	マジリス、文化的・社会的空間	UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール	カーペットがひかれた広い空間で、コミュニティメンバーが集って、懇談し、お客を迎え、楽しむ文化的・社会的空間。	○		○	○			様々な一族や家族。漁師や貿易商など特別の職業と結びついたマジリスもある、また女性だけのマジリスもある。	4か国の全ての地域。特に海岸沿いの人口密集地域。	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <社会生活>
13	コロンビア・南太平洋地域とエクアドル・エスメラダス州のマリンバ音楽、伝統的な歌と踊り	コロンビア、エクアドル	ヤシの木で作られたマリンバ音楽と伝統的な歌や踊り	○	○	○	○	○		コロンビア南部及びエクアドル北西部の海岸地域のアフリカ系子孫の部族。16世紀以来居住。	コロンビアとエクアドルの太平洋に面する熱帯雨林地帯。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
14	オシトゥティ・ショマゴンゴ、マルーラのフルーツ祭り	ナミビア	マルーラという木の実から作った地酒を楽しむために集まり、3~4月の2~3日間にわたって行われる祭り。	○	○	○	○	○		ナミビア北部のアワンボ族の8つのコミュニティ。	ナミビア北中央部。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>

15	スプヤ、ゴウララにおけるシティ・エルハジ・ベルカセムのザーウィアへの年次巡礼	アルジェリア	アルジェリア・サハラ砂漠南西部のゴウララの村々の巡礼者が、預言者ムハンマドの誕生を祝福して聖人の霊廟を訪問する。霊廟の中でゴウララ中央部にあり最も重要なシティ・エルハジ・ベルカセムで7日間の巡礼を終える。	○		○		○		サハラ砂漠のオアシスで構成されるゴウララの村々。	ゴウララ地域の80km内の地域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
16	ピレネー山脈の夏至の火祭り	アンドラ、スペイン、フランス	毎年、夏至の夜にピレネー山脈で行われる火祭り。	○		○	○	○		ピレネー山脈地帯の63地域の人々。	アンドラ3カ所、スペイン26カ所、フランス34カ所。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
17	ペルニク地方のスルヴァ民俗祭	ブルガリア	毎年、旧暦の新年である1月13日及び14日に行われる。仮面踊りが中心で各戸を訪問する。		○	○	○			ペルニク地方の村々。仮面踊りには全体で2500人が参加。	ブルガリア中西部のペルニク地方	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
18	バリ島の3つの様式の伝統舞踊	インドネシア	バリ島の伝統舞踊。バリ(神聖)、ブバリ(やや神聖)、バリバリ(娯楽)の3つの様式がある。伴奏は、打楽器、弦楽器からなるガムラン楽団。	○	○	○	○	○		舞踊家、訓練者、愛好家、ガムラン音楽家、芸術家、学生等の伝統舞踊コミュニティ。	バリ島の8県と1市(デンプサール)	無形文化財 (芸能)
19	ティノス島の大理石の職人技	ギリシア	14世紀から受け継がれてきた大理石彫刻の職人技。			○	○	○		ティノス島のパノルモス歴史地区に9つの工房がある。アテネにも職人がいる。	ティノス島のパノルモス歴史地区。	無形文化財 (工芸技術)
20	キムチ作りの伝統	北朝鮮	10世紀から受け継がれてきたキムチ作りの伝統。			○	○			北朝鮮の人々全員。	北朝鮮全域。海外に居住する北朝鮮の人々も。	(生活文化)
21	クラグアの栽培と加工に関する伝統的知識と技術	ベネズエラ	クラグアの葉の植物繊維を抽出・加工し、その植物繊維を用いて伝統品を製作する。				○	○		アグアサイ地域のコミュニティ。	ベネズエラ北東部のモナガス州南西部のアグアサイ地域	無形民俗文化財 (民俗技術)
22	綱引きの儀式と競技	カンボジア、フィリピン、韓国、ベトナム	東アジアと南東アジアの稲作地帯で、豊作祈願とコミュニティの繁栄を促進するために行われる綱引きの儀式と競技。			○	○			4か国の稲作地帯の様々な団体	カンボジア(トンレサップ湖周辺及びアッコール北部)、フィリピン(イフガオ州)、韓国(農業地帯の多くの町)、ベトナム(紅河デルタ地方、ハノイ、北部山岳地帯)	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業、娯楽・競技>

23	コルカ渓谷のウィティティ・ダンス	ペルー	ペルーのアンデス高地で行われる民俗舞踊。雨季の間の宗教行事であり、農業循環の始まりに合わせて行われる。若い男女が列になって踊る。		○		○			コルカ渓谷の3万人の住民。2つの文化グループがある。	ペルー南部、アンデス高地のアレキバ県。海拔2000～3867mにあるコルカ渓谷。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
----	------------------	-----	--	--	---	--	---	--	--	----------------------------	--	-------------------------------

2016代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	アル・メスマー、 ドラムと棒のダンス	サウジア ラビア	白い衣装を身にまとった男性による、ド ラムと130cmの棒を使ったダンス。	○	○	○		○		ヒジャーズ地域の全 住民。イスラムの移 民から構成される。	サウジアラビア西部 のヒジャーズ地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
2	アルグングの国際 魚釣り文化フェス ティバル	ナイジェ リア	アルグング川沿いで行われる国際魚釣り 文化フェスティバル。ケビ族の人々の統 一の祝祭。	○			○	○		ケビ州のアルグング 等	ナイジェリア北西部 のケビ州	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
3	ベルギーのビール 文化	ベルギー	ベルギーのビール文化。約200の醸造所が 約1500種類のビールを製造。			○	○	○		ベルギーの大部分の 国民。	ベルギー全域。	(生活文化)
4	モーリシャスの ポージプリー民 謡、ギート・ガワ イ	モーリ シャス	モーリシャスの各地で行われ、儀礼、祈 り、歌謡、音楽及びダンスからなり、婚 礼前儀式で行われる。	○	○	○	○			インドから季節労働 者として移住したイ ンドの言語の一つで あるポージプリー語 を話す民族。	モーリシャス全域	無形民俗文化財 (民俗芸能)
5	エル・カヤオの カーニバル、地方 のメモリーと文化 アイデンティティ を代表するお祭り	ヴェネズ エラ	エル・カヤオのカーニバル、地方のメモ リーと文化アイデンティティを代表する お祭り。奴隷解放の祝祭が起源。		○	○				19世紀半ばに小アン ティル諸島等から移 民したコミュニティ	ヴェネズエラの東部 ギアナ地方のポリバ ル州のエル・カヤオ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
6	グランヴィルの カーニバル	フランス	謝肉祭の最終日前の4日間行われるグラン ヴィルのカーニバル。			○		○		グランヴィルとその 地域の全住民	ノルマンディーの港 町グランヴィル	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
7	チャレリア、メキ シコの乗馬の伝統	メキシコ	16世紀から続くメキシコの乗馬の伝統。 騎手が馬に乗って他の馬を負いかけて、 ロープを使って捕えたり、暴れ馬を華麗 に乗りこなしたりする。		○	○		○		乗馬者及び乗馬関連 の道具、衣服などの 製作者	メキシコ全域	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <娯楽・競技>
8	済州島の海女の文 化	韓国	済州島の海女の文化。年に90回潜る。海 の安全や豊漁などを祈る潜水の儀式や船 の上で歌う海女の歌なども含まれる。			○	○			済州島に4500人の 海女がいる。	済州島全域	無形民俗文化財 (民俗技術)
9	鷹狩り、生きた人 間の遺産	UAE、 仏、独、 韓国、モ ロッコ等 16か国	鷹狩り、生きた人間の文化的伝統。4千 年以上にわたり、鷹狩りのための訓練等 を行ってきた伝統的な技術と実践。	○		○	○	○		各国の村、親族、家 族、種族、鷹狩クラ ブなど	中央アジア、南アジ ア、東アジア、中 東、北アフリカ、欧 州	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業 (狩猟)>

10	フラットブレッドの製造と共有の文化：ラヴァシュ、カトリマ、ジュプカ	アゼルバイジャン、イラン等5か国	伝統的な薄いフラットブレッドの製造と共有の文化	○		○	○			5か国の国民全体	5か国の殆どの地域	(生活文化)
11	ガダ・システム、先住民族オロモ人の民主主義的な社会・政治システム	エチオピア	ガダ・システム、先住民族オロモ人の民主主義的な社会・政治システム。5段階の世代ごとの集団組織が、8年ごとに交代で政治的・経済的・儀礼的責任を負う仕組み。	○	○	○	○			オロモ人社会	オロモ人の定住地	無形民俗文化財 (風俗慣習) <社会生活>
12	協同組合における共有利益を組織する理念と実践	ドイツ	協同組合における共有利益を組織する理念と実践。コミュニティを基盤とする組織で、労働、金融、食物、住宅など人生のあらゆる面で活動している。				○		○ (社会的な自己組織化の形態)	独ヘルマン・シュルツェ・デーリム協会及び独フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会。ドイツには2千万人超の会員と86万人の職員がいる。	ドイツ全域。さらに100か国以上に90万の協同組合、8億人の組合員がいる。	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <社会生活>
13	ヒドル・エリアスの祭礼とその誓願	イラク	聖人アル・ヒドルを称えるイラクで最も伝統的な祝祭の一つ、ヒドル・エリアスの祭礼とその誓願。	○	○	○	○	○		イラク国民の大部分	イラク全域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
14	カザフスタンのクレセイ	カザフスタン	カザフスタンの伝統的なレスリング、クレセイ。		○	○	○			カザフスタンの国民	カザフスタン全域	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <娯楽・競技>
15	三書体のジョージア文字の生活文化	ジョージア	三書体のジョージア文字の生活文化。ムログロヴァニ及びヌスフリの書体は教会で宗教目的に使用され、ムヘドルリの書体は世俗的機能を持ち、最も広範に使われている。	○	○	○		○		ジョージア国民	ジョージア国内外の文化空間(協会、学校、研究機関、図書館、メディア等)	(生活文化)
16	ポヘラ・ボイシャクでのマンガル・ショブハジャトラ	バングラデシュ	ベンガル暦元旦のポヘラ・ボイシャクにダッカ中心に行われるバングラデシュ人の身近な祭り、マンガル・ショブハジャトラ。悪や不正への戦い。				○			ダッカ大学芸術学部の教員・学生	首都ダッカ、全国から自由に参加できる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
17	モモエリア、ギリシャ・西マケドニア・コザニ県の8村での新年の祝祭	ギリシャ	モモエリア、ギリシャ・西マケドニア・コザニ県の8村での新年の祝祭。舞踊、演劇及び音楽からなる伝統的な公演。	○	○	○		○		黒海周辺から移住したギリシャ人が居住するギリシャ北西部の8村	西マケドニア・コザニ県の8村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

18	ドミニカ共和国のメレンゲの音楽・舞踊	ドミニカ共和国	ドミニカ起源の社交ダンス・音楽であるメレンゲの音楽・舞踊		○					ドミニカ共和国国民	ドミニカ共和国全域、特に北部地域	無形文化財 (芸能)
19	ナウルズ、ノヴルズ等	アフガニスタン、アゼルバイジャン、印、イラン、イラク等12か国	ナウルズ、ノヴルズ等各国により名称が異なる。3月21日に行われる新年及び春の始まりを告げる祝祭行事で、ゾロアスター教の祭事に起源をもつ。	○	○	○	○	○		印及びパキスタンは一部の国民、他の国は国民全体	中央アジア、南アジア、西アジア、コーカサス、西は地中海から東はボルガ川及びウラル山脈まで、南東ヨーロッパ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
20	オシュ・パラフ、タジキスタンの伝統食とその社会的・文化的環境	タジキスタン	野菜、米、肉、香辛料等で作られるオシュ・パラフというピラフ。タジキスタンの伝統食で、祝いや儀式等で供される。	○	○	○		○		タジキスタン全国国民	タジキスタン全域	(生活文化)
21	パロフの文化と伝統	ウズベキスタン	パロフというピラフの文化と伝統、食習慣		○	○	○	○		ウズベキスタン全国国民	ウズベキスタン全域	(生活文化)
22	ベトナムの信仰・母三府（マウタムフー）	ベトナム	ベトナムの信仰・母三府（マウタムフー）。16世紀に形成された空(天)、川の水、森と山の3人の聖母を崇拝する伝統信仰	○	○	○	○			ベトナムの中央部、北部及びホーチミン市。信仰の中心は北部のナムディン省。	ベトナム全域。ナムディン省には約400の寺院	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
23	スロヴァキアとチェコの人形劇	スロヴァキア、チェコ	スロヴァキアとチェコの人形劇、伝統的な民俗娯楽であるとともに、世界観や道徳的価値観を教える。	○	○	○		○		スロヴァキアとチェコの人形劇コミュニティ	スロヴァキアとチェコの全域	無形文化財 (芸能)
24	キューバのルンバ、音楽、ダンス及び全ての関連する慣習の祝祭の組み合わせ	キューバ	キューバのルンバ、音楽、ダンス及び全ての関連する慣習の祝祭の組み合わせ	○	○	○	○	○		キューバ国民全体	キューバ全域	無形文化財 (芸能)
25	ショコーフィア・ロカのキリスト受難劇	スロベニア	ショコーフィア・ロカのキリスト受難劇。キリストの十字架の道行きなど20場面。900人の演者等。6年ごとに実施。	○	○	○		○		伝承している家族、地域社会、音楽家、団体、学校等	スロベニア中央部のショコーフィア・ロコの中世の街並み	無形民俗文化財 (民俗芸能)
26	ターティーブ、スティック競技	エジプト	ターティーブ、スティック競技。古来はスティックを用いた武術であったが、今日では芸術的な演技とみられている。		○	○				エジプトの多くの国民、特に上エジプトの農民。	エジプトの農村地域、特に上エジプト	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>

27	二十四節気、太陽の1年の動きの観察を通じて発達した中国人の時間と実践の知識	中国	二十四節気、太陽の1年の動きの観察を通じて発達した中国人の時間と実践の知識。農業活動や日常の生活に用いる。							河南省、湖南省、浙江省、貴州省及び広西壮族自治区の市郡。	黄河流域に始まり中国全域へ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <民俗知識>
28	チニ製造の伝統的な職人技	トルコ	12世紀から続くチニ（陶器、タイル）製造の伝統的な職人技							チニ製造職人、訓練指導者、チニに関心を有する個人	チニ製造拠点であるキュタヒヤ、イズニク、チャナッカレ、アヴァノス	無形文化財 (工芸技術)
29	ルーマニアとモルドヴァの伝統的な壁カーペットの職人芸	ルーマニア、モルドヴァ	伝統的な壁カーペットの職人芸							壁カーペットの技法はルーマニアとモルドヴァの両国で広がっている。	18世紀時代のモルダヴィアとワラキア地方で始まり、現在はルーマニアとモルドヴァで行われる。	無形文化財 (工芸技術)
30	ヴァレンシアの火祭り	スペイン	ヴァレンシアの火祭りで3月14日から19日に行われる。ファラと呼ばれる大きな人形で通りを練り歩き、19日には火で焼いてしまう。	○	○	○			○（ファラネットワーク）	主催者、ファラ作成職人、火の専門家、音楽家等	ヴァレンシア地域。その他の地域でも行われる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
31	ヴヴェイのワイン祭り	スイス	1797年から行われているヴヴェイのワイン祭り。15公演で構成され、1世紀に5回程度開催される。			○	○			ヴヴェイのワイン醸造家の団体	ジュネーブ湖北側のヴヴェイ地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <行事>
32	日本の山・鉾・屋台行事	日本	山・鉾・屋台行事。地域の平穏と災難からの保護を祈って行われる。全体で33件の祭礼行事。				○			33市町の住民	日本の各地	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
33	ヨガ	インド	ヨガ、体・心・魂の全調和を目指し、姿勢や呼吸の抑制、瞑想、言葉の朗読などの技術を組み合わせた総合的な修行法。	○	○	○	○		○（古代の人間の科学的医学的知識）	インド全域の人びと	インド全域	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓞ <民俗知識(医療・保健)> 無形文化財 (芸能)

2017代表リスト												
No.	件名	国		分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	アル・カト、アル・アシーリ、サウジ・アラビアのアシーリ地方の女性の伝統的な内壁装飾	サウジアラビア	アル・カト、アル・アシーリ、サウジ・アラビアのアシーリ地方の女性の伝統的な内壁装飾。幾何学模様や分岐構造のモチーフで構成。特に客間に装飾を施して歓迎の意を表す。				○	○		アシーリ地方の伝統的な技能。従前は女性だけであったが、今日では男性も参加。	サウジ・アラビア南部のアシーリ地域。	無形民俗文化財 (民俗技術)
2	カマンチェ/カマンチャの工芸及び演奏の芸術、擦弦楽器	イラン、アゼルバイジャン	1000年以上続く擦弦楽器のカマンチェ/カマンチャの工芸及び演奏の芸術。		○			○		カマンチェの製作職人及び演奏家。	イランではテヘラン及び西部のロレイスタン州。アゼルバイジャンではバクー及びその他の地域。	無形文化財 (芸能) (工芸技術)
3	ナポリのピザ職人「ピッツァアイウォーロ」の芸術	イタリア	4つの段階からなるピザ職人芸。空気を混ぜ込むために空中に生地を回しながらピザを作る。薄目の生地の縁の部分が熱で膨張して膨らむのが特徴。	○	○	○		○		ナポリ約3000人のピッツァアイウォーロ。	ナポリ。	(生活文化)
4	ピンタオ帽子を織るための職人の工程及びタルコス・クリネハス・ピンタスの植物繊維の製造技術	パナマ	植物の繊維を斑点の模様づくりに利用し、帽子の編み込み作業は手作業で行われ、その過程では5種類の植物の繊維と泥が使われる。またピンタオ帽子は、国内の民謡や祭典の衣装の一部を形成する。	○		○	○	○		コクレ県の職人。	パナマ中部太平洋海岸沿いのコクレ県。	無形民俗文化財 (民俗技術)
5	バーゼル祭	スイス	バーゼルの謝肉祭。スイス最大。	○	○	○		○		委員会が千以上の参加団体を調整。約2万人が参加。	バーゼル市。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
6	チョガン、音楽と語りが伴奏の馬乗りゲーム	イラン	音楽と語りが伴奏の馬乗りゲーム。チョガンという木のスティックを用いて、馬乗りで相手のゴールにボールを入れる。	○	○	○	○	○		カズヴィン、カラジ、テヘラン及びイスフォハンの人々が中心。	現在及び過去の首都であるカズヴィン、カラジ、テヘラン及びイスフォハン。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>
7	風車や水車を動かす製粉業者の技術	オランダ	風車や水車を動かす製粉業者の技術。風と水のエネルギーを利用した持続可能な製造方法。			○	○	○		オランダにある1200の風車や水車の製粉業者などの関係者。	オランダ全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>
8	エストレモスの土人形の工芸技	ポルトガル	エストレモスの土人形の工芸技。90種類の土人形がある。					○		エストレモスの土人形工芸家。7つの工房がある。	エストレモス市。17世紀から続く。	無形文化財 (工芸技術)

9	3月1日に関連した文化慣習	ブルガリア、マケドニア、モルドバ、ルーマニア	3月1日に関連した文化慣習。春の訪れを祝い、赤と白の糸で作った装飾を身に付ける。	○		○	○	○		4か国の国民全体。	4か国全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
10	伝統を作り共有するドルマ、文化的アイデンティティの印	アゼルバイジャン	ドルマというブドウの葉やキャベツなどに肉・コメなどを詰めて煮込んだ料理の調理及び分かち合う伝統。			○	○			アゼルバイジャン国民全体及び海外のアゼルバイジャン人。	アゼルバイジャン全域。	(生活文化)
11	家から家を巡るクレンティ	スロベニア	クレンティの仮面を被った人物が家から家を巡る行事。キリスト教四旬節(2月2日から)の3日間行う。悪を追い払い幸福を招く。		○	○	○	○		スロベニア北東部地方の住人。	スロベニア北東部地域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
12	カザフの伝統的なアスック・ゲーム	カザフスタン	カザフの伝統的なアスック・ゲーム。羊の距骨で作られたアシックスを使う。	○		○	○			カザフスタンの殆どの国民。	カザフスタン全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>
13	ラオ族のケーン音楽	ラオス	竹製のリード楽器によるラオ族の音楽。		○	○		○		ラオ族の全てのコミュニティ。	ラオス全域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
14	コチャリ、伝統的な集団ダンス	アルメニア	コチャリ、伝統的な集団ダンス。休日やお祝い行事などで、管楽器と打楽器の伴奏による集団ダンス。		○	○				アルメニア全国のコミュニティ。	アルメニア全域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
15	コクボル、伝統的な騎馬競技	キルギスタン	コクボル、伝統的な騎馬競技。二手に分かれた騎馬チームが、ウラクというものを相手ゴールに入れあう競技。	○		○	○	○		騎馬競技者。全国に数多くのチームがある。	キルギスタン全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>
16	コロ、伝統的なフォークダンス	セルビア	コロ、伝統的なフォークダンス。音楽伴奏で輪になって踊る。		○	○				セルビア国民全体。	セルビア全域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
17	コニツ木彫	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	コニツ地方の木彫りで、幾何学模様が特徴。					○		コニツの住民。特に木彫りを修得した住民。	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ中央部のコニツ地域。	無形文化財 (工芸技術)
18	クンプ・メーラ	インド	クンプ・メーラ、ヒンドゥー教における世界最大の沐浴祭。4か所で3年おきに祝われる。			○				ヒンドゥー教巡礼者。	インドのアラハバードなど4都市。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
19	歌と踊りのクシデピディの儀式	トルクメニスタン	歌と踊りのクシデピディの儀式。子どもの誕生、結婚式、国の祝典などに不可欠の儀式。	○	○	○		○		350人以上の実演家コミュニティ。	トルクメニスタン西部の7地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)

20	ホレフロニエの多声音楽	スロヴァキア	ホレフロニエの多声音楽。歌の内容は、仕事や家庭・季節行事など。	○	○	○				ホレフロニ地域の村の住民。	スロヴァキア中央部のホレフロニ地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
21	シマ、マラウイの伝統料理	マラウイ	マラウイの伝統料理シマ。トウモロコシを乾燥、粉状にしたシマ粉を沸騰したお湯に入れてかき混ぜ固粥状にしたもの。			○	○	○		マラウイの殆どの地域の女性。	マラウイの殆どの地域。アフリカ南部地域。	(生活文化)
22	オルガン製造技術と音楽	ドイツ	オルガン製造技術とオルガン音楽。高度に専門化され、様々な分野の技術的専門知識が必要。		○		○	○		2800人の製造専門家、300人のコンサルタント、3500人の演奏家など。	ドイツ全域。さらには欧州各国。	無形文化財 (工芸技術・芸能)
23	ピニシ、南スラウェシの木造船の建造技術	インドネシア	ピニシ、南スラウェシの木造船の建造技術。群島先住民の航海技術の典型。	○		○		○		南スラウェシ州の造船工及び船員。	南スラウェシの2地域と南カリマンタンの1地域。	無形民俗文化財 (民俗技術)
24	プント	キューバ	プント。キューバの農夫の詩と曲或いはメロディーからなるスペイン発祥の郷土音楽。キューバ人が即興で詩をつけて歌う伝統的なカルチャー。	○	○	○		○		地方の農夫に典型的であったが、今日ではキューバ国民全体。	キューバ全域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
25	レベティコ	ギリシャ	レベティコ。現代ギリシャの大衆歌曲。ギリシャの民俗楽器であるリュート型撥弦楽器のラズーキの伴奏で歌う。	○	○	○		○		レベティコの音楽家及び歌手。ギリシャ全国に普及。	ギリシャ全域及び海外ギリシャ人。	無形文化財 (芸能)
26	ラパスのアラシータの民間信仰	ボリビア	ラパスのアラシータの民間信仰。幸せのミニチュアを求める行事で1月24日から2～3週間続く。				○			ラパスに住む様々な社会文化グループ。行事参加者、ミニチュア製作者、ミニチュア奉納者、カトリック教会、マスコミ。	ラパス市が中心。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
27	ロドリゲス島のセガ太鼓	モーリシャス	ロドリゲス島のセガ太鼓。奴隷に起源をもち、太鼓をベースにした音楽、歌及び踊りの響き渡る陽気な実演。	○	○	○	○	○		ロドリゲス島の全住民。	ロドリゲス島。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
28	春の祝祭、フドゥレルレス	マケドニア、トルコ	5月6日の春の日に行われる春の祝祭、フドゥレルレス。	○	○	○	○	○		マケドニアのトルコ人及びロマ人、トルコ国民全体。	マケドニア南東部及び西部。トルコ全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
29	ベトナム中央部のバイ・チョイの芸術	ベトナム	ベトナム中央部のバイ・チョイの芸術。ゲームと民謡が一体となって遊ぶ伝統民俗芸能。		○	○				バイ・チョイを演じるグループ及び家族。	中央部の9州に86グループ1376人の実演家。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
30	シレット地方の手細工敷物シタル・パティの伝統芸術	バングラデシュ	バングラデシュ北東部シレット地方の手細工敷物シタル・パティの伝統芸術。アズマザサ属の緑色の竹でできている。	○				○	○	シレット地方の織工。	バングラデシュ北東部のシレット地方。	無形文化財 (工芸技術)

31	コロongo郡の伝統的な水管理の組織的な方法	ペルー	コロongo郡の伝統的な水管理の組織的な方法。毎年2名の管理人が宣誓し、それぞれ農業地区を担当する。	○		○	○			コロongo郡の住民。	ペルー北部のコロongo郡。アンデス山脈の標高3100m。	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <生産・生業、 社会生活>
32	イリアン・パイピング	アイルランド	バグパイプの一種であるイリアン・パイプ。ふいごを肘で操作し空気を入れ込む。	○	○	○		○		ダブリンに拠点があるアイルランドパイプ奏者協会。	アイルランド全域。特にダブリンとアーマー。	無形文化財 (芸能)
33	ヴェトナム、フート省のソアン唱歌	ベトナム	フート省の村々で春に開催される村祭りの期間中に演奏される伝統的な歌謡であるソアン唱歌。			○				ソアン唱歌伝統保有者は249人。さらに愛唱者は1376人。	ハノイの北東部80kmのフート省地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
34	ザオリ、コートジボワールのグロ族の大衆音楽と仮面舞踊	コートジボワール	ザオリ、コートジボワールのグロ族の大衆音楽と仮面舞踊。お祝いと葬式の両方で演じられる。	○	○	○	○	○		マンデ語圏に属するグロ族コミュニティ。	コートジボワールの中央西部のグロ族地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)

2018代表リスト												
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	分類(その他)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	空石積み工法の知識と技術	仏、伊、西、クロアチア、ギリシア等8か国	自然石を積んだだけの空石積み工法の知識と技術。環境と調和し、多様な景観を作り出している。	○		○	○	○	○(子どものゲーム)	田舎の農村コミュニティ	地域の地形によるが、田舎の農村地域に広がっている。	選定保存技術
2	ヨルダンのアル・サメル	ヨルダン	ヨルダンのアル・サメル。結婚式などで演じられる歌と踊り。	○	○	○	○	○		ヨルダンの北部、中央部及び南部地域を含む多くの地域の人びと	ヨルダン全域。	無形民俗文化財(民俗芸能)
3	雪崩のリスク・マネジメント	スイス、オーストリア	救助犬の訓練、積雪の分析、雪崩の記録、家屋の保護、山岳ガイドの訓練、ノウハウの伝授など、雪崩に対処する特別な戦略と広範な知識体系			○	○			アルプス地域のコミュニティ(地元関係者、官民組織、調査専門家、当局)	スイスとオーストリアのアルプス地域。	無形民俗文化財(風俗慣習)Ⓟ <民俗知識(伝授等)、(自然現象)、社会生活>
4	藍染め、ヨーロッパにおける防染ブロックプリントとインディゴ(藍色)染色	オーストリア、チェコ、ハンガリー、スロバキア	藍染め、ヨーロッパにおける防染ブロックプリントとインディゴ(藍色)染色。防染ブロックした部分が染色されずに白く残る技法で17世紀に中央ヨーロッパで開発された。					○		各国にそれぞれ複数以上の工場が存続する。	伝統的な技法は、登録したヨーロッパの5か国で行われている。	無形文化財(工芸技術)
5	スロベニアのポビン・レース編み	スロベニア	ポビン・レース編み。ポビンという糸巻棒を用いる。					○	○(言語)	ポビン・レース編みの職人、学校の生徒、教師、図案デザイナーなど	スロベニア全域。	無形文化財(工芸技術)
6	ブツラフの聖母マリア像アイコンを称える祝典(ブツラフの祭り)	ベラルーシ	毎年7月の最初の週末に行われる祭りで17世紀から継承されている。ブツラフの聖母像アイコンを称えるために、国内外から多くの巡礼者がブツラフの修道院を訪れる。	○			○			ベラルーシ全域及び他国のカトリック信者及びベラルーシの他のキリスト教信者。	ミンスクの北西部のブツラフ村。	無形民俗文化財(風俗慣習) <祭礼(信仰)>
7	チャカン、タジキスタンの刺繍芸術	タジキスタン	チャカンの刺繍芸術。女性服の装飾。	○		○	○	○		タジキスタンでは女性に広く普及している。	中心はハترون州のクラーブ市だが、広くタジキスタンの他の地域にも普及。	無形文化財(工芸技術)

8	チダオバ、ジョージアのレスリング	ジョージア	チダオバという伝統的なレスリング。レスリング、音楽、ダンス及び衣服の要素が一緒になっている。		○	○		○		ジョージアの全地域の男性。	ジョージア全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓐ <娯楽・競技>
9	ドンダン・サヤン	マレーシア	ドンダン・サヤン。伝統的なマレーの音楽、歌、美しいメロディーと詩歌による芸術。	○	○	○				マレー半島西岸のメラカ州の4つのコミュニティ。	メラカ州。	無形文化財 (芸能)
10	キューバ中央部のラス・パラダスの祭り	キューバ	キューバ中央部のラス・パラダスの祭り。12月に行われる文化的な催し。	○	○	○	○	○	○(文化協会)	中央部の18コミュニティ。	中央部の18町。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
11	デデ・クォルワード/コルクト・アタ/デデ・コルクトの遺産、叙事詩文化、民話、民謡	アゼルバイジャン、カザフスタン、トルコ	デデ・クォルワード/コルクト・アタ/デデ・コルクトの遺産、叙事詩文化、民話、民謡。トルコ系オグズ人の伝説的な吟遊詩人によって残された伝説、物語、作曲など。	○	○	○				叙事詩等の語り手及び音楽実演家コミュニティが中心であるが、広く3か国の全員が案件を代表する。	3か国の殆どの地域。	無形文化財 (芸能)
12	馬とラクダのアルダハ	オマーン	馬とラクダの伝統的な競技イベント、アルダハ。	○	○	○	○	○		オマーンの多くの地域に政府機関及びNGO。	オマーンの多くの州。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <娯楽・競技>
13	ハーリング	アイルランド	ハーリング、フィールド・ホッケーの元祖の球技。	○	○	○	○	○	○(伝統的なゲーム)	全国の競技組織。	アイルランド全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓐ <娯楽・競技>
14	コーン、タイの仮面舞踊劇	タイ	コーン、タイの仮面舞踊劇。叙事詩ラーマヤナのタイバージョンの物語。	○	○	○		○		プロ舞踊家、舞踊教師、関連芸術家・職人、支援者、観客。	タイ全域。	無形文化財 (芸能)
15	ロメリア(巡礼) : サポパンの聖母像をレヴァダ(運送)する巡回儀礼	メキシコ	ロメリア(巡礼) : サポパンの聖母像をレヴァダ(運送)する巡回儀礼。1734年開始で10月12日に開催。数多くのダンサーが出演。	○	○	○		○		ダンスグループ、巡礼者など。	メキシコ西部ハリスフ州のグアダラハラ地域。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
16	ソワリッパ(チベット医学)のルム薬湯、中国のチベット民族の生命、健康及び病気の予防と治療に関する知識と実践。	中国	ソワリッパ(チベット医学)のルム薬湯、中国のチベット民族の生命、健康及び病気の予防と治療に関する知識と実践。ラマ僧などチベット民族が実践し発展させてきた伝統医学であるチベット医学。脈拍の測定と検尿で診断する。					○		チベット自治の関連コミュニティ、医療機関、協会。	ヤルン川渓谷のチベット農業田園地帯が中心。チベット民族が居住する地域に広がる。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <民俗知識・医療>

17	メジウムスカ・ポベヴカ、メジムリュの民謡	クロアチア	メジウムスカ・ポベヴカ、メジムリュの民謡。クロアチアの北西部でもとは女性の独唱であったが、今日では男女を問わず、また個人、グループどちらもある。	○	○					メジムリュの住民。	クロアチア北西部のメジムリュ地域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
18	ザンビア中央州の少数民族レンジェ族によるムオバ・ダンス	ザンビア	ザンビア中央州の少数民族レンジェ族によるムオバ・ダンス。主要ダンサーはチミカという精神的な棒と動物の尾を使った箒をもって踊る。	○	○	○	○	○		中央州等のレンジェ少数民族。	中央州等。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	ムウィノゲ、喜びのダンス	マラウイ	ムウィノゲ、太鼓と笛を使った喜びのダンス。		○	○		○		マラウイ北部地域のスクワ等の少数民族	マラウイ北部地域の3つの少数民族。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
20	クラクフのキリスト降誕(ショプカ)の伝統	ポーランド	クラクフのキリスト降誕(ショプカ)の伝統。ショプカはキリスト降誕を再現した作り物でクリスマスに街中に飾る。			○		○		主にクラクフ市民。中心となる担い手は約40人の個人。	クラクフ市。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
21	オズレン山のフナバシソウ摘み	ボスニアヘルツェゴビナ	オズレン山のフナバシソウ摘み。洗礼者聖ヨハネが斬首された9月11日に行う。					○		オズレン山周辺の村の住人	ボスニアヘルツェゴビナの北部に位置する。オズレン山	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
22	セジュナンの女性による陶器術	チュニジア	セジュナンの女性による陶器術。伝統的な手焼き。					○		セジュナン地域に住居する女性。	チュニジアの北西部のセジュナン地域。	無形民俗文化財 (民俗技術)
23	来訪神：仮面・仮装の神々	日本	来訪神：仮面・仮装の神々。来訪神行事は、年初や季節の変わり目に各地で行われる。			○				10市町村の住民。	日本各地、特に東北、北陸、九州、沖縄地方。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
24	ジャマイカのレゲエ音楽	ジャマイカ	1960年代、首都キングストンの貧困地区で誕生。厳しい時期と苦しみを表現しながらも独特のリズムで楽しめるダンス音楽。	○	○	○	○			歌手、作曲家、ダンサー、詩人、プロデューサー等。	キングストーンで生まれ、ジャマイカ全域で演じられる。	無形文化財 (芸能)
25	コンゴ文化の儀式と祝祭表現	パナマ	コンゴ文化の儀式と祝祭表現。植民地時代に奴隷とされたことに反逆した先祖の黒人を祝福。	○	○	○	○	○		パナマのコロン県で演じられる。	パナマの北部に位置するコロン県。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
26	ルカダ・ナチャ、スリランカの伝統的な糸操り人形劇	スリランカ	ルカダ・ナチャ、スリランカの伝統的な糸操り人形劇。娯楽や教訓を伝える。	○	○	○		○		南部海岸沿いの町に住むガムワリー族の家族グループが演じる。	ガムワリー族が住む南部海岸沿いの町。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
27	グスラの伴奏の音楽	セルビア	民俗楽器グスラの伴奏(馬の毛を張った擦弦楽器)の音楽。	○	○	○		○		セルビアの数多くの地方コミュニティで行われる。	セルビアの殆ど全域。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
28	タンボラーダ、ドラム演奏の儀式	スペイン	聖週間に、太鼓を叩きながら行列が街中を行進する。朝から夜まで多くの太鼓の音が鳴り続ける。	○		○		○		スペイン各地域は、それぞれのタンボラーダスがある。	スペインの北部から南部まで。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

29	グラス地方の香水に関するノウハウ：香料植物の栽培、天然原料の知識とその加工、香水を調合する技能	フランス	グラス地方は香水のメッカであり、香水制作の全ての工程を網羅する。	○	○	○	○	○		グラス地方の生きた遺産協会の下に、香料植物栽培者、天然原料と加工の専門家、香水調合専門家が属する。さらにグラス地方の家族。	コートダジュール地域のグラス地方	無形民俗文化財(風俗慣習)Ⓔ <生産・生業、衣、民俗知識(自然現象)>(民俗技術)
30	朝鮮のシルム	韓国・北朝鮮	朝鮮の伝統的レスリングであるシルム			○				韓国・北朝鮮のシルム協会	韓国・北朝鮮の全域	無形民俗文化財(風俗慣習)Ⓔ <娯楽・競技>
31	カザフの馬飼いの伝統的な春祭りの儀式	カザフスタン	カザフの馬飼いの伝統的な春祭りの儀式で、毎年年末年始に行われる。歌、踊り、遊戯などが演じられる。			○	○			カラガンダ州ウリタウ地区テリサカン村に住む馬飼いとその家族が中心。	カザフスタン中央部の広い草原地域に位置するテリサカン村。	無形民俗文化財(風俗慣習) <年中行事>

2019代表リスト											
No.	件名	国	概要	分類(口承)	分類(芸能)	分類(慣習)	分類(知識)	分類(工芸)	コミュニティ	地理的範囲	文化財保護法
1	イエ・サモア、ファインマットとその文化的価値	サモア	手編み敷物。伝統行事等での交換品として使用する。	○	○	○	○	○	サモア国民全体。95家族が従事。	サモア全域	無形民俗文化財(民俗技術)
2	ペルー南中央部海岸線の「ハタホ・デ・ネグリス」と「ハタホ・デ・パリタス」	ペルー	クリスマスの祝典の一部として行われる音楽と歌唱による二つの伝統的な表現。アンデス、欧州カトリック及びアフリカのリズムの三者が結びついたもの。		○	○			ペルー中央南部の海岸線。特にイサ県の地方コミュニティ。	ペルー南部中央のイサ県	無形民俗文化財(民俗芸能)
3	アク・カルパクの職人芸、キルギス男性の帽子製造・着帽の伝統的な知識と技術	キルギスタン	伝統的なキルギスの手工芸とその着こなし。アク・カルパクは、白いフェルトで製作された伝統的な男子の帽子で深い神聖な意味を有する。				○	○	アク・カルパクを製作する女性コミュニティ。広くは着用する男性もコミュニティに含まれる。	キルギスタン全域	無形民俗文化財(民俗技術)
4	アルピニズム	仏、伊、スイス	アルピニズムは、身体・技術・知性を使い、また適切な器具・知識等を駆使した登山技術であり、またザイル・パーティのような社会的スキルにも支えられる。			○	○		コミュニティは、登山愛好者、訓練指導者、山ガイドなどで構成される。約70万人がいる。	3か国の国境の山岳地域	無形民俗文化財(風俗慣習)® < 娯楽・競技 >
5	アルメニア文字芸術とその文化的表現	アルメニア	古来からのアルメニア装飾文字芸術。405年に創作されたアルメニアアルファベットに基づいている。		○	○		○	アルメニアの一定地域の製作者、学者、カーペット製造者、刺繍職人など。	アルメニア全域	無形文化財(工芸技術)
6	メキシコのプエブラとトラスカラの職人工芸のタラベラ焼とスペインのタラベラ・デ・ラ・レイナとエル・ブエンテ・デル・アルソビスポの陶磁器の製造工程	メキシコ、スペイン	イスラムの伝統に起源する陶磁器製作の職人技と製造工程。イスラム教徒によってスペインにもたらされた。	○		○	○	○	メキシコの2コミュニティとスペインの2コミュニティ。	メキシコ中央部のタラベラ地域とスペインのトレド県	無形文化財(工芸技術)
7	ビザンチン聖歌	キプロス、ギリシャ	2000年以上続くビザンチン聖歌。文化伝統であり、総合的な音楽システム。	○	○	○			キプロス及びギリシャの教会等。	キプロス及びギリシャ全域及び世界のギリシャ正教会	無形文化財(芸能)
8	ケレスティヌスの贖罪の祝祭	イタリア	ケレスティヌスの贖罪の祝祭。1294年から続く。		○	○			ラクイラ市・州の住民	ラクイラ市・州	無形民俗文化財(風俗慣習) < 祭礼(信仰) >

9	マラニヤンの総合的文化行事ブンバ・メウ・バイ	ブラジル	マラニヤンの総合的文化行事ブンバ・メウ・バイ。音楽、演劇、表現など。	○	○	○	○	○	マラニヤン州全体	マラニヤン州の特に北部地域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>
10	ナツメヤシの知識・技術・伝統及び慣習	UAE、エジプト、イラク、モロッコなど14か国	ナツメヤシは、砂漠地方のオアシスに様々な密度で集まり、灌漑に適した水量があるかどうか示してくれる。食物源であるとともに経済的利益の源にもなる。	○	○	○	○	○	オアシスの住民や農業者、交易者など	乾燥地帯の谷間や低地帯	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>
11	ドロタルスツヴォ、ワイヤの工芸と芸術	スロバキア	ワイヤークラフト(針金細工)と芸術					○	ワイヤークラフトの活動している人たちが及びドロタリア地域の住民。	ドロタリア地域及びその他のスロバキア全域	無形民俗文化財 (民俗技術)
12	エチオピアの顕現祭	エチオピア	エチオピアの顕現祭。エチオピア全土で祝う色彩豊かな祭り。	○	○	○	○	○	エチオピア正教会の信徒	エチオピア全域	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
13	グナワ	モロッコ	グナワは、聖俗が混じりあった音楽及び治療儀式でイスラム神秘主義であるスーフイーの音楽。現在ではモロッコの多面的な文化の一つとなっている。	○	○	○	○	○	グナワ文化コミュニティは、音楽集団、芸術家、グナワ人仲間、治療の夜の儀式を扱う女性、グナワ音楽のファン、研究者及び一般大衆。	グナワ集団はモロッコ全域にいるが、特にオアシス、サハラ以北、アトラス山脈及びその南部地域。	無形民俗文化財 (風俗慣習)<民俗知識(医療・衛生・保健)> (民俗芸能)
14	メンドリシオの聖週間の行進	スイス	メンドリシオの聖週間の行進。通りは透明画の光にあふれる。					○	メンドリシオ内外の全ての人々	メンドリシオの旧市街	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
15	アイリッシュ・ハーブ	アイルランド	ハーブは、1000年以上演奏されてきたアイルランドの国の象徴。	○	○	○		○	Cruit Eireann, Harp Irelandに代表される。	アイルランド全域	無形文化財 (芸能)
16	ホラムズ・ダンス、ラズギ	ウズベキスタン	ホラムズ・ダンス、ラズギ。自然の音や現象、愛と幸福の感情を反映する人間の創造性を表すダンス。					○	何世紀も前にアマダリア川下流地域の住民であるホラムズ人が創作したダンス。	ホラムズ地域で創作され、ウズベキスタン全域及び中央アジアのウズベク人に広がった。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
17	クワダ・ヒルの演劇興行	ナイジェリア	クワダ・ヒルの演劇興行。娯楽であると同時に道徳を教える。	○	○	○	○	○	ベヌエ州のティブ族系統のコミュニティ	ベヌエ州のティブ族地域	無形民俗文化財 (民俗芸能)

18	モルナ、カーボベルデの伝統的な音楽ダンス	カーボベルデ	楽器演奏付きの伝統的なカーボベルデの音楽ダンス、モルナ	○	○	○	○	カーボベルデの全島	カーボベルデの全島。海外の移住コミュニティも。	無形民俗文化財 (民俗芸能)
19	ドミニカ・バチャータの音楽とダンス	ドミニカ共和国	バチャータの音楽とダンス。ボレロとアフロ・アンティル系のフュージョン。		○			主としてドミニカ人	ドミニカ共和国全域及び海外ドミニカ人	無形民俗文化財 (民俗芸能)
20	ヌア・タイ、伝統的なタイのマッサージ	タイ	タイ古式マッサージ			○	○	タイ国内のマッサージ療法者	タイ全域	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <民俗知識(医療・衛生・保健)>
21	ブリュッセルのオメガング、毎年の歴史的行列と民衆の祭り	ベルギー	ブリュッセルのオメガング。1348年に宗教儀式として始まり、その後町の祭りとなった。歴史的行列と民衆の祭り。		○	○		ブリュッセル市民、弓の射手組合など。	ブリュッセルの歴史地区	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>
22	セテスダールにおける伝統音楽とダンスの慣習、演奏、ダンス及び歌唱。	ノルウェー	セテスダールにおける伝統音楽とダンスの慣習、演奏、ダンス及び歌唱。18世紀から継承されている。	○	○	○		セテスダールの住民	セテスダール盆地で発展	無形民俗文化財 (民俗芸能)
23	アル・マラフのダマスクローズに関する慣習と職人芸	シリア	アル・マラフのダマスクローズに関する慣習と職人芸。栽培やオイル抽出。	○		○	○	ダマスカス近郊のアル・マラフ村の農民・家族、食品専門家、医療専門家、詩人など。	職人芸は主としてアル・マラフ村。慣習は殆どのシリアコミュニティに広がっている。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>
24	ヴェトナムにおけるテイ族、ヌン族、タイ族の民謡テンの儀式	ヴェトナム	テイ族、ヌン族、タイ族の民謡テンの儀式。人間、自然界及び宇宙に関する概念を反映。		○	○	○	ヴェトナム11省のテイ族、ヌン族、タイ族の中に817人の民謡テンの名人がいる。	ヴェトナムの北東部及び北西部。	無形民俗文化財 (民俗芸能・風俗慣習)
25	アルバイン巡礼期のサービスと歓迎の提供	イラク	アルバイン巡礼期のサービスと歓迎の提供。カルバラ県ではイスラム暦サファルの20日ごろに多くの巡礼者を受け入れる。			○		アルバイン巡礼期に多くのイラク人はサービスと歓迎を提供する。	イラク中央部及び南部で行われる社会慣習。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <信仰>
26	シラット	マレーシア	シラット。伝統的な武術。		○		○	シラット保護のコミュニティがマレーシア全国に存する。	マレーシア全域。548の登録シラットコミュニティ。	無形民俗文化財 (風俗慣習)Ⓟ <娯楽・競技>

27	ラパス市における神の子・主イエスのグラン・ポデール祭	ボリビア	ラパス市における神の子・主イエスのグラン・ポデール祭。1923年から行われている。	○	○	○	○	○	カトリック教会。民俗グループ協会。マーチングバンド及び民俗音楽グループ。刺繍・仮面・宝石等の職人。	ラパス市	無形民俗文化財 (風俗慣習) <祭礼(信仰)>		
28	コシフ彩色陶器の伝統	ウクライナ	18世紀から続くコシフ彩色陶器の伝統。緑・黄・茶の三色で彩色。					○	○	陶器の伝統と知識を継承してきた職人。現在約70人。	コシフと近隣の村	無形文化財 (工芸技術)	
29	ドーターの製作・演奏の伝統技術	イラン	ペルシャ楽器ドーターの製作・演奏の伝統技術	○	○	○			○	製作マスターと演奏研修クラス	イラン北東部地域	無形文化財 (工芸技術)	
30	コークールでの馬乳酒製造の伝統技術と関連の習慣	モンゴル	コークール(牛革容器)での馬乳酒製造の伝統技術と関連の習慣。	○	○	○	○	○		モンゴル全域の遊牧畜家族。	モンゴル全域であるが、コークールでの馬乳酒製造は主にモンゴル中央部。	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業>	
31	伝統的なトルコ・アーチェリー	トルコ	伝統的なトルコ・アーチェリー。					○	○	○	アーチェリーの実践者及び製作職人。	トルコ全域。	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <娯楽・競技>
32	伝統的トルクメン・カーペットの製造芸術	トルクメニスタン	伝統的トルクメン・カーペットの製造芸術。装飾芸術がなされた手織りの毛織物カーペット。					○	○	○	羊飼い、羊毛紡ぎ手、染料製造者、織機創造者。図案者、織り手。	トルクメニスタン全域。5つの主なトルクメン種族。	無形文化財 (工芸技術)
33	ブンチャック・シラットの伝統	インドネシア	ブンチャック・シラット(武術)の伝統。スポーツの側面に加え、精神性・自己防衛・芸術の側面を含む。	○	○	○	○	○		○	実践者、衣服・楽器・武具製造など支援者、観察者。	西スマトラ及び西ジャワで生まれ、インドネシア全域に。	無形民俗文化財 (風俗慣習)® <娯楽・競技>
34	地中海地域及びアルプスにおける遊牧ルートに沿った季節性移動遊牧	オーストリア、ギリシャ、伊	地中海地域及びアルプスにおける遊牧ルートに沿った季節性移動遊牧。羊、牛、ヤギなどの家畜	○				○	○		アルプス地域の農夫・羊飼い・土地所有者等の団体、イタリア中南部の移動放牧者、ギリシャの移動放牧者ネットワーク。	アルプス地域(イタリア北部・オーストリア)、イタリア中南部、ギリシャ	無形民俗文化財 (風俗慣習) <生産・生業：畜産>
35	冬の祭典、ポデンセのカーニバル	ポルトガル	冬の祭典、ポデンセのカーニバル。仮面を被る。					○		○	ポデンセの住民。	ポデンセという小さな村	無形民俗文化財 (風俗慣習) <年中行事>

【引用・参考文献】

[条約・法令]

- Beijing Treaty on Audiovisual Performances (WIPO, 2012)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000989.html) (2021.11.1
最終確認、以下同じ)
- Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural
Heritage (UNESCO, 1972) (<https://whc.unesco.org/en/conventiontext/>)
- Convention on Biological Diversity (UN, 1992)
(<https://www.cbd.int/convention/text/>)
- Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage
(UNESCO, 2003) (<https://ich.unesco.org/en/convention>)
- WIPO Performances and Phonograms Treaty (WIPO, 1996)
(<https://wipolex.wipo.int/en/text/295578>)

- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (1886)
(https://www.cric.or.jp/db/treaty/tl_index.html)
- 『国際条約集』(2021、岩沢雄司・植木俊哉・中谷和弘編集代表、有斐閣)

- Model Provisions for National Laws on the Protection of Expressions
of Folklore Against Illicit Exploitation and other Prejudicial Actions
(UNESCO/WIPO/FOLK/CGE/ I /4)
- Tunis Model Law on Copyright
([https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/copyright/120/wipo_pub_120_197
6_07-08.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/copyright/120/wipo_pub_120_1976_07-08.pdf))

- Law of the People' s Republic of China on Intangible Cultural Heritage,
China (<https://wipolex.wipo.int/en/text/336567>)
- Act on Cultural Activities in Local Government(166/2019), Finland
(<https://finlex.fi/fi/laki/kaannokset/2019/en20190166.pdf>)
- The Finnish Government' s decree on the implementation of the
Convention for the safeguarding of intangible cultural heritage,
Finland(<https://www.finlex.fi/fi/sopimukset/sopsteksti/2013/20130047>)
- Intangible Cultural Heritage Law of Latvia, Latvia
(<https://likumi.lv/ta/en/id/285526-intangible-cultural-heritage-law>)
- LOI No.2013-017 Relative ā la Sauvegarde du Patrimoine Immateriel

- National, Madagascar
(<https://www.assemblee-nationale.mg/wp-content/uploads/2020/11/LOI-N%C2%B0-2013-017-sauvegarde-du-patrimoine-.pdf>)
- Act concerning the cultural heritage, Norway
(<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/1978-06-09-50>)
 - Act of 12 June 1987 No. 56 concerning the Sameting (the Sami parliament) and other Sami legal matters (the Sami Act), Norway
(<https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/the-sami-act-/id449701/>)
 - Act of 17 June 2005 No. 85 relating to legal relations and management of land and natural resources in the county of Finnmark (Finnmark Act), Norway (<https://app.uio.no/ub/ujur/oversatte-lover/data/lov-20050617-085-eng.pdf>)
 - Act on the Safeguarding and Promotion of Intangible Cultural Heritage (2015, Act No. 13248), South Korea
(https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=49528&type=part&key=17)
 - Cultural Heritage Protection Act (1962, Act No. 961), South Korea
 - Cultural Heritage Protection Act (2014, Act No. 12352), South Korea
 - Cultural Heritage Protection Act (2018, Act No. 15639), South Korea
 - Enforcement Decree of the Act on the Safeguarding and Promotion of Intangible Cultural Heritage (2018, Presidential Decree No. 28956), South Korea
 - Ley 10/2015, de 26 de mayo, para la salvaguardia del Patrimonio Cultural Inmaterial, Spain
(<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2015-5794>)
 - Cultural Heritage Bill (prop. 2016/17:116), Sweden
(<http://www.regeringen.se/4933fd/contentassets/127b80d33b084194a415d72b85721874/161711600web.pdf>)

 - Operational Directives for the Implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, 2018 edition
(<https://ich.unesco.org/en/directives>)
 - Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention (<https://whc.unesco.org/en/guidelines/>)
 - Regulations relating to the proclamation by UNESCO of masterpieces of the oral and Intangible heritage of humanity (155EX/Decision 3.5.5)

- 「中国人民共和国無形文化遺産法(2011)」(独立行政法人日本貿易振興機構北京事務所知的財産部編)
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20110601.pdf)
- 文化財保護法の一部を改正する法律等について(2021(令和3)年)
(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/93084801.html>)
- 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準(1954(昭和29)年12月25日文化財保護委員会告示第56号)
- 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準(1954(昭和29)年12月25日文化財保護委員会告示第59号)
- 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(1954(昭和29)年12月25日文化財保護委員会告示第55号)
- 重要無形民俗文化財指定基準(1975(昭和50)年11月20日文部省告示第156号)
- 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準(1975(昭和50)年12月22日文部省告示第166号)
- 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準(2021(令和3)年6月14日文部科学省告示第90号)
- 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示(2021(令和3)年9月1日文部科学省告示第155号)
- 登録無形民俗文化財登録基準(2021(令和3)年6月14日文部科学省告示第91号)
- 登録無形文化財登録の件(2021(令和3)年9月30日文部科学省告示第163号)

[一次資料]

- “Action Plan for Intangible Cultural Heritage for 2019-2022”, Finland
(https://www.aineetonkulttuuriperinto.fi/assets/Toimenpideohjelman_EN.pdf)
- Fifth Report submitted by Norway-Pursuant to Article 25, paragraph 2 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities, Norway (<https://rm.coe.int/5th-sr-norway-en/16809f9f59>)
- Glossary(2002) Zanten, W. V(ed.) *Glossary on intangible cultural heritage*, UNESCO (<https://ich.unesco.org/doc/src/00265.pdf>),)
- Government proposal HE 195/2018 vp, Finland
(https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/KasittelytiedotValtiopaivaasia/Sivut/HE_195+2018.aspx)

- Istanbul Declaration (<https://ich.unesco.org/doc/src/00072-EN.pdf>)
- Japan (2013) ‘Nomination File No.00869/Japan’ , Paris UNESCO
(<https://ich.unesco.org/en/rl/washoku-traditional-dietary-cultures-of-the-japanese-notsibly-for-the-celebration-of-new-year-00869>)
- ‘Mexico City Declaration on Cultural Policies’ adopted by the World Conference on Cultural Policies, Mexico City, 6 August 1982
(<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000052505>)
- *Our Creative Diversity*, Paris: UNESCO, 1995
- Periodic report No. 00933/Norway
(<https://ich.unesco.org/en-state/norway-NO?info=periodic-reporting#rp>)
- Periodic report N. 1347/Sweden
(<https://ich.unesco.org/en-state/sweden-SE?info=periodic-reporting#rp>)
- Report of the Evaluation Body on its work in 2018 (ITH/18/13.COM/10)
- UNESCO-ACCU Expert Meeting on Community Involvement in Safeguarding Intangible Cultural Heritage (13-15, March, 2006, Tokyo)
(<https://ich.unesco.org/doc/src/00034-EN.pdf>)
- UNESCO, ‘Action Plan on Cultural Policies for Development’ (CLT-98/CONF. 210/4/Rev.)
- UNESCO, ‘Conclusions, Second Committee of Governmental Experts on the Safeguarding of Folklore (Paris, 14-18 January 1985)’ (23C/32 Appendix II)
- UNESCO, ‘Consideration of the Possibility of Establishing an International Instrument for the Protection of Folklore’ (B/EC/IX/11-IGC/WR.1(1971)15)
- ‘UNESCO Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage- Plan for national implementation ’ ,Finland
(<https://www.aineetonkulttuuriperinto.fi/assets/national-plan-2015.pdf>)
- UNESCO, ‘Decision of the Intergovernmental Committee’ (8.COM 8.17)
- UNESCO, ‘Final Report, First meeting on the Restricted Drafting Group (Paris, 20-22 March 2002)’ (GRR2/CH/2002/WD/6)
- UNESCO, ‘Final Report, International Round Table on Intangible Cultural Heritage - Working Definitions (Turin, Italy, 14-17March, 2001) ’ (<https://ich.unesco.org/doc/src/00077-EN.pdf>)
- UNESCO, ‘Final Report, Meeting of Experts to draw up a Future Programme concerning the Non-Physical Heritage (Paris, 28-30 November 1984)’

(CLT-84/CONF. 603/COL. 2)

- UNESCO, 'Meeting Report, Second meeting of the Select Drafting Group (Paris, 13-15, June 2002)' (<https://ich.unesco.org/doc/src/05152-EN.doc>)
- UNESCO, 'Recommendations, Committee of Governmental Experts on the Safeguarding of Folklore (Paris, 22-26 February 1982)' (UNESCO/CPY/TPC/ I /4 Annex I)
- UNESCO, 'Recommendations, International Expert Meeting, Intangible Cultural Heritage: Priority Domains for an International Convention (22-24 January 2002, Rio de Janeiro)' (RIO/ITH/2002/WD/10)
- UNESCO, 'Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore' (25C/Resolutions)
- UNESCO, 'Report, First session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 23-27 September 2002)' (CLT-2002/CONF. 203/5)
- UNESCO, 'Report of the Subsidiary Body on its work in 2013 and examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity' (ITH/13/8.COM, 2013.10.21), Paris UNESCO
- UNESCO, 'Secretariat Report, Second session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 24 February - 1 March 2003)' (CLT-2003/CONF. 205/6)
- UNESCO, 'Secretariat Report, Third session of the Intergovernmental Meeting of Experts on the Preliminary Draft Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage (Paris, 2 - 14 June 2003)' (CLT-2003/CONF. 206/4)
- UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity(31C/Resolution25)
- United Nations Declaration on the Rights of Indigenous People (UN Res. 61/295, 2007/9/13)
- WIPO (1997) '1967, 1982, 1984: Attempts to provide International Protection for Folklore by Intellectual Property Rights' (UNESCO-WIPO/FOLK/PKT/97/19)
- 外務省(2004)「CONVENTION FOR THE SAFEGUARDING OF THE INTANGIBLE

- CULTURAL HERITAGE 無形文化遺産の保護に関する条約(16 年 5 月)」(2019 年 3 月 8 日行政文書開示)
- 外務省「『無形文化遺産の保護に関する条約』の締結について(法制局説明資料)(2004(平成16)年5月21日)」(2019年3月8日行政文書開示)
 - 外務省「無形文化遺産の保護に関する条約の説明書」(2004(平成16)年2月)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5b.pdf)
 - 『第1回無形民俗文化財研究協議会報告書—民俗技術の保護をめぐって—』(2007)、東京文化財研究所
 - 「『日本再生の基本戦略』について」(2011(平成23)年12月24日、閣議決定)
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/dai7/siryou5.pdf>)
 - 「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(1975(昭和50)年9月30日庁保第191号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通達)
 - 文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について(報告)(1994(平成6)年7月15日)
 - 文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(2017(平成29)年12月18日)
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/matome/pdf/r1399287_01.pdf)
 - 「文化審議会企画調査会報告書～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～」(2021(令和3)年1月15日、文化審議会文化財分科会企画調査会)
(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/r02/index.html>)
 - 文化審議会答申(登録無形文化財の登録)について(2021(令和3)年10月15日)
(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93480101.html)
 - 文化庁「国指定文化財等データベース」
(<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)
 - 文化庁「世界遺産に関する基礎データ集(2020(令和2)年3月)
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/4_02/pdf/92581401_11.pdf)
 - 文化庁「無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書(案)」(2012(平成24)年2月6日、第9回文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会資料8-2)
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogojoyaku/09/pdf/shiryo_8_2.pdf)
 - 文化庁「ユネスコ無形遺産の保護に関する条約の対応について」(2008(平成

20)年7月30日)

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogojoyaku/unesco/>)

- 文化庁「ユネスコ無形文化遺産への当面の対応—『来訪神』以降の対応について—」(2017(平成29)年2月22日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会資料)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/mukeitokubetsu/5_02/pdf/r1393168_02.pdf)

- 文化庁報道発表「『和食：日本人の伝統的な食文化』の無形文化遺産代表一覧表への提案について」(2012平成24)年3月9日)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/mukei_bunkaisan_120309.pdf)

- 文化庁報道発表「ユネスコ無形文化遺産保護条約『人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)』への記載に関する審議結果について」(2013(平成25)年12月5日)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/unesco_washoku_131205.pdf)

[著書]

- Akagawa, N. (2015) *Heritage Conservation in Japan's Cultural Diplomacy -Heritage, national identity and national interest*, London and New York: Routledge
- Akagawa, N. and Smith, L. (eds.) (2019) *Safeguarding Intangible Heritage -Practices and Politics*, London and New York: Routledge
- Blake, J. (2006) *Commentary on the 2003 UNESCO Convention on the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage*, Leicester: Institute of Art Communities
- Blake, J. (2015) *International Cultural Heritage Law*, Oxford: Oxford University Press
- Blake, J. and Lixinski, L. (eds.) (2020) *The 2003 UNESCO Intangible Heritage Convention -A Commentary*, Oxford: Oxford University Press
- Borelli, S. and Lenzerini, F. (eds.) (2012) *Cultural Heritage, Cultural Rights, Cultural Diversity -New Developments in International Law*, Leiden and Boston: Martinus Nijhoff Publishers
- Bortolotto, C. et al (eds.), *Between Imagined Communities and Communities of Practice - Participation, Territory and the Making of*

Heritage: Saint Philip Street Press

- Cornu, M. et al. (eds.) (2020) *Intangible Cultural Heritage Under National and International Law –Going Beyond the 2003 UNESCO Convention*, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar
- Forrest, C. (2010) *International Law and the Protection of Cultural Heritage*, London and New York: Routledge
- Golinelli, G. M. (ed.) (2015) *Cultural Heritage and Value Creation – Toward New Pathways*, Switzerland: Springer
- Kono, T. (ed.) (2009) *Intangible Cultural Heritage and Intellectual Property*, Antwerp/Oxford/Portland: Intersentia
- Lixinski, L. (2013) *Intangible Cultural Heritage in International Law*. Oxford: Oxford University Press
- Lixinski, L. (2019) *International Heritage Law for Communities: Exclusion and Re-Imagination*, Oxford: Oxford University Press
- Petrillo, P. L. (ed.) (2019) *The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage*, Switzerland, Springer
- Seitel, P. (ed.) (2001) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
- Smith, L. and Akagawa, N. (eds.) (2009) *Intangible Heritage*, London and New York: Routledge
- Stefano, M. L. et al. (eds.) (2012) *Safeguarding Intangible Cultural Heritage*, Suffolk, UK and Rochester, USA: The Boydell Press
- Stefano, M. L. and Davis, P. (eds.) (2017) *The Routledge Companion to Intangible Cultural Heritage*, London and New York: Routledge
- Yusuf, A. A. (ed.) (2007), *Standard-setting in UNESCO, Volume 1, Normative Action in Education, Science and Culture*, UNESCO Publishing, Leiden/Boston: Martinus Nijhoff Publishers

- 芦部信喜著・高橋和之補訂(2015) 『憲法(第六版)』、岩波書店
- 岩沢雄司(1985) 『条約の国内適用可能性』、有斐閣
- 岩沢雄司(2020) 『国際法』、東京大学出版会
- 大島暁雄(2007b) 『無形民俗文化財の保護 無形文化遺産保護条約にむけて』、岩田書院
- 国末憲人(2012) 『ユネスコ「無形文化遺産」—生きている遺産を歩く』、平凡社

- 国立国会図書館調査及び立法考査局(2019)『各国憲法集(9)フィンランド憲法』
(https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)
- 小松一郎(2015)『実践国際法(第2版)』、信山社
- 佐藤禎一(2008)『文化と国際法-世界遺産条約・無形遺産条約と文化多様性条約』、玉川大学出版部
- 杉原高嶺(2013)『国際法講義(第2版)』、有斐閣
- 竹内敏夫・岸田実(1950)『文化財保護法詳説』、刀江書院
- 高野雄一(1960)『憲法と条約』、東京大学出版会
- 田畑茂二郎(1973)『国際法I(新版)』、法律学全集、有斐閣
- 中村賢二郎(2007)『わかりやすい文化財保護制度の解説』、ぎょうせい
- 七海ゆみ子(2012)『無形文化遺産とは何か』、彩流社
- 西海真樹(2016)『現代国際法論集一開発・文化・人道』、中央大学出版部
- 古田陽久(2020)『世界無形文化遺産事典—2020年版—』、シンクタンクせと
うち総合研究機構
- 文化庁内民俗文化財研究会編著(1979)『民俗文化財の手びき—調査・収集・保
存・活用のために—』、第一法規
- 文化庁(2001)『文化財保護法五十年史』、ぎょうせい
- マッシモ・チェンティニーニ(2019)『ユネスコ世界の無形文化遺産』岡本千晶訳、
原書房
- 松田浩道(2020)『国際法と憲法秩序—国際規範の実施権限』、東京大学出版会
- 柳原正治(2019)『国際法(改訂版)』、一般社団法人放送大学教育振興会

[論文]

- Åbele, L. (2020) “Translating the 2003 Convention into national laws” ,
in Cornu, M. et al. (eds.) *Intangible Cultural Heritage Under National
and International Law: Going Beyond the 2003 UNESCO Convention*,
Cheltenham/Northampton: Edward Elgar, Chapter 9, pp.134-143
- Aikawa, N. (2001) ‘The 1989 Recommendation on the Safeguarding of
Traditional Culture and Folklore: Actions Undertaken by UNESCO for Its
Implementation’ in Seitel, P. (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures:
A Global Assessment*, pp.13-19, Washington, D.C.: Center for Folklife
and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
- Aikawa, N. (2004) ‘An Historical Overview of the Preparation of the
UNESCO International Convention for the Safeguarding of the Intangible
Cultural Heritage’ , in *Museum International* 56(1-2), pp.137-149

- Akagawa, N. (2015) ‘Intangible heritage’ , in *Heritage Conservation in Japan’ s Cultural Diplomacy*, Chapter 5, London and New York: Routledge, pp.115-137
- Akagawa, N. (2019) ‘National identity, culinary heritage and UNESCO: Japanese *washoku*’ , in Akagawa N. and Smith L. (eds), *Safeguarding Intangible Heritage: Practices and Policies*, Chapter13, London and New York: Routledge, pp.200-217
- Blake, J. (2002) ‘Developing a New Standard-setting Instrument for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage, Elements for consideration’ (CLT-2001/WS/8 Rev.)
- Cang, V. G. (2007) ‘Defining Intangible Cultural Heritage and its Stakeholders: the Case of Japan’ in *International Journal of Intangible Heritage*, Vol.2 2007
- Forest, C. (2010) ‘Intangible cultural heritage’ in Forest.C. *International Law and the Protection of Cultural Heritage*, Oxfordshire and New York: Routledge, pp.362-387
- Dunaway, D. K. (1984) ‘The World’ s Non-Physical Heritage’ (CLT-84/CONF. 603)
- Francioni, F. (2020) ‘Article 2(1): Defining Intangible Cultural Heritage’ , in Blake, J. and Lixinski, L. (eds.), *The 2003 UNESCO Intangible Heritage Convention: A Commentary*, Oxford: Oxford University Press, pp.48-57
- Hazucha, B. (2009) ‘Community as a Holder of Intangible Cultural Heritage: A Broader Public Policy Perspective’ in Kono, T. (ed.) *Intangible Cultural Heritage and Intellectual Property*, Antwerp/Oxford/Portland: Intersentia, pp.223-244
- Kono, T. (2007) ‘UNESCO and Intangible Cultural Heritage from the Viewpoint of Sustainable Development’ in Yusuf, A. A. (ed.), *Standard-setting in UNESCO Volume 1 Normative Action in Education, Science and Culture*: UNESCO Publishing & Martinus Nijhoff Publishers, pp.237-265
- Kono, T. (2009) ‘Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage: Unresolved Issues and Unanswered Questions’ in Kono, T. (ed.) *Intangible Cultural Heritage and Intellectual Property*, Antwerp/Oxford/Portland: Intersentia, pp.3-39
- Kono, T. (2019) ‘The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage in Japan’ , in Petrillo, P. L. (ed.), *The Legal Protection of*

- the Intangible Cultural Heritage*, Switzerland: Springer, pp.55-68
- McCann, A. et al. (2001) ‘The 1989 Recommendation Ten Years On: Towards a Critical Analysis’ in Seitel, P. (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, pp.57-61, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
 - Park, J. (2019) ‘The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage in the Republic of Korea’ , in Petrillo, P. L. (ed), *The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage, A Comparative Perspective*, Switzerland: Springer, pp.69-83
 - Petrillo, P.T. (2019) ‘Intangible Cultural Heritage and Comparative Law. Towards a Global Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage’ , in Petrillo, P.L. (ed.), *The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage*, Part III, Switzerland: Springer, pp.231-263
 - Prott, L.V. (2001) ‘Some Considerations on the Protection of the Intangible Heritage: Claims and Remedies ‘ in Seitel, P. (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, pp.104-110, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
 - Ravna, Ø. (2016) ‘Norway and Its Obligations under ILO 169 - Some Considerations after the Recent Stjernøy Supreme Court case’ , in *Action Review on Law and Politics* Vol.7, No.2, 2016, pp.201-204
 - Scepi,G. and Petrillo,P.L. (2015) ‘The Cultural Dimension of the Mediterranean Diet as an Intangible Cultural Heritage of Humanity’ in Golinelli,G.M. (ed.), *Cultural Heritage and Value Creation: Towards New Pathways*, Switzerland: Springer, pp.171-188
 - Scovazzi,T. (2012) ‘The Definition of Intangible Cultural Heritage’ in Borelli, S. et al (eds.), *Cultural Heritage, Cultural Rights, Cultural Diversity: New Developments in International Law*, Leiden/Boston: Martinus Nijhoff Publishers, Chapter 8, pp.179-200
 - Scovazzi,T. (2015) ‘Intangible Cultural Heritage as Defined in the 2003 UNESCO Convention’ in Golinelli,G.M. (ed.), *Cultural Heritage and Value Creation: Towards New Pathways*, Switzerland: Springer, pp.105-126
 - Scovazzi,T. (2019) ‘The UNESCO Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage. General Remarks’ , in Petrillo, P.L. (ed.), *The Legal Protection of the Intangible Cultural Heritage*,

- Switzerland: Springer, pp.3-16
- Seeger, A. (2001) ‘Summary Report on the Regional Seminars’ in Seitel, P (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, pp.36-41, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
 - Sherkin, S. (2001) ‘A Historical Study on the Preparation of the 1989 Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore’ in Seitel, P (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, pp.42-56, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
 - Simon, B.S. (2001) ‘Global Steps to Local Empowerment in the Next Millennium: An Assessment of UNESCO’ s 1989 Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore’ in Seitel, P (ed.) *Safeguarding Traditional Cultures: A Global Assessment*, pp.111-143, Washington, D.C.: Center for Folklife and Cultural Heritage, Smithsonian Institution
 - Taylor, J. (2017) “Locating intangible cultural heritage in Norway” , in Stefano, M.L. and Davis, P. (eds) *The Routledge Companion to Intangible Cultural Heritage*, London/New York: Routledge, 16, pp.216-229
 - Urbinati, S. (2012) ‘The Role for Communities, Groups and Individuals under the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage’ in Borelli, S. et al (eds.), *Cultural Heritage, Cultural Rights, Cultural Diversity: New Developments in International Law*, Leiden/Boston: Martinus Nijhoff Publishers, Chapter 9, pp.201-221
 - Urbinati, S. (2015) ‘The Community Participation in International Law’ , in Bortolotto, C. et al (eds.), *Between Imagined Communities and Communities of Practice - Participation, Territory and the Making of Heritage*: Saint Philip Street Press, pp.123-140
 - Ubertazzi, B. (2020) ‘Article 2(2):Manifesting Intangible Cultural Heritage’ in Blake, J. and Lixinski, L. (eds.), *The 2003 UNESCO Intangible Convention, A Commentary*, Oxford, Oxford University Press, pp. 58-80
 - Vaivade, A. (2020) ‘Linking new intangible cultural heritage law with a legal past’ , in Cornu, M et al (eds.), *Intangible Cultural Heritage Under National and International Law: Going beyond the 2003 UNESCO Convention*,

- 愛川・フォール紀子(2010)『文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ』成城大学民俗学研究所グローバル研究センター
- 阿部克則(2017)「条約解釈における『後の合意』と『後の慣行』に関する ILC 結論草案—第一読終了時点における評価」、『法律時報』89 卷 10 号、pp. 40-45
- 石野利和(1999)「デジタル化・ネットワーク化に対応した国際秩序の形成」、著作権法令研究会ほか編『著作権法/不正競争防止法改正解説』第 2 章、pp. 21-50
- 岩崎まさみ(2012)「無形文化遺産保護条約の概要とその意義」『年報新人文学(9)』、pp. 99(53)-75(77)
- 岩崎まさみ(2017)「無形文化遺産を語る人たち」、飯田卓(編)『文化遺産と生きる』、臨川書店、pp. 39-67
- 岩崎まさみ(2021)『「伝統建築工匠の技」登録の国際的意義』『月間文化財』693、pp. 4-7
- 岩沢雄司(2010)「国際法と国内法の関係」、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫(編)、『講義国際法第 2 版』第 4 章、有斐閣、pp. 105-132
- 岩沢雄司(2010)「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」『世界法年報第 29 号』、pp. 50-85
- 岩本通弥(1998)「民俗学と「民俗文化財」とのあいだ—文化財保護法における「民俗」をめぐる問題点」『國学院雑誌』99 卷 11 号、pp. 219-231
- 岩本通弥(2013)「総説・世界遺産時代と日韓の民俗学—ユネスコ 2 条約の受容をめぐる」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第 1 章、風響社、pp. 15-57
- 岩本通弥(2015)「無形遺産条約と日韓の文化財保護法—その対応の相違」、鈴木正崇編『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』、慶應義塾大学東アジア研究所、pp. 387-414
- 植木俊哉(2009)「憲法と条約」『ジュリスト』No. 1378(2009・5・1-15)、pp. 81-91
- 植木俊哉(2019)「国際組織設立条約の解釈における『後に生じた慣行』の意義」、芹田健太郎ほか編『実証の国際法学の継承』、信山社、pp. 661-676
- 植木行宣(2007)「無形文化遺産の特性とその保護—日本の事例—」、植木行宣監修『民俗文化財 保護行政の現場から』、岩田書院、pp. 362-370
- 上中修(2019)「学校園における和食文化の保護と継承：「和食」のユネスコ無形文化遺産登録の申請過程の検証を通して」『教育学論究』11 号、pp. 7-13
- 内田新(1984a)「文化財保護法概説・各論(9)」『自治研究』60 卷 6 号、pp. 135-

- 内田新(1984b)「文化財保護法概説・各論(10)」『自治研究』60巻8号、pp. 43-60
- 内田新(1984c)「文化財保護法概説・各論(11)」『自治研究』60巻9号、pp. 49-69
- 江原絢子(2015)「ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化とその保護と継承」『日本調理科学会誌』Vol. 48, No. 4、pp. 320-324
- 小内透(2013)「ノルウェー・サーミの概況」、『「調査と社会理論」研究報告書』、29、第1章、pp. 13-40
- 大島暁雄(2007a)「民俗文化財保護の基本理念について一特に、昭和50年文化財保護法改正を巡って一」、植木行宣監修『民俗文化財 保護行政の現場から』、岩田書院、pp. 8-19
- 大島暁雄(2008)「無形民俗文化財の「変化」を考える一特に文化財指定との関連で一」『無形文化遺産研究報告』第2号、東京文化財研究所、pp. 59-72
- 大橋敏博(2004)「韓国における文化財保護システムの成立と展開一関野貞(1902年)から韓国文化財保護法制定(1962年)まで一」、『総合政策論叢』第8号、島根県立大学総合政策学会、pp. 173-191
- 菅豊(2015)「中国における『遺産』政策と現実との相克一ユネスコから『伝統の担い手』まで」、鈴木正崇編『アジアの文化遺産一過去・現在・未来』慶應義塾大学東アジア研究所、pp. 269-307
- 菅豊(2017)「幻影化する無形文化遺産」、飯田卓(編)『文化遺産と生きる』臨川書店、pp. 69-96
- 金賢貞(2018)「韓国の文化財行政と「近代」一「登録文化財制度」の新設を中心に」、『亜細亜大学国際関係紀要』28(1)、pp. 1-42
- 熊倉功夫(2015)「和食の魅力と世界無形文化遺産」『愛知大学総合郷土研究所紀要』60巻、pp. 125-134
- 洪恵子(2011)「条約の自動執行性：ヘーグ陸戦条約3条損害賠償請求事件」『国際法判例百選[第2版]』、有斐閣、pp. 23-24
- 河野俊行(2004)「無形文化遺産条約の思想と構造一世界遺産条約、日本法との比較において一」『平成15年度沖縄国際フォーラム報告書』、国際交流基金、pp. 37-45
- 小林友彦(2003)「「国際法と国内法の関係」を論じる意義：日本の学説の展開過程に照らして」『社会科学研究』54巻5号 pp. 81-106
- 齊藤裕嗣(2007)「重要無形民俗文化財(民俗芸能)の保護について一「現状変更」との関わりから」、植木行宣監修『民俗文化財 保護行政の現場から』、岩田書院、pp. 50-54

- 佐藤直子(2003)「ユネスコにおける“無形の文化財”保存についての取組み」
『“無形の文化財”の保護に関する国際比較 [日本]・アジア・ユネスコ編』東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター
- 周超(2012)「日中無形文化財保護法の比較研究」『文明 21』(29)、pp. 43-53
- 周超(2014)「中国の『無形文化遺産法』」『中国 21』(39)、pp. 167-180
- 宗ティンティン(2013)「中国無形文化遺産の保存と継承に関する一考察」『貿易風—中部大学国会関係学部論集—』第 8 号、pp. 120-124
- 田上麻衣子(2011)「中国における無形文化遺産の保護に関する動向と留意点」、
一般財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所、平成 23 年度委託事業報告書、pp. 341-357
(https://www.mabs.jp/countries/china/pdf/h23_1.pdf)
- 高島忠義(2016a)「南極海捕鯨事件に関する ICJ 判決について(一)」、『法學研究：法律・政治・社会』Vol. 89, No. 4、pp. 81-112
- 高島忠義(2016b)「南極海捕鯨事件に関する ICJ 判決について(二・完)」、『法學研究：法律・政治・社会』Vol. 89, No. 5、pp. 51-78
- 高田映(2017)「国際法と国内法の関係」、柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義(第 3 版)』、第 4 章、信山社、pp. 48-67
- 丁秀珍(2013) (訳・室井康成)「韓国における文化財保護法の展開」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第 3 章、風響社、pp. 87-109
- 中村淳(2013)「日本における文化財保護法の展開」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第 2 章、風響社、pp. 61-85
- 西海真樹(2017)「文化多様性条約における持続可能な開発」北村泰三・西海真樹編著『文化多様性と国際法—人間と開発を視点として』、第 II 部第 1 章、中央大学出版部、pp. 101-122
- 根木昭(2002)「文化財概念の再認識」『文化財政策概論—文化遺産保護の新たな展開に向けて』、第 7 章、東海大学出版会、pp. 217-232
- 白松強(2014)「経済大国から文化大国へ—東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護に関する一考察—」『東アジア研究』第 15 号、pp. 1-『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』、慶應義塾大学東アジア研究所、pp. 309-357—
- 白松強(2015)「世界無形文化遺産時代における中国の無形文化遺産保護に関する一察」『年報非文学資料研究』第 11 号、pp. 73-96
- 濱田琢司(2013)「無形文化財制度・工芸技術における「個人」の問題」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第 8 章、風響社、pp. 239-267

- 濱本正太郎(2011)「国内法秩序における国際法の適用」、酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』、第4編第5章、有斐閣、pp. 382-411
- 馮彤(2007)「中国の無形文化財の保護に対する一考察」『北東アジア研究』第13号
- 俵木悟(2011)「民俗芸能の伝承組織についての一試論—『保存会』という組織のあり方について—」『無形民俗文化財の保存・活用に関する調査研究報告書』東京文化財研究所、pp. 59-79
- 俵木悟(2013)「あのとき君は<無形文化財>だった—文化財としての民俗芸能の昭和30～40年代」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第7章、風響社、pp. 215-238
- 俵木悟(2018a)「フォークロアから無形文化遺産へ—2003年条約に到る道」『文化財/文化遺産としての民俗芸能—無形文化遺産時代の研究と保護』、第8章、勉誠出版、pp. 211-244
- 俵木悟(2018b)「「文化財」「文化遺産」と民俗芸能」『文化財/文化遺産としての民俗芸能—無形文化遺産時代の研究と保護』、序章、勉誠出版、pp. 1-16
- 星野紘(2007)「国際的に動き出した無形文化遺産の保存における課題」『比較民族研究』21、pp. 77-88
- 朴原模(2015)「韓国の無形遺産保護の成立と展開」、鈴木正崇編『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』、慶應技術大学東アジア研究所、pp. 309-357
- 丁秀珍(2013) (訳・室井康成)「韓国における文化財保護法の展開」、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、第3章、風響社、pp. 87-109
- 増沢陽子(2010)「ストックホルム条約の国内実施—国内環境法の視点から」『新世代法政策学研究』Vol. 9、pp. 217-244
- 松田浩道(2020b)「憲法秩序における裁判規範としての国際法—直接適用可能性と裁判規範性の区別—」『国際法外交雑誌』第119巻第1号、pp. 92-115
- 南新平(2012)「和食のユネスコ無形文化遺産への申請」『会誌 食文化研究』No. 8、pp. 71-73
- 宮田繁幸(2007)「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告』第1号、東京文化財研究所、pp. 1-26
- 宮田繁幸(2008a)「日本の無形文化遺産保護と無形文化遺産保護条約」『第30回文化財の保存・修復に関する国際研究集会報告書』、東京文化財研究所、pp. 5-12
- 宮田繁幸(2008b)「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2」『無形文化遺産研究報告』第2号、東京文化財研究所、pp. 1-20
- 宮田繁幸(2010)「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研

- 究報告』第4号、東京文化財研究所、pp. 1-13
- 宮田繁幸(2012)「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告』第6号、東京文化財研究所、pp. 1-19
 - LEE, Byungechan(2018)「条約解釈における『後の合意及び後の慣行』—『時間』及び『意思』、そして『発展的解釈』との関係—」、『立命館研究』30-3、pp. 109-130
 - リックス・スミーツ(2004)「無形文化遺産およびその有形文化遺産・自然遺産との関係」『平成15年度沖縄国際フォーラム報告書』、国際交流基金、pp. 137-152
 - 谷内正太郎(1991)「国際法規の国内的实施」、広部和也＝田中忠(編)『国際法と国内法』、第一章第五節、勁草書房、pp. 109-132
 - 柳井俊二(1991)「国際法規の形成過程と国内法」、広部和也＝田中忠(編)『国際法と国内法』、第一章第四節、勁草書房、pp. 83-108
 - 山本良(2010)「条約法」、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法(第2版)』、第3章、有斐閣、pp. 72-104
 - 和田勝彦(2002)「文化財保護の制度及び施策の現状」『文化財政策概論—文化遺産保護の新たな展開に向けて』、第3章、東海大学出版会、pp. 73-114